

鎌ヶ谷市地域防災計画

【改訂案】

令和 8 年 月改訂

鎌ヶ谷市防災会議

鎌ヶ谷市地域防災計画

目 次

第1編 総 則

第1章	計画の方針.....	総-1
第1節	計画の目的.....	1
第2節	計画の位置付け.....	1
第3節	計画の構成及び災害の範囲.....	1
第2章	計画の基本的な考え方.....	3
第1節	減災を重視した防災対策の方向性.....	3
第2節	地域防災力の向上.....	3
第3節	要配慮者及び男女共同参画の視点.....	4
第4節	計画の修正.....	4
第3章	防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	5
第1節	鎌ヶ谷市.....	5
第2節	千葉県.....	5
第3節	指定地方行政機関.....	7
第4節	自衛隊.....	10
第5節	指定公共機関.....	10
第6節	指定地方公共機関.....	12
第7節	公共的団体等.....	12
第4章	市民及び事業所等の責務.....	15
第1節	市民.....	15
第2節	自主防災組織、住民組織.....	16
第3節	事業所.....	16
第4節	ボランティア団体.....	16
第5章	防災環境.....	17
第1節	位置及び概況.....	17
第2節	自然環境.....	17
第3節	社会環境.....	18

第2編 地震編

第1章	総 則.....	地-1-1
第1節	地震対策の基本的視点.....	1-1
第2節	災害履歴（地震）.....	1-2
第3節	災害危険性の予測.....	1-3
第2章	災害予防計画.....	地-2-1
第1節	災害に強い都市づくり.....	2-1
第1	災害に強い市街地の整備.....	2-1
第2	道路・橋梁の整備.....	2-2
第3	ライフライン施設等の整備.....	2-3
第4	建築物等の耐震化・不燃化.....	2-6

第2節 地盤災害防止対策	2-9
第1 土砂災害警戒区域等の指定と把握.....	2-9
第2 急傾斜地対策.....	2-10
第3 警戒避難体制の整備.....	2-11
第4 液状化対策.....	2-11
第5 地盤沈下の防止.....	2-12
第3節 防災拠点の整備	2-14
第1 防災拠点施設の整備.....	2-14
第2 通信体制の整備.....	2-15
第4節 災害に強い組織・人づくり	2-18
第1 組織の整備.....	2-18
第2 防災訓練.....	2-21
第3 防災広報.....	2-22
第4 調査・研究.....	2-23
第5節 消防体制の整備	2-24
第1 火災の予防.....	2-24
第2 消防力の整備.....	2-26
第6節 避難環境の整備	2-28
第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備.....	2-28
第2 避難体制の整備.....	2-29
第3 避難所運営体制の整備.....	2-30
第7節 応急対策のための環境整備	2-32
第1 救助・救急・医療体制の整備.....	2-32
第2 緊急輸送体制の整備.....	2-33
第3 給水体制の整備.....	2-34
第4 防疫体制の整備.....	2-35
第5 物資供給体制の整備.....	2-35
第6 建物対策の推進.....	2-37
第7 宅地対策の推進.....	2-37
第8 学校の対策.....	2-38
第8節 要配慮者対策のための環境整備	2-39
第1 要配慮者への対策.....	2-39
第2 社会福祉施設等における対策.....	2-44
第3 外国人への対策.....	2-44
第9節 ボランティア活動体制の整備	2-46
第1 ボランティア育成体制の整備.....	2-46
第2 ボランティアの養成.....	2-47
第10節 帰宅困難者等対策	2-49
第1 帰宅困難者の定義と発生予想数.....	2-49
第2 一斉帰宅の抑制.....	2-50
第3 帰宅困難者等への支援対策.....	2-50
第3章 災害応急対策計画	地-3-1
第1節 災害体制の確立	3-1
第1 災害警戒本部.....	3-1
第2 災害対策本部.....	3-3
第3 災害対策本部事務分掌.....	3-6

第4 自主防災組織への要請	3-1 4
第2節 情報の収集・伝達	3-1 5
第1 地震に関する情報の伝達	3-1 5
第2 被害情報の収集・調査・報告	3-1 7
第3 通信機能が使用不能となった場合の措置	3-2 2
第3節 災害広報・広聴活動	3-2 3
第1 災害広報活動	3-2 3
第2 報道機関への対応	3-2 5
第3 被災者相談・広聴活動	3-2 6
第4節 応援派遣	3-2 7
第1 自衛隊の災害派遣	3-2 7
第2 広域応援派遣要請	3-3 1
第5節 消防・救助・救急	3-3 8
第1 消防活動	3-3 8
第2 救助・救急活動	3-4 0
第3 水防活動	3-4 1
第4 惨事ストレス対策	3-4 2
第6節 応急医療救護	3-4 3
第1 応急医療活動	3-4 3
第2 被災者等への医療	3-4 5
第7節 避難	3-4 7
第1 避難活動	3-4 8
第2 避難所の開設	3-5 0
第3 避難所の運営	3-5 1
第4 避難所外避難者の把握及び支援	3-5 5
第8節 生活救援	3-5 7
第1 給水活動	3-5 7
第2 食料の供給	3-5 9
第3 物資の供給	3-6 1
第4 救援物資の供給	3-6 3
第9節 交通対策・緊急輸送	3-6 4
第1 交通対策	3-6 4
第2 緊急輸送	3-6 7
第10節 災害警備	3-6 9
第1 警察の災害警備	3-6 9
第11節 土地・建物対策	3-7 1
第1 被災建築物応急危険度判定	3-7 1
第2 被災宅地危険度判定	3-7 2
第3 応急仮設住宅等の設置	3-7 3
第4 住宅の応急修理	3-7 5
第12節 防疫・清掃	3-7 6
第1 防疫活動	3-7 7
第2 し尿の処理	3-7 8
第3 清掃	3-7 8
第4 障害物の除去	3-7 9
第5 動物対策	3-8 0

第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理	3-82
第1 行方不明者の捜索	3-82
第2 遺体の処理	3-83
第3 遺体の埋火葬	3-84
第14節 公共施設等の応急復旧対策	3-85
第1 ライフライン施設等	3-85
第2 交通施設等	3-92
第15節 文教・保育対策	3-95
第1 応急保育	3-95
第2 応急教育	3-96
第3 社会教育施設等の対策	3-99
第16節 要配慮者対策	3-100
第1 要配慮者への対応	3-100
第2 社会福祉施設入所者等への対策	3-102
第3 外国人への対応	3-103
第17節 災害ボランティアへの協力	3-104
第1 ボランティアの受け入れ	3-104
第2 ボランティアへの活動支援	3-105
第18節 帰宅困難者等対策	3-107
第1 徒歩帰宅者の発生抑制対策	3-107
第2 帰宅困難者等に対する支援	3-108
第19節 災害救助法の適用	3-110
第1 災害救助法の適用基準	3-110
第2 滅失世帯の算定基準	3-111
第3 災害救助法の適用手続き	3-112
第4 救助の実施者及び救助の内容等	3-112
第4章 災害復旧計画	地-4-1
第1節 市民生活安定のための緊急措置	4-1
第1 被災者への支援	4-1
第2 地域経済の復旧支援	4-7
第3 義援金及び義援品の受付・配分	4-7
第2節 災害復旧事業の推進	4-9
第1 災害復旧事業の推進	4-9
第2 激甚法による災害復旧事業	4-9
第3節 災害復興	4-11
第1 基本的な考え方	4-11
第2 想定される復興準備計画	4-11
第3 復興対策の研究、検討	4-12

地震編附編

第1章 総則	東1-1
第1節 計画策定の趣旨	1-1
第2節 基本方針	1-1
第3節 今後の課題	1-2
第4節 市の業務	1-2
第2章 事前の措置	東-2-1

第1節 東海地震に備え促進すべき事項	2-1
第2節 事業所に対する指導、要請	2-2
第3節 広報及び教育	2-5
第4節 地震防災訓練	2-7
第3章 東海地震注意情報の発表から 警戒宣言発令までの対応措置	東-3-1
第1節 東海地震注意情報の伝達	3-1
第2節 活動体制の準備等	3-2
第3節 東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令までの広報	3-2
第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置	東-4-1
第1節 市の活動体制	4-1
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	4-1
第3節 警備対策	4-2
第4節 消防、危険物、水防対策	4-3
第5節 公共輸送対策	4-4
第6節 交通対策	4-5
第7節 上水道・電気・ガス・通信等対策	4-6
第8節 学校、病院、社会福祉施設等	4-8
第9節 避難対策	4-10
第10節 救護救援、防疫対策、保健活動対策	4-12
第11節 その他の対策	4-13
第5章 住民等のとるべき措置	東-5-1
第1節 住民のとるべき措置	5-1
第2節 自主防災組織のとるべき措置	5-3
第3節 事業所のとるべき措置	5-4
第3編 風水害等編	7
第1章 総 則	風-1-1
第1節 災害履歴（風水害等）	1-1
第2節 災害危険性の予測	1-1
第2章 災害予防計画	風-2-1
第1節 災害に強い都市づくり	2-1
第1 災害に強い市街地の整備	2-1
第2 道路の整備	2-2
第3 ライフライン施設等の整備	2-2
第4 建築物等の風害対策等	2-6
第2節 土砂災害防止対策	2-8
第1 土砂災害警戒区域等の指定と把握	2-8
第2 急傾斜地対策	2-9
第3 警戒避難体制の整備	2-10
第3節 風水害等防止対策	2-11
第1 水防体制の整備	2-11
第2 治水対策の推進	2-12
第3 風害予防対策	2-14
第4 雪害予防対策	2-16
第4節 防災拠点の整備	2-18

第1 防災拠点施設の整備	2-1 8
第2 通信体制の整備	2-1 9
第5節 災害に強い組織・人づくり	2-2 2
第1 組織の整備	2-2 2
第2 防災訓練	2-2 5
第3 防災広報	2-2 6
第4 調査・研究	2-2 7
第6節 消防体制の整備	2-2 8
第1 火災の予防	2-2 8
第2 消防力の整備	2-3 0
第7節 避難環境の整備	2-3 1
第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	2-3 1
第2 避難体制の整備	2-3 3
第3 避難所運営体制の整備	2-3 3
第8節 応急対策のための環境整備	2-3 5
第1 救助・救急・医療体制の整備	2-3 5
第2 緊急輸送体制の整備	2-3 6
第3 給水体制の整備	2-3 7
第4 防疫体制の整備	2-3 8
第5 物資供給体制の整備	2-3 8
第6 建物対策の推進	2-4 0
第7 宅地対策の推進	2-4 0
第8 学校の対策	2-4 0
第9節 要配慮者対策のための環境整備	2-4 2
第1 要配慮者への対策	2-4 2
第2 社会福祉施設等における防災対策	2-4 7
第3 外国人への対策	2-4 7
第10節 ボランティア活動体制の整備	2-4 9
第1 ボランティア育成体制の整備	2-4 9
第2 ボランティアの養成	2-5 0
第11節 帰宅困難者等対策	2-5 2
第1 一斉帰宅の抑制	2-5 2
第2 帰宅困難者等への支援対策	2-5 3
第3章 災害応急対策計画	風-3-1
第1節 災害体制の確立	3-1
第1 災害警戒本部	3-1
第2 災害対策本部	3-3
第3 災害対策本部事務分掌	3-5
第4 自主防災組織への要請	3-6
第2節 情報の収集・伝達	3-1 9
第1 気象に関する情報の伝達	3-1 9
第2 被害情報の収集・調査・報告	3-2 1
第3 通信機能が使用不能となった場合の措置	3-2 5
第3節 災害広報・広聴活動	3-2 6
第1 災害広報活動	3-2 6
第2 報道機関への対応	3-2 8

第3 被害者相談・広聴活動.....	3-29
第4節 応援派遣.....	3-30
第1 自衛隊の災害派遣.....	3-30
第2 広域応援派遣要請.....	3-34
第5節 消防・救助・救急.....	3-42
第1 消防活動.....	3-42
第2 救助・救急活動.....	3-44
第3 水防活動.....	3-45
第4 惨事ストレス対策.....	3-46
第6節 応急医療救護.....	3-47
第1 応急医療活動.....	3-47
第2 被災者等への医療.....	3-50
第7節 避難.....	3-51
第1 避難活動.....	3-52
第2 避難所の開設.....	3-55
第3 避難所の運営.....	3-55
第4 避難所外避難者の把握及び支援.....	3-59
第8節 生活救援.....	3-61
第1 給水活動.....	3-61
第2 食料の供給.....	3-63
第3 物資の供給.....	3-65
第4 救援物資の供給.....	3-67
第9節 交通対策・緊急輸送.....	3-68
第1 交通対策.....	3-68
第2 緊急輸送.....	3-71
第10節 災害警備.....	3-73
第1 警察の災害警備.....	3-73
第11節 土地・建物対策.....	3-75
第1 被災宅地危険度判定.....	3-75
第2 応急仮設住宅等の設置.....	3-76
第3 住宅の応急修理.....	3-78
第12節 防疫・清掃.....	3-80
第1 防疫活動.....	3-81
第2 し尿の処理.....	3-82
第3 清掃.....	3-82
第4 障害物の除去.....	3-83
第5 動物対策.....	3-84
第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理.....	3-86
第1 行方不明者の捜索.....	3-86
第2 遺体の処理.....	3-87
第3 遺体の埋火葬.....	3-88
第14節 公共施設等の応急復旧対策.....	3-89
第1 ライフライン施設等.....	3-89
第2 交通施設等.....	3-94
第15節 文教・保育対策.....	3-97
第1 応急保育.....	3-97

第2 応急教育.....	3-98
第3 社会教育施設等の対策.....	3-100
第16節 要配慮者対策.....	3-101
第1 要配慮者への対応.....	3-101
第2 社会福祉施設入所者等への対策.....	3-103
第3 外国人への対応.....	3-104
第17節 災害ボランティアへの協力.....	3-105
第1 ボランティアの受入れ.....	3-105
第2 ボランティアへの活動支援.....	3-106
第18節 帰宅困難者等対策.....	3-108
第1 徒歩帰宅者の発生抑制対策.....	3-108
第2 帰宅困難者等に対する支援.....	3-109
第19節 災害救助法の適用.....	3-110
第1 災害救助法の適用基準.....	3-110
第2 滅失世帯の算定基準.....	3-111
第3 災害救助法の適用手続.....	3-112
第4 救助の実施者及び救助の内容等.....	3-112

第4章 災害復旧計画..... 風-4-1

第1節 市民生活安定のための緊急措置.....	4-1
第1 被災者への支援.....	4-1
第2 地域経済の復旧支援.....	4-7
第3 義援金及び義援品の受付・配分.....	4-7
第2節 災害復旧事業の推進.....	4-9
第1 災害復旧事業の推進.....	4-9
第2 激甚法による災害復旧事業.....	4-9
第3節 災害復興.....	4-11
第1 基本的な考え方.....	4-11
第2 想定される復興準備計画.....	4-11
第3 復興対策の研究、検討.....	4-12

第4編 大規模事故編

第1章 総論.....	大1-1
第4節 基本的考え方.....	1-1
第1 計画の目的.....	1-1
第2 計画の基本方針.....	1-1
第2章 大規模火災等対策.....	大-2-1
第1節 大規模火災対策.....	2-1
第1 基本方針.....	2-1
第2 予防計画.....	2-1
第3 応急対策計画.....	2-2
第4 復旧計画.....	2-3
第3章 危険物災害対策.....	大-3-1
第1 基本方針.....	3-1
第2 予防計画.....	3-1
第3 応急対策計画.....	3-1

第4	復旧計画	3-2
第4章	公共交通等事故対策	大-4-1
第2節	航空機災害対策	4-1
第1	基本方針	4-1
第2	予防計画	4-1
第3	応急対策計画	4-1
第4	復旧計画	4-3
第3節	鉄道災害対策	4-4
第1	基本方針	4-4
第2	予防計画	4-4
第3	応急対策計画	4-4
第4	復旧計画	4-5
第4節	道路災害対策	4-6
第1	基本方針	4-6
第2	予防計画	4-6
第3	応急対策計画	4-6
第4	復旧計画	4-8
第5章	放射性物質事故対策	大-5-1
第1節	基本方針	5-1
第2節	放射性物質事故の想定	5-1
第3節	予防対策	5-1
第4節	応急対策	5-3
第5節	復旧対策	5-6

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、鎌ケ谷市防災会議が作成する計画であり、鎌ケ谷市の地域に係る防災に関し、災害予防活動、災害応急活動及び災害復旧活動等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

【資料編】

- ・資料-1-1 鎌ケ谷市防災会議条例
- ・資料-1-2 鎌ケ谷市防災会議委員

第2節 計画の位置付け

本計画は、本市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、鎌ケ谷市総合基本計画の基本理念や施策を踏まえ、地域の特性や災害環境に合わせた独自の計画である。

第3節 計画の構成及び災害の範囲

本計画は、次の構成によるものであり、地震災害、風水害等、大規模災害についての対応を図る。

■鎌ケ谷市地域防災計画の構成

構 成		内 容
本 編	第1編 総則	計画の方針、計画の基本的な考え方、 防災関係機関の事務又は業務の大綱、 市民及び事業所等の責務、防災環境
	第2編 地震編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画 附編：東海地震に係る周辺地域としての対応計画
	第3編 風水害等編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画
	第4編 大規模事故編	総則、大規模火災等対策、公共交通等事故対策、 放射性物質事故対策
資料編		条例、各種資料、様式等

構 成		内 容
第1編 総則		計画の方針、計画の基本的な考え方、 防災関係機関の事務又は業務の大綱、 市民及び事業所等の責務、防災環境

第2編 地震編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画 附編：東海地震に係る周辺地域としての対応計画
第3編 風水害等編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画
第4編 大規模事故編	総則、大規模火災等対策、公共交通等事故対策、 放射性物質事故対策
資料編	条例、各種資料、様式等

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備えていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害が発生した場合には被害が広域にわたるため、公助である防災関係機関の活動のみでは対処することが困難になることから、「自らの命は自ら守る」とする自助や「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった共助による取組が重要となる。そのため、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていくことが重要である。

1 「自助」による取組の強化

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、市は家庭や地域等を支援し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

2 「共助」による取組の強化

過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人々が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、地域の力が大きく貢献しているところである。

都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、共助の中核となる人材を育成するなどの取組の強化に努める。

3 民間団体等との連携

民間団体等と市との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、生活協同組合等との物資の提供に関する協定や防災活動協力に関する協定、避難場所としての施設の使用に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

1 要配慮者の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、要介護等の高齢者）、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、肢体不自由者、内臓機能障がいなどの内部障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報伝達の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では津波による被害が特に大きかったことから、東北3県（岩手、宮城、福島）の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも高齢化が進んでいることから、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

2 男女共同参画の視点

東日本大震災では、ライフラインの停止や保育・福祉サービスの機能低下により増大した家庭的責任が、女性に集中することなどの問題が明らかになり、また、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめ、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識された。一方で、被災時においては、父子家庭や介護を行う男性の支援も視野に入れることも必要であり、防災・復興の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して対策を講じていく必要がある。これらの被災時や復興段階における女性や要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）をめぐる諸問題を解決し、男女双方や要配慮者の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災・復興に関する施策・方針決定過程等への女性の参画が不可欠であることから、防災・復興に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、鎌ケ谷市防災会議において修正する。したがって、各対策担当課及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を鎌ケ谷市防災会議に提出する。また、市内の自主防災組織等から地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じてこの計画に地区防災計画を定めるものとする。

また、防災に関する科学研究の成果並びに災害による被害の発生状況及び災害対策の効果を考え合わせ、恒久的に検討を加える。

第3章 防災関係機関の事務又は業務 の大綱

第1節 鎌ヶ谷市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等被災者保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧用資材の確保と物価の安定の協力依頼に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 被災者の生活再建支援に関すること
- (14) 災害対策に関する防災関係機関、団体への応援要請及び相互応援協定締結市町村への応援協力に関すること
- (15) 防災関係機関、団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (16) 消火活動に関すること

第2節 千葉県

1 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧用資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること

- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都縣市間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

2 東葛飾地域振興事務所

- (1) 市が処理する事務、事業の指導及び斡旋等に関すること
- (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること
- (3) 災害救助に関する連絡・調整に関すること
- (4) その他災害の防除と拡大防止に関すること

3 東葛飾土木事務所

- (1) 県の所管に係る河川、道路、橋梁の保全に関すること
- (2) 水防に関すること

4 鎌ヶ谷警察署

- (1) 住民の避難誘導及び行方不明者の搜索並びに救出救助に関すること
- (2) 交通規制及び緊急交通路の確保に関すること
- (3) 災害情報の収集に関すること
- (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること
- (5) 犯罪の予防、取締りに関すること
- (6) 災害情報の広報に関すること
- (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること

5 習志野保健所（習志野健康福祉センター）

- (1) 医療施設の保全及び防災対策の指導等に関すること
- (2) 災害時の医療救護に関すること
- (3) 災害時における病院入院患者の医療等の指示調整に関すること
- (4) 防疫その他保健衛生に関すること
- (5) 動物対策に関すること

6 千葉県企業局

- (1) 市と連携した飲料水の応急給水に関すること
- (2) 所管施設の被害状況の把握に関すること
- (3) 所管施設の応急復旧に関すること

第3節 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- (5) 津波警報の伝達に関すること

2 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
 - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
 - ① 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
 - ② 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
- (3) 国有財産関係
 - ① 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - ② 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - ③ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
 - ④ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
 - ⑤ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
 - ⑥ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - ① 災害関係の融資に関すること
 - ② 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
 - ③ 手形交換、休日営業等に関すること
 - ④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
 - ⑤ 営業停止等における対応に関すること

3 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- (2) 関係職員の派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

4 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること

- (2) 応急用食料・物資の支援に関すること
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

5 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

8 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

9 関東地方整備局

- (1) 災害予防
 - ① 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
 - ② 通信施設等の整備に関すること
 - ③ 公共施設等の整備に関すること
 - ④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
 - ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関すること
 - ⑥ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
 - ⑦ 豪雪害の予防に関すること
- (2) 災害応急対策
 - ① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること

- ② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
- ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
- ④ 災害時における復旧資材の確保に関する事
- ⑤ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事
- ⑥ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事
- ⑦ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事
- ⑧ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事
- (3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

10 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

11 第三管区海上保安本部

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関する事
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関する事
- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関する事

12 東京管区気象台（銚子地方気象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

13 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関する事
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事
- (3) 災害時における非常通信の確保に関する事
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事
- (5) 関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- (6) 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関する事

14 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

15 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事
- (3) 地殻変動の監視に関する事

16 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事
- (3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事
- (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事

17 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事

第4節 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ① 防災関係資料の基礎調査に関する事
 - ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
 - ③ 防災資材の整備及び点検に関する事
 - ④ 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する訓練の実施に関する事
- (2) 災害派遣の実施
 - ① 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動又は民生支援及び復旧支援に関する事
 - ② 災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

第5節 指定公共機関

1 NTT東日本株式会社、株式会社NTTドコモ及びNTTドコモビジネス株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

2 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事

- (2) 災害救助の協力をする奉仕団の連絡調整に関する事
- (3) 義援金の募集及び配分に関する事

3 日本放送協会千葉放送局

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
- (4) 被災者の受信対策に関する事

4 日本通運株式会社

- (1) 災害時における貨物（トラック）自動車による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事

5 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関する事
- (2) 被災電力供給施設の応急対策と災害復旧に関する事

6 KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における通信サービスの提供に関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

7 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関する事
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事
 - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
 - ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事
 - ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事
 - ⑤ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

8 ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における通信サービスの提供に関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

9 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社及び西濃通運株式会社

- (1) 災害時における物資の輸送に関する事

第6節 指定地方公共機関

1 京葉瓦斯株式会社

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

2 京成電鉄株式会社、東武鉄道株式会社及び北総鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

3 公益社団法人千葉県医師会（一般社団法人鎌ヶ谷市医師会）

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

4 一般社団法人千葉県歯科医師会（公益社団法人船橋歯科医師会）

- (1) 医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

5 一般社団法人千葉県薬剤師会（一般社団法人船橋薬剤師会）

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること

6 公益社団法人千葉県看護協会

- (1) 医療救護活動に関すること
- (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

7 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知に関すること
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること

8 社団法人千葉県トラック協会及び社団法人千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7節 公共的団体等

1 鎌ヶ谷市建設業協会

- (1) 災害時における建設活動、修理活動及び倒壊建物の撤去等の協力に関すること

2 公益社団法人千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部

- (1) 救護活動業務の協力に関すること

- (2) 接骨師会と医療機関との連絡調整に関する事

3 JAとうかつ中央（とうかつ中央農業協同組合）

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事
- (3) 被災農家に対する融資、斡旋に関する事
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事
- (5) 農産物の需給調整に関する事

4 鎌ヶ谷市商工会

- (1) 災害時の食料及び物資供給の協力に関する事
- (2) 商工業関係被害調査、融資斡旋等の協力に関する事
- (3) 災害時の物価安定への協力に関する事

5 社会福祉法人鎌ヶ谷市社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティア活動についての協力に関する事
- (2) 低所得者世帯に対する生活福祉資金の貸付に関する事
- (3) 共同募金会鎌ヶ谷市支会として義援金の受付に関する事

6 鎌ヶ谷市赤十字奉仕団

- (1) 災害時における応急対策についての協力に関する事

7 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関する事

8 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関する事
- (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関する事
- (4) 被災施設の災害復旧に関する事

9 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関する事

10 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事

1 1 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底に関する事
- (2) 防護施設の整備に関する事

1 2 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 避難計画の作成及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 危険物等の安全措置に関する事
- (3) 従業員、入所者等の安全確保に関する事

第4章 市民及び事業所等の責務

第1節 市民

市民は、被害の拡大防止や軽減を図るため、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、平常時から災害への備えを行うとともに、災害発生時には、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努める。

■市民の責務

平常時の備え	災害時の対策
① 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ② 飲料水や食料の備蓄（最低3日、推奨1週間分）、救急用品等の非常持出品の準備 ③ 近隣との相互協力関係の形成 ④ 災害危険区域等、地域における災害危険性の把握 ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ⑥ 要配慮者への配慮 ⑦ 自主防災組織の結成 ⑧ 住宅の耐震診断・耐震改修、家具の転倒防止等の対策 ⑨ 気象警報等発表時や避難指示等発令時に取るべき行動の確認 ⑩ 避難場所等及び避難経路等の確認並びに徒歩による帰宅経路の確認 ⑪ 過去の災害から得られた教訓の伝承	① 地域における被災状況の把握 ② 近隣の負傷者、要配慮者の救助 ③ 初期消火活動等の応急対策 ④ <u>自宅が安全であれば在宅避難</u> ⑤ 避難場所での自主的防災活動 ⑥ 防災関係機関の活動への協力 ⑦ 自主防災組織の活動 ⑧ 災害廃棄物の排出時の分別の徹底

■ 非常持出品リスト

避難するときに持ち出す最小限の必需品を持出袋にまとめ準備しておく、持出袋が重すぎると避難に支障があるので必要最低限のものとまとめ、すぐ取り出せるところに保管しておく。

【常に準備しておくものの一例】

ヘルメット、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、非常食、水、応急医薬品、普段使っている薬、生活用品（衣類、タオル、簡易トイレなど家族構成にあった生活用品）

【非常時に非常持出し品とあわせて持ち出すものの一例】

貴重品（預金通帳、マイナンバーカード、免許証、お薬手帳など）

第2節 自主防災組織、住民組織

自主防災組織等の住民組織は、「自分たちの地域は地域みんなで守る」との理念に基づき、平常時の備えと、災害発生時の自主防災活動を行う。

■自主防災活動の内容

平常時の備え	災害時の対策
① 防災知識の普及 ② 防災訓練の実施 ③ 地域の安全点検の実施 ④ 地域住民（要配慮者等）の把握 ⑤ 防災用資機材等の整備・点検 ⑥ 防災体制づくり（多様な住民の参画） ⑦ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備	① 情報の収集伝達 ② 出火防止及び初期消火 ③ 負傷者の救出、応急手当 ④ 避難誘導、安否確認 ⑤ 要配慮者等の避難支援 ⑥ 食料、救援物資等の配布協力 ⑦ 避難所の自主運営（多様な住民の参画） ⑧ 在宅避難生活支援

第3節 事業所

各事業所は、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努める。

さらに、事業所は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP；Business Continuity Plan）の策定に努める。

■事業所の責務

平常時の備え	災害時の対策
① 災害時行動マニュアルの作成 ② 防災体制の整備 ③ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施	① 事業所の被災状況の把握 ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供 ③ 施設利用者の避難誘導 ④ 従業員及び施設利用者の救助 ⑤ 初期消火活動等の応急対策 ⑥ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第4節 ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

第5章 防災環境

第1節 位置及び概況

本市は、千葉県北西部に位置し、都心から約25km圏内にあり、鉄道による交通は約30分という恵まれた立地条件である。東は白井市、南は船橋市、西は市川市、松戸市に、北は柏市に接している。

■本市の位置

市役所の位置	北緯35° 46′ 37″ 東経140° 00′ 03″
面積	21.08km ²
周囲	30.75km
距離	東西4.97km 南北6.60km
標高	最高 約30.30m 最低 約7.30m

本市は、農業を中心として発展してきたが、昭和30年代後半から宅地開発が進み、人口が増加し、昭和46年9月に、人口44,760人で県下24番目の市となった。

その後、鉄道等の都市基盤整備の充実と相まって、平成8年12月には人口10万人を超え、東葛飾地域の中核都市として、ますます発展することが期待される。

第2節 自然環境

1 地形及び地質

本市は、下総台地と呼ばれる約12.5万年前に形成された海成段丘上に分布している。台地は幅100mほどの谷(串崎新田、道野辺などに広がる)が刻まれている。台地の高いところでは標高約30m、谷底では標高約7～10mとなっている。市内には大きな河川はなく、谷底を小規模な河川が流れる程度である。

台地を構成する地層は、主に成田層群と呼ばれる砂層からなり、表層の数メートルはローム層からなっている。谷では表層の数メートルは軟弱な砂層やシルト層からなり、それより深部は成田層群になっている。

2 気象

本市の年平均気温は15.5℃(平成14年から令和6年の平均値)である。

年間降水量は1,232.2mm(平成14年から令和6年の平均値)で、全国的に見ても雨量が少ない方である。特に冬季は乾燥した晴天の日が続く。【観測場所：鎌ヶ谷消防署】

第3節 社会環境

1 人口と世帯数

本市の人口と世帯数は、令和 7 年 10 月 1 日現在、110,034 人、53,786 世帯（住民基本台帳人口）ある。

人口は、昭和 30 年代後半から、都市化に伴い増加を続け、平成 8 年 12 月には 10 万人を越えている。一世帯当たりの人口は約 2.0 人で、都市化とともに、核家族化も進行している。

年齢別人口構成では、令和 7 年 10 月 1 日現在、15 歳未満が約 10.5 %、15 歳以上 65 歳未満が約 61.2 %、65 歳以上が約 28.3 %となっている。

2 土地利用

台地は畑、谷底は水田といった農業を中心とした土地利用がなされてきたが、都市化の進展により、南部ではほとんどが住宅地となっている。北部でも、旧集落や京成松戸線、幹線道路に沿った地域に住宅地が形成されている。

市全体の土地利用は、令和 6 年 4 月 1 日現在、宅地が約 37.9 %、畑が約 19.5 %、山林が約 6.1 %、田が約 1.9 %、その他が雑種地等である。

3 交通

本市の主要な道路は、国道 464 号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線等であり、本市と周辺市とを結んでいる。

鉄道は、東武野田線、京成松戸線、北総線、成田スカイアクセス線が通っている。

4 ライフライン

本市の上水道は、昭和 46 年に県水道局により供用が開始され、給水人口は約 8.4 万人、普及率は約 76.8 %（令和 7 年 3 月 31 日現在）である。

下水道は、昭和 59 年より供用を開始し、令和 7 年 3 月 31 日現在、処理区域人口は約 7.9 万人、普及率は約 72.4 %であり、整備途上にある。

ガスは、京葉瓦斯㈱及び戸別プロパンガス、電力は、東京電力パワーグリッド㈱によって供給されている。

第2編 地震編

第1章 総 則

第1節 地震対策の基本的視点

1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策とする

最大クラスの地震に対しては、ハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の教訓となった。したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していく必要がある。

そのため、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画とする

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本市においても、800棟以上の住宅の一部損壊の被害や、130名以上の避難者、東北地方からの避難者の受け入れ等の対応を行った。

一方、国や県による過去の地震災害の検証や本市職員の意見聴取から、様々な課題が浮かび上がったため、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3 あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を前提とした計画とする

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の本市における地震対策は、過去に発生した地震像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスの地震を含め様々な地震をを想定する。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 災害履歴（地震）

本市に影響を及ぼした歴史的な地震は、ほとんどが房総半島沖で発生している。これは、太平洋西縁部に当たる日本海溝や、相模湾から房総半島南沖を走る相模トラフと呼ばれる海底のくぼみなどで発生する海溝型巨大地震である。1923年の関東大地震などがこれにあたる。

なお、千葉県東方沖地震（M=6.7、1987年）では、本市の震度は5（旧震度階級）で、建物被害は2棟であった。

また、2011年には東北地方太平洋沖地震が発生し、県下では成田市、印西市で震度6弱となり、沿岸部、埋立地、河川沿いでは液状化被害が発生、さらに太平洋沿岸では津波による被害が発生した。本市では、震度5弱を記録し、人的被害は軽傷者が5名、住家被害は大規模半壊が2件、半壊が7件、一部損壊が約800件、避難者は136名（最大時）発生した。公共施設においても、壁亀裂や水道管の破損等が発生した。

また、帰宅困難者の発生、道路渋滞、電話の輻輳、食料の品切れ、放射能対応等の問題が生じた。

■地震災害一覧（令和8年3月1日時点）

地震名	発生年	マグニチュード	震 源	被 害
元禄地震	元禄16年(1703年)	7.9～8.2	相模トラフ	記録なし
安政江戸地震	安政2年(1855年)	6.9	東京湾	記録なし
大正関東地震	大正12年(1923年)	7.9	神奈川県西部	記録なし
千葉県東方沖地震	昭和62年(1987年)	6.7	千葉県東方沖	建物一部損壊2棟
東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	平成23年(2011年)	9.0	三陸沖	人的被害：軽傷者 5名 建物等被害：住家大規模半壊 2件 住家半壊 7件 住家一部損壊 810件 非住家一部損壊 25件 宅地被害 6件 (内：敷地被害解体 1件) その他一部損壊 11件

第3節 災害危険性の予測

1 本市で懸念される地震

本市を含む関東地方に大きな被害をもたらすのは、大正関東地震を代表とする海溝型の地震である。このタイプの地震の再来周期については様々な説があるが、概ね 200 年程度とされている。先の大正関東地震からは既に 90 年以上経過しているが、再来までには概ね 100 年以上あると考えられている。

それよりも、発生の可能性のある地震は、首都圏下で発生する可能性のあるマグニチュード 7 程度の直下型地震である。エネルギーの規模は、海溝型のマグニチュード 8 に比べて、1/30 程度に過ぎないが、直下で発生すると局地的には大きな被害が予想される。

過去の地震の発生状況からみても、大正関東地震クラスの巨大地震の発生前には、関東平野直下の地震活動が活発になることが知られている。

中央防災会議では、南関東地域に潜り込むフィリピン海プレート上面付近に、マグニチュード 7 となる震源断層を設定している。

2 地震被害想定

本市では、平成 24 年度に「鎌ケ谷市防災基礎調査」を実施した。この調査では、東京湾北部地震（M7.3）、鎌ケ谷市直下の地震（M6.9）、東京湾北部地震の震源が鎌ケ谷市直下の場合の地震（M7.3）の 3 つの地震を想定し、被害想定調査を実施した。

本計画には、この 3 つの想定地震のうち市域における被害が最大となる東京湾北部地震が鎌ケ谷市直下の場合の地震（M7.3）について示す。

※M: マグニチュード

(1) 想定地震

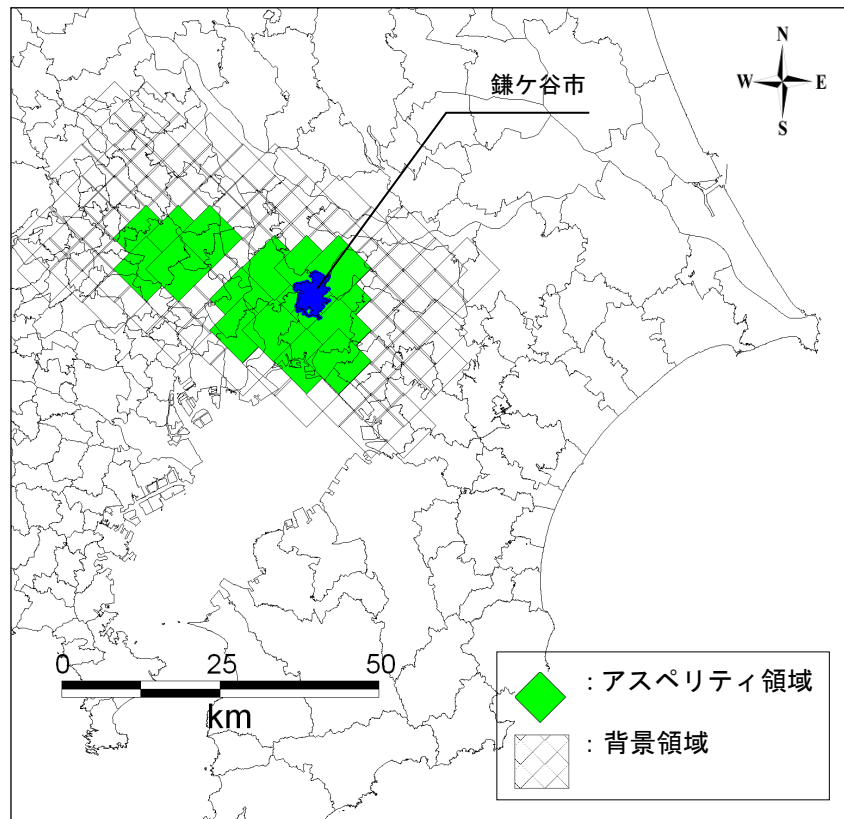
東京湾北部地震の震源が鎌ケ谷市直下の場合の地震（M7.3）は、東京湾北部地震の震源をフィリピン海プレートに沿って鎌ケ谷市直下に移動させた場合の地震である。

■想定地震の震源

震源位置	震源深さ	傾斜角	マグニチュード (M)	備考
鎌ケ谷市直下	27km	23° (北傾斜の断層)	7.3	東京湾北部地震の震源が鎌ケ谷市直下に位置することを想定した地震

※震源の深さ：フィリピン海プレートは北に向かって深くなっているため、東京湾北部地震の震源の深さは 17km であるが、鎌ケ谷市直下においてはフィリピン海プレートが約 10km 深くに位置すると想定し、震源の深さを 27km と設定した。

※傾斜角：断層の傾きのことを示している。



震源域の位置

※アスペリティ領域：震源域のうち、極めて強い地震波を起こすと考えられている領域

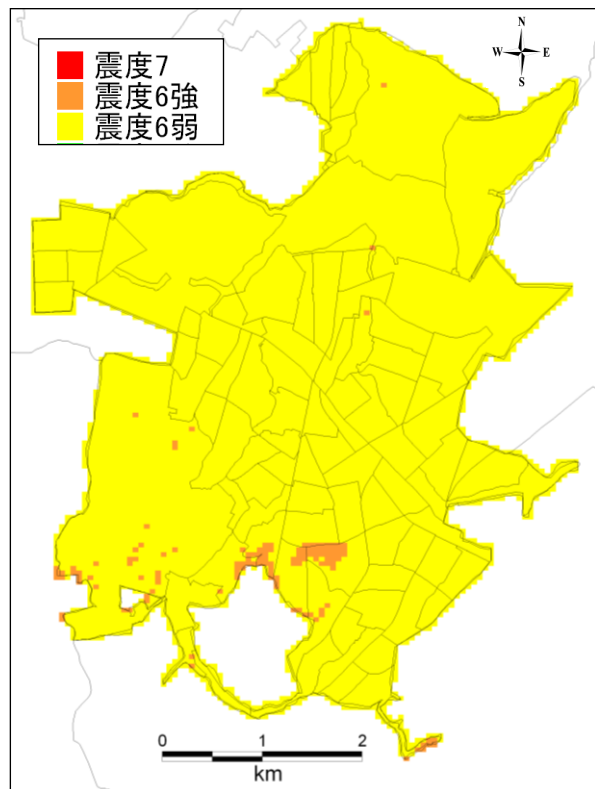
※背景領域：震源域のうち、アスペリティ領域を除いた領域

(2) 震度

東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合の地震（M7.3）の震度分布を右図に示す。

市域は、ほぼ震度6弱と予測されるが、市南部の一部の地域では震度6強が予測されている。

フィリピン海プレートが北に向かって深くなっているため、南部の震源が北部よりもやや浅いこと、また、地形区分や表層地盤などから、市南部の一部の地域で震度がやや大きくなったと予測される。



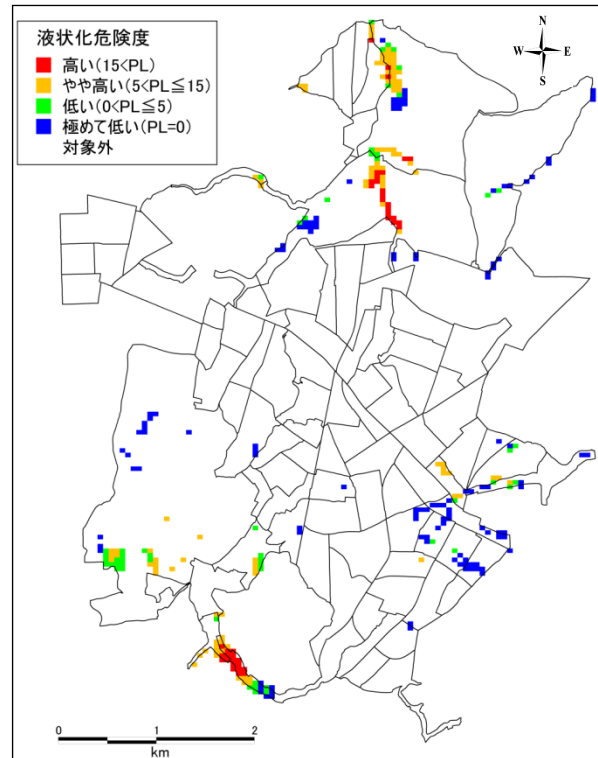
震度分布

(3) 液状化危険度

東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合の地震（M7.3）の液状化危険度分布図を右図に示す。

本市は、ローム台地上に位置しているため、液状化現象が発生する可能性が高い地域は少ないが、小河川沿いや一部の低地で液状化現象が発生する可能性があるとして予測される。

危険度が高い地域において、液状化対策を推進するとともに、市民に広く周知することが重要である。



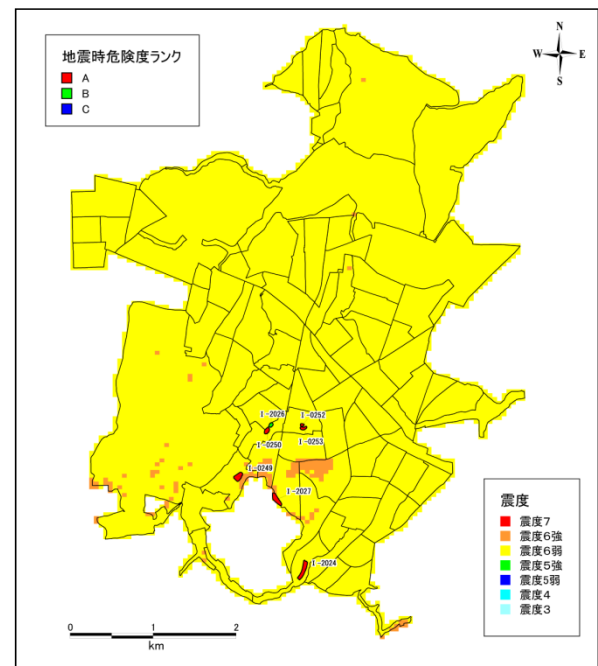
液状化危険度分布

(4) 急傾斜地崩壊危険度

市内の急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、急傾斜地崩壊危険度の判定を行った。東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合の地震（M7.3）の急傾斜地崩壊危険度を右図に示す。

市内のほとんどの急傾斜地崩壊危険箇所では、危険度が高いと予測される。

急傾斜地の対策工を進めるとともに、危険地区の避難体制を整備することが重要である。



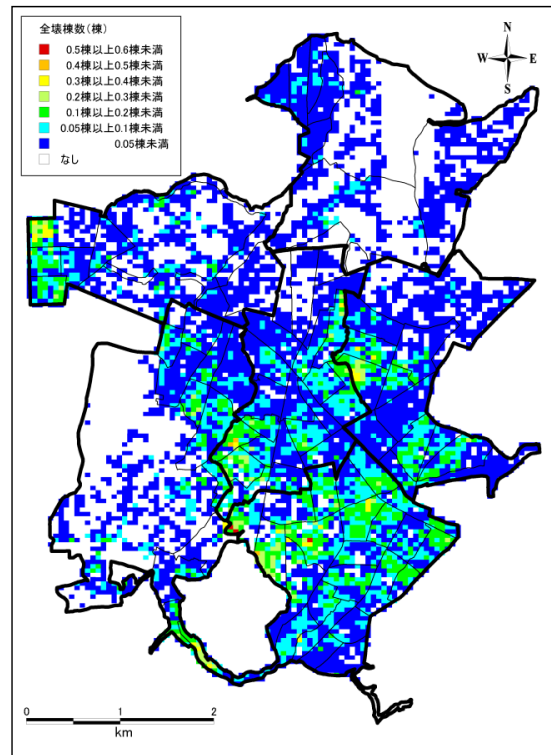
箇所番号 (県)	箇所名	所在地	調査年月日	危険度判定 基準の点数 合計	震度	危険度ランク
I-0249	下西山	道野辺下西山	平成11年5月20日	12	6強	A
I-0250	北下1	道野辺北下	平成11年5月13日	18	6弱	A
I-0252	嚙子水1	道野辺嚙子水	平成11年5月20日	15	6弱	A
I-0253	嚙子水3	道野辺嚙子水	平成11年5月13日	14	6弱	A
I-2024	上新山	東道野辺7丁目	平成11年5月20日	18	6弱	A
I-2026	北下2	道野辺北下	平成11年5月20日	11	6弱	B
I-2027	葉貫台	東道野辺3丁目	平成11年5月20日	11	6強	A

急傾斜地崩壊危険度ランク

(5) 建物被害

市内の木造及び非木造の建物を対象に、揺れ、液状化及び急傾斜地崩壊による建物被害の予測を行った。東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合の地震（M7.3）の結果を次表に示す。建物被害は、揺れによる被害が大きいと予測される。

また、建物全壊棟数の分布を右図に示す。市の中央部や南東部、北西部で被害が大きくなると予測される。これらの地域において、建物の耐震補強等の対策を行うことが重要である。



建物全壊棟数分布

■建物被害予測結果

被害の要因	全 壊 (棟)			半 壊 (棟)		
	木造	非木造	合計 (率)	木造	非木造	合計 (率)
揺 れ	251	18	269 (0.8%)	2,243	95	2,338 (7.1%)
液 状 化	1	0	1 (0.0%)	1	1	2 (0.0%)
急傾斜地崩壊	0	0	0 (0.0%)	0	0	0 (0.0%)
合 計	252	18	270 (0.8%)	2,244	96	2,340 (7.1%)

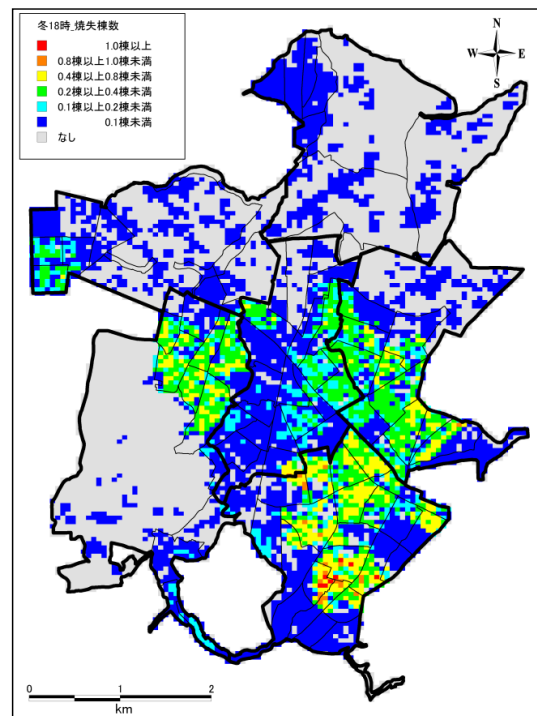
(6) 地震火災

東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合の地震（M7.3）の地震火災による建物被害の想定結果を下表に示す。

冬18時では、火気を多く利用している時間帯であることから、他の結果よりも出火件数及び焼失棟数が大きくなると想定される。

また、冬18時の焼失棟数分布を右図に示す。市の中央部や南東部で、火災による被害が大きくなると予測される。これらの地域において、建物の不燃化や焼け止まり線となる公園緑地や道路の整備を行うことが重要である。

■地震火災による建物被害予測結果



	出火件数	焼失棟数	焼失率
--	------	------	-----

冬 5 時	1.07	20.59	0.06%
夏 12 時	1.43	27.07	0.08%
冬 18 時	4.89	583.49	1.67%

焼失棟数分布（冬 18 時）

(7) 人的被害

東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合の地震（M7.3）の死者数、負傷者数、重傷者数の予測結果を次に示す。なお、重傷者数は、負傷者数の内数である。

冬 5 時及び夏 12 時の死者は、建物被害によるものが大半を占めており、冬 18 時では、建物被害及び地震火災によるものが大きいと予測される。また、負傷者については、建物被害によるものだけでなく、屋内収容物の転倒等によるもの、また、冬 18 時では地震火災やブロック塀等の倒壊によるものも発生すると予測される。

人的被害を軽減するためには、建物の耐震化や、地震火災発生時の初期消火活動、ブロック塀等の耐震化や生け垣化、屋内収容物の転倒防止対策等が重要である。

■人的被害予測結果

被害の要因	死者数			負傷者数			重傷者数※		
	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
建 物 被 害	17	13	14	462	344	376	27	20	22
屋内収容物の転倒等	(4)	(2)	(3)	(89)	(53)	(59)	(17)	(10)	(11)
急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 震 火 災	1	1	18	1	1	28	0	0	8
ブ ロ ッ ク 塀 等 倒 壊	0	0	1	0	4	21	0	1	8
屋外落下物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	18	14	33	463	349	425	27	21	38

※重傷者数は、負傷者数の内数

※屋内収容物の転倒等は、建物被害の内数

(8) ライフライン被害

東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合の地震（M7.3）の上水道、下水道、電力、通信（電話）、ガスの被害予測結果を次に示す。

ライフラインのうち、上水道では市域の 24%の配水管が破損して約 3 万世帯で断水し、復旧には約 11 日を要する。また、都市ガスでは、供給エリアのおよそ 4 分の 1 のエリアで供給が停止し、復旧には 22 日を要する。

市は、各事業者との連携強化を図り、被害及び復旧情報の伝達体制の整備等を行うことが重要である。

■ライフライン被害予測結果

被害の要因		被害予測結果	復旧日数
上水道		被害数 71 件（被害率 23.8%）、断水世帯数 29,170 世帯	11 日
下水道		被害延長 6.6km（被害率 3.7%）、機能支障人口 2,285 人	11 日
電力	冬 5 時	停電件数 812 件（停電率 1.7%）、電柱被害数 30 本（被害率 0.3%）	5 日
	夏 12 時	停電件数 832 件（停電率 1.7%）、電柱被害数 32 本（被害率 0.3%）	5 日
	冬 18 時	停電件数 1,488 件（停電率 3.1%）、電柱被害数 217 本（被害率 2.0%）	5 日
通信（電話）	冬 5 時	不通回線数 23 件（不通回線率 0.1%）	1 日
	夏 12 時	不通回線数 30 件（不通回線率 0.2%）	1 日
	冬 18 時	不通回線数 258 件（不通回線率 1.6%）	1 日
ガス	都市ガス	供給停止戸数 22,978 戸（供給停止率 75.1%）	22 日
	L P ガス	供給支障世帯数 101 世帯	1 日

(8) 交通施設被害

東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合の地震（M7.3）の道路及び鉄道の被害予測結果を次に示す。

道路施設については、国道 464 号の栗野橋で中規模損傷が生じ、1 ヶ月の通行止めが生じると予測される。鉄道については、大きな被害は受けないと予測される。

各道路管理者との連携強化や復旧体制の整備を行うことが重要である。

■交通施設被害予測結果

被害の要因	被害予測結果
道路橋	中規模損傷（通行止め 1 ヶ月）：1 箇所、小規模損傷（幅員規制 1 ヶ月）：1 箇所
鉄道橋脚	被害箇所数：0 箇所

(9) その他

東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合の地震（M7.3）のその他の被害予測結果を次に示す。

1 日後の避難者数は、11,234 人と予測される。避難所を確保しておくことが重要であるが、一方で市民に飲料水や食料等の備蓄を促し、自宅に被害のない人は出来るだけ自宅で生活するよう勧めることも必要である。

また、死者数のうち、およそ 4 割が要配慮者であると予測される。また、要救出者が多く予測されることから、地域における要配慮者の避難支援や倒壊家屋からの救出・救助活動などが重要となる。

震災廃棄物については、あらかじめ発生量に応じた仮置場を確保しておくことが重要である。

■その他の被害予測結果

被害の要因	被害予測結果
避難者（冬 18 時）	11,234 人
帰宅困難者	市内で発生する帰宅困難者数 2,542 人 帰宅困難者となる市民（市外で帰宅困難者となる人数）20,441 人
エレベーターの閉じ込め 台数	エレベーターの閉じ込め台数 28 台
要配慮者の死者数	14 人（全死者数 33 人の内数）
要救出者 （自力脱出困難者）	冬 5 時：100 人、夏 12 時：76 人、冬 18 時：82 人
震災廃棄物	175,671 トン（303,782m ³ ）

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い都市づくり

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 災害に強い市街地の整備	1 市街地の整備	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市計画課、建築住宅課、公園緑地課、道路河川整備課
	2 防災空間の確保	
第2 道路・橋梁の整備	1 道路・橋梁の整備	責 任 者：都市建設部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理課
第3 ライフライン施設等の整備	1 上水道施設の整備	責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株)、東京電力パワーグリッド(株)、 <u>NTT</u> 東日本(株)、 (株) <u>NTT</u> ドコモ
	2 下水道施設の整備	
	3 ガス施設の整備	
	4 電気施設の整備	
	5 電話施設の整備	
	6 危険物施設の整備	
第4 建築物等の耐震化・不燃化	1 建築物の耐震化	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市計画課、建築住宅課
	2 建築物の不燃化	
	3 ブロック塀等の安全対策	
	4 落下物防止対策	
	5 家具・大型家電の転倒防止対策	
	6 エレベーターにおける閉じ込め対策	

第1 災害に強い市街地の整備

1 市街地の整備

住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに、災害を最小限に食い止めるために、市街地開発事業等を基本として、地区計画制度や建築協定など地域の特性や実状に応じた都市づくりを推進する。

特に、新鎌ヶ谷駅周辺地区は、土地の高度利用に配慮しながら、市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯となる道路、都市公園を整備するなど防災に配慮したまちづくりを推進し、初富駅周辺地区は、必要な公共施設の整備を行う。

2 防災空間の確保

(1) 良好な緑地の保全

都市緑地法に基づく制度を総合的かつ計画的に活用し、良好な緑地の保全によって防災空間の整備、拡大を図る。

また、林地や農地も雨水の貯留効果やがけ崩れ等の防止効果を有するため、無秩序な開発等の規制を行い保全を図る。

(2) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を有している。

そのため、既設公園の整備・拡充を図るとともに、ふれあいの森・保全林制度、みどりの基金等の活用により、現存する緑や自然の保全に努める。

また、公共施設や住宅・事業所等における地域の緑化を推進するとともに、開発等における公園、緑地の確保に努める。

第2 道路・橋梁の整備

1 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送などの緊急輸送道路や、火災の延焼防止機能としても有効である。

そこで、広域幹線道路、幹線道路として重要な役割を担っている国道、県道について、広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

また、幹線道路、補助幹線道路としての機能を有する都市計画道路についても同様の整備を行う。

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そこで、生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせて、災害に強い道路として整備する。

また、既存生活道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持、管理に努める。

2 橋梁の整備

災害時の緊急輸送を確保するために、道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次点検を実施し、安全性に配慮した補強を促進する。特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策やのり面の安全対策の実施を道路管理者に要請する。

第3 ライフライン施設等の整備

1 上水道施設の整備

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等が図られてきた。

既存施設のなかには、老朽化による更新又は補強が必要な施設があるため、順次点検を実施し、安全に配慮した補強等を実施する。

■上水道施設の災害対策

① 安定給水の確保

水源や給水の確保を充実するため、自家用発電設備など施設の整備補強及び水源の多水系化や多様化を進めるとともに、他事業体との連携を強化する。

② 施設の耐震化

施設の耐震化と復旧の迅速化を図るため、浄給水場や管路等の耐震化を行い、また、配水区域の細分化を進める。

2 下水道施設の整備

(1) 下水道事業の推進

下水道事業として、下水道幹線の整備充実を図るとともに、面的整備を促進する。

また、市街化区域での污水管整備の促進に努める。

(2) 施設の耐震化

地震災害を想定し、施設の多系統化・複数化、予備の確保等により、修理の容易な構造とし、復旧対策に重点をおいた整備を行うとともに、最小限の排水機能が確保されるように整備する。

また、日常の点検により危険箇所を早期発見し、補修により施設の維持管理に努めるとともに、災害時の避難所における衛生管理向上を図る。

3 ガス施設の整備

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規、建築学会、土木学会の諸基準、日本ガス協会指針等に基づいており、これらにしたがって、次にあげる予防対策を推進する。

■ ガス施設の安全対策

施設の種類	整備目標
製造施設	① 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 ② 緊急遮断弁、消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等を行い、二次災害の防止を図る。
供給施設	① 新設設備はガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」に基づき、耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強等を行う。 ② ガスホルダーは大地震にも耐えられるよう設計し、安全装置、遮断装置等を設置している。 ③ ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努める。 ④ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網ブロック停止による供給停止、放散による中圧導管の緊急減圧措置を行う。 ⑤ 地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。
通信施設	① 固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行い、固定局のアンテナは耐震設計に基づき設置する。
その他の安全設備	① 地震計の設置 地震発生時に地震動が把握できるように整圧所、供給所等に地震計を設置するとともに、地区ガバナには、S I センサーを設置している。 ② 安全装置付ガスメーターの設置 二次災害を防止するため、家庭用には200ガル程度以上の地震時にガスを遮断するガスメーター（マイコンメーター）を取付けている。

4 電気施設の整備

(1) 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋示方書などの基準水平震度とする。

(2) 防災施設の現況

① 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2Gを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

② 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

③ 配電設備

震度6（水平最大加速度0.3G）の地震に対し、おおむね送電可能な施設としている。

④ 通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を設置している。

(3) 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、**更に**事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

5 電話施設の整備

電話施設の整備として、次にあげる予防対策を推進する。

■電話施設の安全対策

施設の種類	整備目標
建物設備	① 建築基準法による耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。
局外設備 (土木設備)	① 管路の接続には、離脱防止継手等を使用して耐震性を高める。 ② 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。 ③ 耐震性の高い中口径管路の導入を促進する。
局外設備 (線路設備)	① 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。 ② 幹線系ルートは、プライオリティ付けを行い、高規格な中口径管路、とう洞に収容し、設備の耐震強化を図る。 ③ 共同溝の整備について検討する。
局内設備	① 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。 ② 通信設備の周辺装置（パソコン等）については転倒防止措置を実施する。
その他	① 震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

6 危険物施設の整備

(1) 危険物取扱施設

各施設では、消防法等に基づいて必要な安全措置をとる。

(2) 高圧ガス施設・プロパンガス施設

県指導のもと、施設の耐震診断及び補強等を行い、次にあげる災害の防止策を強化する。

■ 高圧ガス施設等の安全対策

- ① 昭和57年4月以降に設置された設備に対しては、高圧ガス取締法により耐震設計が義務づけられているのでこの基準に適合させる。
- ② 既存設備に対しては通達「既存高圧ガス設備の耐震性点検要領及び耐震性向上対策指針」（昭和57年4月）及び県の指針「高圧ガス製造施設等の地震対策」（昭和55年3月）に適合させる。
- ③ 既存設備の基礎構造物については県の指針「高圧ガス設備の耐震性点検指針」（昭和61年3月）に基づき、関係事業所の啓発を図る。
- ④ 毒性ガスの設備にあたっては当該設備の耐震化を図る。
- ⑤ 県の指針に基づいて、訓練等により地震に備える。

(3) 液化石油ガス施設

県の指導のもと、安全器具の普及促進等により消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

また、大地震に際しては、被災地区において販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援態勢を (公社)千葉県LPガス協会 の組織を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

(4) 少量危険物及び指定可燃物施設

鎌ヶ谷市火災予防条例に規定する少量危険物施設及び指定可燃物施設について、安全対策等の指導を行い、災害の防止に努める。

(5) 火薬類関係施設

従事者に対する保安教育や定期自主検査の完全実施等の指導を行い、県の実施する火薬類取扱保安責任者等の講習会等への参加を促し、火薬類関係施設の災害の防止に努める。

(6) 毒物劇物取扱施設

現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（法第17条）が規定されている。

また、設備については登録基準（法第5条、同規則第4条の4）の規則、運搬についての技術上の基準等（法第16条、同施行令第40条の2～8）が規定されている。

そこで、これらの法令に基づき県と協力しながら毒物劇物取扱施設の安全対策の推進に努める。

第4 建築物等の耐震化・不燃化

1 建築物の耐震化

(1) 既存建築物の耐震診断・改修の促進

県と連携して、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び同法に基づく「鎌ヶ谷市耐震改修促進計画」に沿い、下記に定める緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導を図るとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

■緊急性の高い施設

- ① 避難時にその機能確保が求められる建築物
(避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等)
- ② 高齢者、身体障がい者等要配慮者が利用する建築物
(社会福祉施設、老人保健施設等)
- ③ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定既存耐震不適格建築物
- ④ 緊急輸送道路沿道で旧耐震基準の建築物

(2) 連絡協議体制の整備と普及・啓発

各種の地震対策を総合的、効率的に推進するため、県・市町村等行政機関の連絡協議体制の確立に参加し、既存建築物の地震対策等に関する住民等への普及・啓発のための施策等を推進する。

2 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

木造建物や飲食店が集中し、震災により大きな被害の生じるおそれのある地域においては、耐火建築物、準耐火建築物等の建築を促進するため、防火地域、準防火地域の指定を検討する。

なお、これらの防火地域、準防火地域の指定にあたっては、市が該当地域の選定を行った上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。

(2) 屋根及び外壁不燃区域指定

防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条及び同法第23条により、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(3) 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災等から住民の生命・財産を守るため、避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3 ブロック塀等の安全対策

(1) ブロック塀等対策

ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀の耐震化や生け垣化が重要であることから、所有者による自主的な点検、補強が図れるよう、技術的な相談、指導に努める。

また、小学校、幼稚園等の通学路に面したブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

(2) 自動販売機の転倒防止

県は、関係団体等と連携して「自動販売機据付基準」の周知等を行い、自動販売機の転倒防止を推進する。

4 落下物防止対策

窓ガラスや看板等の落下による被害は、これまでの災害事例としてある。その中でも特に、商業

地域など人通りの多い道路や避難経路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改善や補修の指導を徹底する。

5 家具・大型家電の転倒防止対策

市は、市ホームページ、[市](#)広報紙、パンフレット及び市民対象の各種イベント等において、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

6 エレベーター及びエスカレーターの安全対策

(1) エレベーターの閉じ込め対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

(2) エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

(3) 共同備蓄

県の指導のもと、対象となる高層集合住宅の把握を行い、管理組合による共同備蓄を促進する。

(4) エスカレーターの脱落対策

震災時において、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっているため、定期報告等の機会を捉え、建築物の所有者等に対し、安全対策を講ずるよう啓発に努める。

第2節 地盤災害防止対策

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 <u>土砂災害警戒区域等の指定と把握</u>	<u>1</u> 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定と把握	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、消防長、総務企画部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理課、 建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課
	<u>2</u> 住民への公表	
第2 急傾斜地対策	1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課
第2 急傾斜地対策 第3 警戒避難体制の整備	2 防止工事の実施	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課
	1 防災知識の普及・啓発	
第3 警戒避難体制の整備 第4 液状化対策	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課
	2 警戒避難体制の確立	
	3 危険箇所の点検	
第4 液状化対策 第5 地盤沈下防止	1 土木構造物等の液状化対策	責 任 者：都市建設部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理課、 建築住宅課、下水道課
	2 ライフラインの液状化対策	
	3 住宅の液状化対策の推進	
	4 液状化における生活支援	
	1 法令に基づく地下水汲上げ規制	責 任 者：市民生活部長 担 当：環境課、建築住宅課、下水道課
		責 任 者：市民生活部長 担 当：環境課、建築住宅課、下水道課

第1 土砂災害警戒区域等の指定と把握

1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定と把握

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市は、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や、土地利用の状況など実態の把握に努め、指定区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成・提出・避難訓練の実施を推進する。

本市では、令和 8 年 3 月現在、土砂災害警戒区域は 42 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 37 箇所）指定されている。

※土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、市は危険の周知警戒避難体制の整備を行う。

※土砂災害特別警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制建築物の構造規制等が行われる。

2 住民への公表

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を次の方法により公表する。

■住民への公表の方法

- ① 地域防災計画への掲載
- ② ハザードマップの作成、配布
- ③ 市ホームページ など

【資料編】

- ・資料-5-2 土砂災害警戒区域の避難基準等
- ・資料-7-3 急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所一覧

第2 急傾斜地対策

1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理

市は、県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基づいて行う急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等について、協力をする。

なお、本市では、令和 8 年 3 月現在、急傾斜地崩壊危険区域は1箇所（下西山地区）指定されている。

■急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地崩壊危険区域指定基準に該当する急傾斜地を、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定することができる。

2 防止工事の実施

市は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、国や県が実施主体とならない防止工事について実施を検討する。

【資料編】

・資料-7-3 急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所一覧

第3 警戒避難体制の整備

1 防災知識の普及・啓発

市は、住民に対しインターネット、市広報紙、防災マップ、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。

2 警戒避難体制の確立

土砂災害の発生に対し警戒、避難誘導、救護等が的確に実施できるよう、次の警戒避難体制を整備する。

■警戒避難体制

- ① 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- ② 警戒、避難誘導、救護の方法の明確化及び住民への周知徹底
- ③ 緊急避難場所、避難路の確保
- ④ 要配慮者への情報伝達及び避難体制の確保
- ⑤ 要配慮者施設に対する情報伝達方法の明確化
- ⑥ 市の情報収集体制、動員配備体制等の整備
- ⑦ 自主防災組織の育成及び組織を活用した防災活動の習熟

3 危険箇所の点検

地震発生時、土砂災害の発生が予想されるときは、土砂災害警戒区域等をパトロールし、土砂災害発生の状況を早期に把握するとともに、地震発生後の豪雨等が予想されるときは、さらにパトロールを強化し土砂災害発生の前兆現象等の把握に努める。

第4 液状化対策

地震時、液状化現象の発生が予想される地域においては、県が平成23年度に実施した液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性等の結果を踏まえ、液状化対策を推進する。

1 土木構造物等の液状化対策

(1) 道路、橋梁等の液状化対策の推進

地盤の液状化による道路、橋梁等の被害を最小限のものにするため、必要に応じて地盤改良等による液状化防止対策、基礎杭等の打設対策等の実施に努める。

(2) 河川施設等の液状化対策の推進

通常、大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、地震によって河川施設が破損するこ

ともある。

そこで、河川施設等の液状化対策などを検討する。各河川施設に関し、国土交通省が作成した耐震点検マニュアルに基づき、点検を実施し、危険度が高いと判定された箇所より液状化対策等を実施する。

2 ライフライン施設の液状化対策

地下に埋設される送電地中線やその他の管路については、関係専門分野の見地に基づき、地盤改良、可とう性、伸縮性、冗長性の確保等の液状化対策を総合的に実施する。

3 住宅の液状化対策の推進

(1) 防災マップの広報・周知

県では、平成23年度に揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」（平成26・27年度改訂）を作成し、県ホームページ（千葉県ポータルサイト）で公開している。また、市が作成した防災カルテにおいて、想定地震における液状化危険度について示すとともに、これらの結果について、市民に広報、周知を図り、液状化対策を推進する。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。市民には、防災マップ等を参考に、液状化発生リスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

4 液状化における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組や習志野保健所（習志野健康福祉センター）、市社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組を促進する。

第5 地盤沈下の防止

1 法令に基づく地下水汲上げ規制

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。

本市は、次の法令の指定地域に指定されており、県において地下水位変動の把握等の監視が行われている。

■各法令に基づく地下水汲上げ規制の内容

法令名	許可基準		規制対象
	ストレーナの位置	吐出口断面積	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	650m 以深	21cm ² 以下	建築物用地下水（冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計150 m ² を超えるもの）
県環境保全条例	650m 以深	21cm ² 以下	工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha 以上）での散水。 ただし、建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域にあっては、ビル用水を、また工業用水法の指定地域にあっては、工業用水をそれぞれ除く。

第3節 防災拠点の整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 防災拠点施設の 整備	1 本部施設の整備	責任者：市民生活部長、総務企画部長 担 当：安全対策課、契約管財課
	2 代替施設の確保	
	3 地域拠点の整備	
第2 通信体制の整備	1 通信施設の整備	責任者：市民生活部長、総務企画部長 担 当：安全対策課、契約管財課
	2 情報通信体制の整備	

第1 防災拠点施設の整備

1 本部施設の整備

災害時に災害対策本部が設置される市役所庁舎が、災害時に有効な機能を発揮できるよう整備する。

■市役所の整備

- ① 建物の耐震性の確保
- ② 非常電源装置
- ③ 耐震性貯水槽
- ④ 備蓄物資及び備蓄倉庫
- ⑤ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保

2 代替施設の確保

市役所庁舎が被災した場合を想定し、あらかじめ災害対策本部の代替施設を確保し、災害対策本部として機能できるよう整備を行う。

3 地域拠点の整備

災害時には、避難所とともに、物資の集積場所、ヘリポート、備蓄拠点など、地域の活動拠点となる施設が必要となるため、公共施設等の中から次の施設を拠点として指定するとともに、必要な施設等を整備する。

■地域拠点

地域の拠点	必 要 な 施 設
物資の集積場所	体育館等の施設、ヘリポート、駐車スペース
避 難 場 所	備蓄倉庫、耐震性貯水槽、無線通信施設

第2 通信体制の整備

1 市の通信施設・設備の整備

(1) 市防災行政無線

災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に、市役所において情報の収集及び連絡が確保できるよう通信機器の整備に努める。

また、既存の通信機器については、災害時に使用できるよう常時保守管理を実施する。

■無線施設の整備

防災行政無線（固定系）	市民への情報伝達のため、適正な管理を実施する。 また、難聴地区の解消に努める。
防災行政無線（移動系）	災害対策本部と災害現場等との間で相互に連絡をできるよう移動局の適正な管理を実施する。
I P 無線	市役所と避難所、病院、防災関係機関等との間で、相互に連絡できるように整備する。

(2) インターネットを利用した情報伝達の整備

緊急時に市民に正確な情報を伝達できるよう、インターネットを利用した情報伝達手段を整備する。

【資料編】

資料-2-65 災害に係る情報発信等に関する協定（株式会社ヤフー）

■インターネットを利用した情報伝達手段

- ① 市ホームページ (<https://www.city.kamagaya.chiba.jp>)
- ② かまがや安心eメール
- ③ 緊急速報エリアメール・緊急速報メール
- ④ SNS

(3) 新たな情報伝達手段の整備

近年急速に発展している新たな情報通信技術を取り入れ、音声、文字、映像等多様な通信手段により、情報伝達が行えるよう検討する。

2 情報通信体制の整備

(1) 非常通信体制の強化

災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対応するため、非常通信体制の整備充実に努める。

■非常通信体制の強化

- ① 平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。
- ② 無線従事者の確保
無線機器運用マニュアルの作成や研修の機会を通じて、職員の中で無線従事者を確保する。

(2) アマチュア無線通信の活用

アマチュア無線団体等と災害時の情報収集、伝達等の体制を協議し、無線通信訓練等を実施する。

(3) 災害時優先電話

各部、出先施設、避難所等において、災害時優先電話が確保できるよう、災害時優先電話の指定拡充を検討し、必要に応じ **N T T** 東日本株式会社に指定の依頼をする。

■災害時優先電話の指定

既設の電話番号を所轄の **N T T** 東日本株式会社千葉西支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、支店長の承認を受ける。

(4) 災害時における他機関の通信設備利用

災害対策基本法 第 56 条及び 57 条 の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう必要に応じ、以下の機関の通信設備について事前の使用協定等の検討を行う。

また、タクシー協会やトラック協会とも無線設備の利用について協定の検討を行う。

■利用可能な機関（※印は市内機関）

警察署[※]、国土交通省関係機関、気象官署、日本赤十字社千葉県支部、東京電力パワーグリッド(株)、東日本旅客鉄道(株)

(5) その他の通信網の整備

その他の通信網の整備として、C A T V やインターネット等の活用について検討する。

3 千葉県の情報連絡施設

(1) 県防災行政無線の活用

市は、災害時における県、県の出先機関、他の市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等との通信連絡にあたっては、千葉県防災行政無線（県防災行政無線再整備事業により整備）を最大限活用するものとする。

県防災行政無線再整備事業は、防災情報により安全で効率的な通信手段の確保と防災情報収集・伝達機能の強化を図るため平成 16 年度から平成 20 年度にかけて整備したものが機器の老朽化により、故障等の通信障害が増加し、安定した稼働が難しくなったことから、防災対策に必要となる信頼性や安定性を確保し、通信機能の向上を図るため令和 4 年度から令和 7 年度にかけて整備したものである。

現行の千葉県防災行政無線については当該事業の中で再整備が行われ、本市に設置されている千葉県防災行政無線設備は、令和7年度から運用を開始している。

(2) 防災情報システムの活用

市は、災害時における被害情報、措置情報等の報告にあつては、「千葉県防災情報システム」（以下「情報システム」という。）を最大限活用するものとする。

情報システムでは、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災情報に関する各種情報を的確な防災対策に資するため関係機関に提供し、また、収集した情報を、インターネットを使い、市民に利用してもらえるよう公開している。

情報システムは、クラウドサービスを利用し、県、市町村等の防災関係 129 機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた情報端末を設置し、電気通信事業者専用線網を利用しオンライン化されている。

このシステムは、県が平成 29 年度に整備したもので、平成 30 年4月から全面運用している。市は、平時から訓練等を実施し、防災情報システムの操作方法の習熟を徹底する。

【資料編】

- ・資料-4-2 鎌ヶ谷市防災行政用無線局管理運用規程
- ・資料-4-3 通信施設

第4節 災害に強い組織・人づくり

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 組織の整備	1 防災組織の整備	責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工観光課、総務課
	2 自主防災組織の育成	
	3 事業所防災組織の強化	
第2 防災訓練	1 総合防災訓練	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長、 消防長 担 当：安全対策課、道路河川管理課、 消防本部、施設管理者
	2 個別防災訓練	
	3 自主防災組織の訓練	
	4 施設・事業所等の訓練	
第3 防災広報		責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、 生涯学習部長、消防長 担 当：安全対策課、秘書広報課、 学校教育課、消防本部
第4 調査・研究	1 防災に関する情報収集	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課
	2 防災に関する調査・研究	

第1 組織の整備

1 防災組織の整備

(1) 防災会議

鎌ケ谷市防災会議条例に基づき、定期的に防災会議を開催し、市及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、災害対策を推進する。

また、防災会議の女性委員数に配慮して委員委嘱を行い、防災会議への女性の参画を図る。

■防災会議で協議する事項

- ① 鎌ケ谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- ④ ①～③に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 災害対策本部

地域防災計画に基づき、災害時に災害対策本部を設置し、対策要員の参集・配備、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、職員がそれぞれの職務内容、手順の習熟に努める。

また、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、指揮命令系統や活動内容等について訓練等を踏まえて検証を行い、適宜見直しを行う。

(3) 災害時行動マニュアルの作成

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、各部署にお

いて、災害応急対策に関する活動要領（災害時行動マニュアル）を作成し、各職員に徹底する。

(4) 市業務継続計画（BCP）の発動及び改訂

市は、大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持するため、市業務継続計画（BCP）を発動基準に則り発動する。

また、組織の改編や事務分掌の変更等により必要があるときは、市業務継続計画（BCP）の見直しや改訂を行う。

(5) 災害時の応援協定の締結の推進

市域が大規模災害に見舞われた場合には、市だけで全ての対策を実施することは困難であり、また、近隣の市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、広域的な市町村間の相互応援体制の確立を行うとともに、災害時における応急措置、各種物資や燃料等の供給、避難者の一時収容等、多種多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

2 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の結成

地域における防災は、住民一人ひとりが、自分の住む地域は自分が守るとの観点から、自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、救出救護、避難等を行うことが大切である。特に、高齢者、障がい者等の要配慮者の所在を把握し、災害時には救出、避難等の支援活動が必要である。

そこで、地域の防災活動の推進を図るため、障がい者団体等とのコミュニケーションの機会の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえ、自治会等を単位に自主防災組織の育成を促進する。自主防災組織のリーダー層においては、男女のバランス、世代のバランスに配慮した構成となるよう働きかける。

また、子育てサークルや福祉活動などの多様な市民活動経験や専門資格を持つ人なども、自主防災活動に関わることができるよう環境を整える。

(2) 活動支援

自主防災組織の活動を行う上で必要な資器材について、予算の範囲内において購入を助成し、譲渡又は貸与することにより支援する。

また、自主防災組織の活動の中核リーダーを対象とした研修会等を開催し、対応力の向上に努めるとともに、組織の編成に当っては、役員や各班の班長に、女性が一定割合就くように働きかける。

さらに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市は県と協力してこれを促進する。

■自主防災組織の活動

平常時	① 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策、男女双方のニーズ、防災体制づくり（多様な住民の参画） ② 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ③ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） ④ 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） ⑤ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） ⑥ 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） ⑦ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、地震情報、ライフラインの状況、避難指示など） ② 出火防止、初期消火 ③ 救出・救護（救出活動・救護活動） ④ 避難（避難誘導、避難所運営組織の活動等） ⑤ 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） ⑥ 避難所自主運営（多様な住民の参画） ⑦ 住宅避難生活者支援 ⑧ 避難行動要支援者の避難支援

3 事業所防災組織の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設管理者は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことが義務付けられていることから消防部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、**統括**防火管理体制が確立されるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成強化

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいため事業所の自主防災体制の強化及び必要に応じて相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガス施設には、爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応を図ることができない場合が考えられる。

そのため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

(3) 中小企業の事業継続

災害で被災した場合、各企業が事業継続や早期復旧を行うことは地域経済の復興の面からも大変重要であるため、事業継続計画（BCP）の策定について普及啓発を図る。

【資料編】

- ・資料-2-1 災害時応援協定等一覧表
- ・資料-10-1 鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱
- ・資料-10-2 鎌ケ谷市自主防災組織一覧表

第2 防災訓練

1 総合防災訓練

市は、災害時の円滑な活動が図れるよう、大規模地震等の発生を想定して、国、県、各防災関係機関、協定締結市町村、教育機関、企業及び住民との協力のもと、総合訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、多くの防災関係機関や自主防災組織、企業等の参加を求めるとともに、要配慮者や多様な世代が参加できるよう工夫を行うものとする。

■総合防災訓練の訓練項目

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 災害対策本部設置・運営訓練 | ⑦ 救出訓練 |
| ② 非常参集訓練 | ⑧ 救護訓練 |
| ③ 情報収集・伝達・広報訓練 | ⑨ 避難誘導訓練 |
| ④ 緊急通信の確保訓練 | ⑩ 給水・給食訓練 |
| ⑤ 応援要請訓練 | ⑪ 帰宅困難者訓練 等 |
| ⑥ 初期消火訓練 | |

2 個別防災訓練

(1) 帰宅困難者訓練

災害時帰宅困難者への情報の伝達、一時避難施設への誘導等の活動が的確に行えるよう鉄道会社、駅周辺の施設等で構成する帰宅困難者等対策協議会と共に情報収集・伝達・広報、避難誘導訓練を実施する。

(2) 消防訓練

日常的な訓練の他に、強風下における大火や同時多発火災を想定した消防訓練を実施する。

(3) 職員の訓練

市役所の各部各課単位に、非常参集訓練、避難誘導訓練、無線通信訓練等、災害応急対策で担当する業務について、必要な訓練を実施する。

3 自主防災組織の訓練

市は、自主防災組織に対して初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、避難所運営訓練等の訓練を指導し、助言をする。

また、災害時は全ての人があらゆる技能を身に付けたり、お互いに交流しておく必要があるため、

男女で役割を固定しない訓練、多様な人が参加できる訓練、近隣の自主防災組織との合同の訓練を工夫・実践するよう助言する。

4 施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の管理者は、消防本部の指導のもと避難訓練等を実施する。

また、各事業所の消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施するよう指導する。

第3 防災広報

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組を強化するため、次のような様々な手段を活用して、防災に関する広報の充実を図る。

なお、広報にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料を作成する。

(1) 講習会の開催

防災全般の知識等について、市職員をはじめ、自主防災組織のリーダーや事業所、学校、病院等の防火管理者を対象として防災講習会を開催し、防災知識の修得を図る。また、防災関係者が要配慮者や女性等多様な視点の重要性と、当事者の参加の必要性について認識するよう指導を図る。

(2) 広報及び印刷物

豪雨や台風シーズン、防災の日（9月1日）等に合わせて、「市広報紙」を通じて防災知識の啓発を図る。

また、防災ハンドブック、防災マップ等を作成、または改訂し、防災知識の普及に努める。

市ホームページにも、災害発生情報や防災に関する情報を掲載する。

(3) 報道機関の協力

各種報道機関に対し、防災資料を提供して、防災に関する正しい知識の普及についての協力を依頼する。

(4) 集会等における広報

地域住民の集会、座談会、防災訓練及び防災用品の展示会の開催等の機会において、防災知識の普及を図る。また、防災関係の映画やスライドを作成、購入又は借用し、これらの機会に上映する。

(5) DIG^{※1}及びHUG^{※2}の普及

災害図上訓練（DIG）、避難所運営ゲーム（HUG）の講習会を実施し、これを普及する。

※1：DIGは、参加者全員で地図を囲み、地域で大きな災害が発生する事態を想定し、地図の上にその被災状況や活動状況を書き込み、対応策等を議論していく訓練のことである。Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名付けられた。

※2：HUGは、静岡県が開発した避難所運営を机上体験できるカードゲームのことである。Hinanzyo（避難所）、Unei（運営）、Game（ゲーム）の頭文字を取ったもので、英語で「hug（抱きしめる）」と掛けて、避難所を優しく受け入れる避難所のイメージを重ね合わせて名付けら

れた。

■防災広報の内容

【自らの身を守るための知識】

- ① 食料・飲料水の備蓄（最低3日、推奨1週間分）
- ② 救急用品等非常持出品の準備
- ③ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- ④ 建物、ブロック塀等の耐震対策、家具・家電の固定
- ⑤ 避難所・避難場所及び避難経路
- ⑥ 避難方法、避難時の心得
- ⑦ 室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得
- ⑧ 地震に関するドライバーの心得
- ⑨ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- ⑩ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ⑪ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- ⑫ 帰宅困難者の心得
- ⑬ 過去の災害教訓の伝承

【地域防災力を向上させるための知識】

- ① 救出・救護の方法
- ② 自主防災活動の実施
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 要配慮者や男女双方の支援ニーズの違い

【その他一般的な知識】

- ① 地域防災計画の概要
- ② 地震に関する調査結果
- ③ 各防災関係機関の震災対策
- ④ 地震に関する一般知識
- ⑤ 地震発生時の緊急初動措置 等

第4 調査・研究

1 防災に関する情報収集

国、県、市町村、防災関係機関の防災対策に対する計画、調査報告等を収集する等、関係機関との情報交換に努める。

また、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 防災に関する調査・研究

宅地化の進展をはじめ変貌する地域の状況や調査技術の進展に合わせて、総合的な防災調査を実施する。

また、情報通信分野をはじめ、進歩する科学技術の防災行政への活用についても積極的に検討する。

第5節 消防体制の整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 火災の予防	1 出火防止措置	責 任 者：消防長 担 当：消防本部 <u>予防課</u>
	2 初期消火の指導	
	3 防火クラブの啓発・教育	
第2 消防力の整備	1 消防資機材の整備	責 任 者：消防長 担 当：消防本部
	2 消防水利の整備	
	3 救急体制の整備	
	4 消防団の強化	
	5 消防団員の確保	

第1 火災の予防

1 出火防止措置

(1) 一般家庭に対する指導

自治会、自主防災組織等を通じて家庭に対し、次の事項について指導・普及を図る。

■家庭に対する指導・普及事項

- ① 火気使用の適正化、消火器具等の普及及び取扱い方法についての指導を図る。
- ② 「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。
- ③ 住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。
- ④ 復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカーの設置について、普及促進に努める。

(2) 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者を選任する義務がある防火対象物には、その選任義務の履行を指導するとともに、応急対策が効果的に行われるよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

■建築物への防火対策

- ① 自衛消防組織の編成及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備を実施するよう指導する。
- ② 消火、通報、避難等の訓練を実施するよう指導する。
- ③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備を実施するよう指導する。
- ④ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務を実施するよう指導する。
- ⑤ 従業員等に対する防災教育を実施するよう指導する。

(3) 火災予防査察

消防法第4条の規定により、防火対象物の立入検査を行い、関係者に対して、火災予防上必要な対策や資料の提出を求め、火災予防の徹底を図る。

■予防査察の着眼点

- ① 消防用設備等が消防法令で定める技術基準に従って設置されているか。
- ② 炉、厨房設備、ボイラー、ストーブ、給湯湯沸設備、変電設備等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準に従っているか。
- ③ 移動式ストーブ、電熱器、調理用の器具等の火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの状況が火災予防条例で定める基準に従っているか。
- ④ 集会場、店舗等の不特定多数の者が出入りする場所での火気及び危険物品の持ち込み等について火災予防条例の制限に違反していないか。
- ⑤ 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの状況が火災予防条例で定める基準に従っているか。
- ⑥ 火あそび、たき火又は火粉の始末等の屋外における行為の禁止若しくは制限又は火災警報発令下における火の使用の制限が遵守されているか。
- ⑦ 防火対象物の住宅用途部分に、住宅用火災警報器が設置及び維持されているか。

(4) 危険物施設の関係者に対する指導

危険物施設の設置者に対し、消防法令に基づいた位置・構造・設備の維持、自主防災体制の確立、危険物取扱従事者に対する教育の計画的な実施を指導し、当該危険物施設に対する保安の確保に努めさせるとともに、立入検査等により、火災予防上の必要な助言又は指導を行う。

また、火災予防条例に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについても、関係者に対して必要な助言又は指導を行う。

■危険物施設の防火対策

- ① 位置、構造及び設備は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。
- ② 貯蔵及び取扱い並びに運搬及び移送は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。
- ③ 消火設備、警報設備及び避難設備に係る工事又は整備は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。
- ④ 定期点検を適正かつ確実に実施するよう指導する。
- ⑤ 危険物取扱者に係る危険物取扱作業の保安に関する講習を受講するよう指導する。

(5) 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等に係る許可、認可を行う際、火災予防上の安全性を確保するため、消防法に規定する消防同意制度を効果的に運用する。

2 初期消火の指導

(1) 消火器具の設置

家庭や事業所に消火器具の設置を推奨し、初期消火の徹底を図る。

(2) 初期消火の指導

地域住民に対して、初期消火に関する知識、技術の普及のため、消火訓練、広報による周知等により住民や自主防災組織による初期消火の指導に努める。

3 防火クラブの啓発・教育

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、**女性**防火クラブなどの防火普及団体に対して育成指導を行い、防火意識の普及や初期消火力の向上を図る。

第2 消防力の整備

1 消防資機材の整備

市街地の拡大や人口の増加にあわせて、火災等の災害発生時における迅速、的確な対応を遂行するため、消防車両、装備、資機材の近代化や拡充を図る。

また、老朽化した消防庁舎等の施設の更新を図る。

2 消防水利の整備

地震時には水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、耐震性を有する防火水槽の整備や自然水利の活用等の検討を行う。

3 救急体制の整備

(1) 救命率の向上

災害事故による傷病者の早期救命を図るため、救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施する。

(2) 傷病者等の搬送体制の確立

災害時における医療機関との連携体制の構築を図る。

(3) 住民等の救急講習会

住民等に対して、救急講習会等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

4 消防団の強化

消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図るとともに、地域の防災機能の充実・強化を図る。

5 消防団員の確保

消防団員確保のため留意すべき事項。

- (1) 消防団に関する住民意識の高揚
- (2) 処遇の改善
- (3) 消防団の施設・設備の改善
- (4) 市ホームページ、SNS を活用

第6節 避難環境の整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・解除	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課 公園緑地課、施設管理者
	2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	
	3 避難経路の整備	
第2 避難体制の整備	1 市の状況判断基準の確立	責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全対策課 社会福祉課、高齢者支援課 障がい福祉課、こども支援課、 幼児保育課
	2 避難計画	
	3 施設の避難誘導	
	4 住民の避難誘導	
第3 避難所運営体制の整備	1 避難所運営体制の整備	責 任 者：生涯学習部長、市民生活部長 担 当：教育総務課、環境課
	2 避難所運営マニュアルの作成	
	3 ペット対策	

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・解除

人口の増加や市街地の拡大、避難場所周辺の防災的環境の変化に応じて、適切な施設に対して指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。

また、指定避難所の指定を受けた施設管理者は、災害時に迅速な開設が行えるよう、鍵の保管・管理方法等を所属職員に周知徹底しておく。

一方、指定緊急避難場所点検調査結果等に基づき、災害時の安全度等により指定緊急避難場所等として適切でない施設については、指定緊急避難場所等の指定を解除する。

なお、指定の追加・解除等により指定緊急避難場所等に変更等が生じた場合は、速やかに市広報紙等で市民への周知を図る。

■指定緊急避難場所及び指定避難所の位置づけ

種 別	位 置 づ け
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。（災対法49条の4）
指定避難所	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として指定する。（災対法49条の7）

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

(1) 指定避難所の設備の整備

指定避難所に指定した建物については、内閣府が策定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県が策定した「災害時における避難所運営等の手引き」により、次のような設備の整備及び物資等を備蓄する。

■指定避難所の設備

- ① 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備を整備するとともに、施設のバリアフリー化を図る。
- ② 避難生活の長期化、季節、高齢者・乳幼児・女性等のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備やケア策の整備を図る。
- ③ 避難者の安全を確保するため、施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、出来る限りの液状化対策を実施する。
- ④ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。また、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。
- ⑤ 指定避難所に備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。
 ア 食料 (アレルギー対応食品等を含む。) イ 飲料水
 ウ 非常用電源 エ 救急箱 オ 炊き出し用具
 カ 毛布 キ 仮設・マンホールトイレ等
 また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保に努める。
- ⑥ 飲料水の確保を図るため、井戸付耐震性貯水槽等の整備を図る。
- ⑦ 被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備を図る。
- ⑧ 衛生環境を保持するための設備の整備を図る。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

指定緊急避難場所及び指定避難所には、指定緊急避難場所及び指定避難所を示す標識等を設置する。

また、防災マップや市広報紙等に防災知識とともに指定緊急避難場所及び指定避難所の位置を掲載し、住民への周知を図る。

3 避難経路の整備

住民の安全な避難を確保するため、主要幹線道路の歩道や生活道路の整備、ブロック塀、落下物等の除却等を速やかに行うことにより避難経路の確保に努める。

また、避難誘導のための標識等の設置を図る。

【資料編】

- ・資料-5-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

第2 避難体制の整備

1 避難の基本的な考え方

地震発生後、自宅の倒壊や延焼の危険を感じた場合は、自治会や自主防災組織などで自主的に定めた最寄りの公園などの「一時避難場所」へ避難し、災害の拡大状況等の様子を見ながら、大規模な火災等に拡大するおそれがある場合には、学校などの「指定緊急避難場所」に避難する。指定緊急避難場所に延焼火災などの危険が迫った場合には「広域避難場所」へ移動する。

火災の拡大など危険がなくなり、自宅に倒壊などの危険がなければ自宅にもどり、状況によっては「在宅避難」をし、自宅が倒壊・焼失する等により、自宅での生活が困難になった場合には、「指定避難所」などで避難生活を送る。

2 市の状況判断基準の確立

市は、災害時において避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を適切に発令するために、火災の発生状況や浸水状況等を迅速に把握し、住民に対する情報伝達体制及び避難誘導体制等の確立を図る。

また、防災関係機関等との連携強化を図り、適切な避難誘導を行うための体制の整備を進める。

3 避難計画

国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における避難所運営等の手引き」を活用し、特に要配慮者に配慮した避難誘導体制を図る。

市は、避難行動要支援者について、名簿情報を基に避難支援等を実施するための計画（個別支援プラン）の作成に努める。

避難誘導は、移動又は歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

■避難誘導の優先順位

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 介護や配慮を要する高齢者及び障がい者 | ④ 高齢者・障がい者 |
| ② 傷病者 | ⑤ 児童生徒 |
| ③ 乳幼児及びその保護者・妊産婦 | |

4 施設の避難誘導

各施設の管理者は、所管施設の避難計画を作成し、自主的に避難誘導ができるような体制づくりを推進する。その場合、地域の住民組織及び事業所との連携が取れるようにする。

5 住民の避難誘導

住民の避難誘導を自主防災活動の一つとして位置づけ、地域の要配慮者等を助け自主的に避難誘導するような体制づくりや訓練を実施する。

第3 避難所運営体制の整備

1 避難所運営体制の整備

市は、指定避難所の開設・運営に当たって、避難者の支援活動を円滑に行うため、平常時から指定避難所の運営体制の整備を進める。

避難所運営体制は、市職員、施設管理者、各指定避難所に主に避難する自治会等で構成し、避難所運営マニュアルについては、指定避難所ごとの個別計画策定に努め、それをもとに関係者が避難所運営訓練等を実施する。

また、避難所運営組織に男女双方が入るようにする。ボランティアとの連携も円滑に進むよう、受入れ体制について協議しておく。

2 避難所運営マニュアルの作成及び改訂

県が作成した「災害時における避難所運営等の手引き」を参考に、鎌ヶ谷市避難所運営マニュアルを作成し、必要に応じて適宜改訂する。また、市が作成した避難所運営マニュアルを手引きとして、指定避難所ごとに構成した避難所運営体制において避難所運営について話し合い、地域における生活者の多様な視点を取り入れたマニュアルの作成について検討する。

避難所運営マニュアルには、要配慮者や女性等地域の生活者の多様な視点を反映するとともに、指定避難所での生活環境を常に良好なものとするため、プライバシーの確保、安全の確保、相談体制、ペットの同行避難等について反映させる。

3 ペット対策

指定避難所におけるペットの取扱いについては、衛生面、鳴き声、臭い、アレルギー等の問題があり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては、多大なストレスとなるケースがある。一方で、飼主にとっては癒しの存在であり、他の避難者にとっても同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいる。

そのため、県の「災害時における避難所運営等の手引き」を参考に、避難者とペット双方にとって望ましい対応方法を検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。

第7節 応急対策のための環境整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 救助・ <u>救急</u> ・医療 体制の整備	1 救助・救急体制の整備	責 任 者：消防長、都市建設部長、 健康福祉部長 担 当：消防本部、道路河川管理課、 健康増進課
	2 医療体制の整備	
第2 緊急輸送体制の 整備	1 緊急輸送道路の確保	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課
	2 ヘリコプター発着場の指定	
	3 車両の確保	
	4 燃料の確保	
	5 物資拠点の整備	
第3 給水体制の整備	1 水の確保	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課
	2 給水資機材の確保	
第4 防疫体制の整備	1 防疫体制の整備	責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：安全対策課、クリーン推進 課、 健康増進課
	2 し尿・廃棄物処理体制の 整備	
第5 物資供給体制の 整備	1 備蓄の推進	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課
	2 協定締結の促進	
第6 建物対策の推進	1 被災建築物応急危険度判定 体制の確立	責 任 者：都市建設部長 担 当：建築住宅課
	2 仮設住宅予定地の確保	
第7 宅地対策の推進	1 被災宅地危険度判定体制の 確立	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市計画課
第8 学校の対策	1 学校における防災体制の 整備	責 任 者：生涯学習部長 担 当：学校教育課
	2 防災教育の充実	

第1 救助・救急・医療体制の整備

1 救助・救急体制の整備

(1) 住民の自主救護能力の向上

救助・救急活動は、防災関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。

そこで、住民の自主救護能力の向上、応急救護知識・技術の普及活動、災害時応急医療活動に関するPR活動を推進する。

(2) 建設業者等との連携強化

倒壊建物の下敷きとなった者の救出や重傷者を迅速に搬送するため、障害物の除去、道路、橋梁

等の応急措置に必要なジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業者と協定を締結するなど連携を図る。

2 医療体制の整備

(1) 緊急時の連携強化

災害時の応急医療について、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部等と、災害時の救護班の編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。

(2) 後方医療体制の整備

負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、広域的な医療活動の拠点となる災害拠点病院と連携を図る。

(3) 医薬品・医療用資機材の準備

応急医療活動に必要な医薬品等^等の調達に関し、習志野保健所（習志野健康福祉センター）や鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会や医療機関と連携して、迅速な調達ができるようにする。

【資料編】

- ・資料-3-9 医療機関等一覧
- ・資料-2-67 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合）
- ・資料-2-71 災害時における備蓄医薬品等に関する協定（一般社団法人鎌ヶ谷市医師会）

第2 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の指定

市内の被災地に救援物資や応急対策活動要員の輸送体系を確保するため、緊急輸送道路を指定する。

■指定基準

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 県の指定した緊急輸送道路及び市役所と次の施設を結ぶ道路 | |
| ① 搬送先病院 | ④ ヘリコプター発着場 |
| ② 救護所設置予定場所 | ⑤ 自衛隊駐屯地 |
| ③ 物資拠点 | |

(2) 緊急輸送道路の周知

広報活動を通じて、住民に対して自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発、災害時の緊急輸送道路の周知を図る。

2 ヘリコプター発着場の指定

交通の混乱や道路等の被害の発生により、車両による輸送が不可能となった場合に備えて、ヘリコプター発着場予定地等の空輸による緊急輸送手段についても検討する。

3 車両の確保

災害時の緊急輸送の車両を迅速に確保するために、輸送業者との連絡方法、車両の出動、集結方法等について輸送業者と協議する。

4 燃料の確保

ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、燃料販売関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努める。

5 物資拠点の整備

災害時における物資の受け入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、物資拠点を指定し、整備を行う。

【資料編】

- ・資料-3-8 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧
- ・資料-6-1 緊急通行車両等の確認及び規制除外車両及び事前届出事務手続き等
- ・資料-6-6 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画
- ・資料-6-1 千葉県緊急輸送ネットワーク（鎌ヶ谷市付近）

第3 給水体制の整備

1 水の確保

(1) 県企業局との連携

災害時の給水方法や資機材の調達など災害時の給水体制について、県企業局船橋水道事務所と連絡調整を図る。

(2) 井戸付耐震性貯水槽等の整備

災害時に水道施設が被災し断水した場合に備え、飲料水等を確保できるように指定避難所等に井戸付耐震性貯水槽等の整備を図る。

(3) 受水槽給水栓の整備

災害時に水道施設が被災し断水した場合に備え、飲料水等を確保できるように指定避難所等の受水槽に給水栓の設置を図る。

(4) 民間井戸の活用

市内にある個人等が所有する井戸を登録し、災害時協力井戸として活用できるようにする。

(5) 家庭における備蓄の促進

住民・自治会・事業所等に対して、**市**広報紙、防災パンフレット等により、最低3日、推奨1週間分を目安として各家庭における非常用飲料水の備蓄を促進する。

2 給水資機材の確保

被災者への円滑な給水活動が行えるよう給水用資機材の整備・拡充を図る。特に給水車から給水するためのポリタンク、ビニールバケツ等の備蓄や業者の流通備蓄の確保を図る。

【資料編】

- ・資料-5-3 井戸付耐震性貯水槽設置箇所一覧

第4 防疫体制の整備**1 防疫体制の整備**

災害により浸水した地域や避難所等において、感染症等の発生を予防するために、消毒等の活動が必要である。そこで、消毒資機材を備蓄するとともに、一般社団法人千葉県ペストコントロール協会や習志野保健所（習志野健康福祉センター）等と連携して消毒薬剤や散布資機材が確保できるような体制を確立する。

2 し尿・廃棄物処理体制の整備**(1) 仮設トイレの確保**

災害時に浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域において、仮設トイレを設置するため、仮設トイレの備蓄や業者等から確保できる体制を整備する。

(2) 廃棄物処理体制の整備

災害時に大量に発生する廃棄物を処理するために、災害廃棄物処理計画に基づき、収集処理の人員や資機材等の確保等、廃棄物の収集・運搬・処理体制を整備する。

また、大量の廃棄物の仮置き場の設置場所等についても検討する。

第5 物資供給体制の整備**1 備蓄の推進**

市は災害に備えて、県が策定した「**災害時における避難所運営等の手引き**」を参考に、災害発生時の必要物資の優先度に配慮しながら、備蓄の整備を行う。

特別な支援が必要な乳幼児、要介護者、病気の人などの栄養支援の必要性についても関係者で共有し、専門機関とも連携して支援体制を検討する。

授乳支援については、専門知識も必要であるため、保健所、助産師会、母乳育児支援団体などと連携し、あらかじめ支援体制について検討しておく。内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の授乳アセスメントシートも参考にする。併せて、乳幼児検診などを通して、子育て世帯への災害時の備えの必要性についてしっかりと周知する。

(1) 備蓄物資の整備

災害に備えて、次の物資を備蓄する。耐用年数のある備蓄物資は、適宜入れ替えを行う。また、備蓄物資の選定に際しては、要配慮者や女性等の避難生活等に配慮する。

資機材等については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。

■市で備蓄すべき物資

非常用食料・飲料水、毛布、救急医療セット、担架、懐中電灯、乾電池、ろうそく、点火用具、仮設・簡易・マンホールトイレ等、ウエットティッシュ、粉ミルク（アレルギー対応含む）、ほ乳瓶、紙コップ、割りばし、小児用・成人用おむつ、おしりふき、生理用品、トイレットペーパー、間仕切り、防水シート、テント、ろ水機、給水槽、石油ポンプ、発電機、投光器、炊飯装置、住宅地図、飲料水袋、燃料等

(2) 備蓄倉庫の整備

指定避難所となる学校等に備蓄倉庫を整備すると同時に、空き教室等を利用した備蓄を推進し、各備蓄倉庫へ備蓄品を分散して配置するよう順次整備を行う。

(3) 新物資システム（B-PLo）の活用

県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、県下13箇所（令和6年9月現在）の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。

本市においては、新物資システム（B-PLo）により、県、他の市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。

■県の備蓄物資

非常用食料、毛布、医療品、簡易トイレ、ブルーシート、発電機、投光器等

(4) 家庭における備蓄の促進

住民・自治会・事業所等に対して、市広報紙、防災パンフレット等により、災害発生後最低3日、推奨1週間分を目安として食料の備蓄や生活必需品の備蓄を促進する。

(5) その他の応急対策用資機材

職員が応急対策をする上で必要な資機材等も順次整備し、防災倉庫に備蓄する。

■応急対策用資機材

防水シート、スコップ、バール、掛けや、ヘルメット、メガホン、車上ライト、懐中電灯、キャップライト、誘導灯、のこぎり、工具、夜光チョッキ、防災被服等

2 協定締結の促進

災害時の物資等の確保のために、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等の協力業務の内容、協力方法等について、協定締結の促進に努める。災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

■災害時に協定先等からの確保を図る物資

食料・飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶、離乳食、介護食、アレルギー対応食、生理用品、小児用・成人用おむつ、簡易ベッド、化粧品（化粧水等）、燃料、筆記用具、裁縫用具、粘着テープ・接着剤、ラジオ、タオル、バケツ、洗面器、洗面用品、手洗い用給水タンク、ちり紙、ビニール袋、リヤカー、シャツ・セーター等、下着類、履物、作業着・軍手、石鹼、洗剤、洗濯用品、茶碗、箸・スプーン、皿、裁断用具、ストーマ用装具、間仕切り、その他備蓄物資で不足するもの

【資料編】

・資料-5-4 防災備蓄倉庫・備蓄物資一覧

第6 建物対策の推進

1 被災建築物応急危険度判定体制の確立

被災建築物応急危険度判定活動を適切に行える体制を関係機関と連携していく必要があるため、千葉県被災建築物応急危険度判定要綱等を踏まえ応急危険度判定体制を確立する。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の確保

被災建築物の余震等による二次災害を防止するため、県が中心となって被災建築物応急危険度判定士制度を整備し、判定士の認定、登録を実施している。

そこで、耐震診断・改修の促進や被災建築物応急危険度判定体制の確立について連絡調整を図るため、千葉県建築防災連絡協議会を通じて、活動の充実、民間建築団体との連携を強化する。

また、市内建築技術者等に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づく講習会への参加を働きかけ応急危険度判定士の養成に努める。

(2) 実施体制の整備

地震による建築物等への被害発生を想定し、被害建築物の応急危険度判定活動を円滑かつ迅速に実施するため、鎌ヶ谷市被災建築物応急危険度判定震前計画に基づき、平常時から判定に必要な資機材等の整備等を行う。

2 仮設住宅予定地の確保

災害時の応急仮設住宅は、災害救助法が適用された場合、県が建設することとなっているが、あらかじめ交通やライフライン等の条件を考慮して、仮設住宅建設に適当な土地をリストアップする。

第7 宅地対策の推進

1 被災宅地危険度判定体制の確立

被災宅地の余震等による二次災害を防止するため県が中心となって被災宅地危険度判定士制度を整備し、判定士の認定・登録を実施している。

そこで、被災宅地危険度判定体制の確立について連絡調整を図るため、千葉県被災宅地地域連絡協議会を通じて活動の充実・民間団体との連携を強化する。

市は、建築・土木等の技術者に対し、被災宅地危険度判定士養成講習会等への参加を働きかけ、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士の登録名簿を整理する。また、市は、県と協力し判定に必要な資機材等の整備を行う。

第8 学校の対策

1 学校における防災体制の整備

災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校で危機管理マニュアルを作成し、初期対応及び分担、応急手当、保護者への連絡体制等について確立を図るとともに、地域の防災組織、PTAなどとの連携による訓練を行う。

また、保護者への引渡しができず帰宅困難児童・生徒が発生することを想定し、飲料水や食料、毛布等必要な備蓄を行う。

さらに、児童・生徒の引渡し等については、保護者等に周知するとともに、市広報紙等において市民に広報する。

2 防災教育の充実

各学校では、防災教育の充実を位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童・生徒の発達段階に応じて、防災資料の配布、防災用のビデオの貸出や学校教育活動の中で災害に関する知識等の普及を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、教育機関は家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

第8節 要配慮者対策のための環境整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 要配慮者への対策	1 基本的な要配慮者の範囲	責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：市民活動推進課、安全対策課、社会福祉課、障がい福祉課、こども支援課、幼児保育課、高齢者支援課、健康増進課 関係機関：社会福祉協議会
	2 要配慮者支援における自助・共助・公助の役割	
	3 要配慮者への支援	
	4 避難体制等の整備	
	5 被災した要配慮者の生活支援	
第2 社会福祉施設等における対策	1 施設の安全対策	責 任 者：健康福祉部長 担 当：施設管理者
	2 組織体制・計画の整備	
	3 防災教育、防災訓練の充実	
第3 外国人への対策	1 防災知識の普及・防災訓練の実施	責 任 者：総務企画部長 担 当：企画財政課
	2 避難所等における対応	

第1 要配慮者への対策

近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、外国人など災害対応能力の低い人々、いわゆる要配慮者の犠牲が目立っており、国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定した。市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、災害時だけでなく、日頃からの見守りを含め、可能な限りの情報伝達、安否確認を含めて行う体制を構築する。

1 基本的な要配慮者の範囲

災害時に危険回避行動や避難行動を行うことが困難であり、環境変化の影響を受けやすい、避難生活も含めて、支援を必要とする方について、主に次のような人を対象とする。

(1) 高齢者の方

一人暮らし、高齢者のみの世帯、要介護者等の高齢者

(2) 心身に障がいのある方

肢体不自由、内部障害、視覚・聴覚・言語・音声障害、知的・精神・発達障害、難病患者、小児慢性特定疾病児童等

(3) 状況によって手助けが必要となる方

乳幼児、妊娠婦、外国人

2 要配慮者支援における自助・共助・公助の役割

(1) 自助の役割（要配慮者自身や家族）

自らの命は自ら守ることを基本とし、可能な限り、自らの確な防災行動の実施に努める。

(2) 共助の役割（地域や自主防災組織）

自分たちの地域は地域のみinnで守ることを基本とし、個々人の防災行動を支援する地域防災力の向上に努める。

(3) 公助の役割（市や消防など）

要配慮者の避難支援活動の促進を基本とし、防災情報の伝達等の体制整備に努める。

3 要配慮者への支援

(1) 地域ぐるみの支援協力体制

自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、民生委員・児童委員、民間ボランティア団体等と連携し、在宅の高齢者・障がい者等に対する声かけや安否確認など、平常時から支援・協力体制づくりを行う。

市は、災害時における情報伝達や安全の確認、救助、避難誘導等について、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりに努める。体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けるとともに、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、児童相談員、カウンセラー等の確保など、災害時の支援体制を構築する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害発生時において、要配慮者のうち、避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難な者について名簿を作成し、年1回更新する。

また、避難支援等関係者への名簿の提供に当たっては、本人の同意確認、情報漏えい防止措置等を適切に行った上で、日頃から災害時の対策に備えることで安否確認や避難支援体制を構築する。

ア 避難行動要支援者名簿の対象者

自宅で生活している、以下の要件に該当する者（施設や病院、サービス付き高齢者向け住宅などに長期に入所、入院や居住している者は対象としない。）

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者で要支援1から要介護2の者
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯で要支援1から要介護2の者
- ③ 介護保険の要介護3～5の認定を受けている者
- ④ 身体障害者手帳所持者（1・2級）ただし免疫機能障害を除く
- ⑤ 療育手帳所持者（A判定）
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）
- ⑦ 難病患者（筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者）
- ⑧ 小児慢性特定疾病児童（人工呼吸器装着者）
- ⑨ その他、相当の支援を必要とすると認められる者

イ 避難支援等関係者

- ① 行政機関
 - ・災害対策本部（市役所）、消防本部、鎌ヶ谷警察署等
- ② 防災機関・団体

- ・避難支援に関する協定を締結した自主防災組織・自治会等

③ 社会福祉機関

- ・市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、市内の社会福祉施設等

④ その他

- ・民生委員児童委員協議会等

ウ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

次に掲げる通常業務等を通じて情報を把握する。

- ① ひとり暮らしの高齢者世帯などの情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳の活用等により把握する。
- ② 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ③ 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分情報等により把握する。
- ④ 民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、その他の社会福祉事業者、福祉団体などからの情報収集により把握する。
- ⑤ 災害時の避難支援を希望し、避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意して提出した申請書により把握する。

また、名簿には次の事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由（名簿に登載する者の要件）
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 名簿の提供

① 平常時

名簿は、避難行動要支援者本人や家族の同意を得て避難支援等関係者に示し、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。

② 災害時

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に提供できる。

オ 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿を適正に管理できるよう、次の事項を遵守するよう徹底する。

- ① 計画に定めた者以外の者に閲覧させ、または伝達しないこと。
- ② 計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。
- ③ 紙媒体により管理すること。（市が管理する場合を除く。）
- ④ 個人情報を含む紙媒体は、原則、施錠可能な場所に保管すること。
- ⑤ 市が電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講じること。
- ⑥ 市は、情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要になった個人情報を、市以外の者が保有するものは返納させ、確実かつ速やかに廃棄すること。

なお、自治会、自主防災組織等に避難行動要支援者の個人情報を提供するにあたり、使用目的（災

害時、日頃の見守り）以外で使用しない旨の協定を結び、その情報管理に万全の注意を払うものとする。

(3) 個別計画の整備

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿情報を基に避難支援等関係者と連携して一人ひとりの避難行動要支援者に対する支援方法や支援主体等を具体化した個別計画（個別支援プラン）の作成に努める。

(4) 要配慮者自身の備え

要配慮者自身においても、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、避難訓練への参加等、出来る範囲での自助の実施に努める。

4 避難体制等の整備

(1) 住宅の安全性向上

高齢者や障がい者等にとって避難は容易でないため、要配慮者の住宅の安全性の向上を目的に、住宅の耐震診断・耐震改修等の制度について周知する。

また、家の中の安全対策として家具転倒防止金具等の設置は有効な手段であることから、金具等の設置について周知する。

(2) 情報伝達・避難誘導

ア 情報の伝達

震災発生直後の避難行動要支援者への情報伝達・安全の確認・避難誘導等は、迅速性が特に重要なので、近隣住民や自主防災組織が担う必要がある。自治会、自主防災組織、民生委員等が中心となり、日頃より避難行動要支援者の保護を優先とした共助意識の向上に努め、確実な情報伝達を行う。

イ 伝達の手段

情報の伝達手段は、電子メールや受信メールを読み上げる携帯電話、フリーハンド用機器を備えた携帯電話等、障がいの状況に応じた手段により伝達する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動支援者宅を直接訪問して、情報を伝達する。

ウ 優先的な避難誘導の実施

避難の実施にあたっては、避難行動要支援者の避難を優先して行うが、特に①歩行や移動の困難な者、②介助が必要な高齢者、障がい者、病弱者、③乳幼児とその母親、妊婦、④高齢者、児童・生徒等といった順位で適宜判断して行う。

エ 避難支援等関係者の安全措置

避難支援等関係者の安全を確保するため、自治会、自主防災組織、民生委員等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性があること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

(3) 防災設備の整備

ひとり暮らしや要介護等の高齢者・障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実に行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努める。

また、在宅での安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知器等の設置、点検の推進に努める。

(4) 避難施設等の整備

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者・障がい者用備品やミルク、ほ乳瓶等の乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備などの避難施設への配備に努める。

また、要配慮者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。

さらに、福祉避難所が不足する場合に備え、近隣の宿泊施設に優先的に入ることができるよう、協定の締結を検討するとともに、被災地外へ避難できるような体制を整備する。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施等

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を深められるよう努める。

また、自主防災組織が必要とされる避難行動要支援者のための防災資機材等の充実を図る。

5 被災した要配慮者の生活支援

(1) 被災した要配慮者への支援

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行うよう体制づくりを行う。

また、要配慮者は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点が異なるため、それぞれの特性を踏まえた体制づくりを行う。

(2) 指定避難所などでの生活支援

過去の災害から、避難生活が被災者の心身に大きな負担をかけることが明らかであり、特に要配慮者は、適応力が十分でないことから、特別な配慮が必要となる。

また、避難できない状況があり、在宅での避難生活をされる場合も想定されることから、要配慮者の避難状況やニーズを的確に把握し、避難生活の支援に努める。

また、要配慮者本人及び介護している家族の要望が、避難所運営や被災者支援に確実に反映される体制を構築する。

■ 要配慮者のケア

- ① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- ② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

(3) 電源の確保

電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション、医療機器の提供を受けている事業者等と相談するよう周知する。

第2 社会福祉施設等における対策

1 施設の安全対策

各社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、ライフライン等の停止に備え、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。

また、応急復旧や施設入居者等の在宅酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備を整備する。

2 組織体制・計画の整備

各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、市（各施設所管課）への被害・復旧状況報告体制等の防災計画を作成する。特に、災害時には情報が伝わらないことが予想されるため、各施設において自らが情報収集できるような体制づくりを行う。

また、施設相互間、近隣住民等との連携を密にして災害時に協力が得られるような体制づくりを行う。

3 防災教育、防災訓練の充実

各社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者等が災害知識や災害時の行動について、理解や関心を高めるため防災教育を実施する。

また、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にし、施設の構造や入所者等の行動能力等の実態に応じた訓練の実施に努める。

【資料編】

- ・資料-5-5 要配慮者施設等一覧

第3 外国人への対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」として位置づけ、災害時に的確な対応ができるよう次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。

1 防災知識の普及・防災訓練の実施

■外国人への対策

- ① 避難所・避難路標識等の多言語表示板の明示
- ② 外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進
- ③ 多言語による簡単な表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れた防災パンフレット等の配布
- ④ 指定避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿絵やふりがなの併記

2 指定避難所等における対応

指定避難所等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳等に関して、市内の通訳者及び派遣ボランティア等の確保、県への語学ボランティアの派遣要請等を行える体制づくりを行う。

また、県の作成した「災害時における避難所運営^等の手引き」及び「避難所運営マニュアル（鎌ヶ谷市）」に基づき、指定避難所等の整備に努める。

第9節 ボランティア活動体制の整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 ボランティア 育成体制の整備	1 ボランティア意識の啓発	責 任 者：健康福祉部長 担 当：社会福祉課 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会 日赤千葉県支部
	2 ボランティア <u>受入れ</u> 体制の整備	
第2 ボランティアの養成		

第1 ボランティア育成体制の整備

1 ボランティア意識の啓発

社会福祉協議会等の関連団体と連携して、住民に対し、ボランティア意識の啓発に努める。
また、防災の日等に行う防災訓練にボランティア等の参加を求める。

2 ボランティア受入れ体制の整備

(1) マニュアルの作成

社会福祉協議会と連携して、災害時におけるボランティアの活動を支援する活動支援マニュアルを作成する。

(2) ボランティア保険への加入促進

鎌ヶ谷市社会福祉協議会では、災害時のボランティア活動における事故に備え、ボランティア保険への加入促進を図る。

(3) ボランティアの登録

社会福祉協議会と連携してボランティアの登録窓口を社会福祉協議会ボランティアセンターに設置し、災害時にボランティア活動に参加できる団体、個人の登録受付を行う。

なお、専門ボランティアについては、各活動担当が中心となって対応する。

■ボランティアの定義

災害時におけるボランティアは、専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分できる。

■災害時のボランティア活動の例

分野	活動の例
避難所	環境整備、物資、性別による配慮、炊き出し、サロン・傾聴、ペット、アセスメント・運営支援 など
在宅避難者	物資、食事、実態把握調査 など
要配慮者	福祉施設への支援、相談支援、子どもの居場所・学習支援、学用品等の提供、通訳・翻訳 など
被災家屋	重機での土砂撤去等、床・壁・屋根の応急措置、廃棄物の分別・改修、住宅再建の相談・講習会 など
仮設住宅	引っ越し、物資・家電、コミュニティ形成のサポート、見守り など
生業支援	農地からの土砂・廃棄物撤去、商店街の片付け・清掃、資機材の支援 など
その他	物資の提供・運搬・仕分け、法律相談 など

※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、管理栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。

第2 ボランティアの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。

そこで、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターの養成に努める。

(1) 県による研修・講習会

県において実施しているボランティア養成の研修、講習会は、次のとおりである。

■県のボランティアの養成

- ① 災害対策コーディネーター養成講座（県防災危機管理部）
- ② さわやかちば県民プラザにおける研修・情報提供（県教育庁）

(2) 千葉県赤十字社防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加、協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修、訓練を実施する。

■日本赤十字社千葉県支部の防災ボランティアの養成

項 目	対 象	実施内容
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会(本社)	候 補 者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候 補 者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リ ー ダ ー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リ ー ダ ー・ 地 区 リ ー ダ ー	グループワーク、地区研修会の運営等

第10節 帰宅困難者等対策

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 帰宅困難者の定義 と発生予想数	1 帰宅困難者の定義	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課
	2 帰宅困難者の発生予想数	
第2 一斉帰宅の抑制	1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工観光課
	2 安否確認手段の普及・啓発	
	3 企業・学校等への要請	
第3 帰宅困難者等への 支援対策	1 駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長、 健康福祉部長 担 当：安全対策課、生涯学習部全課、 こども支援課、幼児保育課、 社会福祉課、障がい福祉課、 高齢者支援課
	2 帰宅困難者等への情報提供体制の整備	
	3 帰宅困難者等の安全確保対策	
	4 帰宅支援対策	
	5 要配慮者等の視点からの帰宅支援対策	

第1 帰宅困難者の定義と発生予想数

1 帰宅困難者の定義

帰宅困難者の定義は、次のとおりとする。

■帰宅困難者の定義

用 語	定 義
帰 宅 困 難 者	地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人
徒 歩 帰 宅 者	自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人
帰宅困難者等	「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を合わせた総称

2 帰宅困難者の発生予想数

平成24年度に実施した鎌ケ谷市地震被害想定調査によると、東京湾北部地震の震源が鎌ケ谷市直下の場合の地震（M7.3）において市内で発生する帰宅困難者は、2,542人と予測されている。

第2 一斉帰宅の抑制

1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市広報紙、市ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

2 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

■通話に頼らない安否確認手段

災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版（web171）、SNS

3 企業・学校等への要請

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、企業や学校等に対し、一斉帰宅の抑制及び施設内待機について対策を図るよう要請する。また、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるため、次の対策に努めるよう要請する。

■企業・学校等での安全対策

- ① 耐震診断・改修、家具等の転倒・落下・移動防止等の環境整備
- ② 従業員等との安否確認手段の確保
- ③ 家族との安否確認手段の周知
- ④ 飲料水、食料、毛布などの備蓄
- ⑤ 帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施（従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など）

第3 帰宅困難者等への支援対策

1 駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立

多くの帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺の帰宅困難者等対策に取り組むため、市が事務局となり、県、警察、鉄道事業者、駅周辺企業等と連携し、駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を検討する。協議会では、次のテーマを中心に対策を検討・実施していく。

（新鎌ヶ谷駅周辺帰宅困難者等対策協議会は平成28年度に設立済み）

■検討・実施事項

- ① 情報連絡体制の確立
- ② 一時滞在施設の確保
- ③ 帰宅困難者等の安全確保
- ④ 安全確保後の徒歩帰宅支援 等

2 帰宅困難者等への情報提供体制の整備

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などの情報提供体制を整備する。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の指定

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を駅周辺の避難所等から指定し、周知を図る。

また、駅周辺の避難所等において、帰宅困難者の受入れ可否、施設における情報提供や物資提供のあり方、満員となった場合の対応等について検討し、避難所運営マニュアル等に定める。

(2) 民間施設管理者への要請

帰宅困難者等が多数発生し、駅周辺の避難所等に収容できない場合に備え、民間施設管理者に対して、一時滞在施設として利用できるよう協定の締結を検討する。

【資料編】

- ・資料-2-56 地震災害時における施設等の提供協力に関する協定（大和情報サービス株式会社アクロスモール新鎌ヶ谷）

4 帰宅支援対策

(1) 帰宅支援対象道路の周知

県では、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において帰宅支援対象道路を選定している。県と連携して、帰宅支援対象道路の周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県や事業者と連携して、市ホームページや市広報紙、パンフレット等を活用した広報を実施する。

(3) 搬送手段の確保

要配慮者など徒歩帰宅が困難な方の搬送手段として、臨時バスやタクシーの確保等、県、関係機関と連携して搬送手段の確保について検討する。

5 要配慮者等の視点からの帰宅支援対策

帰宅困難者対策においても、要配慮者（特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人）や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

特に駅や大規模集客施設での利用者保護、一時滞在施設の運営、駅前滞留者対策における情報提供や誘導、代替輸送における優先順位などにおいて配慮する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害体制の確立

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 災害警戒本部	1 災害警戒本部の設置			
	2 災害警戒本部の廃止			
	3 災害対策本部への移行			
第2 災害対策本部	1 災害対策本部の設置			
	2 災害対策本部の運営			
	3 災害対策本部の廃止			
第3 災害対策本部事務分掌				
第4 自主防災組織への要請				

◆実施担当

第1 災害警戒本部	責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課
第2 災害対策本部	責 任 者：各部長 担 当：各班
第3 災害対策本部事務分掌	責 任 者：各部長 担 当：各班
第4 自主防災組織への要請	責 任 者：市民生活部長 担 当： <u>事務局</u>

第1 災害警戒本部

小規模の地震が発生した場合、災害警戒本部を設置し、危険箇所の警戒・巡視、被害情報の収集及び関係機関との連絡等に対処する。

1 災害警戒本部の設置

(1) 設置・配備基準

市民生活部長は、次の配備基準に基づき、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部長となる。

本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、災害警戒本部長が指名した者をその代理者とする。

■災害警戒本部の配備基準

配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員
注意配備	① 市域に震度4の地震が発生したとき 【自動配備】 ② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部事務局（安全対策課員 <u>の内、本部長の指示した者</u> ） ・消防部（通常勤務者）
警戒配備	① 市域に震度5弱の地震が発生したとき 【自動配備】 ② 東海地震注意情報を受理したとき 【自動配備】 ③ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員） ・本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員） ・秘書広報課、総務課人事室、 <u>企画財政課DX</u> 推進室、市民活動推進課、環境課、クリーン推進課、社会福祉課、道路河川管理課、道路河川整備課、建築住宅課、下水道課、教育総務課、学校教育課 （各5名程度、詳細は各課で定める） ・消防部（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者）

(2) 動員方法

職員は、市域に震度4の地震が発生したときなど、災害警戒本部が自動配備となったときは自動参集する。

なお、災害警戒本部長（市民生活部長）は、災害状況に応じて職員に自宅待機の措置を命ずることができる。

(3) 活動内容

災害警戒本部は、情報収集、連絡を中心とした活動を行う。主な活動は概ね次のとおりとする。

■災害警戒本部の活動

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 地震情報等の収集・伝達 | ④ 危険箇所への警戒・巡視 |
| ② 被害情報の収集・伝達 | ⑤ 住民等への情報の伝達 |
| ③ 所管施設の点検 | ⑥ 関係機関等との連絡調整 |

(4) 指示と伝達

本部員は、災害警戒本部長から指令、連絡等の伝達及び指示、報告、要請等があった場合は、的確かつ誠実な処理に努めなければならない。また、部員が措置した事項及び収集した情報は速やかに災害警戒本部長に伝達しなければならない。

(5) 各部の応援体制

災害警戒本部長は、各区域の災害の状況から判断して、各部相互の応援を各部長に指示することができる。

2 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部長は、地震による被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、災害警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

市長は、災害が拡大したとき、又は拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行する。

【資料編】

- ・資料-4-4 防災関係機関連絡先

第2 災害対策本部

市域に震度5強以上の地震が発生したとき、東海地震予知情報（警戒宣言）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは迅速に災害対策本部を立ち上げ、市の総力を挙げて初動活動を実施する。

1 災害対策本部の設置

(1) 設置・配備基準

市長は、市域に震度5強以上の地震が発生したとき、東海地震予知情報（警戒宣言）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害対策本部を設置し、本部長となる。

なお、本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、本部長が指名した者をその代理者とする。現地災害対策本部において、女性が一定数参画できるよう講ずる。

■災害対策本部の配備基準

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備	① 市域に震度5強の地震が発生したとき【自動配備】 ② 地震により局地的に被害が発生したとき ③ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき【自動配備】 ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】 ⑤ その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・本部員、本部事務局 ・全班（要員は各班で定める） <u>・避難所非常参集職員（指定された避難所へ参集）基準①の時のみ</u>
第2配備	① 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき【自動配備】 ② その他の状況により本部長が必要と認めたとき	全員 <u>（避難所非常参集職員含む）</u>

(2) 動員方法

職員は、市域に震度5強以上の地震が発生したときなど、災害対策本部が自動配備となったときは勤務時間内外にかかわらず、本部長（市長）の指示があったものとして、所属場所に自動参集する。

なお、本部長（市長）は、災害状況に応じて、職員に自宅待機の措置を命ずることができる。

(3) 指示と伝達

本部員は、本部長から指令、連絡等の伝達及び指示、報告、要請等があった場合は、的確かつ誠実な処理に努めなければならない。また、部員が措置した事項及び収集した情報は速やかに本部長に伝達しなければならない。

(4) 各部の応援体制

本部長は、災害の状況から判断して、各部・班相互の応援を各部長に指示することができる。

(5) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）は、本部長の指示により市役所に災害対策本部を設置し、その他活動に必要な室を準備する。総務企画3班は、市庁舎が災害対策本部としての機能が十分であるかを点検する。なお、災害対策本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。

■本部の配置

本 部 室	市役所3階市長応接室
本部会議室	市長応接室又は市役所3階303会議室等

本部長は、市庁舎が災害対策本部としての機能が不十分である場合は、次の施設に災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の移設場所

鎌ヶ谷市民体育館

(6) 災害対策本部設置・廃止の通知

災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次の機関等に電話その他適当な方法によりその旨を通知する。

■本部の配置・廃止の通知先

- | | |
|------------------|--------|
| ① 県庁及び東葛飾地域振興事務所 | ⑤ 近隣市 |
| ② 防災会議委員 | ⑥ 報道機関 |
| ③ 市民 | |
| ④ 鎌ヶ谷警察署 | |

(7) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の状況により必要があると認めるときは、被災地に現地災害対策本部を設置する。
 現地災害対策本部長は、本部長が指名した者とする。

■ 現地災害対策本部の業務

- | | |
|-------------|------------|
| ① 被災現場の情報収集 | ③ 現場の指揮 |
| ② 本部との連絡 | ④ 関係機関との調整 |

2 災害対策本部の運営

(1) 組織

本部の組織は、災害対策本部組織図（地-3-7）のとおりとする。

(2) 指揮

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■ 災害対策本部の権限の委任

- | | |
|------|-------------|
| 第1順位 | 副本部長（副市長） |
| 第2順位 | 副本部長（教育長） |
| 第3順位 | 本部員（市民生活部長） |
| 第4順位 | 本部員（消防長） |
| 第5順位 | 本部員（総務企画部長） |
| 第6順位 | 本部員（健康福祉部長） |
| 第7順位 | 本部員（都市建設部長） |
| 第8順位 | 本部員（生涯学習部長） |

(3) 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。本部員は、会議の招集の必要がある場合は、市民生活部長に要請する。

■ 本部会議の概要

構 成	本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員
協 議 事 項	① 本部の配備体制の切替及び廃止 ② 災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定 ③ 応援の要請 ④ その他災害対策に関する重要事項

3 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

【資料編】

- 資料-1-3 鎌ヶ谷市災害対策本部条例

第3 災害対策本部事務分掌

1 初動期事務分掌

初動期事務分掌は、災害対策本部の部を1つの単位とし、部内で協力して地震発生直後に優先して行うべき業務を実施する。各部の指揮は、参集者の中で最上位者とする。

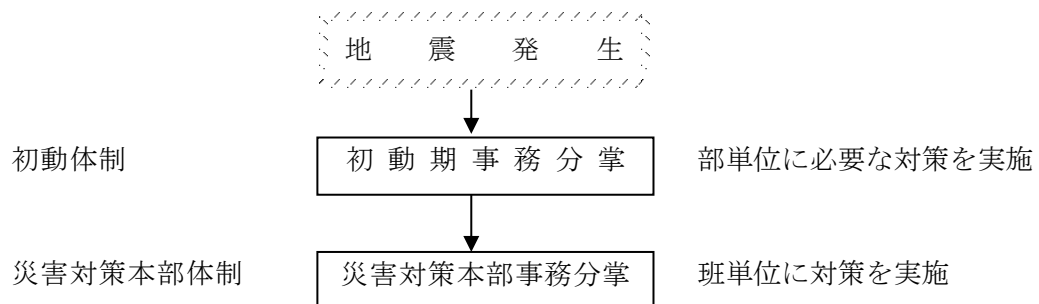
危険な被災建築物や被災宅地が発生し、危険度判定を要すると判断されたとき、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の資格を有する住宅班以外の職員は、防災拠点施設等の危険度判定が終了するまでの間、住宅班に編入し危険度判定を行う。

また、避難所非常参集職員に指名されたものは、避難所班の担当職員が避難所に参集するまでの間、避難所班に編入し避難所の開設準備と情報収集を行う。

2 災害対策本部事務分掌

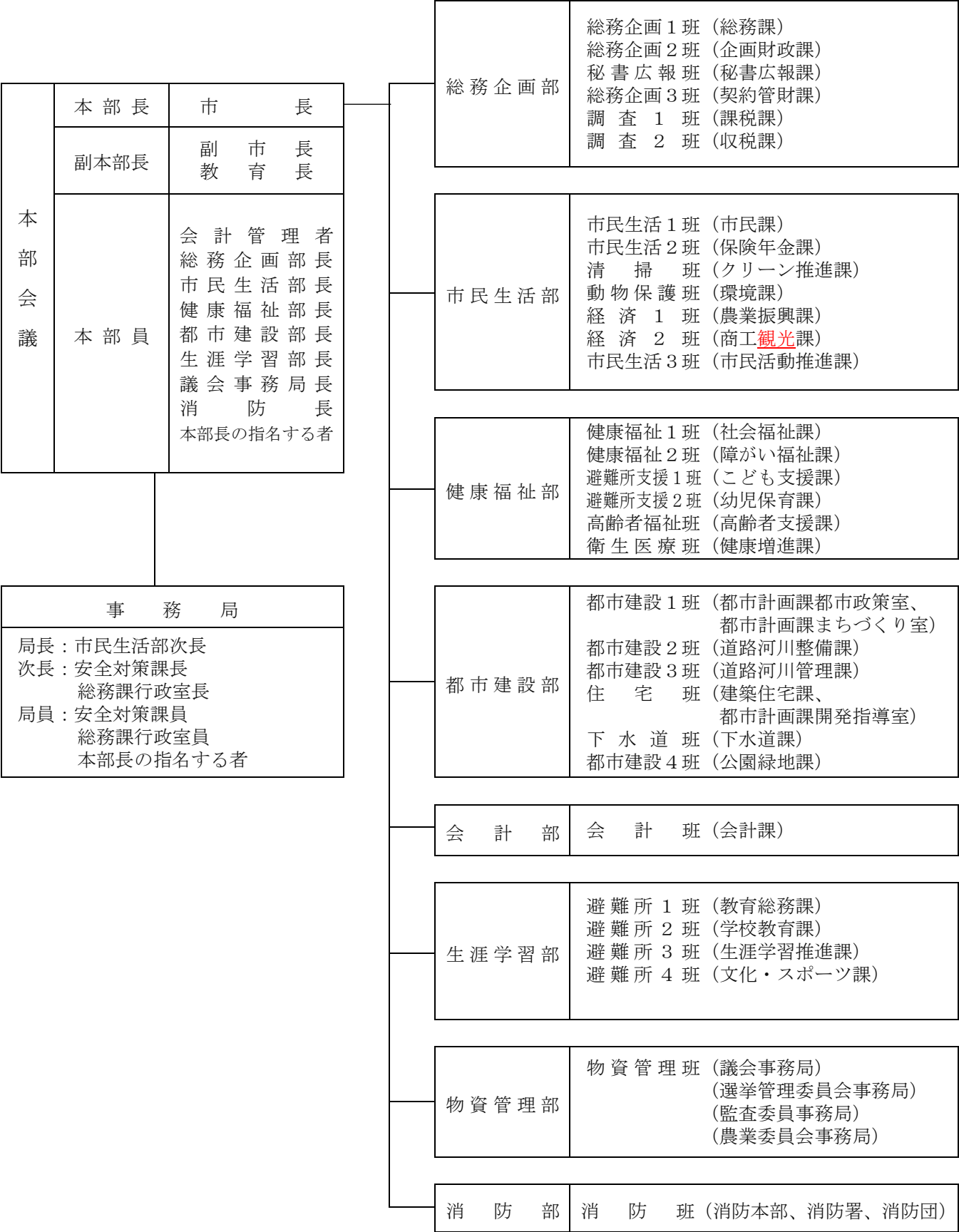
初動期の活動が終了次第、各班単位に定められた事務分掌に基づいて、災害対策を実施する。

なお、災害の状況によっては、各部各班の間で人員配置等を調整し協力する。



災 害 対 策 本 部 組 織 図

第 1 ・ 第 2 配 備 体 制



災 害 対 策 本 部 事 務 分 掌

第 1・第 2 配 備 体 制

災害対策本部の職 (平常時の職名)	主 な 職 務
本部長 (市長)	1 防災会議、本部会議の議長となること 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと 3 国、自衛隊、県、防災関係機関、他市町村、市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと 4 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 5 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること 6 事務局に在席又は所在を明らかにしておくこと
副本部長 (副市長) (教育長)	1 本部長が不在又は本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること 2 情報を常に把握し、本部長に対し適切なアドバイスを行うこと 3 本部長が適宜休養をとれるよう、本部長の交替要員となること 4 事務局に在席又は所在を明らかにしておくこと
本部員 (会計管理者、総務企画部長、市民生活部長、健康福祉部長、都市建設部長、生涯学習部長、議会事務局長、消防長、本部長の指名する者)	1 部長として、担当部の職員を指揮監督すること 2 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 3 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める 4 事務局に在席又は所在を明らかにしておくこと

事務局	事 務 分 掌
局長 (市民生活部次長) 次長 (安全対策課長) (総務課行政室長) 局員 (安全対策課員) (総務課行政室員) (本部長の指名する者)	1 本部の設置及び廃止に関すること 2 本部会議に関すること 3 本部長の指示命令の伝達に関すること 4 地震情報等の収集に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること 6 県への被害報告に関すること 7 自衛隊への災害派遣要請に関すること 8 千葉県防災行政無線及び鎌ヶ谷市防災行政無線（移動系）の運用に関すること 9 被害情報、応急対策情報の収集及び <u>取りまとめ</u> に関すること 10 災害情報の一元管理、共有化に関すること 11 警戒区域の設定及び避難指示に関すること 12 避難所開設の指示に関すること 13 防災行政無線（固定系）に関すること 14 災害救助法に関すること 15 その他、災害対策全体の総括に関すること

部（部長）	班（班長）	初動期 事務分掌	災害対策本部事務分掌
総務企画部 （総務企画部長）	総務企画1班 （総務課長）	1 職員の 動員状況の 把握に關 すること	1 職員の動員状況の把握に關すること 2 災害対策従事者の給食、物資の支給に關すること 3 応援派遣団体等の受入れ、連絡に關すること 4 応援活動団体等の宿泊、活動支援に關すること 5 ボランティア活動の支援に關すること 6 災害時の応急財政措置に關すること 7 国、県等の補助金に關すること 8 食料、物資、飲料水の調達、管理、輸送に關すること 9 その他部内外の応援に關すること
	総務企画2班 （企画財政課長）	2 本部長 の秘書に關 すること	
	秘書広報班 （秘書広報課長）	3 被災者 への広報に 關すること	1 本部長、副本部長の秘書に關すること 2 災害見舞い及び視察者の接遇に關すること 3 報道機関への対応に關すること 4 災害記録写真の撮影収集に關すること 5 災害広報に關すること 6 その他部内外の応援に關すること
	総務企画3班 （契約管財課長）	4 庁舎の 機能確保に 關すること	
	調査1班 （課税課長）	5 庁用車 の管理及び 配車に關す ること	1 庁舎の保全管理に關すること 2 庁舎の機能確保に關すること 3 庁用車の管理及び配車に關すること 4 車両の確保に關すること 5 燃料の確保に關すること 6 その他部内外の応援に關すること
	調査2班 （収税課長）	6 被害状 況の把握に 關すること	1 被害状況の調査・把握に關すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに關すること 3 罹災証明書等の発行に關すること 4 その他部内外の応援に關すること
市民生活部 （市民生活部長）	市民生活1班 （市民課長）	1 仮設ト イレ等対策 に關すること	1 災害時の市民相談窓口の開設に關すること 2 被災者相談、各種申請等に關すること 3 被災者の意見、要望等の聴取に關すること 4 その他部内外の応援に關すること
	市民生活2班 （保険年金課長）		
	清掃班 （グリーン推進課長）	2 清掃施 設の被害調 査に關する こと	1 被災地及び避難所の廃棄物（ごみ・し尿）の収集運搬、処理に關すること 2 収集運搬委託業者の指導及び連絡調整に關すること 3 清掃施設の被害状況調査及び保全管理に關すること 4 死亡獣畜に關すること 5 その他部内外の応援に關すること
	動物保護班 （環境課長）	3 避難者 収容の応援 に關する こと	
		4 備蓄物 資の供給に 關すること	1 放浪動物の保護に關すること 2 死亡獣畜の対策支援に關すること 3 その他部内外の応援に關すること

部（部長）	班（班長）	初動期 事務分掌	災害対策本部事務分掌
市民生活部 （市民生活部長）	経済1班 （農業振興課長）		1 救援物資の <u>受入れ</u> 、管理の支援に関すること 2 災害対策における農業関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 農業関係の被害状況調査及び報告に関すること 4 農業関係の応急対策に関すること 5 その他部内外の応援に関すること
	経済2班 （商工 <u>観光</u> 課長）		1 救援物資の <u>受入れ</u> 、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工・ <u>観光</u> 関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工業・ <u>観光業</u> 関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業・ <u>観光業</u> 者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること
	市民生活3班 （市民活動推進課長）		1 自治会への対応に関すること 2 コミュニティセンターの被害状況調査及び保全管理に関すること 3 女性相談窓口の設置及び避難所等における女性への支援に関すること 4 その他部内外の応援に関すること
健康福祉部 （健康福祉部長）	健康福祉1班 （社会福祉課長）	1 行方不明者の情報収集に関すること 2 遺体の収容、処理に関すること	1 行方不明者の情報収集、照会に関すること 2 遺体の収容、処理、埋葬に関すること 3 日本赤十字社との連絡調整に関すること 4 被災者生活再建支援法に関すること 5 災害見舞金等の支給に関すること 6 被災者の応急仮設住宅の入居の選考に関すること 7 要配慮者の支援に関すること 8 その他部内外の応援に関すること
	健康福祉2班 （障がい福祉課長）	3 応急医療活動に関すること	1 福祉施設入所者の安全確保に関すること 2 要配慮者の支援に関すること 3 福祉施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 福祉避難所の開設に関すること 5 その他部内外の応援に関すること
	避難所支援1班 （こども支援課長）	4 要配慮者の保護に関すること 5 避難者の収容に関すること	1 園児・児童の安全確保に関すること 2 児童施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 3 避難所における食料、飲料水、物資の供給に関すること 4 避難所における要配慮者等の支援に関すること 5 その他部内外の応援に関すること

部（部長）	班（班長）	初動期 事務分掌	災害対策本部事務分掌
	避難所支援2班 （幼児保育課長）		1 園児の安全確保に関する事 2 保育施設の被害状況調査及び保全管理に関する事 3 避難所における食料、飲料水、物資の供給に関する事 4 避難所における要配慮者等の支援に関する事 5 その他部内外の応援に関する事
	高齢者福祉班 （高齢者支援課長）		1 福祉施設入所者の安全確保に関する事 2 福祉施設の被害状況調査及び保全管理に関する事 3 要配慮者の支援に関する事 4 福祉避難所の開設に関する事 5 その他部内外の応援に関する事
	衛生医療班 （健康増進課長）		1 応急医療及び助産に関する事 2 医薬品、医療用資機材の調達に関する事 3 医師会、医療機関等との連絡調整に関する事 4 被災地及び避難所の防疫活動に関する事 5 被災者の健康管理及び精神ケアに関する事 6 医療情報の収集及び提供に関する事 7 食の栄養管理に関する事 8 その他部内外の応援に関する事

部（部長）	班（班長）	初動期事務分掌	災害対策本部事務分掌
都市建設部 (都市建設部長)	都市建設1班 (都市計画課長)	1 道路、水路、河川、橋りょう、公園、下水道施設、の被害調査及び危険防止措置に関すること	1 救出活動の支援に関すること 2 その他部内外の応援に関すること
	都市建設2班 (道路河川整備課長)	2 障害物の除去に関すること	1 道路、水路、河川、橋梁、公園施設等の被害状況の調査及び危険防止措置、応急復旧に関すること 2 障害物の除去に関すること 3 交通規制に関すること 4 建設業者の協力要請に関すること 5 救出活動の支援に関すること 6 その他部内外の応援に関すること
	都市建設3班 (道路河川管理課長)	3 建設業者の協力要請に関すること 4 救出活動の支援に関すること 5 防災拠点施設等の危険度判定について	1 被災建築物応急危険度判定に関すること 2 被災宅地危険度判定に関すること 3 応急仮設住宅に関すること 4 被災住宅の応急修理に関すること 5 市営住宅の被害状況調査及び応急修理に関すること 6 急傾斜地の被害状況調査及び安全対策に関すること 7 擁壁等危険箇所の安全確保に関すること 8 被災者の市営住宅の入居に関すること 9 その他被災者の住宅対策に関すること 10 その他部内外の応援に関すること
	住宅班 (建築住宅課長)		
	下水道班 (下水道課長)		1 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 その他部内外の応援に関すること
	都市建設4班 (公園緑地課長)		1 道路、水路、河川、橋梁、公園施設等の被害状況の調査及び危険防止措置、応急復旧に関すること 2 障害物の除去に関すること 3 交通規制に関すること 4 建設業者の協力要請に関すること 5 救出活動の支援に関すること 6 その他部内外の応援に関すること
会計部 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	1 備蓄品の供給に関すること	1 災害関係経費の経理に関すること 2 その他部外の応援に関すること

部（部長）	班（班長）	初動期事務分掌	災害対策本部事務分掌
生涯学習部 （生涯学習部長）	避難所1班 （教育総務課長）	1 避難所の開設に関する こと	1 避難所の開設、運営に関する こと 2 園児、児童、生徒の安全確保 に関する こと 3 応急教育に関する こと 4 学用品の給与に関する こと 5 教育施設の被害状況調査及び 保安全管理に関する こと 6 学校給食施設の被害状況調査 に関する こと 7 炊き出しに関する こと 8 その他部内外の応援に関する こと
	避難所2班 （学校教育課長）	2 避難者の収容に関する こと	
	避難所3班 （生涯学習推進課長）	3 帰宅困難者の受入に関する こと	1 避難所の開設、運営に関する こと 2 生涯学習推進センター及び学 習センターの被害状況調査及び 保安全管理に関する こと 3 図書館施設の被害状況調査及 び保安全管理に関する こと 4 市民会館施設の被害状況調査 及び保安全管理に関する こと 5 文化財の被害状況調査及び保 護に関する こと 6 体育施設の被害状況調査及び 保護に関する こと 7 郷土資料館の被害状況調査及 び保安全管理に関する こと 8 救援物資の受入れ、管理に関 する こと 9 その他部内外の応援に関する こと
	避難所4班 （文化・スポーツ課長）		
物資管理部 （議会事務局 長）	物資管理班 （議会事務局 次長）	1 物資受入準備に関する こと	1 救援物資の受入れ、管理に関 する こと 2 議員、委員の対応に関する こと 3 その他部外の応援に関する こと
消防部 （消防長）	消防班 （警防課長）	1 消防通信の運用及び通信統 制に関する こと 2 消防職員、消防団員の招集 及び参集状況の確認に関する こと 3 災害警戒及び災害の危険防 止措置に関する こと 4 警戒区域、避難指示の伝達 及び広報に関する こと 5 消火・救急・救助の活動に 関する こと 6 災害情報の収集に関する こと 7 消防相互応援に関する こと 8 消防用資機材の調達、補給 及び管理に関する こと 9 その他部外の応援に関する こと	

第4 自主防災組織への要請

市域に震度5強以上の地震が発生したとき、東海地震予知情報（警戒宣言）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、自主防災組織に対して災害応急対策業務の協力を要請するものとする。

【資料編】

- ・資料-10-2 鎌ヶ谷市自主防災組織一覧表

第2節 情報の収集・伝達

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 地震に関する情報 の伝達	1 地震情報等の発表			
	2 地震情報等の収集・伝達			
第2 被害情報の収集・ 調査・報告	1 災害情報等の収集・整理			
	2 被害調査			
	3 災害報告			
	4 情報の一元管理及び共有化			
第3 通信機能が使用不 能となった場合の 措置	1 通信手段			

◆実施担当

第1 地震に関する情報 の伝達	責 任 者：市民生活部次長、消防長、総務企画部長、都市建設部長 担 当：事務局、消防班、秘書広報班、都市建設2班・3班 関係機関：防災関係機関
第2 被害情報の収集・ 調査・報告	責 任 者：総務企画部長、市民生活部長、市民生活部次長 担 当：調査1班・2班、事務局、各調査担当班 関係機関：防災関係機関
第3 通信機能が使用不 能となった場合の 措置	責 任 者：市民生活部次長、消防長、総務企画部長 担 当：事務局、消防班、秘書広報班 関係機関：防災関係機関

第1 地震に関する情報の伝達

1 地震情報等の発表

気象庁から発表される地震に関する情報の種類、内容は、次のとおりである。

なお、千葉県震度情報ネットワークと気象庁とがオンライン化により、気象庁設置の震度計の震度に加え、市町村で観測された震度（震度1以上）が気象庁から発表される。

■地震情報の種類

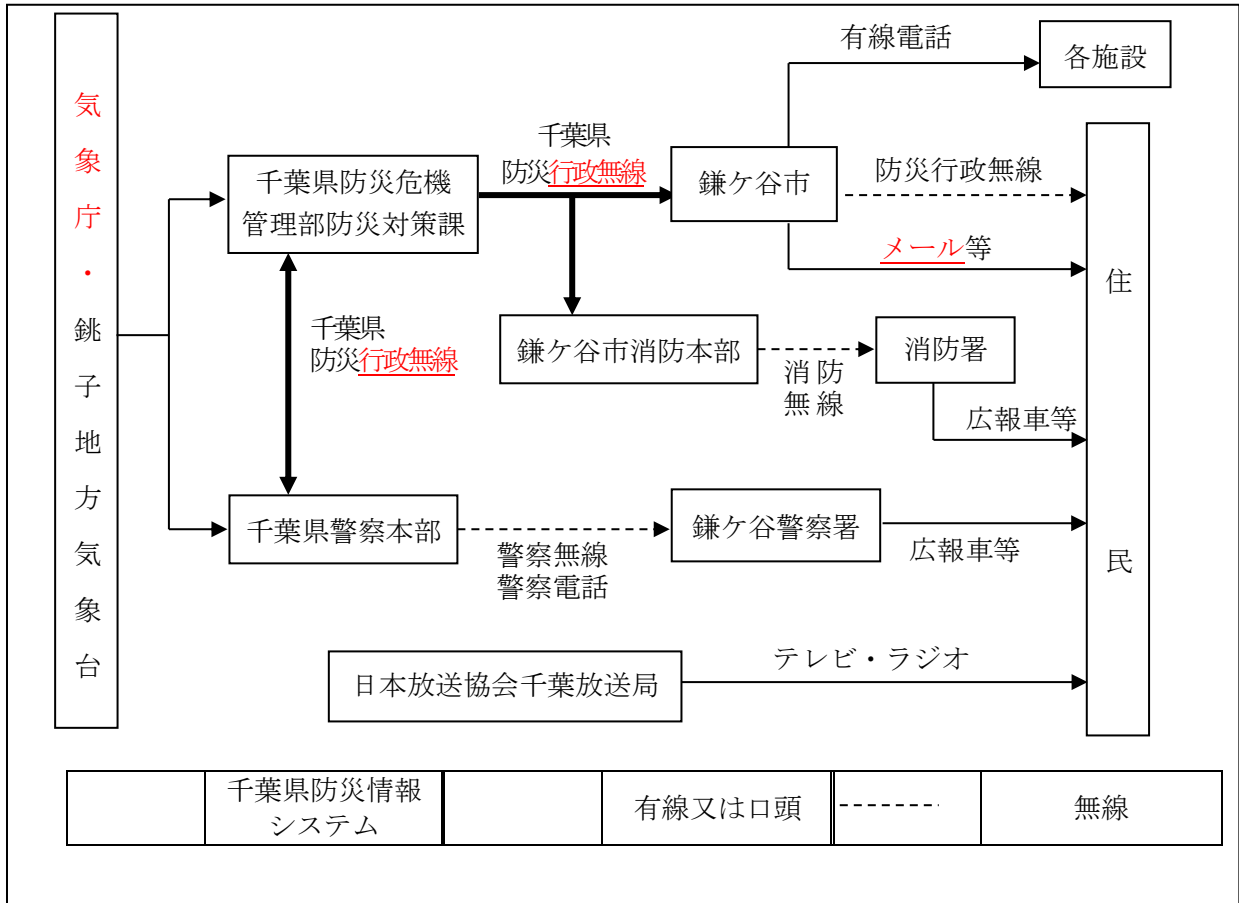
種 類	発表基準	内 容
震 度 速 報	・ <u>震度 3 以上</u>	地震発生から約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名 <u>(全国を 188 地域に区分)</u> と地震の揺れの検知時刻を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表。
震源に関する情報	・ <u>震度 3 以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）</u>	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、 <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>
震源・震度情報	・ <u>震度 1 以上</u> ・ <u>津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> ・ <u>緊急地震速報（警報）発表時</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度 1 以上</u> を観測した地点と観測した震度を発表。 <u>それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・ <u>震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	<u>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u> <u>（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）</u>
<u>遠地地震に関する情報</u>	・ <u>マグニチュード 7.0 以上</u> ・ <u>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</u>	<u>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から 概ね 30 分以内に発表※1。</u> <u>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</u> <u>※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～ 2 時間程度で発表</u>
その他の情報	・ <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。</u>
<u>推計震度分布図</u>	・ <u>震度 5 弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに、250m 四方の格子毎に推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。</u>

2 地震情報等の収集・伝達

(1) 通信系統及び方法

地震関連情報の伝達系統及び方法は、次のとおりである。

■気象庁からの地震情報等の伝達経路



【資料編】

・資料-10-3 気象庁震度階級関連解説表

第2 被害情報の収集・調査・報告

1 災害情報等の収集・整理

(1) 被害情報の通報受理

災害対策本部（災害警戒本部）は、地震による被害、火災の発生、要救出者を発見した者又は通報を受けた警察官等からの通報を受理する。

(2) 被害の概要把握

地震が発生した場合、調査1班・2班は市域を巡回し、被害状況を地区住民から聴取し、総務企画部長に伝達する。

(3) 被害情報の整理

事務局は、通報を受けた情報、職員の収集した情報等を集約し整理する。

(4) 関係機関への通報

事務局は、千葉県防災情報システムにより県に災害情報を通報する。緊急報告は、防災電話・FAXにより通報する。また、必要に応じて災害情報を次の機関に通報する。

■災害情報等の通報先・方法

千 葉 県	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX
東葛飾地域振興事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX
東葛飾土木事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX
鎌ヶ谷警察署	<u>IP無線</u> 、一般加入電話・FAX、使送

2 被害調査

(1) 被害の調査

各調査担当班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各調査担当班及び調査対象は、次のとおりとする。

なお、被害調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月）」による。

【資料編】

- ・資料-2-46 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）

■部門別調査の担当及び対象

調査担当班	調査対象
市民生活 3 班	コミュニティセンター被害
調査 1 班、調査 2 班	住家被害、人的被害
経済 1 班、経済 2 班	農業作物被害、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害
都市建設 2 班、都市建設 3 班	河川被害、道路被害、橋梁被害
住宅班	急傾斜地被害、市営住宅被害
都市建設 4 班	公園施設被害
下水道班	下水道施設被害
衛生医療班	医療施設被害
清掃班	廃棄物処理施設被害
健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、 避難所支援 1 班、避難所支援 2 班、 高齢者福祉班	総合福祉保健センター被害、福祉施設被害
避難所 1 班、避難所 2 班	教育施設被害
避難所 3 班、避難所 4 班	社会教育施設被害

(2) 被害調査の提出

各被害調査担当班は、調査した結果をまとめ、事務局に提出する。

3 災害報告

(1) 報告の区分

災害報告は、事務局がとりまとめ、千葉県防災情報システム等に入力し報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

■県への報告区分

区 分		内 容	報告時期[方法]
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の開設状況等について報告	○覚知後直ちに ○第1報の後、詳細が判明の都度直ちに [電話・FAX]
災害 総 括 報 告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況	○原則として1日2回、9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ○県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。 1 被害情報 市内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年 報	4月1日現在で明らかになった1月1日～12月31日までの災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
部門別被害額 総括報告		各部の所管する施設等の被害額・産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細報告		総括報告で報告した被害状況の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	○原則として1日2回、9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ○県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力又はFAX]

(2) 報告先

事務局は、災害報告を千葉県防災情報システムにより千葉県庁防災危機管理部防災対策課に対して行う。なお、人・住家の被害、土木、農地、林野、農作物等の被害状況は、関係する県出先機関全てに報告する。

通信の途絶等により、県へ報告できない場合は、直接消防庁へ報告し、事後速やかに県に報告する。また、「震度5強」以上を記録した地震にあっては、「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報について県と併せて消防庁に報告する。同時多発火災等により消防機関へ通報が殺到したときには、その旨を消防庁及び県に報告する。

① 千葉県庁連絡先

勤務時間内	防災危機管理部防災対策課災害対策室 T E L 043-223-2175、043-223-2150 F A X 043-222-1127 防災行政無線 T E L 500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系） 防災行政無線 F A X 500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）
勤務時間外	防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者 T E L <u>043-223-2178</u> F A X 043-222-5219 防災行政無線 T E L 500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系） 防災行政無線 F A X 500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）

② 総務省消防庁連絡先

消防庁連絡先		N T T 電話	消防防災無線（県防災行政無線を使用）
勤務時間内	<u>応急対策室</u>	T E L 03(5253)7527 F A X 03(5253)7537	T E L 048-500-90-49013（衛星系） F A X 048-500-90-49033（衛星系）
勤務時間外	宿 直 室	T E L 03(5253)7777 F A X 03(5253)7553	T E L 048-500-90-49102（衛星系） F A X 048-500-90-49036（衛星系）

③ 地域振興事務所連絡先

東葛飾地域振興事務所	地域防災課 T E L 047(361)2111 F A X 047(367)4348 防災行政無線 T E L 502-721 防災行政無線 F A X 502-722
------------	---

4 情報の一元管理及び共有化

事務局は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理を図る。また、最新の情報や災害対策本部会議で決定した事項については、常に庁内 L A N 等に掲載し、情報の共有化を図る。

各部長は、災害対策本部会議での決定事項等を部内（所管施設含む）の職員に伝達するものとし、通信機能が使用不能となった場合や庁内 L A N 等が確認できない施設へも情報が伝達され、全庁で情報が共有されるようにする。

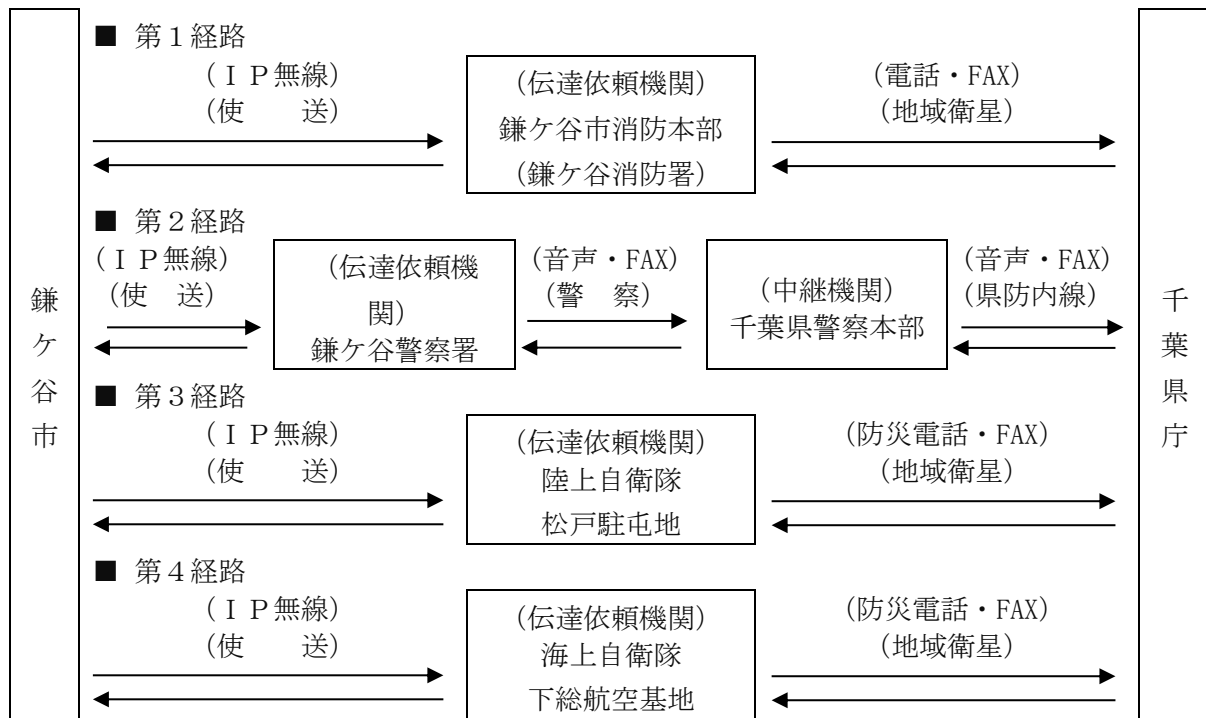
【資料編】

- ・資料-4-4 防災関係機関連絡先
- ・資料-9-1 被害の認定基準（災害総括報告）
- ・資料-10-9 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

第3 通信機能が使用不能となった場合の措置

事務局は、災害時において、それぞれの通信系が被災し、不通となった場合、又は通信が著しく困難となった場合は、非常通信ルートを使用し千葉県庁との通信の確保を図るほか、次にあげる関東地方非常通信協議会の構成機関に所属する無線局を利用し、災害に係る通信の確保を図る。

■非常通信ルート



■関東地方非常通信協議会構成機関（※印は市内機関）

- ① 警察通信施設※
- ② 国土交通省関係機関通信施設
- ③ 気象官署
- ④ 日本赤十字社千葉県支部通信施設
- ⑤ **NTT** 東日本(株)千葉支店通信施設
- ⑥ 東京電力パワーグリッド(株)通信施設
- ⑦ 県無線通信施設（防災行政無線を除く）
- ⑧ その他の機関又は個人の無線局

【資料編】

・資料-4-3 通信施設

第3節 災害広報・広聴活動

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 災害広報活動	1 災害時の広報			
	2 避難所における広報			
第2 報道機関への対応	1 報道機関への要請			
	2 記者発表			
第3 被災者相談・広聴 活動	1 災害相談窓口の設置			
	2 被災者相談・広聴活動			

◆実施担当

第1 災害広報活動	責 任 者：総務企画部長、消防長、生涯学習部長 担 当：秘書広報班、総務企画1班～3班、消防班、避難所1班～4班 関係機関：報道機関
第2 報道機関への対応	責 任 者：総務企画部長 担 当：秘書広報班 関係機関：報道機関
第3 被災者相談・広聴 活動	責 任 者：市民生活部長 担 当：市民生活1班～3班

第1 災害広報活動

1 災害時の広報

(1) 地震発生直後の広報活動

地震発生直後には、事務局は、防災行政無線（固定系）で避難等の広報を行う。

消防班は、広報車、消防車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。

また、インターネットを利用した広報を行う。

■インターネットを利用した広報

担 当	広報手段
秘書広報班	市ホームページ (https://www.city.kamagaya.chiba.jp)
事 務 局	かまがや安心eメール
事 務 局	緊急速報エリアメール・緊急速報メール
秘書広報班	S N S

(2) 応急対策活動期の広報

応急対策活動期における広報は、防災行政無線、市ホームページ、かまがや安心eメール、S N

S、テレビ、ラジオ、災害広報紙等にて行う。

秘書広報班は総務企画3班と協力して、各班からの広報内容を受付け、報道機関への要請及び災害広報紙、チラシ等を作成する。

また、市ホームページに災害の状況や救援物資やボランティア等の要請を記載し、全国に発信するとともに、住民からの被害状況等の情報を電子メールにより受け入れる。

■広報の手段と内容

時 期	手 段	内 容
地震発生直後	防災行政無線 広報車 消防車 現場 インターネット	① 避難の指示 ② 地震情報 ③ 被害の状況 ④ 電話自粛 ⑤ 住民の取るべき措置 ⑥ 自主防災活動の要請
応急対策活動期	防災行政無線 広報車 消防車 テレビ ラジオ 災害広報紙 チラシ	① 被害の状況、余震等の情報 ② 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ③ 応急対策の概況、復旧の見通し ④ 住民の取るべき対策 ⑤ 食料・飲料水の供給等に関する情報 ⑥ その他必要な事項
	市ホームページ	① 市域の被災状況 ② 救援物資の要請 ③ ボランティアの要請

■住民からの被害状況等受付メールアドレス

kouchou@city.kamagaya.chiba.jp

2 避難所における広報

避難所1班～4班は、避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

また、総務企画1班・2班に、手話通訳や外国語通訳等のボランティアを要請し、障がい者や外国人等情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行う。

■避難所における広報

- ① 災害広報紙の配布
- ② 避難所広報板の設置
- ③ 避難所運営組織による口頭伝達

【資料編】

- ・資料-4-1 防災行政無線広報文例

第2 報道機関への対応

1 記者発表

秘書広報班は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供して広報を要請する。

記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。また、記者会見場の設置に当たっては、必要な設備を準備する。

■記者発表の方法

記者発表場所	庁舎1階ロビー
発表者	総務企画部長
発表内容	① 被害の状況 ② 市における避難に関する情報 ③ 市が実施する応急対策の内容 ④ 住民その他への要請

■報道機関一覧

報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail
日本放送協会 千葉放送局	放送部ニュース	電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396	m10801-saigai@li.nhk.or.jp
千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com
(株)ジェイコム千葉	※協定書に基づく。		
市川記者クラブ**	市川市役所内	電話 047-336-1000 FAX 047-712-8797	-----
船橋記者クラブ*◆	船橋市役所内	電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759	-----
松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	-----

*朝日、毎日、読売、産経、東京、千葉日報の新聞社 ★共同通信 ◆時事通信

- (その他) ・ 報道機関からの照会、その他の取材等に対しては、秘書広報班を窓口とし、必要に応じ災害対策本部に近接してプレスセンターを設置し、統一した情報を提供する。
- ・ 速やかに報道機関へ情報提供を行うため、プレスセンターには広報担当者1名を常駐させる。

2 報道機関への要請

(1) 放送要請

秘書広報班は、災害のため、電気通信設備、有線電気通信設備、無線通信設備等により通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合においては、災害対策基本法第57条の規定による通知、

要請、伝達又は警告のため、県を通じて放送を要請する。

■報道機関への対応方法

- | |
|---|
| ① 日本放送協会等の報道機関への放送要請のための県への要請
② 千葉テレビ、ジェイコム千葉への放送要請
③ 外国人、聴覚障がい者向け放送枠の確保の要請 |
|---|

(2) 取材自粛の要請

秘書広報班は、避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

【資料編】

- ・資料-2-35 災害時における放送等に関する協定書（株式会社ジェイコム千葉）

第3 被災者相談・広聴活動

1 災害相談窓口の設置

市民生活1班～3班は、住民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所内に災害相談窓口を設置する。

また、住民の相談に対し迅速に対応するため、災害相談窓口には各部各班の担当者を置く。

なお、災害の規模によっては、災害相談窓口を自治会館などへの設置も検討する。

2 被災者相談・広聴活動

災害相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

■相談窓口の内容

設 置 場 所	庁舎1階ロビー
災害相談窓口で扱う事項	① 搜索依頼の受付け ② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 ③ <u>罹災証明書等</u> の発行 ④ 埋火葬許可書の発行 ⑤ 各種証明書の発行 ⑥ 仮設住宅の <u>申込み</u> ⑦ 住宅の応急修理の <u>申込み</u> ⑧ 災害見舞金、義援金の <u>申込み</u> ⑨ 生活資金等の相談等 ⑩ 健康に関する相談等 ⑪ 中小企業・農業関係相談 ⑫ 要配慮者相談窓口 ⑬ 女性のための相談窓口 ⑭ <u>各種相談窓口の案内</u>

【資料編】

- ・資料-2-44 災害時における支援協力に関する協定書（千葉県行政書士会）

第4節 応援派遣

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日ま で)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 自衛隊の災害派遣	1 災害派遣要請依頼			
	2 自主派遣			
	3 自衛隊の即応態勢			
	4 自衛隊の <u>受入れ</u>			
	5 撤収要請依頼			
第2 広域応援派遣要請	1 国、県への要請			
	2 市町村への要請			
	3 消防広域応援要請			
	4 応援隊の <u>受入れ</u> ・活動 支援			
	5 応援隊の撤収要請			
	6 他市町村への応援・派遣			
	7 広域避難の協議・ <u>受入</u> <u>れ</u> ・支援			

◆実施担当

第1 自衛隊の災害派遣	責 任 者：市民生活部次長、総務企画部長 担 当：事務局、総務企画1班・2班 関係機関：自衛隊
第2 広域応援派遣要請	責 任 者：市民生活部次長、消防長、総務企画部長 担 当：事務局、消防班、総務企画1班・2班 関係機関：協定先市町村

第1 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣要請依頼

(1) 派遣要請依頼の手続き

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。

災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉県災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方總監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。ただし、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき又は通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続を行う。

事務局は、これらの災害派遣要請依頼の手続を行う。

■災害派遣要請依頼手続き

提出（連絡）先	千葉県防災危機管理部防災対策課
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請依頼する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となる事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先

区 分	部 隊 名 (駐屯地等名)		<u>連絡窓口</u>	電 話 番 号 () は時間外	県 防 災 行政無線 <u>(防災電話)</u>
県 内	陸上自衛隊	<u>後方支援学校需品科部</u> (松 戸)	<u>後方支援学校 需品科部長 (企画室)</u>	047-387-2171 内 線 <u>471 (当直302)</u>	636-721 636-723当
		第 1 空 挺 団 (習 志 野)	<u>第 1 空挺団長 (第 3 科)</u> <u>【千葉県災害隊区長】</u>	047-466-2141 内 線 <u>236 (当直301)</u>	632-721 <u>632-725当</u>
	海上自衛隊	教育航空集団 司 令 部 (下 総)	<u>教育航空集団司令官 (運用幕僚部)</u>	04-7191-2321 内 線 2424	635-723
		下総教育航空群 (下 総)	<u>下総教育航空群司令 (司令部)</u>	04-7191-2321 内 線 2213(<u>当直2220</u>)	635-721
県 外	航空自衛隊	<u>中部航空方面隊 司 令 部 (入 間)</u>	<u>中部航空方面隊司令 官 (防衛部)</u>	<u>04-2953-6131</u> 内 線 <u>2233 (当直2204)</u>	638-721 638-723 <u>当</u>
	海上自衛隊	横 須 賀 地 方 総 監 部 (横 須 賀)	<u>横須賀地方総監 (第 3 幕僚室)</u>	046-822-3500 内 線 2543 (<u>当直 2222</u>)	637-721 637-723

(2) 派遣活動

自衛隊の災害派遣時における支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の活動内容

要請依頼の範囲	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

要請依頼の範囲	活 動 内 容
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水の支援	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救護活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

2 自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事等の要請を待っていないときは、自衛隊法第83条第2項の規定により部隊等を自主派遣することができることとなっている。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ④ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合

3 自衛隊の即応態勢

自衛隊は、次のような即応態勢を維持している。

■自衛隊の即応態勢

情報収集	震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。
初動対処態勢	陸上自衛隊各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。 また、緊急時の人命救助のため、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。 ・陸上自衛隊第1師団第1飛行隊（東京都立川市） ・海上自衛隊第21航空群（千葉県館山市）

4 自衛隊の受入れ

事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

また、総務企画1班・2班は、市営陸上競技場に集結した自衛隊部隊を作業現地に案内するなど、派遣された自衛隊の活動を支援する。

■自衛隊の受入体制

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容（搜索、救助、救急、緊急輸送） ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結地	市営陸上競技場
交渉窓口	① 事務局に連絡窓口を一本化する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

■ヘリコプター発着場の必要地積

機種		搭乗可能人数	必要地積
TH-480	練習ヘリコプター	2人	約 30m×30m
OH-1	観測ヘリコプター	0人	約 35m×35m

UH-1J・2	多用途ヘリコプター	11人	約 36m×36m
AH-1S	戦闘ヘリコプター	0人	約 36m×36m
UH-60JA	多用途ヘリコプター	11人	約 50m×50m
AH-64D	戦闘ヘリコプター	0人	約 50m×50m
CH-47 (V-22)	輸送ヘリコプター	55人 (24人)	約100m×100m
EC-225	要人輸送ヘリコプター	20人	約 48m×48m

※四方向に障害物のない広場のとき（勾配制限あり）

5 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

【資料編】

- ・資料-3-8 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧
- ・資料-10-4 自衛隊の災害派遣要請依頼（依頼1）
- ・資料-10-5 自衛隊の災害派遣撤収要請依頼（様式2）

第2 広域応援派遣要請

1 国、県への要請

(1) 国に対する要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。それでも十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援を要請する。

(2) 県に対する要請

本部長は、知事に対し、応援の要請又は職員派遣・斡旋の要請を行う。県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため市は、情報連絡員の受入れ、連携、情報連絡体制を強化する。

(3) 受援体制

ア 行政機能チェックリストの報告

震度6弱以上の地震を観測した場合、原則として発災後12時間以内に、千葉県総務部市町村班に対し、千葉県防災情報システムを通じて、トップマネジメントが機能しているかなどについて、市町村行政機能チェックリストにより、報告することとなっている。

なお、千葉県防災情報システムが使用できない場合には、防災FAX、防災電話等により報告する。また、報告した内容に異動が生じた場合には、千葉県総務部市町村班に速やかに報告する。

イ 応援要請

本部長は、千葉県に応援要請をする際は、受援担当等（総務企画1班及び2班）を設置し、各対象

業務の担当部署から報告される受援ニーズを把握し、取りまとめ、千葉県受援計画様式7により応援を要請する。

なお、文書にて要請するいとまがない場合は、電話等により要請することができる。

県が想定する対象業務は、以下のとおりであり応急対策期（おおむね3ヶ月）における人的応援とされている。

【対象業務】

- A 市町村災害対策本部運営（担当部署：事務局）
- B 避難所運営（担当部署：避難所1班～4班）
- C 物資仕分け・荷卸し（担当部署：物資管理班）
- D 住家被害認定調査・罹災証明書交付（担当部署：調査1班及び2班）

■県への応援要請手続き

要 請 先	千葉県防災危機管理部防災対策課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応 援 の 要 求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	
職 員 派 遣 ・ <u>あっせん</u> 要請	① 派遣の要請・ <u>あっせん</u> を求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他必要な事項	派 遣：災害対策基本法 第68条 <u>あっせん</u> ：災害対策基本法 第30条第1項及び第2項 地方自治法252条の17

ウ 本市の行政機能が低下した場合

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うため、市は円滑な受入れを行う。

また、県では、大規模な災害が発生し、広域防災拠点を開設する必要がある場合には、施設管理者と協議、調整を行い、当該施設を広域防災拠点として利用することとなる。

本市の属する東葛・葛南ゾーンの広域防災拠点は次のとおりとなる。なお、県災害対策本部は、広域防災拠点を開設するときは、施設管理者に対して口頭または電話でその旨を伝達の上、メール、FAX、文書等により要請があるため、速やかに「千葉県広域防災拠点開設要請書」を返送する。

※千葉県受援計画P18 表4 広域防災拠点一覧（救援部隊）

千葉県カルテ No.	施設名称	所在地	施設管理者	活動部隊
自-1	陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実17	陸上自衛隊	自衛隊
自-2	海上自衛隊下総航空基地	柏市藤ヶ谷1614-1	陸上自衛隊	自衛隊
広-1	鎌ヶ谷市営陸上競技場	鎌ヶ谷市初富924-283	鎌ヶ谷市	消防・警察
広-2	大津川防災レクリエーション公園	柏市篠籠田57	柏市	消防
広-3	県立柏の葉公園	柏市柏の葉4-1	千葉県	警察

また、広域防災拠点の利用機関等は次のとおりとなる。

※千葉県受援計画P6 表1 広域防災拠点一覧（救援部隊）

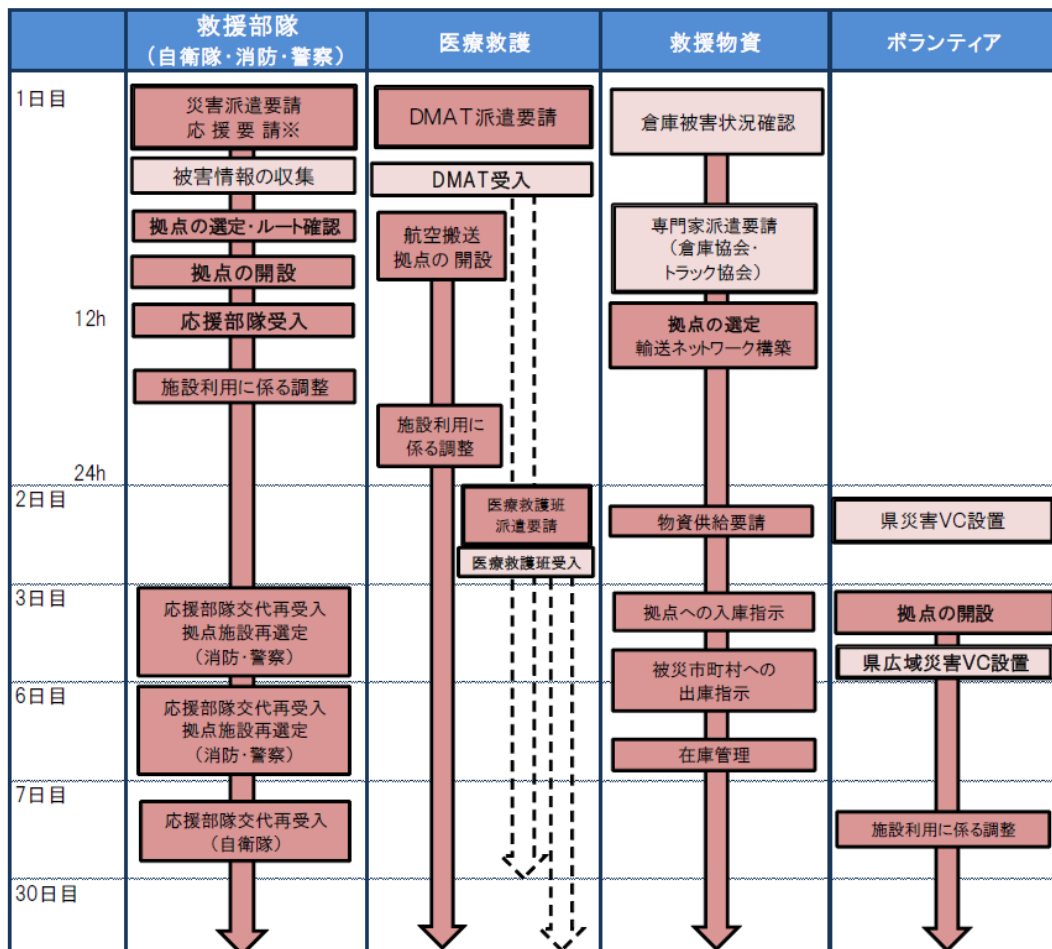
表1 広域防災拠点と利用機関

広域防災拠点の利用機関		広域防災拠点の機能
救援部隊	自衛隊	・ 後方支援機能 ・ ベースキャンプ機能
	消防 【緊急消防援助隊】	
	警察 【警察災害派遣隊】	
医療救護【DMAT】		・ 後方支援機能 ・ ドクターヘリ活動支援機能
救援物資		・ 県物資集積拠点（一次物資拠点）
ボランティア		・ 広域災害ボランティアセンター（市町村災害ボランティアセンターの機能代替及び支援）

※ 救援部隊及びボランティアの広域防災拠点については、同一の施設に開設する場合がある。

また、県のタイムラインは次のとおりとなるため、受援体制を整備する。

※千葉県受援計画P5 図2 全体タイムライン



※警察の災害派遣隊の援助の要求は県公安委員会から実施される。

2 市町村への要請

(1) 県内市町村への要請

本部長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内の他市町村との間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づいて応援要請を行う。

事務局は、応援の要請にあたっては、把握できた範囲で次の事項を明らかにして電話、無線等により行い、事後速やかに文書を提出する。

なお、各市町村長は被災市町村又は知事からの要請がない場合においても、被害の状況に応じて自主的に応援を行うことができる。

■ 県内市町村への要請事項

- ① 被害の状況
- ② 応援の種類
- ③ 応援の具体的な内容及び必要量
- ④ 応援を希望する期間
- ⑤ 応援場所及び応援場所への経路
- ⑥ その他必要な事項

■ 県内市町村の応援の内容

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ⑥ 被災傷病者の受入れ
- ⑦ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
- ⑨ ボランティアの受付及び活動調整
- ⑩ その他特に要請のあった事項

(2) 全国への応援要請

本部長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内外の市との間で締結した「全国青年市長会災害相互応援に関する要綱」に基づいて応援要請を行う。

3 消防広域応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救出活動等が発生した場合は、速やかに消防広域応援隊の応援要請を行うものとする。

(1) 千葉県消防広域応援隊

消防長は、県内の消防部隊等の応援を受ける必要が生じた場合、「千葉県広域消防相互応援協定」、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援総括消防機関（千葉市消防局）に対して応援要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊

本部長及び消防長は、本市消防力及び県内消防力では対処しきれない規模の災害が発生した場合は、千葉県知事に対し、千葉県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊の応援要請を行う。

■応援要請時の被害状況の把握

- | |
|-------------------|
| ① 災害の発生日時・場所 |
| ② 災害の状況（現況、拡大の予測） |
| ③ 人的・物的被害の状況 |
| ④ 気象・地形・市街地の状況 |
| ⑤ その他必要事項 |

(3) 活動拠点（野営場所）の整備

消防班は、消防広域応援隊の派遣要請をした場合は、別に定める「災害時における施設の使用に関する協定書」に基づき、応援隊の受け入れと活動支援等を行う。

■活動拠点（野営場所）

名 称
北海道日本ハムファイターズタウン鎌ヶ谷

4 応援隊の受け入れ・活動支援

(1) 受入体制の準備

総務企画1班・2班は、応援隊の活動拠点施設、宿泊先、食料、資機材等の手配を行う。

(2) 現場への案内

総務企画1班・2班は、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、担当班が応援者の業務について対応する。

■応援受入施設

宿 泊 施 設	総合福祉保健センター
活動支援拠点	総合福祉保健センター

5 応援隊の撤収要請

本部長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。事務局は、これらの手続を行う。

6 他市町村への応援・派遣

他市町村において地震による大規模な災害が発生した場合には、他市町村や県からの要請に応じ、支援体制を速やかに発足し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の調整を行う。

7 広域避難の協議・受け入れ・支援

災害発生のおそれがあり、市民等を安全な他の市町村に避難させる必要がある場合には、災害対策基本法に基づき、自治体間で広域避難の協議を行う。

(1) 同一都道府県内の市町村への避難（災害対策基本法第61条の4）

市長は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、避難指示を発令した場合におけるその立ち退き先を、市内の指定緊急避難場所等とすることが困難であり、かつ、居

住者等の生命又は身体を災害から保護するため一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、居住者等の受入れについて、県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

協議を受けた市町村長は、居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所等を提供しなければならない。

(2) 緊急時以外における他の都道府県の市町村への避難（法第61条の5）

市長は、要避難者を一定期間県外の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、知事に対し、当該他の都道府県の知事と要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

協議を受けた都道府県知事は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所等を提供しなければならない。

(3) 緊急時の他の都道府県の市町村への避難（法第61条の6）

市長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受け入れについて、県外の市町村の市町村長に協議することができる。

協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

(4) 住宅等の滞在施設の提供

広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(5) 全国避難者情報システムへの登録依頼

広域避難者の所在地等の情報把握のため、受け入れた広域避難者に対して、全国避難者情報システムの登録依頼を行う。

避難者個人から所在地情報等の提供があった場合、市は全国避難者情報システムへ登録を行い、県を通じて避難者情報を避難元の県や市町村へ提供する。

■全国避難者情報システム

- ① 避難者個人が所在地情報等を避難先の市町村へ任意に提供する。
- ② 避難先市町村が県を通じて避難者情報を避難元の県や市町村へ提供する。
- ③ 避難者情報に基づき避難元の県や市町村が避難者個人へ各種通知や情報提供等を行う。

【資料編】

- ・資料-2-1 災害時応援協定等一覧表
- ・資料-2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
- ・資料-2-3 災害時における東葛飾地域市町村間の相互応援に関する協定
- ・資料-2-4 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定
- ・資料-3-1 千葉県消防広域応援基本計画
- ・資料-3-2 千葉県広域消防相互応援協定書
- ・資料-3-3 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱
- ・資料-3-4 航空特別応援実施要綱に基づく回転翼航空機による救急活動運用要領
- ・資料-3-5 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱
- ・資料-3-6 千葉県緊急消防援助隊受援計画

- ・資料-3-7 大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱

第5節 消防・救助・救急

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
<u>第1</u> 消防活動	1 情報の収集			
	2 消火活動			
	3 通電火災等への警戒			
<u>第2</u> <u>救助・救急</u> 活動	<u>1 救助</u> 情報の収集			
	<u>2 救助</u> 活動			
	<u>3 救急</u> 活動			
第3 水防活動	1 危険箇所の巡視			
第4 惨事ストレス対策				

◆実施担当

<u>第1</u> <u>消防活動</u>	責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所
<u>第2</u> <u>救助・救急</u> 活動	責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設1班～4班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所
第3 水防活動	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設3班
第4 惨事ストレス対策	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班 関係機関：消防庁等

第1 消防活動

1 情報の収集

消防班は、住民、鎌ヶ谷警察署等から火災発生等の情報を収集する。収集すべき情報は、次のとおりとする。

■収集する情報の種類

- ① 火災の発生状況
- ② 自治会、自主防災組織等の活動状況
- ③ 通行可能な道路の状況
- ④ 無線通信の状況
- ⑤ 使用可能な消防水利の状況

2 消火活動

(1) 消火活動

消防班は、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。なお、消防活動の実施に当たっては、常

に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。

■消火活動の基本事項

- | |
|---|
| <p>① 避難場所、避難路確保の優先
延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。</p> <p>② 重要地域の優先
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。</p> <p>③ 消火の可能性の高い火災の優先
同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。</p> <p>④ 市街地火災の優先
大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。</p> <p>⑤ 重要対象物の優先
重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。</p> |
|---|

(2) 消防広域応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救出活動等が発生した場合は、速やかに消防広域応援隊の応援要請を行うものとする。

① 千葉県消防広域応援隊

消防長は、県内の消防部隊等の応援を受ける必要が生じた場合、「千葉県広域消防相互応援協定」、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援総括消防機関（千葉市消防局）に対して応援要請を行う。

② 緊急消防援助隊

本部長及び消防長は、本市消防力及び県内消防力では対処しきれない規模の災害が発生した場合は、千葉県知事に対し、千葉県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊の応援要請を行う。

■応援要請時の被害状況の把握

- | |
|---|
| <p>① 災害の発生日時・場所</p> <p>② 災害の状況（現況、拡大の予測）</p> <p>③ 人的・物的被害の状況</p> <p>④ 気象・地形・市街地の状況</p> <p>⑤ その他必要事項</p> |
|---|

③ 活動拠点（野営場所）の整備

消防班は、消防広域応援隊の派遣要請をした場合は、別に定める「災害時における施設の使用に関する協定書」に基づき、応援隊の受け入れと活動支援等を行う。

■活動拠点（野営場所）

名 称
北海道日本ハムファイターズタウン鎌ヶ谷

(3) 消防団の活動

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

また、常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して実施する。

(4) 住民・自主防災組織の活動

住民・自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(5) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- | |
|---|
| ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
③ 従業員、顧客等の避難
④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
⑤ <u>立入禁止</u> 措置等の実施 |
|---|

3 通電火災等への警戒

消防班は、住民、自主防災組織等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃等を防止するため、被災地の警戒・巡視を行う。

【資料編】

- ・資料-3-1 千葉県消防広域応援基本計画
- ・資料-3-3 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱
- ・資料-3-4 航空特別応援実施要綱に基づく回転翼航空機による救急活動運用要領
- ・資料-3-5 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱
- ・資料-3-6 千葉県緊急消防援助隊受援計画
- ・資料-3-7 大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱

第2 救助・救急活動

1 救助情報の収集

(1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、鎌ケ谷市災害対策本部、消防本部又は鎌ケ谷警察署等へ通報する。

(2) 要救助情報の収集

消防班は、災害対策本部及び鎌ケ谷警察署等に通報された情報を収集し管理する。

2 救助活動

(1) 救助活動

消防班は、消防班、消防団、都市建設1班～4班から救助チームを編成し、救助情報を基に救助チームの出動等を指揮する。

■救助活動の原則

- ① 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 応援要請

消防班は、被害状況等に応じて自衛隊、警察署、隣接消防機関、DMAT（災害派遣医療チーム）等の応援を要請する。

また、鎌ヶ谷市建設業協会に重機、資機材等の供給を要請する。

(3) 住民・自主防災組織・事業所の救出活動

住民・自主防災組織・事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救出を行う。

3 救急活動

(1) 救護所への搬送

消防班は、救出現場から救護所まで傷病者を担架、各車両等で搬送する。住民、自主防災組織等は、自家用車又は担架等により自らの手で搬送する。

(2) 後方医療施設への搬送

消防班は、救護所で医師が到着するまでの間、傷病等の緊急度と重症度の評価を行い治療の優先順位を決定（トリアージ）し、順位に従い災害拠点病院及び市内病院へ搬送する。

事務局は、道路の被害等で陸路による搬送ができない場合は、県を通じて千葉市消防局や自衛隊のヘリコプター、ドクターヘリの出動を要請して空路により搬送する。

第3 水防活動

1 危険箇所の巡視

都市建設3班は、危険箇所を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに東葛飾土木事務所に連絡するとともに、避難のための立ち退き等必要な措置を行う。避難活動については、本章「第7節 避難」に基づいて実施する。

■重要水防箇所（市内）【地震時】

河 川	重要度		箇 所	延 長	重要な理由	想定される水 防工法・対策	事務所
	種別	階級					
大津川	堤防強度	要 注 意	佐 津 間	右岸11km	地震による護 岸倒壊	積土のう工	柏土木事 務所
大柏川	堤体強度	要 注 意	中 沢	左岸11km	堤防損壊	積土のう工	葛南土木 事務所

■伝達系統（水防指令情報）



第4 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等に従事する職員等は、災害現場等で悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。

そのため、総務企画1班は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請し、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第6節 応急医療救護

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 応急医療活動	1 救護所の設置			
	2 救護班の派遣			
	3 救護所での活動			
	4 医薬品・医療資機材等 の確保			
	5 後方医療体制の確立			
第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動			
	2 心の医療活動			
	3 医療情報の提供			

◆実施担当

第1 応急医療活動	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健 康福祉センター）
第2 被災者等への医療	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部

第1 応急医療活動

小規模な災害の場合は、原則として救急指定病院等に負傷者を搬送して、応急医療に当たる。同時に多数の被害者が発生した場合は、災害現場近くに救護所を設置して応急医療に当たる。

1 救護所の設置

(1) 救護所の決定

衛生医療班は、被災情報から鎌ヶ谷市医師会と連絡をとり、救護所の設置を候補場所の中から決定する。

(2) 救護所の設置

衛生医療班は、救護所となる施設に応急救護に必要な物資を搬送し、救護所を設置する。

停電のときは、災害対策本部を通じ、東京電力パワーグリッド株式会社に早期復旧を要請する。断水しているときは、総務企画1班・2班に給水を要請する。

2 救護班の派遣

衛生医療班は、鎌ケ谷市医師会に対し「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき救護班の出動を要請し、鎌ケ谷総合病院に対しては、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき救護班の設置を要請する。

また、船橋歯科医師会に対し「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」、千葉県柔道整復師会船橋鎌ケ谷支部に対し「災害時における接骨師会の協力に関する協定」、船橋薬剤師会に対し「災害時における薬剤師会の協力に関する協定」に基づき、救護所への派遣、協力を要請する。

有線通信が途絶した場合には、無線を活用する。

傷病者が多数発生した場合は、千葉県災害医療本部（DMA T調整本部）へDMA T（災害派遣医療チーム）の派遣を要請する。

■県への医療救護班派遣の要請事項

- ① 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
- ② 必要とする医療救護班数
- ③ 派遣期間
- ④ 派遣場所
- ⑤ 災害の種類、原因等その他の事項

3 救護所での活動

救護所では、原則として次のような活動を行う。

■救護所での活動

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 軽症患者等に対する医療
- ④ 避難所等での医療
- ⑤ 助産救護

4 医薬品・医療資機材等の確保

(1) 医薬品・医療資機材等の確保

衛生医療班は、災害時における備蓄医薬品等に関する協定に基づき、鎌ケ谷市医師会が選定した医療機関から医薬品を確保する。不足する場合は、鎌ケ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会が保有する医薬品・医療資器材を使用する。

入手が困難な場合は、千葉県災害医療本部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤等の確保

衛生医療班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼び掛けを行う。

5 後方医療体制の確立

(1) 医療情報の収集

衛生医療班は、鎌ケ谷市医師会等との連携のもとに、後方医療施設について、次の医療情報を収集する。また、必要に応じて、医療情報の広域災害救急医療情報システム（EMIS）への代行入力を行

う。

■収集する医療情報

- | |
|---|
| ① 医療施設の被害状況
② 診療機能の確保状況
③ 空きベッド数、受け入れ可能数
④ 医薬品、医療資機材等の需給状況
⑤ その他参考となる事項 |
|---|

(2) 後方医療施設の確保

衛生医療班は、医療情報をもとに重症者を収容する後方医療施設を確保する。市内の後方医療施設で収容困難なときは、近隣の災害拠点病院又は県に収容を要請する。

(3) 後方医療施設への搬送

救護所から市内搬送先病院へは、消防班の救急車又は市有車両等で搬送する。

交通の状況により災害拠点病院への搬送が救急車では困難な場合は、県、自衛隊等にヘリコプター、ドクターヘリでの搬送を要請する。

【資料編】

- ・資料-2-28 災害時の医療救護活動に関する協定書(社団法人鎌ケ谷市医師会(現：一般社団法人鎌ケ谷市医師会))
- ・資料-2-29 災害時における接骨師会の協力に関する協定書(社団法人千葉県接骨師会船橋支部(現：公益社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ケ谷支部))
- ・資料-2-30 災害時における歯科医師会の協力に関する協定書(社団法人船橋歯科医師会(現：公益社団法人船橋歯科医師会))
- ・資料-2-31 災害時における薬剤師会の協力に関する協定書(社団法人船橋薬剤師会(現：一般社団法人船橋薬剤師会))
- ・資料-2-32 災害時の医療救護活動に関する協定書(社団医療法人社団木下会 鎌ケ谷総合病院(現：医療法人徳州会 鎌ケ谷総合病院))
- ・資料-3-9 医療機関・**後方医療施設**等一覧
- ・資料-3-10 救護班の班編成一覧

第2 被災者等への医療

1 医療救護活動の実施

衛生医療班は、被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、必要に応じて、鎌ケ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県**柔道整復師**会船橋鎌ケ谷支部等に活動の要請を行い、応急救護所等において、医療救護活動を行う。

2 心の医療活動

衛生医療班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

また、必要に応じて被災地の巡回活動を行う。

なお、心のケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等に対しても必要となるため、メンタルケアを実施する。

3 医療情報の提供

衛生医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

第7節 避難

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 避難活動	1 避難指示			
	2 避難誘導			
	3 警戒区域の設定			
第2 避難所の開設	1 避難所の開設			
	2 避難者の受け入れ			
第3 避難所の運営	1 避難所運営体制			
	2 食料・物資の供給			
	3 避難設備の整備			
	4 要配慮者への配慮			
	5 女性への配慮			
	6 避難所の警備			
	7 中・長期にわたる避難 生活への対応			
	8 ペット対策			
第4 避難所外避難者の 把握及び支援	1 避難所外にいる市内 避難者への対応			
	2 市外避難者への対応			

◆実施担当

第1 避難活動	責 任 者：市民生活部次長、総務企画部長、消防長、健康福祉部長 担 当：事務局、秘書広報班、消防班、健康福祉1班・2班、 高齢者福祉班 関係機関：鎌ヶ谷警察署、施設管理者
第2 避難所の開設	責 任 者：市民生活部次長、生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：事務局、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班
第3 避難所の運営	責 任 者：生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：市民生活3班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、 健康福祉2班、高齢者福祉班
第4 避難所外避難者の 把握及び支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：市民生活1班・2班

第1 避難活動

1 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保

(1) 高齢者等避難

避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者の避難が必要な状況。

(2) 避難指示の発令

災害の前兆現象が確認された場合や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態又は、人的被害が発生した状況。

(3) 緊急安全確保の発令

既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動が必要な状況。

■ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令する場合のめやす

- ① 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき
- ② 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- ③ ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき
- ④ がけ崩れにより建物等に影響するおそれがあるとき
- ⑤ その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

■ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令権者及び内容

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
本 部 長 (市 長)	① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
知 事	① 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第5項
警 察 官	① 市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ② 市長から要求があったとき ③ 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	① 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条 第1項
知事及び知事の命を受けた県職員	① 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ② 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法 第25条
水 防 管 理 者	① 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(4) 避難指示等の伝達

事務局は、関係各班に避難指示等を伝達する。各班は次の方法で、避難指示等を住民等に伝達する。

■避難指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	秘書広報班	広報車、市ホームページ、SNS
	事務局	防災行政無線（固定系） 緊急速報エリアメール、緊急速報メール かまがや安心eメール
	消防班	広報車、ハンドスピーカー、サイレン、警鐘
	各施設管理者	口頭、ハンドスピーカー
伝達事項	① 避難対象地域 ④ 避難指示等の発令理由 ② 避難先 ⑤ 注意事項（戸締まり、携行品）等 ③ 避難経路	

(5) 県への報告

事務局は、避難指示等が発令された場合は、県にその旨を報告する。

(6) 関係機関への連絡

事務局は、避難指示等が発令された場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。

■連絡先

東葛飾地域振興事務所 鎌ヶ谷警察署	協力要請
避難施設管理者	避難所開設要請
近隣市	地域住民の避難所利用の要請

(7) 解除

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除する。

2 避難誘導

(1) 避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も近い避難場所まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。できるだけ自主防災組織ごとの集団避難を行うものとし、要配慮者の避難を優先する。この時、避難誘導者（災害応急対策従事者）の安全確保を十分に図る。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
住民	消防班、警察官、自主防災組織等 在宅の要配慮者は、地域の住民の協力により行う。
教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等
交通施設	施設管理者及び乗務員

(2) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

(3) 要配慮者の誘導

在宅の要配慮者の避難は、原則として地区の自治会、自主防災組織等が行うが、地域で避難支援が困難な場合は、高齢者福祉班が車両等を用いて輸送する。

施設入所者は、施設の管理者が車両等を用いて輸送する。健康福祉1班・2班は、車両等の手配など支援を行う。

【資料編】

- ・資料-2-73 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書（一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部）

3 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定する。

本部長は、警戒区域の設定に伴い、立ち退き指示等を警察等の協力を得て実施する。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内 容	根拠法令
本 部 長 (市 長)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条第1項
水防団長、水防 団員又は消防機 関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条 第1項
消防吏員 又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。	消防法第28条 第1項
警 察 官	市職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。	災害対策基本法 第63条第2項 水防法第21条 第2項
災害の派遣を 命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、市長又は市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災害対策基本法 第63条第3項

第2 避難所の開設

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

原則として本部長が災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が、勤務時間外の場合には、避難所1班～4班が、開設する避難所に職員を派遣し施設の安全性を確認した上で開設する。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合には、下記避難所には「避難所非常参集職員」が自動参集して開設準備と情報収集を行う。

■震度5強以上で避難所非常参集職員が参集する避難所

市内各中学校（鎌ヶ谷中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校）

(2) 避難所開設の広報

避難所1班は、避難所の開設後は、速やかに住民に対して避難所開設を広報する。

2 避難者の受け入れ

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、職員を避難所に派遣し、施設管理者と協力して避難者の受け入れを行う。

■避難者の受け入れ事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 体育館など収容スペースへの案内 ② 避難者の把握（居住地域、避難者数等） ③ 災害情報等の収集及び本部への伝達 |
|---|

【資料編】

- ・資料-2-18 被災者の応急救助等に係る防災活動協力に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）
- ・資料-2-38 災害時における施設の使用に関する協定書（株式会社鎌ヶ谷カントリー倶楽部）
- ・資料-2-39 避難場所使用に関する協定書（陸上自衛隊松戸駐屯地）
- ・資料-2-40 災害時における避難場所の使用に関する協定書（海上自衛隊下総教育航空群）
- ・資料-2-41 臨時門設置及び維持管理に関する覚書（陸上自衛隊松戸駐屯地）
- ・資料-2-42 災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書（千葉県立鎌ヶ谷高等学校）
- ・資料-2-43 災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書（千葉県立鎌ヶ谷西高等学校）
- ・資料-5-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

第3 避難所の運営

1 避難所運営体制

(1) 避難所運営組織

避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき実施するものとし、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自主運営組織を作り、自主的な運営を行う。その際、男女それぞれの要望や意見を反映させるため、男女双方が避難所自主運営組織に入るようにする。また、役割分担は、男女問わず出来る人が担当し、清掃や食事の準備等の役割において女性のみあるいは男性のみに負担を集中させないようにする。

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所自主運営組織を確立し、自主防災組織やボランティア等との協議・調整を行う。

■避難所運営担当者の役割

☐ 避難所自主運営組織 ① 運営方法等の決定 ② 生活ルールの作成 ③ 避難者カード・名簿の作成 ④ 市からの連絡事項の伝達 ⑤ 食料・物資の配給 ⑥ ボランティア等との調整 ⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	☐ 職員 ① 災害対策本部との連絡 ② 広報 ③ 施設管理者、ボランティア等との調整 ④ 避難所運営記録
---	---

■避難所における課題

① プライバシーの確保（パーティション、間仕切りによる） ② 安全の確保、衛生管理 ③ 要配慮者への支援 ④ 女性への配慮 ⑤ ペット対策（同行避難に備えてペットの収容場所の確保やルールの作成） ⑥ 季節対策（寒さ暑さ対策） 等

(2) 避難者の把握

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。避難者名簿の取扱いについては、個人情報に配慮する。（例：DV被害者等で本人が希望する場合には、避難者名簿を貼りだす場合に名前を載せない、外部からの問い合わせに応じない。）

(3) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請し、避難所において、ボランティアリーダーとの調整を行う。

(4) 避難所事務所の開設

避難所1班～4班は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(5) 避難所運営記録の作成

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、避難所1班から災害対策本部へ報告する。

また、病人発生等、特別な事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。

2 食料・物資の供給

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。食料、物資等を受け取ったときは、避難所自主運営組織、ボランティア等との協力により避難者に配給する。

3 避難設備の整備

避難所には、季節の特性に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、必要な設備を本部に要請する。

■避難所で必要な設備

- | | | |
|----------------|------------|---------------|
| ① 暖房・冷房器具 | ⑤ 入浴施設 | ⑨ 救急車用の駐車スペース |
| ② 仮設・マンホールトイレ等 | ⑥ ゴミ集積所 | ⑩ 物資保管場所 |
| ③ 給水施設 | ⑦ 喫煙所 | ⑪ その他必要なもの |
| ④ 掲示板 | ⑧ 公衆（衛星）電話 | |

4 要配慮者への配慮

(1) 避難所での配慮

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、要配慮者専用設備の整備や介護ボランティア支援要請など行い、できる限り生活に支障とならないよう配慮する。

また、要配慮者の支援にあたっては、女性に配慮して行うとともに、当事者、家族、支援者の意見を取り入れて支援を進める。

■避難所での要配慮者支援

- | |
|-------------------------|
| ① 要配慮者用専用スペースや椅子等の設置 |
| ② バリアフリー化（段差の解消や通路確保など） |
| ③ 間仕切り |
| ④ 多目的トイレの設置 |
| ⑤ 介護ボランティアの支援要請 |
| ⑥ 手話通訳、外国語通訳の要請 |
| ⑦ 情報伝達方法の検討 |
| ⑧ 要配慮者の個別ニーズ、意見の把握体制の整備 |
| ⑨ 要配慮者相談窓口の設置 |

(2) 福祉避難所の開設

健康福祉2班及び高齢者福祉班は、要配慮者等の避難状況等により必要な場合は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、要配慮者等を収容する。

【資料編】

- ・資料 2-69 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人南台五光福祉協会）
- ・資料-2-66 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人創誠会）
- ・資料-2-61 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人長寿の里）

- ・資料-2-60 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人高嶺福祉会）
- ・資料-2-59 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人弘成会）
- ・資料-2-57 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人あわの会）
- ・資料-2-58 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人慶美会）

5 女性や子どもへの配慮

市民生活3班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所における男女のニーズの違いに応じた支援や女性や子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、避難所運営において女性や子どもへの配慮に努める。

また、避難所の警察官等による巡回や暴力防止のための啓発や広報に努めるとともに、女性や子どもを対象とした巡回相談支援の早期開始に努める。

■避難所での女性への配慮

- ① 授乳室(緊急的には女性用更衣室と兼ねてもよい)、男女別の更衣室・トイレ 物干し場
- ② 女性スタッフの配置
- ③ 避難所運営組織や被災者グループにおける女性責任者・女性リーダーの参画
- ④ 女性用物資の女性による配布等の体制づくり
- ⑤ 女性と子どもの安全確保のための、防犯ブザーやホイッスルの配布、巡回、環境改善
- ⑥ 女性相談窓口の設置（プライバシーに配慮）、相談情報の周知

6 避難所の警備

避難所1班～4班は、鎌ヶ谷警察署、避難所自主運営組織と連携して、避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保する。

7 中・長期にわたる避難所生活への対応

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、衛生医療班は、避難所生活が長期化する場合、必要な設備等を協定締結団体等から調達するとともに、必要なスペースの確保や支援を実施する。

■中・長期化への対応

- ① 生活用品等の確保（衣類、炊事設備、洗濯機、テレビ、冷暖房器具、カーペット等）
- ② 入浴・洗濯支援
- ③ プライバシーの保護
- ④ 健康相談の実施（体調や持病の悪化、エコノミークラス症候群、インフルエンザ等の感染症、震災関連死の軽減）
- ⑤ 特に高齢者の身体機能低下の防止（簡易ベッドの導入、移動やトイレ等の生活環境改善、運動指導等）
- ⑥ 食の栄養指導による避難者の健康管理及びアレルギーや糖尿病、高血圧等食事制限のある方への指導や支援の実施（管理栄養士等の避難所巡回により実施）
- ⑦ 交流スペース等の確保（避難者の交流スペース、子どもの遊戯・学習スペース） 等

【資料編】

- ・資料-2-64 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定（千葉県理容生活衛生同業組合船橋支部）

8 ペット対策

避難所でのペットの受入れは、避難所運営マニュアルに基づき実施する。

また、各避難所のニーズを把握した上で、必要に応じて災害時のペット対策を専門とするNPO団体等に支援を要請する。

なお、要配慮者を支援する補助犬については、受入れを前提として、避難所での生活環境に配慮する。

【資料編】

- ・資料-2-68 災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書（株式会社ケーヨー）

■避難所でのペット対策（要配慮者が必要とする補助犬は除外する。）

- ① ペットは室内に入れない。
- ② 避難所のペットの管理責任は飼育責任者にあることを原則とする。
- ③ 避難所内にペットを連れてきた避難者に対して、窓口に届けるよう呼び掛け、「避難所ペット登録台帳」に記載する。
- ④ 大型動物や特定動物の避難所への同伴は断る。
- ⑤ ペットの飼育場所を決定し、ペットの飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知徹底する。
- ⑥ ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。

【資料編】

- ・資料-10-7 避難所運営のための様式
- ・資料-2-37 災害時における施設の使用に関する協定書（鎌ヶ谷浴場）

第4 避難所外避難者の把握及び支援

1 避難所外にいる市内避難者、車中泊避難者への対応

自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する避難者の発生が予想される。そのため、自主防災組織等の協力を得て、自主防災組織が自主運営する避難所外避難者への支援拠点を中心に避難所外にいる避難者（安否、場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努め、必要な支援を行う。特に、避難所外避難者のうち、自力で食料等を受け取りに行けない人、専門支援が必要な人などの把握・支援方法について、関係部署、自治会・自主防災組織、福祉事業所、ボランティア団体などと連携し協議して必要な支援を行う。

■避難所外避難者への支援

- ① 情報提供
- ② 食料・物資等の提供
- ③ 健康対策

2 市外避難者への対応

市外へ避難した住民の安否確認及び情報提供等については、全国避難者情報システムを利用して

行う。市外避難者に対して、避難先の市町村へご自身の情報を提供するよう市ホームページ等を通じて呼びかけを実施する。

第8節 生活救援

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 給水活動	1 優先給水			
	2 給水活動			
第2 食料の供給	1 備蓄食料の供給			
	2 食料の確保			
	3 食料の供給			
	4 炊き出し			
	5 <u>栄養・食生活の支援</u>			
第3 物資の供給	1 備蓄品の供給			
	2 物資の確保			
	3 物資の供給			
第4 救援物資の供給	1 物資拠点の設置			
	2 物資の受け入れ・管理・供給			

◆実施担当

第1 給水活動	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班・2班 関係機関：県企業局船橋水道事務所
第2 食料の供給	責 任 者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省農産局長
第3 物資の供給	責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担 当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班
第4 救援物資の供給	責 任 者：議会事務局長、市民生活部長 担 当：物資管理班、経済1班・2班

第1 給水活動

1 優先給水

(1) 井戸付耐震性貯水槽の開設

総務企画1班・2班は、水道施設の破損等により断水した場合は、井戸付耐震性貯水槽を開設し、飲料水を供給する。

(2) 優先給水

総務企画1班・2班は、救護所、病院等の重要施設に優先的に給水を行う。

■優先給水先

- | | |
|-----------|----------|
| ① 救護所 | ③ その他の病院 |
| ② 市内搬送先病院 | ④ 社会福祉施設 |

2 給水活動

(1) 需要の把握

総務企画1班・2班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、県企業局船橋水道事務所と連携して需要の把握を行う。

■把握する内容

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 断水地区の範囲 | ③ 避難所及び避難者数 |
| ② 断水地区の人口、世帯数 | ④ 給水所の設置場所 |

(2) 給水活動の準備

総務企画1班・2班は、県企業局船橋水道事務所と連携して、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

給水拠点の設定	避難所
活動計画作成	給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法、水質検査等
応援要請	自衛隊、他水道事業者
給水資機材の確保	① 給水車は、自衛隊、他水道事業者からの支援受けによる ② 備蓄品（不足するときは業者から確保）

(3) 給水活動

災害当初の給水は、避難所を給水拠点として耐震性井戸付貯水槽から供給する。

また、協定に基づき食品製造会社等の井戸からも給水する。

県企業局による給水活動が実施される場合は、交通や復旧の状況を考慮して給水拠点を設定し、県企業局船橋水道事務所と連携して給水活動を行う。

また、給水活動（給水時間、場所、方法等）について、広報車等により住民に広報する。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の基準

1人1日3リットル（給水体制の復旧に応じて給水量を増加する。）

【資料編】

- ・資料-2-17 災害時における井戸の使用に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）

- ・資料-2-10 災害時における井戸の使用に関する協定書（山屋食品株式会社）
- ・資料-2-21 災害時における井戸の使用に関する協定書（有限会社皆川石油）
- ・資料-2-22 災害時における井戸の使用に関する協定書（コスモ石油販売株式会社）
- ・資料-2-23 災害時における井戸の使用に関する協定書（私市醸造株式会社）
- ・資料-2-33 災害時の井戸の使用に関する協定書（社団医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院
（現：医療法人徳州会 鎌ヶ谷総合病院））
- ・資料-5-3 井戸付耐震性貯水槽設置箇所一覧

第2 食料の供給

1 備蓄食料の供給

地震直後は、原則として、市民、事業所の備蓄食料を用いる。

市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班は、被災直後に避難所等へ備蓄食料を搬送し、食料を有しない被災者に供給する。

2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき避難所に避難された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
- ④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑤ 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人
- ⑥ 災害応急活動従事者※

※基本的には災害救助法の実費弁償の対象外である。

(2) 需要の把握

総務企画1班・2班は、避難所等の被災者、職員、応援部隊等に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。次の各班は、食料等の必要量を把握し、総務企画1班・2班に請求する。

■需要の把握

避難所1班～4班、 避難所支援1班・2班	避難所等の被災者
総務企画1班・2班	職員、応援者（各担当班からの請求を一括）

(3) 食料の確保

総務企画1班・2班は、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」等に基づき、食品販売業者及び製造業者に食料を発注する。

なお、業者だけでは不足するときは、県又は県内市町村に対して食料の供給を要請する。

■供給する食料

備蓄食料	サバイバルフーズ（主食・副食）
業者調達	弁当、パン、牛乳等
炊き出し	米飯、みそ汁等

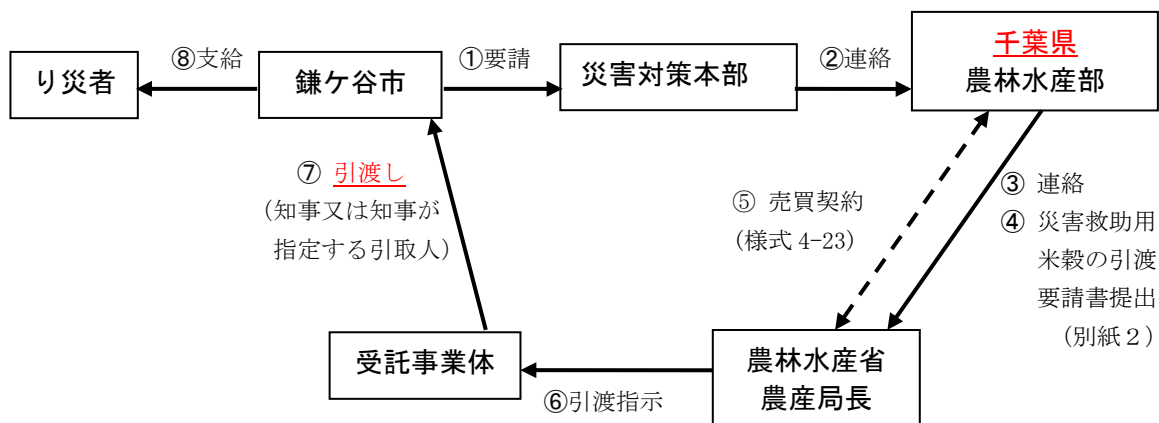
(4) 政府所有米穀の調達

本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等給食に必要な政府所有米穀の数量を知事に申請する。知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行い、農産局長と売買契約を締結している受託事業体から当該米穀の引渡しを受ける。

また、知事と連絡がつかない場合は、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて、直接農林水産省農産局長に政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

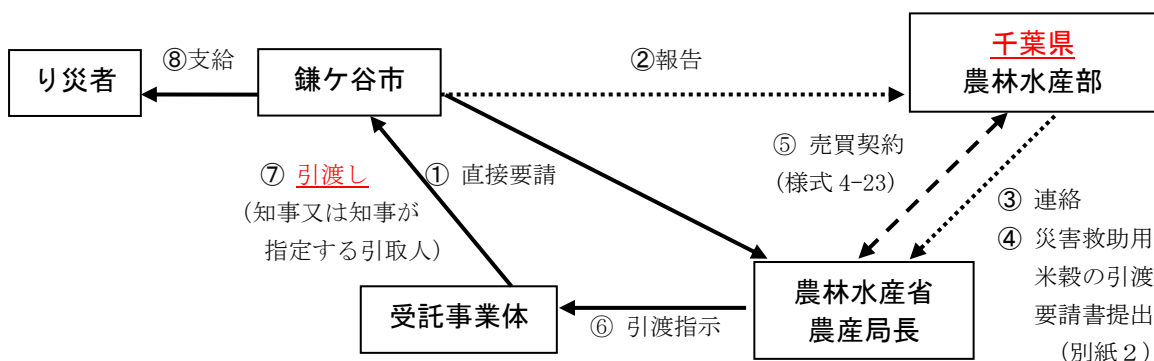
なお、政府から直接売却を受けて調達する場合は玄米引渡しであるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

1 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



2 市町村が直接要請する場合

市町村が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



【資料編】

- ・資料-10-6 米穀等調達関係書類の様式

3 食料の供給

(1) 食料の輸送

総務企画1班・2班は、食料の輸送を、食料を発注した業者に依頼する。食料を発注した業者が

輸送困難なときは、輸送業者に要請する。。

(2) 食料の分配

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等を通じて分配する。

4 炊き出し

避難所1班・2班は、必要に応じて炊き出しを行う。炊き出しに必要な食材は、総務企画1班・2班が協定に基づき業者に要請する。

避難所にて炊き出しを行う場合は、自衛隊、ボランティア等と協力して行う。総務企画1班・2班は、炊き出しに使用する調理器具、燃料、食材を準備する。

5 栄養・食生活の支援

衛生医療班は、炊き出し、弁当、支援物資からの適切な栄養量の確保支援、避難者の食の自立に向けた支援（自助による栄養量の確保）、避難所の食事の衛生管理状況の把握と衛生助言を行う。また、必要に応じて、千葉県栄養士会へ「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）」の派遣を要請し、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を展開する。

【資料編】

- ・資料-2-8 災害時における物品の供給に関する協定書(株式会社東武ストア)
- ・資料-2-10 災害時における物品の供給に関する協定書(茂野製麺株式会社)
- ・資料-2-12 災害時における物品の供給に関する協定書(松戸市農業協同組合(現:とうかつ中央農業協同組合))
- ・資料-2-14 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(生活協同組合ちばコフ(現:生活協同組合コフ みらい))
- ・資料-2-16 災害時における物品の供給に関する協定書(イオン株式会社関東カンパニー)
- ・資料-2-19 災害時の避難所における協力及び店舗のトイレ開放に関する協定書(鎌ヶ谷市料飲組合)
- ・資料-2-55 災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書(株式会社学校給食サービス)
- ・資料-2-63 災害時における物資の供給協力に関する協定(株式会社マツモトキヨシ)
- ・資料-2-62 災害時における物資の供給協力に関する協定(株式会社くすりの福太郎)
- ・資料-2-77 災害時における物資供給に関する協定書(株式会社トヨカ堂)
- ・資料-5-4 防災備蓄倉庫・備蓄物資一覧
- ・資料-10-6 米穀等調達関係書類の様式

第3 物資の供給

1 備蓄品の供給

市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班は、災害直後に避難所へ備蓄物資を搬送し、被災者に供給する。

2 物資の確保

(1) 物資供給の対象者

物資供給の対象者は、次のとおりとする。本部長は、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■物資供給の対象者

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

(2) 需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行い、総務企画1班・2班が総括する。

(3) 物資の調達

総務企画1班・2班は、協定に基づき、販売業者に物資を発注する。なお、業者だけでは不足するときは、県又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

3 物資の供給

(1) 物資の輸送

総務企画1班・2班は物資の輸送を、物資調達業者に依頼する。物資調達業者が輸送困難なときは、輸送業者に要請する。

(2) 物資の保管

調達した物資の保管が必要なときは、総合福祉保健センターに保管する。

(3) 物資の分配

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力の下に分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等が分配する。

なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、女性専用の物資（生理用品、女性用下着等）は、女性による配布とするよう努める。

【資料編】

- ・資料-2-14 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合ちばコープ（現：生活協同組合コープみらい））
- ・資料-2-15 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（社団法人千葉県LPガス協会船橋支部）
- ・資料-2-16 災害時における物品の供給に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）
- ・資料-2-19 災害時の避難所における協力及び店舗のトイレ開放に関する協定書（鎌ヶ谷市料飲組合）
- ・資料-2-67 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合）
- ・資料-5-4 防災備蓄倉庫・備蓄物資一覧

第4 救援物資の供給

1 物資拠点の設置

物資管理班、経済1班・2班は、救援物資を保管・管理するために、総合福祉保健センターに物資管理センターを開設する。

2 物資の受入れ・管理・供給

物資管理班、経済1班・2班は、ボランティア等の協力により、物資を受け入れ、在庫を管理する。物資供給の請求があった場合は、総務企画1班・2班を通じて供給する。

第9節 交通対策・緊急輸送

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 交通対策	1 交通情報の収集			
	2 交通規制			
	3 緊急通行車両等の確認			
	4 緊急輸送路の確保			
第2 緊急輸送	1 車両・燃料の確保			
	2 緊急輸送			
	3 ヘリコプター発着場の 設置			

◆実施担当

第1 交通対策	責 任 者：都市建設部長、総務企画部長 担 当：都市建設2班～4班、総務企画3班 関係機関：鎌ヶ谷警察署
第2 緊急輸送	責 任 者：総務企画部長、市民生活部次長 担 当：総務企画1班～3班、事務局 関係機関：自衛隊

第1 交通対策

1 交通情報の収集

都市建設2班～4班は、鎌ヶ谷警察署及び道路管理者と連絡を取り、交通情報の収集、整理を行う。

■収集する交通情報

- ① 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- ② 交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
- ③ 特に危険と認められた道路の位置
- ④ その他必要な事項

2 交通規制

(1) 交通規制の実施

鎌ヶ谷警察署は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

都市建設2班・3班は、道路管理者の指示により、市管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なときは、通行禁止又は制限等の措置をとる。

■交通規制等の実施者と内容

実施機関	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	県内又は近接都県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条及び第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき、必要な限度において、車両通行禁止、若しくは制限又は後退させることができる。	道路交通法第6条第4項及び第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3第1項
自衛官・消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	道路の破損、欠損、その他の理由により通行が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行の禁止又は制限を行うことができる。	道路法第46条第1項

(2) 地震時における運転者の取るべき措置

地震災害発生時における運転者の取るべき措置については、次の事項の周知を図る。

① 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。

ウ やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

② 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

ア 車両を道路外の場所に置くこと。

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

3 緊急通行車両等の確認

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、総務企画3班は、災害応急対策を実施するために必要な車両について標章及び確認証明書の交付を受ける。

(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付

- ① 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- ② 知事又は公安委員会は、前記①により確認したときは、当該車両の使用자에게、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ③ 車両の使用者は、前記②により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両等の災害発生前の確認申出について

- ① 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- ② 公安委員会は、前記①により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。
- ③ 標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。
- ④ 事前届出に関する事務手続きは、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長を経由し、公安委員会に申請する。

4 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の確保

都市建設2班・3班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、鎌ヶ谷警察署と密接な連絡をとる。

(2) 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内道路を緊急輸送道路1次路線、2次路線、3次路線に分類し、交通規制の対象とする緊急輸送ネットワークを構築している。

なお、市内の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。

■県の緊急輸送ネットワーク

路線区分	目 的	市内の路線
1次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ケ谷松戸線（初富以北）
2次路線	1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等	主要地方道千葉鎌ケ谷松戸線（初富以南） <u>ほか2路線</u>
<u>3次路線</u>	<u>その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路</u>	<u>該当なし</u>

【資料編】

- ・資料-6-1 緊急通行車両等の確認及び規制除外車両及び事前届出事務手続き等
- ・資料-6-8 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画
- ・資料-6-10 千葉県緊急輸送ネットワーク（鎌ケ谷市付近）

第2 緊急輸送

1 車両・燃料の確保

(1) 市有車両の確保・配車

総務企画3班は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

(2) 陸上輸送の確保

総務企画1班・2班は、トラック、バス等による輸送が必要な場合は、輸送業者に応援を要請する。

総務企画1班・2班は、鉄道輸送が必要な場合は、東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社各駅長に要請する。

(3) ヘリコプター輸送

事務局は、広域輸送や緊急的な輸送が必要な場合は、県及び自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請する。

(4) 燃料の確保

総務企画3班は、市有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を協定に基づき燃料販売業者から調達する。

2 緊急輸送

(1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

■緊急輸送の範囲

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 消防、救助救急、医療、救護のための要員、資機材② 医療救護を必要とする人（傷病者等）③ 災害対策要員④ 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資⑤ 応急復旧用資機材⑥ 避難を要する要配慮者 |
|---|

(2) 緊急輸送の手配

総務企画1班・2班は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、緊急輸送を手配する。

【資料編】

資料-2-73 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書（一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部）

3 ヘリコプター発着場の設置

総務企画1班・2班は、予定地にヘリコプター発着場を開設する。

【資料編】

- ・資料-2-13 災害時における物品の供給に関する協定書（千葉県石油商業協同組合鎌ヶ谷支部）
- ・資料-3-8 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

第10節 災害警備

◆項目と活動時期				
項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 警察の災害警備	1 災害警備体制の確立			
	2 災害警備活動要領			
◆実施担当				
第1 警察の災害警備	責 任 者：鎌ヶ谷警察署長 担 当：鎌ヶ谷警察署			

第1 警察の災害警備

1 災害警備体制の確立

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため、市民の生命、身体、財産の保護を図り各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期すものとする。

(1) 基本方針

警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

(2) 警備体制

警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

- ① 鎌ヶ谷警察署災害警備本部
大規模地震が発生した場合、又は県警本部が災害警備本部を設置した場合
- ② 鎌ヶ谷警察署災害警備対策室
震度5弱の地震が発生した場合等
- ③ 鎌ヶ谷警察署災害警備連絡室
震度4の地震が発生した場合等

2 災害警備活動要領

- ① 要員の参集又は招集
- ② 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用

- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑩ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑪ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑫ 地域安全対策（犯罪の予防、取締り、相談活動）
- ⑬ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑭ その他必要な応急措置

【資料編】

- ・資料-2-36 災害時における相互協力に関する協定書（鎌ヶ谷警察署）

第11節 土地・建物対策

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 被災建築物応急危険度 判定	1 被災建築物応急 危険度判定の準備			
	2 被災建築物応急 危険度判定の実施			
第2 被災宅地危険度判定	1 被災宅地危険度 判定の準備			
	2 被災宅地危険度 判定の実施			
第3 応急仮設住宅等の設置	1 仮設住宅の建設			
	2 対象者の選考			
	3 管理			
第4 住宅の応急修理	1 住宅の応急修理			
	2 対象者の選考			

◆実施担当

第1 被災建築物応急危険 度判定	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班
第2 被災宅地危険度判定	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班
第3 応急仮設住宅等の設置	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉1班
第4 住宅の応急修理	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉1班

第1 被災建築物応急危険度判定

大規模な地震により被災した建築物の余震などによる倒壊、部材の落下などから生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、災害対策本部に「鎌ヶ谷市被災建築物応急危険度判定実施本部」設置要領に基づき、応急危険度判定実施本部を設置し、被災した建築物の応急危険度判定及び被災度区分判定を行う。

1 被災建築物応急危険度判定の準備

住宅班は、被災建築物応急危険度判定活動を適切に実施するため、千葉県被災建築物応急危険度判定要綱、鎌ヶ谷市被災建築物応急危険度判定震前計画等に基づき、応急危険度判定体制を確立する。

2 被災建築物応急危険度判定の実施

住宅班は主として外観目視により建築物の応急危険度判定を行う。なお、応急危険度判定は、被災建築物応急危険度判定優先リストにより行う。

(1) 判定結果の公表

判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の判定ステッカーを建物の見やすい場所に表示し、居住者及び通行者等に注意を促す。

(2) 応援要請

被災建築物応急危険度判定士を十分確保できない場合には、県及び近隣市区町村と連携を図り、判定を速やかに行うことのできる体制整備に努める。

(3) 被災建築物応急危険度判定の実施

判定は、市庁舎、避難所等の防災拠点施設や病院等を優先的に行う。

第2 被災宅地危険度判定

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地の危険度判定を行う。

1 被災宅地危険度判定の準備

住宅班は、鎌ヶ谷市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地危険度判定体制を確立する。

2 被災宅地危険度判定の実施

(1) 被災宅地危険度判定実施要否の判断

住宅班は、市内に相当程度の被害があり、危険な被災宅地が発生していると予測されるときは、判定の要否に必要な被害情報を収集し、判定を要すると認めたときは、本部長に判断の実施を具申する。

(2) 被災宅地危険度判定実施の決定

本部長は、判定を要すると判断したときは、ただちに、千葉県災害対策本部長に連絡するとともに、市民へ判定実施の周知に努める。

(3) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

住宅班は、本部長が判定実施を決定したときは、本部長の命を受け、市役所内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、次の業務を行う。

(4) 被災宅地危険度判定実施本部の業務

- ① 宅地に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 宅地判定士・判定調査員の受け入れ

- ④ 宅地判定士・判定調査員の組織編成
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の現地表示
- ⑥ 判定結果の調整及び集計並びに災害対策本部長への報告
- ⑦ 判定結果に対する住民等からの相談
- ⑧ その他

(5) 被災宅地危険度判定の実施

判定は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアルに則り、市庁舎、避難所等の防災拠点施設や病院等を優先的に行う。

第3 応急仮設住宅等の設置

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

応急仮設住宅の建設は、市長が行うが、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

1 仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

住宅班は、災害直後に被害の程度から仮設住宅の概数を把握する。

また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申込みを受け付ける。

(2) 仮設住宅の建設

本部長は、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、適当な土地を選定し、「応急仮設住宅建設マニュアル」（千葉県県土整備部住宅課）に基づき、仮設住宅の建設を要請する。仮設住宅の仕様は、原則として「応急仮設住宅仕様」による。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

また、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等の事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を、福祉仮設住宅として建設する。

■ 応急仮設住宅の建設予定地

	候補地の名称（通称）	所在地（地名地番）	建設可能区域面積（㎡）	建設可能戸数（戸）
①	市制記念公園	初富924-6他	7,870	100
②	第一新田公園	東初富3-744-857	1,050	13
③	東初富公園	東初富3-783-1	650	10
④	新鎌ふれあい公園	新鎌ケ谷2-20-1	2,270	25
⑤	くぬぎ山公園	くぬぎ山4-18-67他	1,125	12
⑥	井草橋公園	東鎌ケ谷3-644-14	725	12
⑦	第二新田公園	東初富4-744-848	915	20
⑧	新鎌ケ谷三丁目第一公園	新鎌ケ谷3-100	830	12

⑨	藤台中央公園	西道野辺4-16-121	930	10
⑩	横下第1、第2公園	道野辺字横下1031, 1040	1,245	17
⑪	道野辺本町公園	道野辺本町1-106	384	8
⑫	川慈公園	丸山1-503-10他	1,247	18
⑬	東野少年野球場	東野806-15他	9,093	90
⑭	西本田公園	鎌ヶ谷8-448-43	525	8
⑮	貝柄山公園	初富本町2-1476-2他	800	12
⑯	民有地		3,650	38
⑰	鎌ヶ谷小学校	中央2-648-28	4,794	36
⑱	東部小学校	鎌ヶ谷8-392-1	2,520	20
⑲	北部小学校	栗野735-1他	3,300	24
⑳	南部小学校	中沢726-2他	2,597	16
㉑	西部小学校	初富110-1	2,244	20
㉒	中部小学校	道野辺中央3-982-1	1,840	16
㉓	初富小学校	東初富1-808-13他	2,340	24
㉔	道野辺小学校	東道野辺5-563	2,365	20
㉕	五本松小学校	南初富1-924-185、-187	2,109	12
㉖	鎌ヶ谷中学校	富岡1-617-1他	1,305	12
㉗	第二中学校	東道野辺4-522-8	4,650	30

(3) 公営住宅等の確保

住宅班は、被災者の一時入居施設確保のために、市営住宅をはじめ、他の市町村等の公営住宅等の空き室の情報提供を行い、既存住宅を迅速に確保する。

また、公営住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない場合は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

2 対象者の選考

(1) 対象者

応急仮設住宅の対象者は、災害時に市に居住していることが明らかであり、次の全ての条件に該当する者とする。

■ 応急仮設住宅の対象者

- ① 住宅が全壊、全焼した者
 - ② 居住する住家がない者
 - ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない経済弱者で次に該当する者
 - ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等
- なお、災害地における住民登録の有無は問わない。

(2) 対象者の選考

住宅班は、健康福祉1班等と連携して対象者の選考委員会を組織して、対象者の選考を行う。

3 管理

住宅班は、入居者の要望等に応じて、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。
また、仮設住宅の戸数が約50戸以上になる場所には、集会所等を設置する。

■応急仮設住宅の運営管理における配慮

- ① 安心・安全の確保
- ② 孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営
- ③ 女性をはじめとする生活者の多様な意見の反映
- ④ ペットの受け入れ
- ⑤ 生活インフラの整備・支援

【資料編】

- ・資料-2-7 災害時における物品の供給に関する協定書（松戸・鎌ヶ谷木材同業組合）

第4 住宅の応急修理

地震災害により、住家が半焼、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、日常生活に欠くことができない部分を、応急的に修理する。

住宅の応急修理は、市長が行うが、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

1 住宅の応急修理

(1) 需要の把握

住宅班は、相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申込みを受け付ける。

(2) 応急修理

住宅班は、応急修理を行う。応急修理の内容は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とし、建築業者に委託する。

2 対象者の選考

(1) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

■応急修理の対象者

- ① 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者
- ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
- ③ 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 対象者の選考

対象者の選考は、応急仮設住宅の対象者と同様に行う。

第12節 防疫・清掃

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 防疫活動	1 防疫活動			
	<u>2</u> 避難所における衛生 管理			
	<u>3</u> 保健活動			
第2 し尿の処理	1 仮設トイレの設置			
	2 し尿の処理			
第3 清掃	1 ごみの処理			
	2 災害廃棄物の処理			
第4 障害物の除去	1 住宅関係の障害物の 除去			
	2 河川関係の障害物の 除去			
	3 道路上の障害物の除去			
	4 環境汚染の防止対策			
第5 動物対策	1 死亡獣畜の処理			
	2 逸走動物への対応			

◆実施担当

第1 防疫活動	責 任 者：健康福祉部長、生涯学習部長 担 当：衛生医療班、避難所1班～4班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、県企業局船橋水道事務所、 鎌ケ谷市医師会
第2 し尿の処理	責 任 者：市民生活部長 担 当：清掃班 関係機関：柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合
第3 清掃	責 任 者：市民生活部長 担 当：清掃班 関係機関：柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合
第4 障害物の除去	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設2班・3班、動物保護班 関係機関：鎌ケ谷市建設業協会
第5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター <u>東葛飾支所</u> 、（公社）千葉県獣医師会

第1 防疫活動

1 防疫活動

(1) 防疫チームの編成

衛生医療班は、職員による防疫チームを編成し、防疫活動を実施する。被災状況によっては、衛生業者に委託して防疫チームを複数編成する。不足する場合は、県に応援を要請する。

■防疫チームの編成

チームの編成	衛生技術者1名、作業員4名
--------	---------------

(2) 防疫用資機材・医薬品の調達

防疫用資機材・薬剤は、原則として一般社団法人千葉県ペストコントロール協会から調達する。不足する場合は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）を経由して県に要請し供給を受ける。

(3) 消毒の実施

防疫チームは、次の地域の消毒を行う。

また、自治会を通じて薬品を配布する。

■防疫対象地域

- | |
|--|
| ① 感染症患者が多く発生している地域
② 避難所
③ その他衛生状況が良好でない地域 |
|--|

(4) 広報活動の実施

地域住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(5) 報告

患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時習志野保健所（習志野健康福祉センター）に報告する。避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

【資料編】

- ・資料-2-78 災害時における感染症対策等に関する協定書（一般社団法人千葉県ペストコントロール協会）

2 避難所における衛生管理

避難所1班～4班は、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- | | |
|----------------|----------------|
| ① トイレの清掃・消毒 | ④ 手洗い、うがい等の励行 |
| ② 避難所居住スペースの清掃 | ⑤ 同行避難したペットの管理 |
| ③ ごみ置場の清掃・消毒 | |

3 保健活動

衛生医療班は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、鎌ケ谷市医師会等関係団体と協力して、被災者の健康が損なわれることのないよう保健活動を行う。

また、住民の健康情報や県からの保健師等の派遣の必要性について、習志野保健所（習志野健康福祉センター）に報告する。

■保健活動

- | |
|---|
| ① 習志野保健所（習志野健康福祉センター）と連携して保健活動チームを編成し、被災者の健康の回復、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。 |
| ② 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設等に関する情報の提供を行う。 |
| ③ 食中毒等の予防のため、被災者等及び避難所等に対し、食品衛生指導の徹底を図る。 |

【資料編】

- ・資料-2-27 災害時における消毒作業に関する協定書（鎌ケ谷市建設業協会）

第2 し尿の処理

1 仮設トイレの設置

清掃班は、避難者数等に応じて備蓄してある仮設トイレを避難所に設置する。市の備蓄で不足する場合は、県等を通じて仮設トイレを確保する。

2 し尿の処理

清掃班は、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合と連携して、災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物業者等に協力を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県循環型社会推進課に連絡し、他市町村あるいは「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

【資料編】

- ・資料-2-5 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（県内各市町村）
- ・資料-2-6 一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定（東葛飾地域各市及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合）

第3 清掃

1 ごみの処理

(1) 収集・処理の実施

清掃班は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して、災害廃棄物処理実行計画に基づき、委託業者に協力を要請する。

また、道路の被災、避難所の開設状況等を勘案し集積所及び仮置場を設置する。

(2) 収集の広報

清掃班は、災害廃棄物処理計画に基づき、災害広報紙等でごみ収集広報やごみ捨てのルールを守るよう協力を呼び掛ける。

(3) 仮置場の確保

清掃班は、道路交通の遮断、渋滞による収集の遅れや処理施設の被災による機能が低下したときは、仮置場を設置する。

(4) 避難所におけるごみ対策

避難所では、一般のごみと同じように分別を行い収集する。

また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等一時に大量発生するものについては、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理する。

2 災害廃棄物の処理

清掃班は、災害により生じたがれき等の災害廃棄物を、一時的に一般廃棄物最終処分場等仮置き場に運搬し、県の処理方針及び災害廃棄物処理計画によって適切な方法で処理する。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

市が甚大な被害を受けた場合で自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、市が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

環境大臣が本市の地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

【資料編】

- ・資料-2-5 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（県内各市町村）
- ・資料-2-6 一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定（東葛飾地域各市及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

第4 障害物の除去

1 住宅関係の障害物の除去

(1) 除去の対象

住宅班は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物

を除去する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりとする。

■障害物除去の対象者

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

(2) 除去の方法

住宅班は、市所有の資機材を用いて除去作業を行う。市のみでは除去できないときは、「災害時における応急措置等に関する協定書」に基づき、鎌ヶ谷市建設業協会に応援を要請する。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

除去した障害物は、遊休地等に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

2 河川関係の障害物の除去

都市建設2班・3班は、河川、水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

3 道路上の障害物の除去

都市建設2班・3班は、市管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。

また、市管理道路以外でも、交通に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

4 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去に伴うアスベストの飛散や危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対して注意喚起や被害防止のための指導を行う。

【資料編】

- ・資料-2-26 災害時における応急措置等に関する協定書（鎌ヶ谷市建設業協会）

第5 動物対策

1 死亡獣畜の処理

清掃班は動物保護班、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携し、死亡した家畜、野鳥等を焼却処分する。処理ができない場合は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）又は西部家畜保健衛生所の指導により適切な措置をとる。

2 逸走動物への対応

動物保護班は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター東葛飾支所、（公社）千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。

特定動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。

県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物本部及び動物救護センターを設置して動物救護活動を実施する。

【資料編】

資料-2-48 災害時における動物救護活動に関する協定書（千葉県獣医師会京葉地域獣医師会）

第13節 行方不明者の搜索・遺体の処理

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日ま で)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 行方不明者の搜索	1 行方不明者情報の収集			
	2 搜索活動			
第2 遺体の処理	1 遺体の処理			
	2 遺体の身元確認			
	3 遺体の安置			
第3 遺体の埋火葬	1 遺体の埋火葬			
	2 遺骨の保管			

◆実施担当

第1 行方不明者の搜索	責 任 者：健康福祉部長、消防長 担 当：健康福祉1班、消防班 関係機関：鎌ケ谷警察署
第2 遺体の処理	責 任 者：健康福祉部長 担 当：健康福祉1班 関係機関：鎌ケ谷市医師会、船橋歯科医師会、鎌ケ谷総合病院、 日赤千葉県支部、鎌ケ谷警察署
第3 遺体の埋火葬	責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：市民生活1班・2班、健康福祉1班

第1 行方不明者の搜索

1 行方不明者情報の収集

行方不明者の搜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。

健康福祉1班は、相談窓口で受け付けた搜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、鎌ケ谷警察署に提出し、連携をとる。

2 搜索活動

消防班は、鎌ケ谷警察署、自衛隊等と協力して搜索チームを編成し、行方不明者リストに基づき搜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

第2 遺体の処理

1 遺体の処理

(1) 遺体の処理

警察による検視（見分）を受けた遺体は、医師の検案を受けた後、身元が明らかになった場合は着衣等とともに遺族に引き渡す。身元が明らかではなく遺族等への引き渡しができない場合は、警察とともにその身元確認に努める。

健康福祉1班は、鎌ケ谷市医師会、船橋歯科医師会、鎌ケ谷総合病院及び日赤千葉県支部に対し、検案医師等の出動を要請する。

災害救助法が適用された場合は、遺体の処理は県が行い、市はこれを補助する。

■遺体の処理

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案（遺体の死因その他の医学的検査をすること）

(2) 検案所の設置

健康福祉1班は、被災地に近い公共施設に遺体検案所を設置する。

■遺体検案所

東 部 地 区	鎌ケ谷コミュニティセンター、東部学習センター
南 部 地 区	南児童センター、南部公民館
西 部 地 区	北中沢コミュニティセンター
北 部 地 区	北部公民館、栗野コミュニティセンター
中央東地区	東初富公民館、南初富コミュニティセンター
中 央 地 区	道野辺中央コミュニティセンター

2 遺体の身元確認

健康福祉1班は、鎌ケ谷警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問合せ等に対応する。

鎌ケ谷警察署長は、市長と緊密に連絡し、市の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

3 遺体の安置

(1) 遺体安置所の設置

健康福祉1班は、被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設し、処理した遺体を遺体安置所に搬送する。身元が判明した遺体は、遺族に引き渡す。

(2) 納棺用品等の調達

健康福祉1班は、葬儀業者にドライアイス、納棺用品等の供給及び遺体の納棺等を要請する。

■遺体安置所

東 部 地 区	鎌ヶ谷コミュニティセンター、東部学習センター
南 部 地 区	南児童センター、南部公民館
西 部 地 区	北中沢コミュニティセンター
北 部 地 区	北部公民館、栗野コミュニティセンター
中央東地区	東初富公民館、南初富コミュニティセンター
中 央 地 区	道野辺中央コミュニティセンター

第3 遺体の埋火葬

1 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民生活1班・2班は、災害相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

遺体は馬込斎場等にて火葬する。健康福祉1班は、遺体が多数のため、馬込斎場等で処理できないときは、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市、県、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

2 遺骨の保管

健康福祉1班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、市が委託する葬祭業者において一定期間遺骨を保管する。

第14節 公共施設等の応急復旧対策

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 ライフライン施設等	1 上水施設			
	2 下水道施設			
	3 電気施設			
	4 ガス施設			
	5 通信施設			
	6 郵便局			
	7 放送施設			
第2 交通施設等	1 道路、橋梁			
	2 河川施設			
	3 公共施設			
	4 鉄道施設			

◆実施担当

第1 ライフライン施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、 <u>NTT</u> 東日本株式会社、 <u>日本郵便株式会 社</u>
第2 交通施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、 <u>京成電鉄株式会社</u> 、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター

第1 ライフライン施設等

1 上水施設

県企業局は、応急復旧計画に基づき、被害状況を把握し、早期復旧を図る。

なお、県企業局のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

(1) 被害発生の把握及び緊急措置

地震の規模により、応急体制を確立する。

また、浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

(2) 応急復旧

復旧期間の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

- ① 被害状況に基づき、速やかに企業局の復旧体制を確立するとともに、住民への広報、保安対策に万全を期する。
- ② 復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。
- ③ 液状化等により漏水箇所の特定制が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用し、漏水箇所を把握する。
- ④ 応急復旧は、県企業局職員と千葉県水道管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。組合の施工業者に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。
- ⑤ 施工に当たっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。
- ⑥ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。
- ⑦ 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

(3) 応急復旧資機材の確保

県企業局の備蓄資機材で対処することとするが、不足する場合は、災害時等の応援協定を締結している製造会社及び水道用資機材供給会社等から調達する。

(4) 市の対応

秘書広報班は総務企画3班と協力して、水道の断水状況、復旧予定等の情報を県企業局船橋水道事務所から得て、被災者に広報する。また、応急給水について調整を図る。

2 下水道施設

(1) 応急活動体制の確立

下水道班は、地震により被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

(2) 応急活動

浸水等により被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等の応急活動を行う。

(3) 下水道の復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を行う。

■ 下水道施設の復旧作業

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 資機材の確保 ② 復旧に必要な人員の確保 ③ 被害状況、復旧の見込み等の広報 ④ 他下水道事業体への応援要請 |
|---|

3 電気施設

(1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本部を本社に設置、また支部を各支社に設置し、電力設備の応急対策が実施できる体制をとる。

(2) 震災時の応急措置

① 資機材の調達

予備品、貯蔵品を常に把握し、必要な資機材の確保に努める。

② 人員の動員、連絡の徹底

③ 震災時における危険予防措置

災害発生時、原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により送電が危険であり、事故を誘発するおそれがあると判断した場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

① 被害状況の早期把握

迅速な応急措置を行うため、被害状況の早期把握に努める。

(4) 災害時の広報

感電事故、漏電による出火防止に向け、住民に対して次の諸点を十分PRするため、広報車等により広報を行うほか、「鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書」に基づき、市へ停電広報を依頼する。

■住民等への広報

- ① 切れた電線や、垂れ下がった電線には絶対に触らないこと。
- ② 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
- ③ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ④ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。
- ⑤ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。
使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。
- ⑥浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと。
使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。

災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

住民からの絶縁検査等を迅速適切に処理するため、効率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

4 ガス施設

京葉瓦斯株式会社は、地震によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、安全確認の上、ライフライン施設としての機能を維持するよう努める。

(1) 動員・配備体制

非常災害発生時におけるガス施設の応急対策は、住民一般に及ぼす影響が大きく、迅速かつ適切に実施する必要がある。京葉瓦斯株式会社では、社内規定に基づき日常保安の確保を基本に、非常災害対策を次のとおり行う。

- ① 日常は、ガスの製造・供給に関しては、24時間監視、出動体制をとっている。非常災害発生時には、本体制で遠方監視制御システムや緊急連絡網による初動措置及び緊急動員が可能である。
- ② 非常災害発生時には、その種類、規模に応じて第1次より第3次までの非常災害組織を編成し、二次災害の防止や消費者の安全確保に努める。

(2) 情報収集、連絡体制

非常災害時には、本社、各事業所及び供給所等が被害情報収集の拠点となる。これらの拠点は、有線、衛星携帯電話、災害時優先電話、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも充分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害情報や復旧状況についても把握に努める。

(3) 非常災害体制の確立

地震等の非常災害が発生した場合、災害の種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常体制組織を組織するとともに、本社に災害対策本部を設置し、応急措置をとる。

(4) 応急対策

① 初動措置

- ア 地震計、官公庁、報道機関等から、被害情報等の情報収集を行う。
- イ 事業所設備等の点検を行う。
- ウ 製造所、整圧所における送出入量の監視又は停止を行う。
- エ 被害の大きい地域については、二次災害防止のためブロック単位での供給停止の実施を行う。
- オ その他、状況に応じた措置を行う。

② 応急措置

- ア 本社に設置された非常災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。供給停止地域については、安全を確認次第、速やかなガス供給再開に努める。
- ウ その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

③ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ア 社内備蓄資機材の使用
- イ 取引先、メーカー等からの調達
- ウ 他ガス事業者からの融通

(5) 災害時の広報

災害時には、被害の程度に応じてブロックごと^①に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、

住民の不安除去のため、防災行政無線、広報車による巡回や[市](#)ホームページへの掲示のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の見通しについて広報する。

■住民等への広報

<地震発生時>

- ① 身の安全を確保すること。
- ② ガス栓を全部閉めること。
- ③ ガス[メーター](#)のそばにある[メーター](#)コックを閉めること。
- ④ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、ガス栓・[メーター](#)コックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。
- ⑤ スイッチのON・OFF作業は、火花によって爆発の原因となるので避けること。

<家全体のガスが出ない場合>

- ① ガス臭い場合
すぐに[京葉瓦斯株式会社](#)へ連絡をする。
- ② ガス臭くない場合
復帰操作を行う。
ア 器具栓を閉めるか、運転スイッチを切り、全てのガス機器を止める。
イ ランプの左側にある黒いキャップを左に回して外す。
ウ キャップを外した後のボタンを奥までしっかり押して手を離す。
その際、ランプは一旦点灯後、点滅を始める。
エ [メータ](#)にてガス漏れ検査を行っているため、点滅が消えるまでの3分間はガスを使用しない。
オ 点滅が消えた後、ガスが使用できることを確認する。
カ ガスが使用できない場合は[京葉瓦斯株式会社](#)へ連絡をする。

<供給を停止した場合>

- ① ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、[メーター](#)コックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- ② ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。
- ③ 被害状況、復旧状況については、ホームページ、広報車による広報等で確認する。

(6) ガス施設の復旧対策

ガス施設の被害状況を調査し、復旧対応の内容を決定し、これに基づいて復旧作業を実施する。

5 通信施設

(1) [NTT](#)東日本株式会社

[NTT](#)東日本株式会社は、地震災害が発生した場合は、その状況により、各支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、通信施設の応急対策が実施できる体制をとる。

① 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

地震災害が発生した場合は、その状況により、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

地震の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

② 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び出動準備

大地震の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

イ 応急措置

通信設備に被害が生じた場合又は異常輻そう等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。

ウ 地震災害時の広報

通信が途絶、又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

■ **NTT**東日本株式会社の広報

- | |
|--|
| ① 通信途絶、利用制限の理由と内容
② 災害復旧措置と復旧見込時期
③ 通信利用者に協力を要請する事項
④ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始 |
|--|

③ 通信施設の復旧対策

地震により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備を応急的に復旧する工事

イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、設備工事

(2) 株式会社**NTT**ドコモ

① 災害対策本部の設置

地震災害が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

② 発災時の応急措置

地震災害により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

■ 株式会社**NTT**ドコモの応急措置

- | |
|---|
| ① 通信の利用制限
② 非常通話、緊急通話の優先、確保
③ 可搬型無線基地局装置の設置
④ 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
⑤ 回線の応急復旧 |
|---|

③ 災害時の広報

地震災害のため通信が途絶又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

■株式会社NTTドコモの広報

- ① 通信途絶、利用制限の理由と内容
- ② 災害復旧措置と復旧見込時期
- ③ 通信利用者に協力を要請する事項

(3) KDDI株式会社

KDDI株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

6 日本郵便株式会社

郵便局における応急復旧対策及び被災者への援護対策は、「鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」及び「災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書」に基づいて行われる。

(1) 集配機能の維持

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の状況に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時集配便の開設等の応急措置をとる。

(2) 窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置をとる。

(3) 援護対策

被災者（被災地）に対して、郵便物の料金免除や郵便葉書等の無償交付の援護に努める。

7 放送施設

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市町村の要請による防災情報の伝達にあたる。

【資料編】

- ・資料-2-75 鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社）
- ・資料-2-77 災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書（日本郵便株式会社）
- ・資料-2-24 鎌ケ谷市防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力パワーグリッド株式会社）
- ・資料-2-25 鎌ケ谷市防災行政無線の活用に関する協定書（京葉瓦斯株式会社船橋支社）

- ・資料-4-5 N T Tの災害用伝言ダイヤルサービス
- ・資料-4-6 災害用伝言板（サービス）

第2 交通施設等

1 道路

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

都市建設2班～4班は、市所管道路について、警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路については、応急措置を行う。

(1) 被災状況の把握

都市建設2班～4班は、災害が発生したときは、所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路及び占用物の被災状況を把握する。

(2) 道路上の障害物の除去

都市建設2班～4班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、建設業者に出勤を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。

なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(3) 緊急車両の通行ルートの確保

都市建設2班～4班は、道路上に放置車両や立ち往生した車両が発生した場合に災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急車両の通行を確保するために緊急の必要があると認められるときは、災害対策基本法に基づき、次の事項を実施する。

① 放置車両対策

あらかじめ区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転手等に対して移動を命令。
- ・運転者不在時等は、道路管理者が自ら車両を移動。（やむを得ない限度で破損することができる。）

② 土地の一時使用

①の措置のためやむを得ない場合、道路管理者は沿道等の他人の土地の一時使用、及び、竹木その他の障害物の処分ができる。

③ 国・県との連携・調整

災害対策基本法に基づき、国・県からの指示を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ道路管理者等に対し道路啓開を要請する。

(4) 道路の復旧対策

都市建設2班～4班は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

2 河川施設

(1) 被災状況の把握

都市建設2班・3班は、所管の河川施設を点検する。

(2) 応急対策

都市建設2班・3班は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

3 公共施設

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

4 鉄道施設

地震災害が発生した場合、東武鉄道株式会社、[京成電鉄株式会社](#)及び北総鉄道株式会社は、旅客の安全確保と迅速な運行再開を目指して、応急復旧対策を行う。

(1) 活動体制

地震災害が発生した場合、全機能を[挙げて](#)、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 鉄道施設の初動措置

強い地震を感知した場合の運転の[取扱い](#)を次のように行う。

■鉄道施設の初動措置

運 転 規 制	① 震度5弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保守関係の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。 ② 震度4の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速25km以下の速度で注意運転することとし、乗務員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。
乗 務 員 の 対 応	① 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 ② 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り通し、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる箇所に列車を移動させる。 ③ 列車を停車させた場合は、最寄りの駅に連絡を取り、運転に関する指示は運輸司令又は運転指令の指示を受ける。
そ の 他 の 措 置	① 旅客誘導のための案内放送 ② 係員の配置手配 ③ 救出、救護手配 ④ 出火防止 ⑤ 防災機器の操作 ⑥ 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導

■乗客の避難誘導

駅における 避難誘導	大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全確認を行う。また、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を可能な範囲内で施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内するよう努める。
列車乗務員が 行う避難誘導	① 列車が駅に停止している場合は、運輸司令又は運転指令の指示による。 ② 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、長時間復旧の見込みが立たない場合や火災その他により、やむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 イ 特に支援が必要となる者に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、社員一丸となり救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

【資料編】

- ・資料-2-34 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

第15節 文教・保育対策

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 応急保育	1 園児の安全確保			
	2 園児の安否確認			
	3 放課後児童クラブでの 対応			
	4 応急保育等の実施			
第2 応急教育	1 児童・生徒の安全確保			
	2 児童・生徒の安否確認			
	3 避難所開設への協力			
	4 応急教育活動			
第3 社会教育施設等の 対策	1 社会教育施設の応急 措置			
	2 文化財に対する措置			

◆実施担当

第1 応急保育	責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援1班・2班
第2 応急教育	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所1班・2班
第3 社会教育施設等の 対策	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所3班・4班

第1 応急保育

1 園児の安全確保

各保育園では、地震等が発生した場合、園児、職員の安全を確保する。園児は地震発生後、保護者に引き渡すが、迎えのない園児は一時的に保護する。

2 園児の安否確認

保育時間以外に地震等が発生した場合は、避難所支援2班は、N T T災害伝言ダイヤル（「1 7 1」）等により、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

3 放課後児童クラブでの対応

各放課後児童クラブでは、地震が発生した場合、児童の安全を確保し、施設に危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。

児童は、地震発生後、保護者に引き渡すが、迎えのない児童は一時的に保護するとともに、保護

者との連絡に努める。

4 応急保育等の実施

避難所支援2班は、施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、応急保育等を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育することができるよう体制の構築を図る。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努める。

第2 応急教育

1 児童・生徒の安全確保

(1) 安全の確保

各学校等では、各学校の危機管理マニュアルに基づき、地震が発生した場合、児童・生徒の安全を確保する。学校等施設に被害を受けた場合やガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。

(2) 保護者への引渡し

児童・生徒は、各学校の危機管理マニュアルに基づき、保護者への引渡しや学校待機等を行う。

■学校の対応

震度	小学校の対応	中学校の対応
震度4	<就業時間内：平常通り> ア 就業時間内は平常通りの活動とするが、放課後の活動は原則中止とする。	
	<就業時間外（休日含む）：自宅待機> ア 児童生徒等が活動している場合は、原則活動を中止し、安全に児童生徒を下校させる。	
震度5弱・5強	<就業時間内：保護者引き渡し> ア 教員が、学区の被災状況を確認し、学区、地域が安全であることを確認する。 イ 安全確認後、児童は保護者へ引き渡す。困難な場合は教員が自宅へ引率して保護者へ引き渡す。 ウ 保護者が不在の場合は、学校に待機する。（保護者と連絡をとる） エ 被害状況を見て、通常どおり活動する場合もある。 オ 学童児童は、学童指導員と連携・協力し対応する。	<就業時間内：集団下校> ア 教員が、学区の被災状況を確認し、学区、地域が安全であることを確認する。 イ 安全確認後、生徒は集団下校をする。（教員が主な通学路で安全指導を行う。） ウ 保護者が不在などで不安な生徒は、学校に待機する。 エ 被害状況を見て、通常どおり活動する場合もある。
	<就業時間外（休日含む）：自宅待機> ア 児童は指示があるまで自宅待機とする。	<就業時間外（休日含む）：自宅待機> ア 生徒は指示があるまで自宅待機とする。
震度6弱・6強	<就業時間内：学校待機> ア 教員が、学区の被災状況を確認する。 イ 児童は学校待機とする。（学校が避難場所となる可能性が高い。） ウ 被害状況を見て、震度5弱・5強と同様の対応をとる場合もある。	<就業時間内：学校待機> ア 教員が、学区の被災状況を確認する。 イ 生徒は学校待機とする。（学校が避難場所となる可能性が高い。） ウ 被害状況を見て、小学校の震度5弱・5強と同様の対応をとる場合もある。
	<就業時間外（休日含む）：自宅待機> ア 児童は指示があるまで自宅待機とする。	<就業時間外（休日含む）：自宅待機> ア 生徒は指示があるまで自宅待機とする。

(3) 帰宅困難児童・生徒への対応

各学校等では、帰宅困難児童・生徒に対して、次の対応を行う。

■児童・生徒への対応

- ① 健康・精神面のケア
- ② 食料、飲料水、毛布等対応
- ③ 季節により、暖房器具対応
- ④ トイレ対応

2 児童・生徒の安否確認

地震が夜間・休日等に発生した場合、避難所1班・2班は、学校長を通じて、N T T災害伝言ダイヤル（「171」）等の活用により、児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

3 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、強い地震があった場合は、避難所を開設し、

避難者を体育館等へ案内する。

また、施設の職員等は、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班と連携して避難所の運営に協力する。

4 応急教育活動

(1) 場所の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、避難所1班・2班と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。

■応急教育の場所

被害の程度	応急教育のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	① 被害を免れた学校内施設
校舎の全体が被害を受けた場合	① 公民館等の公共施設 ② 隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	① 最も近い被災のない地域の学校、公共施設 ② 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

避難所1班・2班及び学校長は、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の活動要領

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防止する。

■応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を指導する。
生活指導	① 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(4) 衛生

学校内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。各学校では、児童・生徒の健康診断、衛生指導等を行う。

(5) 学校給食

災害復旧又は社会の混乱が沈静化するに従い、学校給食を再開するものとする。物資等が不足する場合には、市教育委員会より、千葉県学校給食会に対し需要の申請を行う。

(6) 避難所との区分

避難所1班・2班、学校長及び教職員は、校舎が避難所として使用されることになったときには、避難所のスペースの他に応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

(7) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

避難所1班・2班は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。教科書、文房具、学用品は、市内の業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

第3 社会教育施設等の対策

1 社会教育施設の応急措置

避難所3班・4班は、地震によって所管する施設等に被害が発生した場合は、避難誘導措置を取り、利用者の安全の確保に努める。

また、被災した社会教育施設を避難所、物資拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、応急的な修理を行い、安全を確認の上使用する。

2 文化財に対する措置

指定・登録文化財に被害が発生したときには、その所有者、管理者は直ちに119番通報し、災害の拡大防止に努める。

避難所4班は、指定・登録文化財に被害が発生したときには、県教育委員会へ報告し、必要な応急措置を講ずる。

災害により、民間等所有の歴史・民俗資料等が被災した場合は、廃棄や散逸を防ぐため、迅速・的確な情報収集を図り、関係機関と連携した上で救出する。

第16節 要配慮者対策

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以 降)
第1 要配慮者への対応	1 在宅要配慮者の安全 確認			
	2 避難所等での支援			
	3 要配慮者への在宅での支 援			
	4 仮設住宅での支援			
第2 社会福祉施設入所者 への対策	1 地震発生時の安全確保			
	2 施設における生活の確保			
第3 外国人への対応	1 外国人への広報			
	2 外国人への援助			

◆実施担当

第1 要配慮者への対応	責 任 者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担 当：健康福祉1班・2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、 衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、 避難所1班～4班 関係機関：社会福祉協議会
第2 社会福祉施設入所者 への対策	責 任 者：健康福祉部長 担 当：健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医 療班 関係機関：社会福祉協議会、社会福祉施設
第3 外国人への対応	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班・2班、秘書広報班 関係機関：多文化共生連絡協議会

第1 要配慮者への対応

1 在宅要配慮者の安全確認

(1) 安否確認

健康福祉1班、健康福祉2班、高齢者福祉班は、自治会、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、被災地区の在宅要配慮者の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の可否等を検討する。

(2) 避難誘導

在宅要配慮者の避難は、家族、近隣住民及び地区の自治会、自主防災組織等が誘導する。

健康福祉2班、高齢者福祉班は、要配慮者等が避難困難な状況にある場合、市有車両等で輸送す

る。

(3) 被災した要配慮者への支援

市は県及び関係機関等と協力し、被災した要配慮者について速やかに適切な支援を実施する。

ア 市内での対応が困難な場合、国、県又は近隣市の施設等へ緊急入所等の要請

イ 身内による引取り等の対応

ウ 介護ボランティアを活用したケア体制の確保と実施

2 避難所等での支援

(1) 避難所における援護対策

健康福祉2班、避難所支援1班・2班は、避難所において、避難所1班～4班と連携し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次に挙げる対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	① 必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ② その他介護に必要な状況
必要な設備の確保・設置	① 踏み板等、段差の解消 ② 簡易ベッド ③ パーティション（間仕切り） ④ 椅子の設置
要配慮者専用スペースの確保	① 可能な限り少人数部屋 ② 専用トイレ

(2) 広報活動への配慮

秘書広報班は、総務企画1班・2班に対し手話ボランティアや移動等介助ボランティア等の派遣を要請し、避難所にて視聴覚障がい者に対し手話等で広報活動を行う。

また、避難所運営組織やボランティア等を介して、直接、要配慮者に情報を伝達するなど配慮する。

(3) 巡回ケアサービス等の実施

健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班は、避難所の要配慮者に対して、医師や保健師等による巡回ケアサービスを行うとともに、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等を行う。

(4) 相談窓口の設置

健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班は、要配慮者のための相談窓口を設置し、保健、福祉等総合的な相談に応じる。

(5) 社会福祉施設等への入所

健康福祉2班、高齢者福祉班は、社会福祉施設等を福祉避難所に指定し、避難所で介護等が困難な要配慮者を可能な限り入所させる。

(6) 要配慮者の特性を踏まえた支援の実施

要配慮者は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点が異なる。集団で生活を営

むことが困難な要配慮者に対しては空き教室を利用する等の対応をとり、新生児・乳児・妊産婦へは保健師の巡回によるきめ細やかな支援を行う等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行う。

また、必要に応じて、千葉県災害リハビリテーション支援関連団体協議会へ「日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）」の派遣を要請し、被災者・要配慮者等の生活不活発病や災害関連死を防ぐため避難所や施設でのリハビリテーション支援活動を展開する。

3 在宅での支援

健康福祉2班、高齢者福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、要配慮者に対し、ケースワーカー、ケアマネージャー、ホームヘルパー等による居宅生活支援による巡回相談等に努める。

4 仮設住宅での支援

健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班は、仮設住宅においても、巡回ケアサービス、広報活動等を行い、要配慮者の生活を支援する。

また、仮設住宅にサポートセンターを併設し、交流スペースの確保や孤独死を防ぐための見守り体制を構築し、支援に努める。

■仮設住宅へのサポート拠点の併設（例）

- ① デイサービス、情報支援等
- ② 居宅サービス（介護支援、訪問支援、訪問介護等）
- ③ 配食サービス等の生活支援
- ④ 地域交流スペースの確保
- ⑤ 心の相談窓口の設置

第2 社会福祉施設入所者等への対策

1 地震発生時の安全確保

社会福祉施設の管理者及び健康福祉2班、高齢者福祉班は、入所者等の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、社会福祉施設の職員は消防署に通報するとともに初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

2 施設における生活の確保

健康福祉2班、高齢者福祉班は、地震によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、必要とする品目、数量等の情報を収集し、関係する班に供給を要請する。

第3 外国人への対応

1 外国人への広報

秘書広報班は、外国語や簡単な表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れて広報紙を作成し、地震情報、安否情報、被災情報等を提供するとともに、ボランティア等の協力により災害時の広報を行う。

2 外国人への援助

総務企画1班・2班は、外国語の通訳・翻訳ができるボランティアを確保し、外国人に対する援助策や情報提供を実施する。

また、「避難所運営マニュアル」に基づき、外国人に配慮した避難所運営に努める。

第17節 災害ボランティアへの協力

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 ボランティア の <u>受入れ</u>	1 活動拠点の設置			
	2 災害時における参加の <u>呼び掛け</u>			
	3 ボランティアへの協力要請			
第2 ボランティア への活動支援	1 ボランティア活動			
	2 ボランティアへの対応			

◆実施担当

第1 ボランティア の <u>受入れ</u>	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班・2班 関係機関：社会福祉協議会
第2 ボランティア への活動支援	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班・2班 関係機関：社会福祉協議会

第1 ボランティアの受け入れ

1 活動拠点の設置

総務企画1班・2班は、社会福祉協議会と協力して、総合福祉保健センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け付け、登録を行う。

また、市又は県で登録をせずに、直接、避難所で申出のあるボランティアは、災害ボランティアセンターに誘導する。

なお、専門ボランティアについては、各活動担当が中心となって対応する。

■災害ボランティアセンター

設置場所	総合福祉保健センター
準備事項	① 活動場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室） ② 資機材（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）

2 災害時における参加の呼び掛け

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ボランティア団体、NPO法人や日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼び掛ける。

このとき、市及び関係機関は、ボランティアに依頼する業務内容を被災者からの情報により把握

し、そのニーズに適合した支援を提供できるボランティアの参加を呼び掛ける。

3 ボランティアへの協力要請

総務企画1班・2班は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を各班の要請に基づき調査する。

市で登録したボランティアだけで不足する場合は、県災害ボランティアセンターで登録したボランティアの派遣を要請する。

第2 ボランティアへの活動支援

1 ボランティア活動

災害時のボランティア活動は表のとおり多岐にわたる。また、特定の資格・技能を持った専門職ボランティアと、特定の資格・技能、経験もない一般ボランティアのほかに、災害救援に特化した専門性の高い支援者・団体もある。**例えば**、避難所運営でも、運営の補助に当たるボランティアだけでなく、健康被害等を出さないよう環境・運営面で全般的なアドバイスができる専門性を有するボランティアが存在する。また、個人で活動するボランティアと、団体として活動するボランティアがある。

災害ボランティアの専門性や活動の形態に応じて効果的に活動ができるよう、協働して調整を行う。

■災害時のボランティア活動の例

分野	活動の例
避難所	環境整備、物資、性別による配慮、炊き出し、サロン・傾聴、ペット、アセスメント・運営支援 など
在宅避難者	物資、食事、実態把握調査 など
要配慮者	福祉施設への支援、相談支援、子どもの居場所・学習支援、学用品等の提供、通訳・翻訳 など
被災家屋	重機での土砂撤去等、床・壁・屋根の応急措置、廃棄物の分別・回収、住宅再建の相談・講習会 など
仮設住宅	引っ越し、物資・家電、コミュニティ形成のサポート、見守り など
生業支援	農地からの土砂・廃棄物撤去、商店街の片付け・清掃、資機材の支援 など
その他	物資の提供・運搬・仕分け、法律相談 など

※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、**管理栄養士**、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。

2 ボランティアへの対応

(1) ボランティア保険への加入

ボランティアの活動は災害時用ボランティア保険への加入を活動の条件とし、総務企画1班・2班は、社会福祉協議会と協力して、登録したボランティアのボランティア保険加入手続きを行う。

なお、県外及び市外からのボランティアを受け入れる場合は、出発地の社会福祉協議会においてボランティア保険に加入することを原則とする。

(2) ボランティアとの連携体制づくり

総務企画1班・2班は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等に対し、ボランティアを必要としている活動へ振り分けるよう要請する。社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターとともにボランティアを各活動に配置する。

各班は、各活動場所においてボランティアの対応を行う。

第18節 帰宅困難者等対策

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 徒歩帰宅者の 発生抑制対策	1 一斉帰宅抑制の呼び掛け			
	2 企業、学校など関係機関における施設内待機			
	3 大規模集客施設や駅等における利用者保護			
第2 帰宅困難者等 に対する支援	1 帰宅困難者等の把握と 情報提供			
	2 一時滞在施設への誘導			
	3 徒歩帰宅支援			
	4 帰宅困難者（特別搬送者） の搬送			
	5 要配慮者等の視点からの 対策			

◆実施担当

第1 徒歩帰宅者の 発生抑制対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局、避難所1班・2班、経済2班 関係機関：防災関係機関
第2 帰宅困難者等 に対する支援	責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：事務局、秘書広報班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、 健康福祉1班・2班、高齢者福祉班 関係機関：防災関係機関

第1 徒歩帰宅者の発生抑制対策

1 一斉帰宅抑制の呼び掛け

事務局は、地震発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼び掛けを行う。

また、呼び掛けの効果を高めるため、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かがや安心eメール、SNS等を活用した一斉帰宅抑制の呼び掛けについても検討・実施する。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全確認を行うとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を可能な範囲内で施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内するよう努める。

第2 帰宅困難者等に対する支援

1 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や都内から幹線道路などを通して徒歩により市内に移動してくる徒歩帰宅者について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送などを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

また、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かまがや安心eメール、SNS等を活用した情報提供についても検討・実施する。

2 一時滞在施設への誘導

(1) 一時滞在施設への誘導

事務局は、駅周辺の避難所について、被災状況や安全性を確認した後、帰宅困難者等の一時滞在施設として開設し、警察等関係機関の協力を得て誘導する。また、帰宅困難者等が多数で避難所に収容できない場合は、民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

一時滞在施設の開設状況について県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者等、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設の運営

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。

帰宅困難者等の一時滞在施設は、市の指定避難所が含まれるため、スペースの割当てや物資提供についてあらかじめ「避難所運営マニュアル」に位置づけ、女性や子どもの安全確保や避難した市民とのトラブルが発生しないよう配慮する。

また、帰宅困難者等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

3 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

事務局は、地震発生後、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、秘書広報班は、徒歩帰宅者に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などを市ホームページ等で提供する。

また、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かまがや安心eメール、SNS等を活用した情報提供についても検討・実施する。

4 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

健康福祉1班・2班、高齢者福祉班は、障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な帰宅困難者（特別搬送者）については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、県や関係機関と連携して搬送手段の確保に努める。

5 要配慮者等の視点からの対策

帰宅困難者対策においても、特に要配慮者や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

特に駅や大規模集客施設での利用者保護、一時滞在施設の運営、駅前滞留者対策における情報提供や誘導、代替輸送における優先順位などにおいて配慮する。

また、女性や子どもを狙った犯罪を防ぐための防犯啓発・パトロールを実施する。

第19節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本市における具体的適用は次のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
① 市内の住家が滅失した世帯の数	市100世帯以上	第1項第1号
② 県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県2,500世帯以上、かつ市50世帯以上	第1項第2号
③ 県内の住家が滅失した世帯の数又は 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	県12,000世帯以上又は被害状況が特に援助を必要とする状態にあると認められた場合※	第1項第3号 (注2)
④ 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号 (注3)

(注) ※印の場合は、県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

(注2) 上記③に係る事例

ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

(注3) 上記④に係る事例

住家被害の程度にかかわらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

ア 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合

イ 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

ウ 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合

エ 山崩れ、がけ崩れ等により、多数の住家に被害の発生や多数の者が死傷した場合

2 被害状況の判断基準

本市における被害程度の判断は、被害状況判定基準によって行うものとする。

第2 滅失世帯の算定基準

1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	3世帯

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う場合、おおよその基準は次のとおりである。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼 （全流失）	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のも。
住家の半壊 （半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。具体的には、住家の損壊又は焼失した部分がその床面積が住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のも。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの。具体的には、住家の損壊又は焼失した部分がその床面積が住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価40%以上50%未満のも。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

【資料編】

- ・資料-9-1 被害の認定基準（災害総括報告）

第3 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事（県本部事務局）に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

■災害救助法の申請事項

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする機関
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第4 救助の実施者及び救助の内容等

1 救助の実施者

災害救助法が適用された場合に次に掲げる救助の種類及び救助の業務は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

■救助の種類

救助の種類	
① 避難所の設置及び収容	⑧ 被災者の救出
② 応急仮設住宅の設置	⑨ 住宅の応急修理
③ 炊き出しその他による給食の給与	⑩ 学用品の給与
④ 飲料水の供給	⑪ 埋葬
⑤ 被服、寝具等の給（貸）与	⑫ 遺体の搜索
⑥ 医療	⑬ 遺体の処理
⑦ 助産	⑭ 障害物の除去

2 救助の内容等

救助の内容等については、資料編に示す災害救助法による救助の種類、方法、期間等によるものとする。

【資料編】

- ・資料-9-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 被災者への支援	1 災害弔慰金等の支給	責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部 <u>予防課</u> 、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工 <u>観光課</u> 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会
	2 災害援護資金等の貸付け	
	3 住宅復興資金の融資	
	4 <u>罹災証明書等</u> の発行	
	5 災害公営住宅の建設等	
	6 租税の減免等	
	7 職業の斡旋	
第2 地域経済の復旧 支援	1 農林業者への支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工 <u>観光課</u>
	2 中小企業者への融資	
第3 義援金及び義援品 の受付け・配分	1 義援金の受付け・配分	責 任 者：健康福祉部長、議会事務局長、 総務企画部長 担 当：社会福祉課、議会事務局、 選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局、 農業委員会事務局、 企画財政課、契約管財課 関係機関：日赤千葉県支部
	2 義援品の受付け・配分	

第1 被災者への支援

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

社会福祉課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

社会福祉課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「千葉県市町村弔慰金の支給等に関する条例」に従って、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 住宅復旧融資金利子補給

建築住宅課は、「鎌ヶ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例」に従って災害により被害を受けた住宅の所有者が融資を受けた住宅復旧資金への利子補給を行う。

(4) 被災者生活再建支援金

社会福祉課は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。

(5) 千葉県被災者生活再建支援金

社会福祉課は、同一の災害による住宅の全壊被害が10世帯に満たないなど、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない場合で、一定の要件に該当する被害が発生した際は、被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。

支援金の内容は、(4) 被災者生活再建支援金に準ずる。

■被災者生活再建支援金の内容

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、その自立した生活の開始を支援する。

(2) 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(3) 対象世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が「半壊」、又は「住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体」した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全 壊 ((3)①に該当)	解 体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	中規模半壊 ((3)⑤に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	住宅の被害程度	建設・購入	補 修	賃 借 (公営住宅以外)
支給額	全壊、解体、 長期避難、大規模半壊 ((3)①～④に該当)	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊 ((3)⑤に該当)	100万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 支援金支給の申請手続き

社会福祉課は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。

2 災害援護資金等の貸付け

(1) 災害援護資金

社会福祉課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

■災害援護資金の内容

[illegible]

(2) 生活福祉資金

社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸し付ける。

なお「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

■生活福祉資金の内容

貸付対象		ア 低所得者世帯 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度） イ 原則として、千葉県内に居住する 65 歳未満の方で、保証能力（返済能力）を有している方
貸付金額		一世帯 150 万円以内
貸付条件	措置期間	6 月以内
	償還期間	据置期間経過後 7 年以内
	利子	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5%
	保証人	ア 原則、連帯保証人が必要 ※連帯保証人を立てない場合も貸付可能 イ 原則として、借受人と同じ市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 ウ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦

3 住宅復興資金の融資

住宅金融支援機構は、「住宅金融支援機構法」に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

4 罹災証明書等の発行

課税課、収税課、商工観光課、消防本部は、家屋の被害調査の結果から「被災台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」等の発行申請に対し、被災台帳で確認のうえ、発行する。

なお、被災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

■罹災証明等の担当及び証明の範囲

担 当	証明の範囲
課税課、収税課	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u> 、床上浸水、床浸水、 <u>浸水</u>
商工観光課	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u> 、床上浸水、床浸水、 <u>浸水</u>
消防本部予防課	火災による焼損等

5 災害公営住宅の建設等

大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

市は、災害公営住宅の低所得被災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。建築住宅課は、県の指導のもと、災害公営住宅の建設等を行う。

6 市税の減免等

課税課、収税課は、災害によって被害を受けた納税義務者等に対して市税の期限の延長、徴収猶予及び減免を行う。

■市税の期限の延長、徴収猶予及び減免

期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。
徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)
減免	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

被災した納税義務者等に対し、該当する税目等について、次により減免を行う。

■税の減免の内容

税目	減免の内容
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

7 職業の斡旋

千葉公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

商工観光課は、市民にこれらの情報を提供する。

■職業安定所の職業の斡旋等

- ① 雇用調整助成金等の活用による事業主への支援
- ② 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ③ 千葉公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- ④ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

【資料編】

- ・資料-1-4 鎌ヶ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例
- ・資料-1-5 鎌ヶ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例施行規則
- ・資料-9-1 被害の認定基準（災害総括報告）
- ・資料-10-8 [鎌ヶ谷市罹災証明書等交付要綱](#)・関係様式

第2 地域経済の復旧支援

1 農林業者への支援

農業振興課は、災害により被害を受けた農林業者に対し、県、ＪＡとうかつ中央等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

■貸付金の種類

- ① 天災融資法
天災融資制度
- 千葉県
天災融資資金
- (株)日本政策金融公庫
農林漁業セーフティネット資金
- 農林漁業施設資金

2 中小企業者への融資

商工[観光](#)課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、市制度融資の活用を促進するとともに、復旧に必要な資金及び事業用融資の周知・啓発を図る。

■中小企業への融資制度

- ① 一般金融機関、政府系金融機関の融資
- ② 災害復旧高度化資金等の[貸付け](#)
- ③ 信用保証協会による融資の保証
- ④ 災害対策緊急融資資金
- ⑤ 市中小企業資金融資制度

第3 義援金及び義援品の受付・配分

1 義援金の[受付](#)・配分

社会福祉課は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の[手続](#)を行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座を[作り](#)保管する。

保管した義援金及び県又は日赤、共同募金会から送付された義援金は、義援金配分委員会を組織

し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。その際配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

2 義援品の受付・配分

議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局は、県から配分された義援品又は市が直接受け付けた義援品について、一般救援物資と同様に受け入れ、総合福祉保健センター（物資管理センター）に保管し、企画財政課及び契約管財課を通して配分する。

なお、個人等からの小口の義援品については、原則受け入れないこととし、その方針について市ホームページ等で周知する。

第2節 災害復旧事業の推進

第1 災害復旧事業の推進

県及び市は、災害復旧事業の推進に当たっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、法律に基づいて、次に挙げる復旧事業を迅速に実施する。

■公共施設の災害復旧事業の種類

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 下水道災害復旧事業計画
 - ケ 公園施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上、下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他の災害復旧事業計画

第2 激甚法による災害復旧事業

県及び市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号以下「激甚法」という。）の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

1 激甚災害に関する調査

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続き等

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

「激甚法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ⑧ 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑨ 障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 堆積土砂排除事業 ⑭ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ⑦ 共同利用小型船の建造費の補助 ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ⑤ 水防資機材の補助の特例 ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

【資料編】

- ・資料-9-3 激甚災害指定基準
- ・資料-9-4 局地激甚災害指定基準

第3節 災害復興

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携することなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、障がい者等要配慮者の参画を促進する。

また、復興に当っては、単なる原状回復である「復旧」とどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組み、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 想定される復興準備計画

復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要であるとともに、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要である。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備える。

1 くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

2 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心掛ける。

3 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

4 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、**全て**において地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

第3 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、災害後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

1 防災・危機管理体制の強化

- (1) 防災対策の充実・強化
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 地域コミュニティの活性化

2 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- (1) 医療提供体制の整備
- (2) 福祉サービス提供体制の整備
- (3) 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- (4) 子育て支援サービスの提供体制の整備

3 教育分野における防災体制の充実

- (1) 教育施設の早期耐震化推進
- (2) 防災教育の一層の充実
- (3) 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

4 農林水産業の再生と発展

- (1) 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- (2) 千葉県産農林水産物の魅力発信
- (3) 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- (4) 自然災害対策の推進

5 商工業・観光業等の再生と発展

- (1) 商工業の再生及び成長支援
- (2) 観光業の再生
- (3) 就労支援及び雇用創出の推進

6 地震・液状化等の災害に強いまちづくり

- (1) 安全なまちづくりの推進
- (2) 公共土木施設の防災機能の強化
- (3) 交通ネットワークの機能強化
- (4) 上下水道施設等ライフラインの機能強化

地震編附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定、強化地域に係る地震観測体制の強化、東海地震に係る警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の発令に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源：駿河湾、マグニチュード8程度）が発生した場合、著しい被害が生じるおそれのある震度6相当と予想される地域が強化地域として指定された。

一方、本市を含む千葉県域については、東海地震が発生した場合の震度が5程度と予想されるため、強化地域として指定されなかった。そのため、本市は、法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、本市は、県の「直下型地震等対策調査」によると、震度5強程度の揺れが予想されるほか、警戒宣言発令時の社会的混乱の発生が懸念される。

このため、市防災会議は、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生にあたっては被害を最小限にとどめることを目的として、「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定した。

第2節 基本方針

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、次の事項等を定めることにより、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置② 地震発生にあたっては、被害を最小限にとどめるために必要な措置 |
|---|

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれがなくなる。）までの間において、とるべき必要な措置等を定めるが、東海地震注意情報を受理してから警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても、可能な限り含める。

3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 東海地震が発生した場合の本市の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。② 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（<u>おおむね</u>午前10時から午後2時）とする。 |
|--|

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

本市は、強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第3節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で、盛り込むべき対策を定めた。

しかし、地震予知を前提とした対応措置は、震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。

今後、あらゆる機会を捉えて、更に充実した計画としていくものとする。

第4節 市の業務

本編において、市が行うべき業務の大綱は、次のとおりとする。

- ① 市の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関すること
- ② 東海地震対策の連絡調整に関すること
- ③ 東海地震に係る予防、応急対策に関すること
- ④ 東海地震予知情報等の受理、伝達に関すること
- ⑤ 広報、教育、防災訓練に関すること
- ⑥ 消防、水防対策に関すること
- ⑦ 市が管理又は運営する施設対策に関すること
- ⑧ 例外措置としての住民避難に関すること

第2章 事前の措置

第1節 東海地震に備え促進すべき事項

東海地震による災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から準備を進める必要がある。東海地震については、その発生が懸念されていることから、本節においては、市において特に緊急に促進すべき事項について定める。

1 情報伝達手段の整備

- ① 住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する防災行政無線の整備を推進する。
- ② 防災機関は、非常時、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの機関等の通信施設を優先利用できるよう平素から協力体制の確立を推進する。

2 建築物・構造物の地震対策

- ① 防災上重要な市有建築物について、耐震診断・耐震改修の実施を推進する。
- ② 防災上重要な民有建築物に対し、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。
- ③ 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。
- ④ 繁華街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。

3 道路・河川等の対策

- ① 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路施設について、県等と協力して定期又は随時に点検整備を行う。
- ② 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。
- ③ 地震災害対策を必要とする管轄内の河川、道路施設については、緊急を要するものから逐次整備を進める。

4 食料確保の計画化

発災時における応急食料の配給において、市長が米穀小売業者から調達する米穀は精米であるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、市内の小売販売業者等と精米計画の策定を進める。

5 学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化

(1) 公立学校に対する指導事項

- ① 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認をすると同時にその取扱いを熟知しておく。
- ② 戸棚・本棚・ロッカー・下駄箱等は、転倒しないように措置する。
- ③ 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。
- ④ 屋内の額縁・掛時計・植木鉢等落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。
- ⑤ 万年壩・バックネット・国旗掲揚塔・体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。
- ⑥ 薬品の収納室や火気を使用する室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。

(2) 一般病院、診療所、助産所等に対する指導事項

- ① 医療器具の転倒及び落下物の安全対策
- ② 医薬品及び危険物等の安全対策
- ③ 飲料水、薬品等の備蓄
- ④ 発電機の整備
- ⑤ 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施

(3) 社会福祉施設に対する指導事項

- ① 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置
- ② 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策
- ③ 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第2節 事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きく、その協力は不可欠である。このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

- (1) 消防本部は、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を、消防計画又は予防規程に定めるよう指導する。

- ① 対象事業所
消防法第8条第1項又は第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所
- ② 計画策定上の指導事項
 - [消防計画]
 - ア 火気の手扱い
 - イ 自衛消防組織
 - ウ 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検手扱い
 - エ 教育訓練
 - オ 顧客、従業員等の安全確保
 - カ 情報収集、伝達、広報
 - キ 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置
 - ク 営業方針、従業員の時差退社
 - ケ その他必要な事項
 - [予防規程]
 - ア 施設の安全確保のための緊急措置
 - イ 火気の手扱い
 - ウ 教育訓練
 - エ 安全設備、消防用設備等の点検、手扱い
 - オ 危険物輸送の安全対策
 - カ 情報収集、伝達、広報
 - キ 必要資機材の点検設備
 - ク 操業方針、従業員の時差退社
 - ケ その他必要な事項
- ③ 指導方法
 - ア 講習会、研修会
 - イ 印刷物
 - ウ 各種業界の集会
 - エ 消防行政執行時、その他

(2) 消防本部は、警戒宣言発令時においては、県と連携して毒物、劇物製造所、営業所等に対して次により指導を行う。

- ① 施設等の緊急点検、巡回
- ② 充填作業、移し換え作業等の自粛
- ③ 施設の損壊防止措置

(3) 県は次のように高圧ガス施設（高圧ガス取締法第5条第1項の許可に係る事務所）に対し指導を行う。（不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除く。）

- ① 警戒宣言発令時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。
- ② (公社) 千葉県LPガス協会、(一社) 千葉県高圧ガス保安協会及び千葉県冷凍設備保安協会等の関係保安団体との連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。

(4) 県は火薬類取扱施設（火薬類取締法の適用事業所）のうち製造業者（火薬庫の所有者又は占有者及

び消費許可を受けた者に限る。) に対して次のように指導を行う。

- ① 危害予防規程等の中に、地震防災に関し、必要な事項を定めるよう指導する。
- ② 千葉県火薬類保安協会等の関係保安団体、及び警察、消防機関と連携を密にし、危害予防の強化を指導する。

2 生活関連事業所に対する指導、要請

(1) 食料、生活物資等を扱う事業所への指導、要請

市は、県と協力して食料、生活物資を扱う事業所に対して以下のような指導、要請を行う。

- ① 生鮮食料品の安定維持を確保するため、市内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。
- ② 食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、市内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工観光課、鎌ケ谷市商工会を通じて要請する。また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(公社)千葉県LPガス協会に要請する。
- ③ 生活必需品等、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給を図る観点から、これらを取扱う卸、小売業者に対して、警戒宣言発令時に極力営業活動に努めるよう指導するとともに、売り惜しみ、買いだめの防止等について要請する。
- ④ 生産者に対しても、同様に指導及び要請する。
- ⑤ 加工食品及びミルク等の供給確保について、関連事業所に要請する。

(2) 金融機関への指導、要請

警戒宣言が発令された場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次に掲げる事項について金融機関を指導、要請する。

- ① 金融機関の業務確保
 - ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。
 - イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。
- ② 金融機関の防災体制の確立
 - ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。
 - イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。
- ③ 顧客への周知徹底
 - ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。
 - イ 上記①の営業継続措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、住民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事務所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発令された場合等において、住民等がこれを冷静に受け止め、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対策措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また、地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

(1) 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は住民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

(2) 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

なお、広報の実施にあたっては、特に住民生活、社会活動等に関連を有する事項に重点を置く。

- ① 東海地震に関する一般的知識
 - ア 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
 - イ 警戒宣言、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
 - ウ 地震が発生した場合の本市域への影響度等
- ② 警戒宣言時に主要防災機関のとり措置
- ③ 住民、事業所等が具体的にとるべき行動基準
- ④ その他必要な事項

(3) 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、防災講習会や市広報紙等を通じて実施する。

2 教育

(1) 市職員に対する教育

警戒宣言が発令された場合等においては、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

① 教育事項

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 市職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要事項

② 教育の方法、手段等

- ア 防災教育は、原則として一般的事項については総務課が実施するほか、必要に応じ各課等において実施する。
- イ 教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 児童・生徒等に対する教育

教育委員会は、児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

① 教育内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の本市への影響度、予想される危険等
- ウ 警戒宣言が社会や人間等に与える影響
- エ 警戒宣言時に学校がとる措置
- オ 児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- カ 学校施設等の防災対策
- キ 訓練、その他地震対策に必要な事項

② 教育の方法、手段等

- 防災教育の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面として捉え、主に学校行事の中で取り扱う。
- ア 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- イ 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- エ 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 総合防災訓練

市は、県の実施する総合防災訓練に参加し、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的とした地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 市の防災訓練

市の訓練は、上記総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施にあたっては、必要に応じた機関の協力を得るほか、住民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3 住民、事業所が実施する訓練

県、市、各防災関係機関は、自治会、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

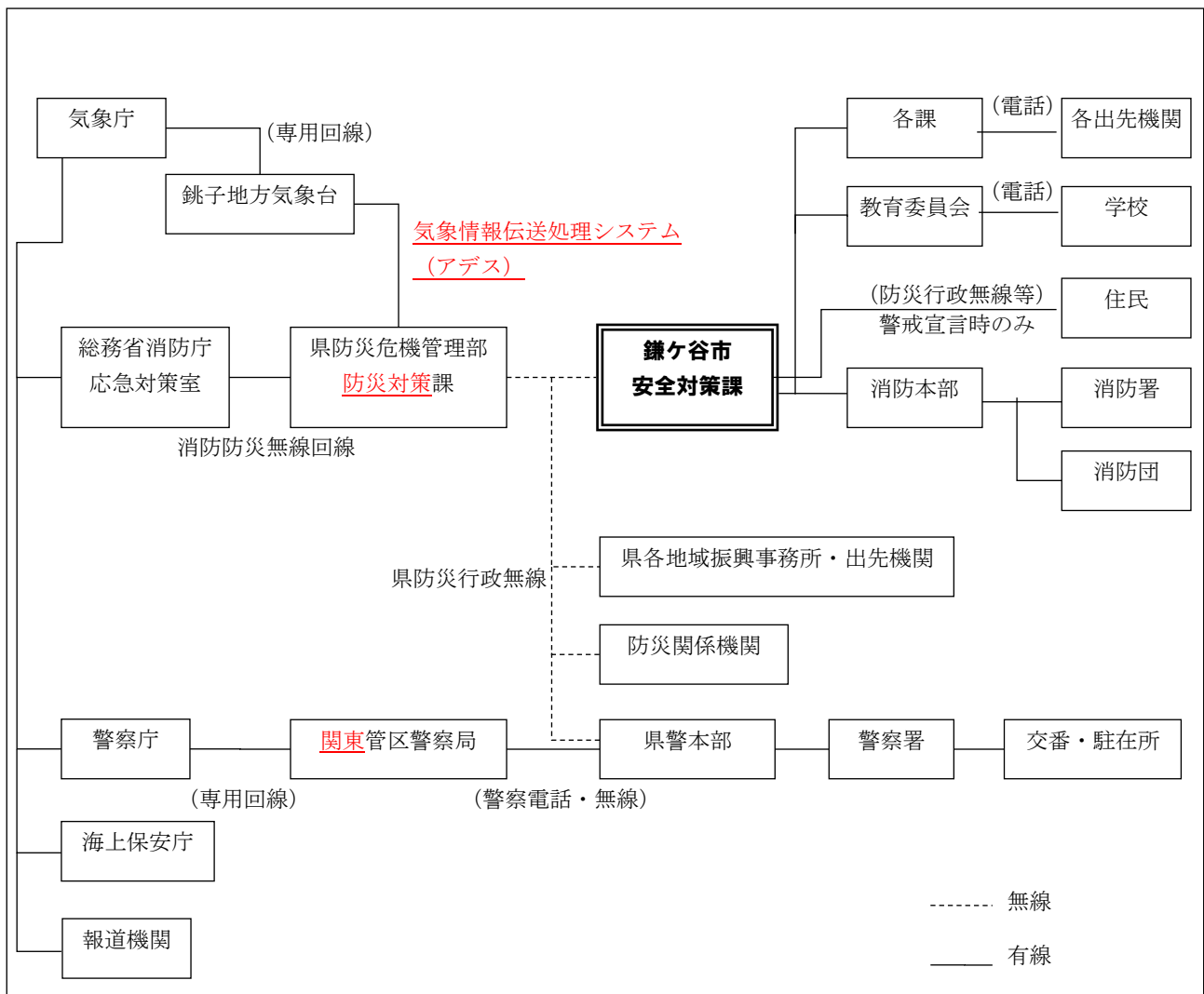
第3章 東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 東海地震注意情報の伝達

警戒宣言に伴う対応措置については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定める。

1 伝達系統及び伝達手段

市は、県等から東海地震注意情報を受けた場合、又は報道機関の報道に接した場合の役所内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段を、あらかじめ定めておくものとする。



2 伝達体制

市は、県から東海地震注意情報を受けたときは、防災関係機関、団体等に対し、直ちにその旨を伝達する。

3 伝達事項

市は、役所内部及び出先機関等へ東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて、必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。

また、その他必要と認められる事項も伝達する。

第2節 活動体制の準備等

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに警戒配備体制をとり、災害対策本部等の設置の準備及び必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制を県に準じてとる。

1 災害対策本部設置準備

警戒配備体制をとるとともに、災害対策本部設置準備に入る。

2 職員の招集

職員の招集は、警戒配備とする。

3 東海地震注意情報発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、安全対策課は防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達② 社会的混乱防止のための必要な措置③ 県、他市町村、防災関係機関との連絡調整 |
|--|

第3節 東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により冷静な対応を呼び掛ける広報が行われる。

市域において、混乱発生のおそれが予測される場合は、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部防災対策課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、東海地震注意情報が発表され、その後、警戒宣言が発令された場合、社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間、又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第1節 市の活動体制

市は市役所に災害対策本部を設置し、第1配備をとる。災害対策本部の組織及び動員は、第3章「災害応急対策計画」第1節による。

なお、災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

- | |
|---|
| ① 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
② 防災関係機関の業務に係る連絡調整
③ 社会的混乱防止に係る施策の実施
④ 報道機関等への情報提供
⑤ その他必要な事項 |
|---|

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達方法

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統は、第3章第2節の伝達経路によるものとする。

市は、防災行政無線、サイレン、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、SNS等により住民等に伝達する。

警 鐘	サイレン
(5点) ●—●—●—●—●	吹鳴（約45秒） 休止（約15秒） ————— —————

※警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること
必要があれば警鐘又はサイレンを併用すること

(2) 伝達事項

警戒宣言が発令された際に伝達する事項は次のとおりとする。

- | |
|---|
| ① 警戒宣言発令等の内容
② 市内への影響予測
③ 各機関がとるべき体制
④ その他必要事項 |
|---|

2 警戒宣言等の広報

警戒宣言が発令された場合、駅、道路等における混乱や電話回線の混雑等の発生が予想される。これらに対処するため、市及び防災関係機関は、積極的に広報活動を実施する。

なお、各現場において、混乱発生のおそれ^{（注）}が予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

市は、警戒宣言が発令されたときは、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

なお、広報文は、あらかじめ用意したものをを用いる。広報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、SNS、自治会、自主防災組織等を通じて行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 警戒宣言の内容の周知徹底 ② それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼び掛け ③ 防災措置の呼び掛け ④ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け |
|--|

第3節 警備対策

1 基本的な活動

鎌ヶ谷警察署は、災害警備本部を設置し、次の活動を実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 要員の招集及び参集 ② 避難の指示、警告又は誘導 ③ 警備部隊の編成及び事前配備 ④ 通信機材・装備資機材の重点配備 ⑤ 補給の準備 ⑥ 通信の統制 ⑦ 管内状況の把握 ⑧ 交通の規制 ⑨ 広報 |
|---|

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

(1) 警備部隊の事前配置

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 主要駅等人的混雑が予想される場所 ② 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点 ③ 災害危険場所 ④ その他必要と認める場所 |
|---|

(2) 広報

広報内容	① 警戒宣言及びこれに関する情報等の正確な内容 ② 道路交通及び交通規制の状況 ③ 住民及び自動車運転者のとるべき措置 ④ 公共交通機関の運行状況
広報手段	① パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 ② 交番勤務員による広報 ③ 警察署、交番等の備付拡声器による広報 ④ その他報道関係機関、防災関係機関を通じた広報

第4節 消防、危険物、水防対策

1 消防対策

消防本部は、平素の消防業務（防災活動を除く）を停止又は縮小し、次のとおり対応措置を講じる。

- | |
|--|
| ① 正確な情報の収集及び伝達
② 火災、水害等防除のための警戒
③ がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
④ 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
⑤ 自主防災組織等の防災活動に対する指導
⑥ 資機材の点検整備の実施 |
|--|

2 危険物対策

消防本部は、危険物取扱施設等に対し、次の防災措置を必要に応じて指導、助言する。

施 設	防災措置の内容
危険物取扱施設	① 資機材の点検、配置 ② 緊急遮断装置の点検、確認 ③ 消火設備等の点検確認
化学薬品取扱施設	① 転倒・落下・流出拡散防止等の措置 ② 引火又は混合・混触等による出火防止措置
輸 送 施 設	① 輸送途上における遵守事項の徹底

3 水防対策

都市建設3班は、市管理の河川施設等の点検を行う。

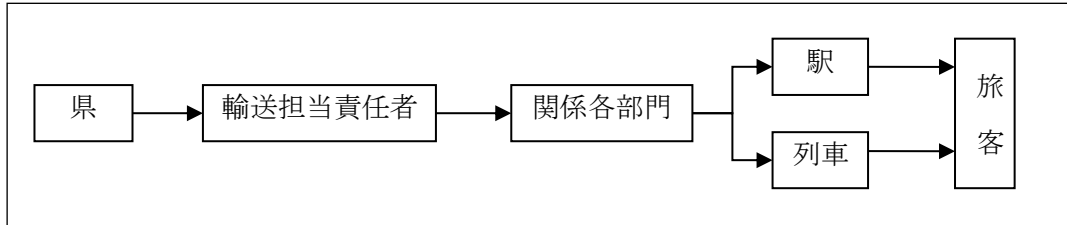
第5節 公共輸送対策

1 東武鉄道(株)、京成電鉄(株)、北総鉄道(株)の措置

(1) 警戒宣言の伝達

伝達ルートは、次のとおりとする。

駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。



(2) 混乱防止対策

駅、車内等での混乱を防止するため、次の措置をとる。

- ① 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ及び時差退社の協力について広報を行う。
- ② 警戒宣言発令時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼び掛けを行う。
- ③ 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼び掛け協力を要請する。

(3) 運行方針

各防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道株式会社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

発令当日	翌日以降
警戒宣言が発令されたときには、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整のうえ実施する。 なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(4) 主要駅における対応

① 旅客の安全を高めるための措置

- ア 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。
- イ 状況により、改札止めの入場制限を行う。
- ウ 状況により、警察官の応援を要請する。

② その他の措置

- ア 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。
- イ 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) 列車の運転中止措置

列車の運転確保にあたっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一市民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合又は踏切支障等が発生した場合には、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(6) その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

2 バス、タクシー等対策

バス会社及びタクシー会社は、(社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会及び関東運輸局千葉運輸支局の指導のもと、地域の実情に応じ可能な限り運行を確保する。

第6節 交通対策

1 警察による交通規制

警戒宣言が発令されたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 強化地域への一般車両流入抑制広報 ② 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制 ③ 緊急通行車両の確認事務 |
|--|

また、上記の交通対策の実施等によって生じる交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

2 道路管理者のとりべき措置

都市建設3班は、市が管理する道路について、次の措置を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 危険箇所の点検
避難に有効な道路、緊急輸送路等の点検の実施 ② 工事中の道路についての安全対策
工事を中止し、保安対策の実施 |
|---|

第7節 上水道・電気・ガス・通信等対策

1 上水道

県企業局は、警戒宣言が発令された場合、おおむね次のような措置をとる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発令された場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

① 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、千葉県水道管工事協同組合等との連絡協力体制について確認する。

② 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

① 警戒宣言発令時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発令された場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

② 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

③ 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

④ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発令された場合、住民等に対する緊急貯水の呼び掛けを重点とし、次のとおり広報活動を行う。

広報内容	① 警戒宣言発令時においても、通常の供給が維持されていること ② 地震に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ア 飲料水の <u>くみ置き</u> ポリタンク、バケツを利用しフタをし、3日毎に新しい水に <u>くみ</u> 替え、水質保持に留意する。 イ 生活用水の <u>くみ置き</u> 浴槽等を利用し、貯水する。 ウ その他 <u>くみ置き</u> 容器転倒防止及び汲置き水の流出防止策を講じる。 ③ 発生後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	① 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼 ② 広報車による広報 ③ 水道工事店の店頭掲示 ④ 市ホームページやかまがや安心eメール等による広報 等

2 電気

東京電力パワーグリッド株式会社は、原則として電力の供給は継続し、次の措置をとる。

- ① 人員の確保・資機材等の点検確保
- ② 施設の予防措置
 - ア 巡視及び点検等
 - イ 連絡手段の確保
- ③ 広報
 - ア 広報車出動準備
 - イ 鎌ヶ谷市に対して「大規模停電時における鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書」に基づく、事前確認・依頼

3 ガス

京葉瓦斯株式会社は、原則としてガスの供給は継続し、次の措置をとる。

- ① 人員の確保
- ② 緊急用工具・資機材及び車両の準備
 - ア 初動措置に必要な車両の確保・配置、緊急用工具、資機材の点検を実施する。
 - イ 職員及び応援者に対する非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配・準備する。
- ③ 施設等の保安措置等
 - ア 連絡網の確認及び統制
 - イ 供給に係る措置
 - ・ 供給設備の点検の実施
 - ・ 供給所、主要バルブ及び主要変圧器へ要員の配置
 - ウ 工事等の作業の中止及び制限
- ④ 広報
 - ア 問合せに対応できる受付体制
 - イ 大口需要家、地下室等に係わる需要家への連絡
 - ウ 住民への広報活動

4 下水道

下水道班は、資機材及び対策要員の確保に努め、処理場、ポンプ場等の巡視、点検を実施する。

5 通信対策

NTT東日本株式会社は、警戒宣言の発令にあたっては、防災関係機関としての機能を確保するため、電話等の輻輳を防止し、防災関係機関等の重要通信を優先することを応急対策の基本としている。その中で、施設等が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施し、住民に大きな支障をきたさないよう努めることとしている。

(1) 電話対策

要員の確保	① 就労中の職員は、応急対策の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては非常招集を行う。
情報連絡室	① 千葉支店に速やかに情報連絡室を設置する。
資機材の点検・確認等	① 非常用移動電話局装置類、各種災害対策用無線機、移動発電装置及び可搬型電源装置等の点検・確認をする。 ② 応急復旧用ケーブル等各種資機材・工事用車両の確認をする。 ③ 工事中の施設等の安全措置をする。
応急対策	① 防災機関等の重要な通話は、最優先で確保する。 ② 各機関等の非常・緊急通話の取扱いを確保する。 ③ 番号案内業務は、可能な限り取扱う。 ④ 一般通話については、集中呼び出しによる電話網のまひを生じさせないよう混雑状況に応じた利用制限を行う。 ⑤ 緑、グレー色の公衆電話からの通話は、可能な限り確保する。

(2) 電報

可能な限り業務を継続することを基本として、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

(3) 営業窓口

営業時間中は窓口を開け、通常業務を行う。

(4) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

第8節 学校、病院、社会福祉施設等

1 学校

避難所1・2班は、児童・生徒等の安全の確保及び学校施設の保全を図るため、次のとおり措置を行う。

- ① 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、児童・生徒等の下校（避難所への移動を含む）の措置をとる。
- ② 児童・生徒等の下校方法は、次のように行う。
 - ア 通学路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求める。
 - イ 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- ③ 学校に残留し、保護する児童・生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対処する。
- ④ 保護者への連絡は、通信不通の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底させておく。
- ⑤ 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- ⑥ 校長は、防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年堀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
- ⑦ 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- ⑧ 地域の関係機関・団体との連絡を密にし、対応する。

2 市が管理、運営する施設

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設、公園等については、原則として開館、開催、共用を自粛する。

- ① 警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館、開催、共用を自粛する。個人使用形態をとる施設においては個人施設利用者に、団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼び掛ける。
- ② 各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

3 病院・診療所

(1) 診療対策

- ① 外来患者の診療は状況等に応じ可能な限り平常どおり行う。
- ② 入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- ③ 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- ④ 急患患者の受入体制を講ずる。
- ⑤ 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じる。
- ⑥ 手術予定については、緊急やむを得ない場合をのぞき、延期するなどの措置を講じる。

(2) 来院者、入院者への情報伝達、指示

- ① 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
- ② 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼び掛ける。

(3) 入院患者の安全確保、施設の保管措置等

- ① 建物、設備の点検を行い、危険物及び可燃物設備については、発災による被害防止又は軽減をはかるため必要な措置を与える。
また、火気使用設備については、防火管理者の指示により使用を制限する。
- ② 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講じる。
- ③ 貯水槽へ可能な限り貯水を行うほか、ポリ容器等に水を確保する。

4 社会福祉施設

(1) 保育園

警戒宣言発令後、原則として保育等を中止して臨時休園とし、次の措置をとる。

帰宅措置	① 園児は名簿確認ののち、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。 ② スクールバス利用の園児は、通常の場所で保護者に引き渡す。 ③ 保護者の引き取りが済むまで、園児は園で保護する。 ④ 園外における指導時は、帰園後園児を保護者に引き渡す。また、交通機関、道路の状況等によって帰園が困難な場合、園及び市に連絡を取り、適宜の措置をとる。
防災措置	① 施設設備、消火器、火気等の点検 ② 転倒、落下物の防止措置 ③ 飲料水の確保、食料、ミルク等の確保 ④ 医薬品等の確保

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設を所管する班等は、施設の種類、通所（園）者・収容者の特性等、施設の実態に即した措置をとる。

- ① 保護者への伝達
- ② 保護者への引き渡し
- ③ 施設の防災点検
- ④ 出火防止
- ⑤ 引き渡しが困難な者の保護及び安全確保
- ⑥ 食料、医薬品、生活必需品等の確保

第9節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地域がある場合は、市長はその地域の住民の生命及び身体を保護するため、必要に応じ次の対応措置を講ずるものとする。

1 警戒宣言発令時の措置

(1) 避難指示

市長は、消防本部等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難指示を行う。

(2) 収容施設（指定避難所）の確認

- ① 落下・転倒危険物の予防措置を確認する。
- ② 防災設備等を確認する。
- ③ 給食、給水用資機材を確認する。
- ④ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

収容施設（指定避難所）におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

収容施設（指定避難所）を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

収容施設（指定避難所）を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する支援措置

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な支援を行う。

(8) 生活必需品の給与

必要に応じて、生活必需品を供給する。

(9) その他

避難終了後、消防本部等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前措置

市長は、市域の状況により、警戒宣言発令時に避難の必要性が生じた場合、当該箇所について避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ等により災害発生の危険性が特に高い区域を把握しておく。

(2) 収容施設（指定避難所）の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を収容施設（指定避難所）として指定する。

(3) 避難指示体制の確立

防災行政無線、広報車等による避難指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

収容施設（指定避難所）におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する支援体制の確立

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言発令時における支援体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象区域の住民に対し、避難措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第10節 救護救援、防疫対策、保健活動対策

1 救護救援対策

市 の 措 置	① 医師会等に対し救護班の編成準備を要請する。 ② 医薬品業者等に応急薬品の確保・供給の準備を要請する。不足する場合は県に要求する。 ③ 日赤千葉県支部に対し、血液製剤等の供給、医療救護班の準備の要請、連絡体制の確保を図る。
鎌ヶ谷市医師会	会員に対し、救護班の編成を連絡する。
船橋歯科医師会	会員に対し、医療活動の編成を連絡する。
船橋薬剤師会	会員に対し、救護班の編成を連絡する。
千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部	会員に対し、救護班の編成を連絡する。

2 防疫対策

発災時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、次の事項を基本として、防疫対策実施体制を準備する。

- | |
|--|
| ① 感染症予防委員の専任、防疫作業員及びその組織化等の準備
② 地震発生後に必要と思われる防疫用の器具、機材の整備及び薬剤備蓄量の確認
③ 飲料水の確保 |
|--|

3 保健活動対策

- ① 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。
- ② 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- ③ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は習志野保健所（習志野健康福祉センター）を通じ県に派遣依頼をする。
- ④ 指定避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

第 1 1 節 その他の対策

1 食料等の物資の確保

市は、警戒宣言発令時において、次の措置をとり物資を確保する。

- ① 大型店舗、スーパーマーケット、小売店等に対し、営業の継続を呼び掛ける。
- ② 住民に対して、小売店等の営業状況、買い占め・買い急ぎ等の抑制を呼び掛ける。

2 金融、納税に関する対策

金融機関の措置	① 顧客、従業員・職員に警戒宣言発令を伝達する。 ② 窓口業務を確保する。
住民への広報	① 金融機関・郵便局の営業状況 ② 預貯金の引き出しの抑制
市税の措置	① 市税の申告、納税が困難な場合は、期間の延長等については、弾力的に対処する。

3 危険な動物の逃走防止

県では、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- ① 環境省が告示した「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。
- ② 動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第5章 住民等のとるべき措置

東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民・自治会・自主防災組織・事業所等がそれぞれの立場で、防災活動を行うことが重要である。

本章では、住民、自治会、自主防災組織、事業所が、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、それぞれとるべき措置の基準を示す。

第1節 住民のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平常時	① 家や塀の耐震化を促進する。 ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 ② 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。 ③ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ア ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。 ④ 消火器、消火用水の準備をする。 ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 ⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて最低3日分、推奨1週間分程度準備しておく(1人1日分の生活水、約3リットル)。 イ 食料は、長期保存ができる食品(米、乾パン、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など)を最低3日分、推奨1週間分程度準備しておく。 ⑥ 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。 ⑦ 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ロウソク等を準備しておく。 ⑧ 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。

	⑨ 防災講習会や訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会や訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 ⑩ 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ⑪ 自主防災組織に積極的に参加する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	① テレビ・ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 ② 電話の使用を自粛する。 ③ 自家用車の利用を自粛する。 ④ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 ⑤ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	① 警戒宣言情報の入手 ア 防災信号（サイレン）等に接した時は、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 県・市・警察署・消防機関・防災機関の関連情報に注意する。 ② 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上に重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ等をはる。 ウ ベランダの置物等をかたづける。 ③ 火気使用器具の安全確認と火気管理の確認 ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全整備の確認をする。 ウ プロパンガスボンベの固定措置の確認をする。 エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。 ④ 消火器、消火用水の置場所を確認する。 ⑤ ブロック塀、石塀、門柱を点検する ア 危険箇所について安全措置を実施し、付近に近寄らないようにする。 ⑥ 非常用飲料水、食料の確認 ⑦ 救急医薬品の確認 ⑧ 生活必需品の確認 ⑨ 防災用品の確認 ⑩ 電話の使用の自粛（県・市・放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。） ⑪ 自家用車の利用の自粛 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到着した後は車を使わない。 ⑫ 要配慮者および児童・生徒などの安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により、対応措置をとる。 ⑬ エレベーターの使用を避ける。 ⑭ 不要な生活物資の買い急ぎの自粛 ⑮ 不要な預貯金の引き出しの自粛

第2節 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとる。

区 分	とるべき措置
平常時	① 組織の編成と各班の役割を明確にする。 ② 防災知識の普及活動を行う。 ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 ③ 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、給水救護訓練等を行う。 ④ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導。 ⑤ 防災資機材等を整備する。 ア 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 ⑥ 情報の収集、伝達体制を確立する。 ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。 ⑦ 要配慮者に関する情報を把握する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	① テレビ、ラジオ等で、正しい地震防災対策強化地域判定会情報を入手する。 ② 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	① 自主防災組織の活動体制を確立する。 ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割を分担する。 ② 市、消防本部等防災機関から伝達された警戒宣言情報を周知する。 ③ 地域住民に対し、とるべき措置の呼びかけを実施する。 ④ 防災資機材等を確認する。 ⑤ 要配慮者および児童・生徒などの安全対策措置の呼びかけを実施する。 ⑥ 食料、飲料水の確保及び調達方法の確認をする。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平常時	消防法に基づき消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成する。 防災計画作成上の留意事項は次のとおりである。 ① 自衛防災体制の確立 - ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 - イ 組織の役割分担の明確化 ② 教育及び広報活動 - ア 従業員の防災意識の高揚 - イ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 ③ 防災訓練 災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 ④ 危険防止対策 - ア 施設、設備の定期点検 - イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 ⑤ 出火防止対策 - ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 - イ 消防水利、機材の整備点検 - ウ 商品の整備点検 - エ 易・可燃性物品の管理点検 ⑥ 消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 ⑦ 情報の収集、伝達体制の確立 - ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。 - イ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	① テレビ、ラジオ等で、正しい地震防災対策強化地域判定会招集情報を入手する。 ② 自衛防災体制の準備、確認をする。 ③ 消防計画等による警戒宣言発令時にとるべき措置準備を確認する。 ④ その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置をとる。

警戒宣言が発令されてから地震発生まで	① 自衛防災組織の活動体制を確認する。 - ア 自衛防災組織の編成を確認する。 - イ 自衛防災組織本部を設置する。 - ウ 自衛防災組織本部の役割を分担する。 ② 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防本部等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 ③ 危険防止措置を確認する。 - ア 施設、設備を確認する。 - イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。 ④ 出火防止措置を確認する。 - ア 火を使用する器具類等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 - イ 火を使用する場所及び周辺を確認する。 - ウ 消防水利、機材を確認する。 - エ 易・可燃性物品を確認する。 ⑤ 防災資機材等の確認 - 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用、資機材等を確認する。 ⑥ 食料品等生活必需物資を販売する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 ⑦ 不特定かつ多数の者が出入りするスーパー等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。 ⑧ 石油類、火薬類、高圧ガス等の出火爆発等、周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 ⑨ バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 ⑩ 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言の内容等を考慮して時差退社させる。 - なお、近距離通勤者については、徒歩等により、原則として交通機関を利用しない。 ⑪ 電話使用を自粛する。県・市・放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 ⑫ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
--------------------	--

第 3 編 風水害等編

第1章 総 則

第1節 災害履歴（風水害等）

本市の風水害は、長雨や集中豪雨によって河川や水路の水がはけきらないために発生するものである。水害の発生しやすい場所は、河川や水路の状況、地形などが関係しており、毎年、同じような場所で発生している。

過去においても、2～3年に数回の頻度で浸水被害が発生している。特に、平成3年の台風18号、平成5年の台風11号、平成8年の台風17号、平成16年の台風22号、平成25年の台風26号による被害は半壊、床上浸水等大きなものであった。近年においては、令和元年9月の台風15号において、床上、床下浸水及び倒木等の被害があったところである。

【資料編】

- ・資料-7-2 災害履歴（風水害等）

第2節 災害危険性の予測

本市には大きな河川は流れておらず、甚大な被害をもたらすような水害は発生していない。しかし、谷地などには周囲の水がたまりやすく、降雨に対する河川や水路などの水位上昇が比較的早い。特に、近年の都市化によって、コンクリートやアスファルトなど地表面の被覆率が増加したため、降雨時には地表水が水路や河川に集中する都市型水害が発生している。

このように、水害の発生しやすい場所は、河川や水路の状況、地形などが関係しているが、繰り返し発生している箇所では、今後も台風や集中豪雨などにより水害が発生しやすい。

【資料編】

- ・資料-7-3 急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所一覧

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い都市づくり

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 災害に強い市街地 の整備	1 市街地の整備	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市計画課、建築住宅課、 公園緑地課、道路河川整備課
	2 防災空間の確保	
第2 道路の整備	1 道路の整備	責 任 者：都市建設部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理 課
第3 ライフライン 施設等の整備	1 上水道施設の整備	責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 <u>NTT</u> 東日本(株)、 (株) <u>NTT</u> ドコモ
	2 下水道施設の整備	
	3 ガス施設の整備	
	4 電気施設の整備	
	5 電話施設の整備	
	6 危険物施設の整備	
第4 建築物等の 風害対策等	1 建築物の風害対策	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市計画課、建築住宅課
	2 建築物の不燃化	
	3 ブロック塀等の安全対策	
	4 落下物防止対策	

第1 災害に強い市街地の整備

1 市街地の整備

住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに、災害を最小限に食い止めるために、市街地開発事業等を基本として、地区計画制度や建築協定など地域の特性や実状に応じた都市づくりを推進する。

特に、新鎌ヶ谷駅周辺地区は、土地の高度利用に配慮しながら、市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯となる道路、都市公園を整備するなど防災に配慮したまちづくりを推進し、初富駅周辺地区は、必要な公共施設の整備を行う。

2 防災空間の確保

(1) 良好な緑地の保全

都市緑地法に基づく制度を総合的かつ計画的に活用し、良好な緑地の保全によって防災空間の整備、拡充を図る。

また、林地や農地も雨水の貯留効果やがけ崩れ等の防止効果を有するため、無秩序な開発等の規

制を行い保全を図る。

(2) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を有している。

そのため、既設公園の整備・拡充を図るとともに、ふれあいの森・保全林制度、みどりの基金等の活用により、現存する緑や自然の保全に努める。

また、公共施設や住宅・事業所等における地域の緑化を推進するとともに、宅地開発等における公園、緑地の確保に努める。

第2 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送などの緊急輸送道路や、火災の延焼防止機能としても有効である。

そこで、広域幹線道路、幹線道路として重要な役割を担っている国道、県道について、広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

また、幹線道路、補助幹線道路としての機能を有する都市計画道路についても同様の整備を行う。

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そこで、生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせて、災害に強い道路として整備する。

また、既存生活道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持、管理に努める。

第3 ライフライン施設等の整備

1 上水道施設の整備

水道施設は、災害に耐える構造として、管路の改良及び配水池の増強等が図られてきた。

既存施設のなかには、老朽化による更新又は補強が必要な施設があるため、順次点検を実施し、安全に配慮した補強等を実施する。

2 下水道施設の整備

(1) 下水道事業の推進

下水道事業として、下水道幹線の整備充実を図るとともに、面的整備を促進する。また、市街化区域での污水管整備の促進に努める。

(2) 施設の整備

風水害等の災害を想定し、施設の多系統化・複数化、予備の確保等により、修理の容易な構造とし、復旧対策に重点をおいた整備を行うとともに、最小限の排水機能が確保されるように整備する。

また、日常の点検により危険箇所を早期発見し、補修により施設の維持管理に努めるとともに、災害時の避難所における衛生管理向上を図るため、マンホールトイレなどの整備を積極的に進める。

3 ガス施設の整備

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規、建築学会、土木学会の諸基準、日本ガス協会指針等に基づいており、これらに従って、次に挙げる予防対策を推進する。

■ガス施設の安全対策

施設の種類	整備目標
製造施設	① 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 ② 緊急遮断弁、消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等を行い、二次災害の防止を図る。
供給施設	① 新設設備はガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」に基づき、耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強等を行う。 ② ガスホルダーは大地震にも耐えられるよう設計し、安全装置、遮断装置等を設置している。 ③ ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努める。 ④ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網ブロック停止による供給停止、放散による中圧導管の緊急減圧措置を行う。
通信施設	① 固定無線及び可搬型無線施設の整備を行い、固定局のアンテナは耐震設計に基づき設置する。

4 電気施設の整備

(1) 電力施設風害防止対策

① 強風対策

ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。

イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

■電力施設の安全対策

設備の種類	災害予防計画目標
送電設備	<u>計画設計時に電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。</u> <u>災害時における倒木等による事故、停電被害を未然に</u>防止するため、<u>市と連携し</u>平常時から<u>計画的な</u>樹木の伐採に努める。 電線路に接近して倒壊<u>しやすい</u>工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する<u>こと</u>がないように施設の強化を依頼する。
変電設備	最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/Sの風圧に耐え得るものにしている。
配電設備	電柱および電線の強度は、風速40m/Sの風圧に耐え得るように設計し、その他については送電設備に準じている。
通信設備	無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

(2) 電力施設雪害防止対策

① 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

② 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

5 電話施設の整備

電話施設の整備として、次にあげる予防対策を推進する。

■電話施設の安全対策

施設の種類	整備目標
建物設備	① 建築基準法による耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。
局外設備 (土木設備)	① 管路の接続には、離脱防止継手等を使用して耐震性を高める。 ② 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。 ③ 耐震性の高い中口径管路の導入を促進する。
局外設備 (線路設備)	① 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。 ② 幹線系ルートは、プライオリティ付けを行い、高規格な中口径管路、とう洞に収容し、設備の耐震強化を図る。 ③ 共同溝の整備について検討する。
局内設備	① 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。 ② 通信設備の周辺装置（パソコン等）については転倒防止措置を実施する。

6 危険物施設の整備

(1) 危険物取扱施設

各施設では、消防法等に基づいて必要な安全措置をとる。

(2) 高圧ガス施設・プロパンガス施設

県指導のもと、施設の点検及び補強等を行い、次に挙げる災害の防止策を強化する。

■高圧ガス施設等の安全対策

- ① 昭和57年4月以降に設置された設備に対しては、高圧ガス取締法により耐震設計が義務づけられているのでこの基準に適合させる。
- ② 既存設備に対しては通達「既存高圧ガス設備の耐震性点検要領及び耐震性向上対策指針」（昭和57年4月）及び県の指針「高圧ガス製造施設等の地震対策」（昭和55年3月）に適合させる。
- ③ 既存設備の基礎構造物については県の指針「高圧ガス設備の耐震性点検指針」（昭和61年3月）に基づき、関係事業所の啓発を図る。
- ④ 毒性ガスの設備に当たっては当該設備の耐災害性を強化する。
- ⑤ 県の指針に基づいて、訓練等により災害に備える。

(3) 液化石油ガス施設

県の指導のもと、安全器具の普及促進等により消費設備の事故防止と災害による二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

また、災害状況により、円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援態勢を（公社）千葉県LPガス協会の組織を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

(4) 少量危険物及び指定可燃物施設

鎌ヶ谷市火災予防条例に規定する少量危険物施設及び指定可燃物施設について、安全対策等の指導を行い、災害の防止に努める。

(5) 火薬類関係施設

従事者に対する保安教育や定期自主検査の完全実施等の指導を行い、県の実施する火薬類取扱保安責任者等の講習会等への参加を促し、火薬類関係施設の災害の防止に努める。

(6) 毒物劇物取扱施設

現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（法第16条の2～8）が規定されている。

また、設備については登録基準（法第5条、同規則第4条の4）の規則、運搬についての技術上の基準等（法第16条、同施行令第40条の2）が規定されている。

そこで、これらの法令に基づき県と協力しながら毒物劇物取扱施設の安全対策の推進に努める。

第4 建築物等の風害対策等

1 建築物の風害対策

(1) 台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による住家等の建物被害が発生する恐れがあることから、過去の台風や竜巻等における建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発に努める。

2 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

木造建物や飲食店が集中し、災害により大きな被害の生じるおそれのある地域においては、耐火建築物、準耐火建築物等の建築を促進するため、防火地域、準防火地域の指定を検討する。

なお、これらの防火地域、準防火地域の指定にあたっては、市が該当地域の選定を行った上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。

(2) 屋根及び外壁の不燃区域指定

防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条及び同法第23条により、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(3) 都市防災不燃化促進事業

大規模な火災等から住民の生命・財産を守るため、避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3 ブロック塀等の安全対策

(1) ブロック塀等対策

ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、所有者による自主的な点検、補強が図れるよう、

技術的な相談、指導に努める。

また、小学校、幼稚園等の通学路に面したブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険箇所には改善指導を徹底する。

(2) 自動販売機の転倒防止

県は、関係団体等と連携して「自動販売機据付基準」の周知等を行い、自動販売機の転倒防止を推進する。

4 落下物防止対策

窓ガラスや看板等の落下による被害は、これまでの災害事例としてある。その中でも特に、商業地域など人通りの多い道路や避難経路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性があるものについては、改善や補修の指導を徹底する。

第2節 土砂災害防止対策

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 土砂災害警戒区域等の指定と把握	<u>1</u> 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定と把握	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、消防長、総務企画部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理課、 建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課
	<u>2</u> 住民への公表	
第2 急傾斜地対策	1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課
第3 警戒避難体制の整備	2 防止工事の実施	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課 責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課
	1 <u>レベル4 土砂災害危険警報</u> の周知	
第3 警戒避難体制の整備	2 防災知識の普及・啓発	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課
	3 警戒避難体制の確立	
	4 危険箇所の点検	

第1 土砂災害警戒区域等の指定と把握

1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定と把握

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市は、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や、土地利用状況など実態の把握に努め、指定区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成・提出・避難訓練の実施を推進する。

本市では、令和 8 年 3 月現在、土砂災害警戒区域は 4 2 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 3 7 箇所）指定されている。

※土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、市は危険の周知警戒避難体制の整備を行う。

※土砂災害特別警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が 生じる おそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制建築物の構造規制等が行われる。

2 住民への公表

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を次の方法により公表する。

■住民への公表の方法

- ① 地域防災計画への掲載
- ② ハザードマップの作成、配布
- ③ 市ホームページ など

【資料編】

- ・資料-5-2 土砂災害警戒区域の避難基準等
- ・資料-7-3 急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所一覧

第2 急傾斜地対策

1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理

市は、県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基づいて行う急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等について、協力をする。

なお、本市では、平成28年4月現在、急傾斜地崩壊危険区域は1箇所（下西山地区）指定されている。

■急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地崩壊危険区域指定基準に該当する急傾斜地を、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定することができる。

2 防止工事の実施

市は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、国や県が実施主体とならない防止工事について実施を検討する。

【資料編】

- ・資料-7-3 急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所一覧

第3 警戒避難体制の整備

1 レベル4土砂災害危険警報の周知

(1) レベル4土砂災害危険警報

レベル4土砂災害危険警報は、土砂災害発生の危険性が高まったときに、銚子地方気象台が発表する。

市は、レベル4土砂災害危険警報が発表されたときは、避難指示等を発令する。

(2) レベル4土砂災害危険警報の伝達経路

レベル4土砂災害危険警報の伝達経路は、他の警報・注意報等と同様に気象情報等の伝達経路で伝達する。

2 防災知識の普及・啓発

市は、住民に対しインターネット、市広報紙、防災マップ、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

3 警戒避難体制の確立

土砂災害の発生に対し警戒・避難・救護等が的確に実施できるよう、次の警戒避難体制を整備する。

■警戒避難体制

- ① 避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令
- ② 警戒、避難誘導、救護の方法の明確化及び住民への周知徹底
- ③ 緊急避難場所、避難路の確保
- ④ 要配慮者への情報伝達及び避難体制の確保
- ⑤ 要配慮者施設に対する情報伝達方法の明確化
- ⑥ 市の情報収集体制、動員配備体制等の整備
- ⑦ 自主防災組織の育成及び組織を活用した防災活動の習熟

4 危険箇所の点検

台風期及び豪雨時等、土砂災害の発生が予想されるときは、土砂災害警戒区域等をパトロールし、土砂災害発生の前兆現象等の把握に努める。

5 土砂災害警戒区域の避難基準等

土砂災害警戒区域の避難については、資料編の資料－5－2 土砂災害警戒区域の避難基準等に基づき適切な情報の伝達、適切な時期の避難所開設を行うとともに避難指示等を発令し避難を行うものとする。

第3節 風水害等防止対策

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 水防体制の整備	1 危険区域の把握	責 任 者：都市建設部長 担 当：道路河川管理課
	2 水防体制の整備	
第2 治水対策の推進	1 河川の整備	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長 担 当：道路河川整備課、下水道課、安全対策課
	2 下水道の整備	
	3 流出の抑制	
	4 農作物等の水害防止対策	
	5 道路交通の危険防止対策	
第3 風害予防対策	1 立木・街路樹対策	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長 担 当：道路河川管理課、公園緑地課、農業振興課
	2 農作物対策	
	3 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	
第4 雪害予防対策	1 道路対策	
	2 農作物等対策	

第1 水防体制の整備

1 危険区域の把握

過去の浸水の履歴や大雨時の増水等の状況により、水害の発生するおそれのある河川、水路や浸水の危険のある場所等を把握する。

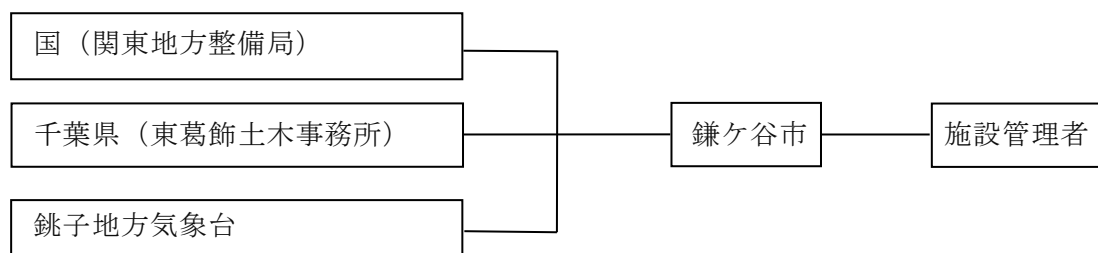
2 水防体制の整備

豪雨時に、水害の発生するおそれのある河川や浸水の危険のある場所等を巡視し、正確な情報を収集できるよう体制を整備する。

また、水害が発生するおそれのある場合、現地対策要員を動員し円滑な水防活動を行えるよう日頃から水防意識の高揚を図るとともに定期的に訓練を実施する。

■情報伝達経路

情報伝達経路は以下のとおりとし、電話、FAX等を用いて伝達する。



【資料編】

・資料-7-2 災害履歴（風水害等）

第2 治水対策の推進

1 河川の整備

(1) 河川の整備

一級河川大津川、大柏川の整備について、県に対し、適正な維持・管理及び整備を促進するよう要請する。準用河川については、流下能力を高め周辺環境と一体となった河川の効率的な整備・改修、バイパスの整備を推進する。

(2) 水路の整備

水路の整備については、水系ごとの地域特性や状況等を把握するとともに、市街化の変貌や災害特性に適応した整備・改修を進める。

(3) 洪水ハザードマップの整備

河川の整備には時間を要することから、これと並行してソフト面から安全度を高めるために、水防法第15条の規定により、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップを整備している。

洪水ハザードマップは、水害の危険性を正しく認識することや、水害時の人的被害の防止のため、浸水情報や避難所等を地図に記載したものであり、市ホームページ等で公表し、地域住民への周知・徹底を図る。

浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に避難を防災上配慮する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について把握し、当該施設管理者による避難計画の作成、避難訓練の実施を促進し情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

2 下水道の整備

市街地における浸水区域の解消を図るため、市街地開発の進捗に合わせ雨水管渠の整備を図る。

また、枝線管渠の整備拡大に伴う流入量の増大に適切に対処できるようポンプ施設等の整備・充実に努める。

3 流出の抑制

(1) 調整池の整備

市街地開発に伴う土地の保水能力の低下を防止し、下流域への流出抑制を図るため、県事業と併せて調整池等雨水貯留施設の整備に努める。

また、開発行為等の指導に際しては、開発者等に、貯留池、遊水池等の雨水貯留施設を設置するように指導に努める。

(2) 雨水浸透施設の整備

雨水の自然浸透能力の再生を促進し、河川への流出を抑制するために、市営住宅、公共施設や一般住宅に雨水浸透枳や浸透トレンチ等を設置するように指導に努める。

4 農作物等の水害防止対策

(1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ 50mm の雨でも、1 日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが 1 時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

■大雨の降り方と水害の規模

雨の降り方		水害の規模
短時間強雨	雷雨など、短時間に降る強い雨	低地の浸水、土石流、山・がけ崩れなどが多発。
短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）	台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）	山・がけ崩れ、中小河川の洪水・はん濫など大きな災害に結びつくことが多い。
一様な降り方の大雨	前線活動などによる大雨が持続	低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

(2) 水害に対する恒久的な防ぎ方

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れた上で、利益の期待値を大きくするなどの方法を取り、水害による被害を最小限にする。

5 道路交通の危険防止対策

(1) 災害に強い道路整備

台風や集中豪雨等により落石、のり面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について、擁壁や法面对策、雨水排水設備の整備等を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

(2) パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

(3) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路の被災による交通の危険を防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第 46 条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領（昭和 44 年 4 月 1 日付け建設省道政発第 16 号及び第 16 号の 2 建設省道路局長通達）」に基づく交通規制の措置をとる。

第3 風害予防対策

1 立木・街路樹対策

立木・街路樹が直接被害を受けることもあるが、その樹木が倒壊し電線を切ったり、道路を封鎖したりする場合もあるため、立木等の所有者・管理者及び関係機関と協力して枝おろし、伐採などの措置を講ずる。

2 農作物対策

農作物に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他局地的な強風などがある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥させ風による土壌浸食を生じさせる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没させ被害を与えたりする。

近年では、風だけでなく害虫、鳥などを防ぐ多目的防災網が徐々にではあるが、普及してきている。この多目的防災網を的確に使用することで、風害等の被害を未然に防ぐことがある。以上を踏まえJAとうかつ中央農業協同組合を通じ、常時指導し、農作物の被害の軽減を図る。

3 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、台風・竜巻等に関する知識について普及啓発を図る。

(1) 気象情報

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼び掛ける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、「予告的な気象情報」と「雷注意報」は銚子地方气象台、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。

■各気象情報の内容

気象情報	情報の内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼び掛ける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性がある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分ごと ^① に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- | |
|---|
| ① 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
② 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
③ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
④ 大粒の雨やひょうが降り出す |
|---|

(3) 身を守るための知識

事 象		行 動
台 風		正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。
竜 巻	発生時に屋内にいる場合	① 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く ② 雨戸・シャッターを閉める ③ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する ④ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る
	発生時に屋外にいる場合	① 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない ② 橋や陸橋の下に行かない ③ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る ④ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

第4 雪害予防対策

1 道路対策

本市は年間を通じて降雪量が少なく、積雪による通行の途絶はほとんどないことから、特別な予防施設の設置は必要としない。

(1) 主要幹線の除雪

国道、県道については、道路管理者が、2車線以上の幅員を確保し、常時交通を確保すべく除雪は早期に実施する。

また、市道については、路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を鑑み、国道・県道に準じて、緊急度の高い路線から順次行う。

(2) 歩道及び歩道橋

歩道は、通学路を優先して、除雪に努めるものとする。

なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう処理するものとする。

歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。

(3) その他の道路の除雪

幹線以外の市道については、基本的に沿道の住民、各種団体等が自主的に除雪作業を行う。ただし、坂道等の危険防止のため除雪が必要であると認める路線については、地域住民と相互に協力して行う。

(4) 除雪作業体制

異常降雪の場合は、その天候状況により、この計画書に定められている風水害応急対策計画の災害対策本部組織図1をもって動員し、関係機関と協力して除雪作業を次のように実施する。

- ① 天候状況に応じ、関係業者等の協力を得て人力と機械力による協同作業を行う。

なお、融雪時夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通規制や融雪剤等の散布を迅速に行うものとする。

- ② 市は、主要幹線道路の車両交通を確保するため緊急に除雪作業を行う場合で、必要と認めるときは関係機関等に対して協力要請を行うものとする。

2 農作物等対策

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などが挙げられる。

種 別	事 前 対 策
野 菜	① ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものは更に弱いので、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。 ② ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。
果 樹	① 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。 ② 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行う。
花 き	① ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、丸太等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。 ② ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。 ③ ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。 ④ 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

第4節 防災拠点の整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 防災拠点施設の 整備	1 本部施設の整備	責 任 者：市民生活部長、総務企画部長 担 当：安全対策課、契約管財課
	2 代替施設の確保	
	3 地域拠点の整備	
第2 通信体制の整備	1 通信施設の整備	責 任 者：市民生活部長、総務企画部長 担 当：安全対策課、契約管財課
	2 情報通信体制の整備	

第1 防災拠点施設の整備

1 本部施設の整備

災害時に災害対策本部が設置される市役所庁舎が、災害時に有効な機能を発揮できるよう整備する。

■市役所の整備

- ① 建物の耐震性の確保
- ② 非常電源装置
- ③ 貯水槽の耐震性の確保
- ④ 備蓄物資及び備蓄倉庫
- ⑤ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保

2 代替施設の確保

市役所庁舎が被災した場合を想定し、あらかじめ災害対策本部の代替施設を確保し、災害対策本部として機能できるよう整備を行う。

3 地域拠点の整備

災害時には、避難所とともに、物資の集積場所、ヘリポート、備蓄拠点など、地域の活動拠点となる施設が必要となるため、公共施設等の中から次の施設を拠点として指定するとともに、必要な施設等を整備する。

■地域拠点

地域の拠点	必 要 な 施 設
物資の集積場所	体育館等の施設、ヘリポート、駐車スペース
避 難 場 所	備蓄倉庫、耐震性貯水槽、無線通信施設

第2 通信体制の整備

1 市の通信施設・設備の整備

(1) 市防災行政無線

災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に、市役所において情報の収集及び連絡が確保できるよう通信機器の整備に努める。

また、既存の通信機器については、災害時に使用できるよう常時保守管理を実施する。

■無線施設の整備

防災行政無線（固定系）	市民への情報伝達のため、適正な管理を実施する。また、難聴地区の解消に努める。
防災行政無線（移動系）	災害対策本部と災害現場等との間で相互に連絡をできるよう移動局の適正な管理を実施する。
I P 無線	市役所と避難所、病院、防災関係機関等との間で、相互に連絡できるように整備する。

(2) インターネットを利用した情報伝達の整備

緊急時に市民に正確な情報を伝達できるよう、インターネットを利用した情報伝達手段を整備する。

【資料編】

資料-2-65 災害に係る情報発信等に関する協定（株式会社ヤフー）

■インターネットを利用した情報伝達手段

- ① 市ホームページ (<https://www.city.kamagaya.chiba.jp>)
- ② かまがや安心eメール
- ③ 緊急速報エリアメール・緊急速報メール
- ④ SNS

(3) 新たな情報伝達手段の整備

近年急速に発展している新たな情報通信技術を取り入れ、音声、文字、映像等多様な通信手段により、情報伝達が行えるよう検討する。

2 情報通信体制の整備

(1) 非常通信体制の強化

災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対応するため、非常通信体制の整備充実に努める。

■非常通信体制の強化

- ① 平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。
- ② 無線従事者の確保
無線機器運用マニュアルの作成や研修の機会を通じて、職員の中で無線従事者を確保する。

(2) アマチュア無線通信の活用

アマチュア無線団体等と災害時の情報収集、伝達等の体制を協議し、無線通信訓練等を実施する。

(3) 災害時優先電話

各部、出先施設、避難所等において、災害時優先電話が確保できるよう、災害時優先電話の指定拡充を検討し、必要に応じ **N T T** 東日本株式会社に指定の依頼をする。

■災害時優先電話の指定

既設の電話番号を所轄の **N T T** 東日本株式会社千葉支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、支店長の承認を受ける。

(4) 災害時における他機関の通信設備利用

災害対策基本法 第 56 条及び 57 条 の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう必要に応じ、以下の機関の通信設備について事前の使用協定等の検討を行う。

また、タクシー協会やトラック協会とも無線設備の利用について協定の検討を行う。

■利用可能な機関（※印は市内機関）

警察署[※]、国土交通省関係機関、気象官署、日本赤十字社千葉県支部、東京電力(株)、東日本旅客鉄道(株)

(5) その他の通信網の整備

その他の通信網の整備として、C A T V やインターネット等の活用について検討する。

3 千葉県の情報連絡施設

(1) 県防災行政無線の活用

市は、災害時における県、県の出先機関、他の市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等との通信連絡にあたっては、千葉県防災行政無線（県防災行政無線再整備事業により整備）を最大限活用するものとする。

県防災行政無線再整備事業は、防災情報により安全で効率的な通信手段の確保と防災情報収集・伝達機能の強化を図るため平成16年度から平成20年度にかけて整備したものが機器の老朽化により、故障等の通信障害が増加し、安定した稼働が難しくなったことから、防災対策に必要となる信頼性や安定性を確保し、通信機能の向上を図るため令和4年度から令和7年度にかけて整備したものである。

現行の千葉県防災行政無線については当該事業の中で再整備が行われ、本市に設置されている千葉県防災行政無線設備は、令和7年度から運用を開始している。

(2) 防災情報システムの活用

市は、災害時における被害情報、措置情報等の報告にあたっては、「千葉県防災情報システム」（以

下「情報システム」という。)を最大限活用するものとする。

情報システムでは、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災情報に関する各種情報を的確な防災対策に資するため関係機関に提供し、また、収集した情報を、インターネットを使い、市民に利用してもらえるよう公開している。

情報システムは、クラウドサービスを利用し、県、市町村等の防災関係 129 機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた情報端末を設置し、電気通信事業者専用線網を利用しオンライン化されている。

このシステムは、県が平成 29 年度に整備したもので、平成 30 年4月から全面運用している。市は、平時から訓練等を実施し、防災情報システムの操作方法の習熟を徹底する。

【資料編】

- ・資料-4-2 鎌ヶ谷市防災行政用無線局管理運用規程
- ・資料-4-3 通信施設

第5節 災害に強い組織・人づくり

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 組織の整備	1 防災組織の整備	責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工観光課、総務課
	2 自主防災組織の育成	
	3 事業所防災組織の強化	
第2 防災訓練	1 総合防災訓練	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長、 消防長 担 当：安全対策課、道路河川管理課、 消防本部、施設管理者
	2 個別防災訓練	
	3 自主防災組織の訓練	
	4 施設・事業所等の訓練	
第3 防災広報		責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、 生涯学習部長、消防長 担 当：安全対策課、秘書広報課、 学校教育課、消防本部
第4 調査・研究	1 防災に関する情報収集	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課
	2 防災に関する調査・研究	

第1 組織の整備

1 防災組織の整備

(1) 防災会議

鎌ケ谷市防災会議条例に基づき、定期的に防災会議を開催し、市及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、災害対策を推進する。

また、防災会議の女性委員数に配慮して委員委嘱を行い、防災会議への女性の参画を図る。

■防災会議で協議する事項

- ① 鎌ケ谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- ④ ①～③に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 災害対策本部

地域防災計画に基づき、災害時に災害対策本部を設置し、対策要員の参集・配備、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、職員がそれぞれの職務内容、手順の習熟に努める。

また、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、指揮命令系統や活動内容等について訓練等を踏まえて検証を行い、適宜見直しを行う。

(3) 災害時行動マニュアルの作成

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、各部署にお

いて、災害応急対策に関する活動要領（災害時行動マニュアル）を作成し、各職員に徹底する。

(4) 市業務継続計画（BCP）の発動及び改訂

市は、**大規模災害**が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持するため、市業務継続計画（BCP）を発動基準に則り発動する。

また、組織の改編や事務分掌の変更等により必要があるときは、市業務継続計画（BCP）の見直しや改訂を行う。

(5) 災害時の応援協定の締結の推進

市域が大規模災害に見舞われた場合には、市だけで**全て**の対策を実施することは困難であり、また、近隣の市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、広域的な市町村間の相互応援体制の確立を行うとともに、災害時における応急措置、各種物資や燃料等の供給、避難者の一時収容等、多種多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

2 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の結成

地域における防災は、住民一人ひとりが、自分の住む地域は自分が守るとの観点から、自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、救出救護、避難等を行うことが大切である。特に、高齢者、障がい者等の要配慮者の所在を把握し、災害時には救出、避難等の支援活動が必要である。

そこで、地域の防災活動の推進を図るため、障がい者団体等とのコミュニケーションの機会の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえ、自治会等を単位に自主防災組織の育成を促進する。自主防災組織のリーダー層においては、男女のバランス、世代のバランスに配慮した構成となるよう働きかける。

また、子育てサークルや福祉活動などの多様な市民活動経験や専門資格を持つ人なども、自主防災活動に関わることができるよう環境を整える。

(2) 活動支援

自主防災組織の活動を行う**上**で必要な防災資器材について、予算の範囲内において購入を助成し、譲渡又は貸与することにより支援する。

また、自主防災組織の活動の中核リーダーを対象とした研修会等を開催し、対応力の向上に努めるとともに、組織の編成に当っては、役員や各班の班長に、女性が一定割合就くように働きかける。

さらに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市は県と協力してこれを促進する。

■自主防災組織の活動

平常時	① 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策、男女双方のニーズ、防災体制づくり（多様な住民の参画）） ② 災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ③ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） ④ 家庭の安全点検（火気器具・危険物品・木造建物の点検） ⑤ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） ⑥ 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） ⑦ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難指示など） ② 出火防止、初期消火 ③ 救出・救護（救出活動・救護活動） ④ 避難（避難誘導、避難所運営運営組織の活動等） ⑤ 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） ⑥ 避難所自主運営（多様な住民の参画） ⑦ 住宅避難生活者支援 ⑧ 避難行動要支援者の避難支援

3 事業所防災組織の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設管理者は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことが義務付けられていることから消防部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、**統括**防火管理体制が確立されるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成強化

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいため事業所の自主防災体制の強化及び必要に応じて相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガス施設には、爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応が図ることができない場合が考えられる。

そのため、消防本部は危険物施設等の管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

(3) 中小企業の事業継続

災害で被災した場合、各企業が事業継続や早期復旧を行うことは地域経済の復興の面からも大変重要であるため、事業継続計画（BCP）の策定について普及啓発を図る。

【資料編】

- ・資料-2-1 災害時応援協定等一覧表
- ・資料-10-1 鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱
- ・資料-10-2 鎌ケ谷市自主防災組織一覧表

第2 防災訓練

1 総合防災訓練

市は、災害時の円滑な活動が図れるよう、大規模地震等の発生を想定して、国、県、各防災関係機関協定締結市町村、教育機関、企業及び住民との協力体制のもと、総合訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、多くの防災関係機関や自主防災組織、企業等の参加を求めるとともに、要配慮者や多様な世代が参加できるよう工夫を行うものとする。

■総合防災訓練の訓練項目

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① 災害対策本部設置・運営訓練 | ⑦ 救出訓練 |
| ② 非常参集訓練 | ⑧ 救護訓練 |
| ③ 情報収集・伝達・広報訓練 | ⑨ 避難誘導訓練 |
| ④ 緊急通信の確保訓練 | ⑩ 給水・給食訓練 |
| ⑤ 応援要請訓練 | ⑪ 帰宅困難者訓練 |
| ⑥ 初期消火訓練 | |

2 個別防災訓練

(1) 水防訓練

河川、水路等の氾濫等に対する警戒、水防活動が的確に行えるよう、台風前の時期を選んで水防訓練を実施する。

(2) 消防訓練

日常的な訓練の他に、強風下における大火や同時多発火災を想定した消防訓練を実施する。

(3) 職員の訓練

市役所の各部各課に、非常参集訓練、避難誘導訓練、無線通信訓練等、災害応急対策で担当する業務について、必要な訓練を実施する。

3 自主防災組織の訓練

市は、自主防災組織単位に初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、避難所運営訓練等自主防災組織の訓練を指導し、助言をする。

また、災害時は全ての人があらゆる技能を身に付けたり、お互いにふれあっておく必要があるため、男女で役割を固定しない訓練、多様な人が参加できる訓練を工夫・実践するよう助言する。

4 施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の管理者は、消防本部の指導のもと避難訓練等を実施する。

また、各事業所の消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施するよう指導する。

第3 防災広報

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組を強化するため、次のような様々な手段を活用して、防災に関する広報の充実を図る。

なお、広報にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料を作成する。

(1) 講習会の開催

防災全般の知識等について、市職員をはじめ、自主防災組織のリーダーや事業所、学校、病院等の防火管理者を対象として防災講習会を開催し、防災知識の修得を図る。また、防災関係者が要配慮者や女性等多様な視点の重要性と、当事者の参加の必要性について認識するよう指導を図る。

(2) 広報及び印刷物

豪雨や台風シーズン、防災の日（9月1日）、防災とボランティアの日（1月17日）等に合わせ、「市広報紙」を通じて防災知識の啓発を図る。

また、防災ハンドブック、防災マップ等を作成、または改訂し、防災知識の普及に努める。

市ホームページにも、災害発生情報や防災に関する情報を掲載する。

(3) 報道機関の協力

各種報道機関に対し、防災資料を提供して、防災に関する正しい知識の普及についての協力を依頼する。

(4) 集会等における広報

地域住民の集会、座談会、防災訓練及び防災用品の展示会の開催等の機会において、防災知識の普及を図る。また、防災関係の映画やスライドを作成、購入又は借用し、これらの機会に上映する。

(5) DIG^{※1}及びHUG^{※2}の普及

災害図上訓練（DIG）、避難所運営ゲーム（HUG）の講習会を実施し、これを普及する。

※1：DIGは、参加者全員で地図を囲み、地域で大きな災害が発生する事態を想定し、地図の上にその被災状況や活動状況を書き込み、対応策等を議論していく訓練のことである。Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名付けられた。

※2：HUGは、静岡県が開発した避難所運営を机上体験できるカードゲームのことである。

Hinanzyo（避難所）、Unei（運営）、Game（ゲーム）の頭文字を取ったもので、英語で「hug（抱きしめる）」と掛けて、避難所を優しく受け入れる避難所のイメージを重ね合わせて名付けられた。

■防災広報の内容

【自らの身を守るための知識】

- ① 食料・飲料水の備蓄（最低3日、推奨1週間分）
- ② 救急用品等非常持出品の準備
- ③ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置
- ④ 建物の補強、不燃化
- ⑤ 避難所・避難場所及び避難経路
- ⑥ 避難方法、避難時の心得
- ⑦ 室内外、高層ビル、地下街等における災害発生時の心得
- ⑧ 災害に関するドライバーの心得
- ⑨ 水道、電気、ガス、電話等の災害時の心得
- ⑩ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ⑪ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- ⑫ 帰宅困難者の心得
- ⑬ 過去の災害教訓の伝承

【地域防災力を向上させるための知識】

- ① **救出**・救護の方法
- ② 自主防災活動の実施
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 要配慮者や男女双方の支援ニーズの違い

【その他一般的な知識】

- ① 地域防災計画の概要
- ② 災害に関する調査結果
- ③ 各防災関係機関の災害対策
- ④ 風水害等に関する一般知識
- ⑤ 災害発生時の緊急初動措置 等

第4 調査・研究

1 防災に関する情報収集

国、県、市町村、防災関係機関の防災対策に対する計画、調査報告等を収集する等、関係機関との情報交換に努める。

また、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 防災に関する調査・研究

宅地化の進展をはじめ変貌する地域の状況や調査技術の進展に合わせて、総合的な防災調査を実施する。

また、情報通信分野をはじめ、進歩する科学技術の防災行政への活用についても積極的に検討する。

第6節 消防体制の整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 火災の予防	1 出火防止措置	責 任 者：消防長 担 当：消防本部 予防課
	2 初期消火の指導	
	3 防火クラブの啓発・教育	
第2 消防力の整備	1 消防資機材の整備	責 任 者：消防長 担 当：消防本部
	2 救急体制の整備	
	3 消防団の強化	
	4 消防団員の確保	

第1 火災の予防

1 出火防止措置

(1) 一般家庭に対する指導

自治会、自主防災組織等を通じて家庭に対し、次の事項について指導・普及を図る。

■家庭に対する指導・普及事項

- ① 火気使用の適正化、消火器具等の普及及び取扱い方法についての指導を図る。
- ② 「すばやい火の始末」などの出火防止知識の啓発・指導を行い、火災発生時の心得の普及及び徹底を図る。
- ③ 住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

(2) 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者を選任する義務がある防火対象物には、その選任義務の履行を指導するとともに、応急対策が効果的に行われるよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

■建築物への防火対策

- ① 自衛消防組織の編成及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備を実施するよう指導する。
- ② 消火、通報、避難等の訓練を実施するよう指導する。
- ③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備を実施するよう指導する。
- ④ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務を実施するよう指導する。
- ⑤ 従業員等に対する防災教育を実施するよう指導する。

(3) 火災予防査察

消防法第4条の規定により、防火対象物の立入検査を行い、関係者に対して、火災予防上必要な対策や資料の提出を求め、火災予防の徹底を図る。

■ 予防査察の着眼点

- ① 消防用設備等が消防法令で定める技術基準に従って設置されているか。
- ② 炉、厨房設備、ボイラー、ストーブ、給湯湯沸設備、変電設備等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準に従っているか。
- ③ 移動式ストーブ、電熱器、調理用の器具等の火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの状況が火災予防条例で定める基準に従っているか。
- ④ 集会場、店舗等の不特定多数の者が出入りする場所での火気及び危険物品の持ち込み等について火災予防条例の制限に違反していないか。
- ⑤ 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの状況が火災予防条例で定める基準に従っているか。
- ⑥ 火あそび、たき火又は火粉の始末等の屋外における行為の禁止若しくは制限又は火災警報発令下における火の使用の制限が遵守されているか。
- ⑦ 防火対象物の住宅用途部分に、住宅用火災警報器が設置及び維持されているか。

(4) 危険物施設の設置者に対する指導

危険物施設の設置者に対し、消防法令に基づいた位置・構造・設備の維持、自主防災体制の確立、危険物取扱従事者に対する教育の計画的な実施を指導し、当該危険物施設に対する保安の確保に努めさせるとともに、立入検査等により、火災予防上の必要な助言又は指導を行う。

また、火災予防条例に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについても、関係者に対して必要な助言又は指導を行う。

■ 危険物施設の防火対策

- ① 位置、構造及び設備は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。
- ② 貯蔵及び取扱い並びに運搬及び移送は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。
- ③ 消火設備、警報設備及び避難設備に係る工事又は整備は、技術上の基準どおり実施するよう指導する。
- ④ 定期点検を適正かつ確実に実施するよう指導する。
- ⑤ 危険物取扱者に係る危険物取扱作業の保安に関する講習を受講するよう指導する。

(5) 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等に係る許可、認可を行う際、火災予防上の安全性を確保するため、消防法に規定する消防同意制度を効果的に運用する。

2 初期消火の指導

(1) 消火器具の設置

各家庭や事業所に消火器具の設置を推奨し、初期消火の徹底を図る。

(2) 初期消火の指導

地域住民に対して、初期消火に関する知識、技術の普及のため、消火訓練、広報による周知等に

より住民や自主防災組織による初期消火の指導に努める。

3 防火クラブの啓発・教育

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブなどの防火普及団体に対して育成指導を行い、防火意識の普及や初期消火力の向上を図る。

第2 消防力の整備

1 消防資機材の整備

市街地の拡大や人口の増加に合わせて、火災等の災害発生時における迅速、的確な対応を遂行するため、消防車両、装備、資機材の近代化や拡充を図る。

また、老朽化した消防庁舎等の施設の更新を図る。

2 救急体制の整備

(1) 救命率の向上

災害事故による傷病者の早期救命を図るため、救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施する。

(2) 傷病者等の搬送体制の確立

災害時における医療機関との連携体制の構築を図る。

(3) 住民等の救急講習会

住民等に対して、救急講習会等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

3 消防団の強化

消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図るとともに、地域の防災機能の充実・強化を図る。

4 消防団員の確保

消防団員確保のため留意すべき事項。

(1) 消防団に関する住民意識の高揚

(2) 処遇の改善

(3) 消防団の施設・設備の改善

(4) 市ホームページ、SNS を活用

第7節 避難環境の整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・解除	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課 公園緑地課、施設管理者
	2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	
	3 避難経路の整備	
第2 避難体制の整備	1 市の状況判断基準の確立	責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全対策課 社会福祉課、高齢者支援課 障がい福祉課、こども支援課、 幼児保育課
	2 避難計画	
	3 施設の避難誘導	
	4 住民の避難誘導	
第3 避難所運営体制の整備	1 避難所運営体制の整備	責 任 者：生涯学習部長、市民生活部長 担 当：教育総務課、環境課
	2 避難所運営マニュアルの作成	
	3 ペット対策	

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・解除

人口の増加や市街地の拡大、避難場所周辺の防災的環境の変化に応じて、適切な施設に対して指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。

また、指定避難所の指定を受けた施設管理者は、災害時に迅速な開設が行えるよう、鍵の保管・管理方法を所属職員に周知徹底しておく。

一方、指定緊急避難場所点検調査結果等に基づき、災害時の安全度等により指定緊急避難場所等として適切でない施設については、指定緊急避難場所等の指定を解除する。

なお、指定の追加・解除等により指定緊急避難場所等に変更等が生じた場合は、速やかに市広報紙等で市民への周知を図る。

■指定緊急避難場所及び指定避難所の位置づけ

種 別	位 置 づ け
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。（災対法49条の4）
指定避難所	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として指定する。（災対法49条の7）

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

(1) 指定避難所の設備の整備

指定避難所に指定した建物については、内閣府が策定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県が策定した「災害時における避難所運営等の手引き」により、次のような設備の整備及び物資等を備蓄する。

■指定避難所の設備

- ① 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備を整備するとともに、施設のバリアフリー化を図る。
- ② 避難生活の長期化、季節、高齢者・乳幼児・女性等のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備やケア策の整備を図る。
- ③ 避難者の安全を確保するため、施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、出来る限りの液状化対策を実施する。
- ④ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。また、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。
- ⑤ 指定避難所に備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。
 ア 食料 (アレルギー対応食品等を含む。) イ 飲料水
 ウ 非常用電源 エ 救急箱 オ 炊き出し用具
 カ 毛布 キ 仮設・マンホールトイレ等
 また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保に努める。
- ⑥ 飲料水の確保を図るため、井戸付耐震性貯水槽等の整備を図る。
- ⑦ 被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備を図る。
- ⑧ 衛生環境を保持するための設備の整備を図る。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

指定緊急避難場所及び指定避難所には、指定緊急避難場所及び指定避難所を示す標識等を設置する。

また、防災マップや市広報紙等に防災知識とともに指定緊急避難場所及び指定避難所の位置を掲載し、住民への周知を図る。

3 避難経路の整備

住民の安全な避難を確保するため、主要幹線道路の歩道や生活道路の整備、ブロック塀、落下物等の除却等を速やかに行うことにより避難経路の確保に努める。

また、避難誘導のための標識等の設置を図る。

【資料編】

- ・資料-5-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

第2 避難体制の整備

市は、災害時において避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を適切に発令するために、火災の発生状況や浸水状況等を迅速に把握し、住民に対する情報伝達体制及び避難誘導体制等の確立を図る。

1 市の状況判断基準の確立

また、防災関係機関等との連携強化を図り、適切な避難誘導を行うための体制の整備を進める。

2 避難計画

国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における避難所運営等」の手引き」を活用し、特に要配慮者に配慮した避難誘導体制を図る。

市は、避難行動要支援者について、名簿情報を基に避難支援等を実施するための計画（個別支援プラン）の作成に努める。

避難誘導は、移動又は歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

■避難誘導の優先順位

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 介護や配慮を要する高齢者及び障がい者 | ④ 高齢者・障がい者 |
| ② 傷病者 | ⑤ 児童生徒 |
| ③ 乳幼児及びその保護者・妊産婦 | |

3 施設の避難誘導

各施設の管理者は、所管施設の避難計画を作成し、自主的に避難誘導ができるような体制づくりを推進する。その場合、地域の住民組織及び事業所等との連携が取れるようにする。

4 住民の避難誘導

住民の避難誘導を自主防災活動の一つとして位置づけ、地域の要配慮者を助け自主的に避難誘導するような体制づくりや訓練を実施する。

第3 避難所運営体制の整備

1 避難所運営体制の整備

市は、指定避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行うため、平常時から指定避難所の運営体制の整備を進める。

避難所運営体制は、市職員、施設管理者、各指定避難所に主に避難する自治会等で構成し、避難所運営マニュアルについては、指定避難所ごとの個別計画策定に努め、それを基に関係者が避難所運営訓練等を実施する。

また、避難所運営組織に男女双方が入るようにする。ボランティアとの連携も円滑に進むよう、受け入れ体制について協議しておく。

県が作成した「災害時における避難所運営^等の手引き」を参考に、鎌ヶ谷市避難所運営マニュアルを作成し、必要に応じて適宜改訂する。また、市が作成した避難所運営マニュアルを手引きとして、指定避難所ごとに構成した避難所運営体制において避難所運営について話し合い、地域における生活者の多様な視点を取り入れたマニュアルの作成について検討する。

2 避難所運営マニュアルの作成及び改訂

避難所運営マニュアルには、要配慮者や女性等地域の生活者の多様な視点を反映するとともに、指定避難所での生活環境を常に良好なものとするため、プライバシーの確保、安全の確保、相談体制、ペットの同行避難等について反映させる。

3 ペット対策

指定避難所におけるペットの取扱いについては、衛生面、鳴き声、臭い、アレルギー等の問題があり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては、多大なストレスとなるケースがある。一方で、飼主にとっては癒しの存在であり、他の避難者にとっても同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいる。

そのため、県の「災害時における避難所運営^等の手引き」を参考に、避難者とペット双方にとって望ましい対応方法を検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。

第8節 応急対策のための環境整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 救助・ <u>救急</u> ・医療 体制の整備	1 救助・救急体制の整備	責 任 者：消防長、都市建設部長、 健康福祉部長 担 当：消防本部、道路河川管理課、 健康増進課
	2 医療体制の整備	
第2 緊急輸送体制の 整備	1 緊急輸送道路の確保	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課
	2 ヘリコプター発着場の指定	
	3 車両の確保	
	4 燃料の確保	
	5 物資拠点の整備	
第3 給水体制の整備	1 水の確保	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課
	2 給水資機材の確保	
第4 防疫体制の整備	1 防疫体制の整備	責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：安全対策課、クリーン推進 課、 健康増進課
	2 し尿・廃棄物処理体制の 整備	
第5 物資供給体制の 整備	1 備蓄の推進	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課
	2 協定締結の促進	
第6 建物対策の推進	1 仮設住宅予定地の確保	責 任 者：都市建設部長 担 当：建築住宅課
第7 宅地対策の推進	1 被災宅地危険度判定体制の 確立	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市計画課
第8 学校の対策	1 学校における防災体制の 整備	責 任 者：生涯学習部長 担 当：学校教育課
	2 防災教育の充実	

第1 救助・救急・医療体制の整備

1 救助・救急体制の整備

(1) 住民の自主救護能力の向上

救助・救急活動は、防災関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。

そこで、住民の自主救護能力の向上、応急救護知識・技術の普及活動、災害時応急医療活動に関するPR活動を推進する。

(2) 建設業者等との連携強化

倒壊建物の下敷きとなった者の救出や重傷者を迅速に搬送するため、障害物の除去、道路等の応急措置に必要なジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業者と協定を締結するなど連携を図る。

2 医療体制の整備

(1) 緊急時の連携強化

災害時の応急医療について、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部等と、災害時の救護班の編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。

(2) 後方医療体制の整備

負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、広域的な医療活動の拠点となる災害拠点病院と連携を図る。

(3) 医薬品・医療用資機材の準備

応急医療活動に必要な医薬品等の調達に関し、習志野保健所（習志野健康福祉センター）や鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会や医療機関と連携して、迅速な調達ができるようにする。

【資料編】

- ・資料-3-9 医療機関等一覧
- ・資料-2-67 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合）
- ・資料-2-71 災害時における備蓄医薬品等に関する協定（一般社団法人鎌ヶ谷市医師会）

第2 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の指定

市内の被災地に救援物資や応急対策活動要員の輸送体系を確保するため、緊急輸送道路を指定する。

■指定基準

県の指定した緊急輸送道路及び市役所と、次の施設を結ぶ道路

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 搬送先病院 | ④ ヘリコプター発着場 |
| ② 救護所設置予定場所 | ⑤ 自衛隊駐屯地 |
| ③ 物資拠点 | |

(2) 緊急輸送道路の周知

広報活動を通じて、住民に対して自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発、災害時の緊急輸送道路の周知を図る。

2 ヘリコプター発着場の指定

交通の混乱や道路等の被害の発生により、車両による輸送が不可能となった場合に備えて、ヘリコプター発着場予定地等の空輸による緊急輸送手段についても検討する。

3 車両の確保

災害時の緊急輸送の車両を迅速に確保するために、輸送業者との連絡方法、車両の出動、集結方法等について輸送業者と協議する。

4 燃料の確保

ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、燃料販売関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努める。

5 物資拠点の整備

災害時における物資の受け入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、物資拠点を指定し、整備を行う。

【資料編】

- ・資料-3-8 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧
- ・資料-6-1 緊急通行車両等の確認及び規制除外車両及び事前届出事務手続き等
- ・資料-6-8 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画
- ・資料-6-10 千葉県緊急輸送ネットワーク（鎌ヶ谷市付近）

第3 給水体制の整備

1 水の確保

(1) 県企業局との連携

災害時の給水方法や資機材の調達など災害時の給水体制について、県企業局船橋水道事務所と連絡調整を図る。

(2) 井戸付耐震性貯水槽等の整備

災害時に水道施設が被災し断水した場合に備え、飲料水等を確保できるように指定避難所等に井戸付耐震性貯水槽等の整備を図る。

(3) 受水槽給水栓の整備

災害時に水道施設が被災し断水した場合に備え、飲料水等を確保できるように指定避難所等の受水槽に給水栓の設置を図る。

(4) 民間井戸の活用

市内にある個人等が所有する井戸を登録し、災害時協力井戸として活用できるようにする。

(5) 家庭における備蓄の促進

住民・自治会・事業所等に対して、市広報紙、防災パンフレット等により、最低3日、推奨1週間分を目安として各家庭における非常用飲料水の備蓄を促進する。

2 給水資機材の確保

被災者への円滑な給水活動が行えるよう給水用資機材の整備・拡充を図る。特に給水車から給水するためのポリタンク、ビニールバケツ等の備蓄や業者の流通備蓄の確保を図る。

【資料編】

- ・資料-5-3 井戸付耐震性貯水槽設置箇所一覧

第4 防疫体制の整備

1 防疫体制の整備

災害により浸水した地域や避難所等において、感染症等の発生を予防するために、消毒等の活動が必要である。そこで、消毒資機材を備蓄するとともに、一般社団法人千葉県ペストコントロール協会や習志野保健所（習志野健康福祉センター）等と連携して消毒薬剤や散布資機材が確保できるような体制を確立する。

2 し尿・廃棄物処理体制の整備

(1) 仮設トイレの確保

災害時に浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域において、仮設トイレを設置するため、仮設トイレの備蓄や業者等から確保できる体制を整備する。

(2) 廃棄物処理体制の整備

災害時に大量に発生する廃棄物を処理するために、災害廃棄物処理計画に基づき、収集処理の人員や資機材等の確保等、廃棄物の収集・運搬・処理体制を整備する。

また、大量の廃棄物の仮置き場の設置場所等についても検討する。

第5 物資供給体制の整備

1 備蓄の推進

市は災害に備えて、県が策定した「災害時における避難所運営等^等の手引き」を参考に、災害発生時の必要物資の優先度に配慮しながら、備蓄の整備を行う。

特別な支援が必要な、乳幼児、要介護者、病気の人などの栄養支援の必要性についても関係者で共有し、専門機関とも連携して支援体制を検討する。

授乳支援については、専門知識も必要であるため、保健所、助産師会、母乳育児支援団体などと連携し、あらかじめ支援体制について検討しておく。内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の授乳アセスメントシートも参考にする。併せて、乳幼児検診などを通して、子育て世帯への災害時の備えの必要性についてしっかりと周知する。

(1) 備蓄物資の整備

災害に備えて、次の物資を備蓄する。耐用年数のある備蓄物資は、適宜入れ替えを行う。

また、備蓄物資の選定に際しては、要配慮者や女性等の避難生活等に配慮する。

資機材等については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。

■市で備蓄すべき物資

非常用食料・飲料水、毛布、救急医療セット、担架、懐中電灯、乾電池、ろうそく、点火用具、仮設・簡易・マンホールトイレ等、ウエットティッシュ、粉ミルク（アレルギー対応含む）、ほ乳瓶、紙コップ、割りばし、小児用・成人用おむつ、おしりふき、生理用品、トイレットペーパー、間仕切り、防水シート、テント、ろ水機、給水槽、石油ポンプ、発電機、投光器、炊飯装置、住宅地図、飲料水袋、燃料等

(2) 備蓄倉庫の整備

指定避難所となる学校等に備蓄倉庫を整備すると同時に、空き教室等を利用した備蓄を推進し、各備蓄倉庫へ備蓄品を分散して配置するよう順次整備を行う。

(3) 新物資システム（B-PLo）の活用

県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、県下 13 箇所（令和 6 年 9 月現在）の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。

本市においては、新物資システム（B-PLo）により、県、他の市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。

■県の備蓄物資

非常用食料、毛布、医療品、簡易トイレ、ブルーシート、発電機、投光器等

(4) 家庭における備蓄の促進

住民・自治会・事業所等に対して、市広報紙、防災パンフレット等により、災害発生後最低 3 日、推奨 1 週間分を目安として食料の備蓄や生活必需品の備蓄を促進する。

(5) その他の応急対策用資機材

職員が応急対策をする上で必要な資機材等も順次整備する。

■応急対策用資機材

防水シート、スコップ、バール、掛けや、ヘルメット、メガホン、車上ライト、懐中電灯、キャップライト、誘導灯、のこぎり、工具、夜光チョッキ、防災被服等

2 協定締結の促進

災害時の物資等の確保のために、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等の協力業務の内容、協力方法等について、協定締結の促進に努める。災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

■災害時に協定先等からの確保を図る物資

食料・飲料水、粉ミルク、ほ乳びん、離乳食、介護食、アレルギー対応食、生理用品、小児用・成人用おむつ、簡易ベッド、化粧品（化粧水等）、燃料、筆記用具、裁縫用具、粘着テープ・接着剤、ラジオ、タオル、バケツ、洗面器、洗面用品、手洗い用給水タンク、ちり紙、ビニール袋、リヤカー、シャツ・セーター等、下着類、履物、作業着・軍手、石鹸、洗剤、洗濯用品、茶碗、箸・スプーン、皿、裁断用具、ストーマ用装具、間仕切り、その他備蓄物資で不足するもの

【資料編】

・資料-5-4 防災備蓄倉庫・備蓄物資一覧

第6 建物対策の推進**1 仮設住宅予定地の確保**

災害時の応急仮設住宅は、災害救助法が適用された場合、県が建設することとなっているが、あらかじめ交通やライフライン等の条件を考慮して、仮設住宅建設に適当な土地をリストアップする。

第7 宅地対策の推進**1 被災宅地危険度判定体制の確立**

被災宅地の風水害等による二次災害を防止するため県が中心となって被災宅地危険度判定士制度を整備し、判定士の認定・登録を実施している。

そこで、被災宅地危険度判定体制の確立について連絡調整を図るため、千葉県被災宅地地域連絡協議会を通じて活動の充実・民間団体との連携を強化する。

市は、建築・土木等の技術者に対し、被災宅地危険度判定士養成講習会等への参加を働きかけ、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、被災宅地危険度判定士の登録名簿を整理する。

また、市は、県と協力し判定に必要な資機材等の整備を行う。

第8 学校の対策**1 学校における防災体制の整備**

災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校で危機管理マニュアルを作成し、初期対応及び分担、応急手当、保護者への連絡体制等について確立を図るとともに、地域の防災組織、PTAなどとの連携による訓練を行う。

また、保護者への引渡しができず帰宅困難児童・生徒が発生することを想定し、飲料水や食料、毛布等必要な備蓄を行う。

さらに、児童・生徒の引渡し等については、保護者等に周知するとともに、市広報紙等において市民に広報する。

2 防災教育の充実

各学校では、防災教育の充実を位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童・生徒の発達段階に応じて、防災資料の配布、防災用のビデオの貸出や学校教育活動の中で災害に関する知識等の普及を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、教育機関は家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

第9節 要配慮者対策のための環境整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 要配慮者 への対策	1 基本的な要配慮者の範囲	責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：市民活動推進課、安全対策課、社会福祉課、障がい福祉課、 こども支援課、幼児保育課、 高齢者支援課、健康増進課、 関係機関：社会福祉協議会
	2 要配慮者支援における 自助・共助・公助の役割	
	3 要配慮者への支援	
	4 避難体制等の整備	
	5 被災した要配慮者の生活支援	
第2 社会福祉施設等 における防災対策	1 施設の安全対策	責 任 者：健康福祉部長 担 当：施設管理者
	2 組織体制・計画の整備	
	3 防災教育、防災訓練の充実	
第3 外国人への対策	1 防災知識の普及・防災訓練 の実施	責 任 者：総務企画部長 担 当：企画財政課
	2 避難所等における対応	

第1 要配慮者への対策

近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、外国人など災害対応能力の低い人々、いわゆる要配慮者の犠牲が目立っており、国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定した。市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、災害時だけでなく、日頃からの見守りを含め、可能な限りの情報伝達、安否確認を含めて行う体制を構築する。

1 基本的な要配慮者の範囲

災害時に危険回避行動や避難行動を行うことが困難であり、環境変化の影響を受けやすい、避難生活も含めて、支援を必要とする方について、主に次のような人を対象とする。

(1) 高齢者の方

一人暮らし、高齢者のみの世帯、要介護者等の高齢者

(2) 心身に障がいのある方

肢体不自由、内部障害、視覚・聴覚・言語・音声障害、知的・精神・発達障害、難病患者、小児慢性特定疾病児童等

- (3) 状況によって手助けが必要となる方
乳幼児、妊産婦、外国人

2 要配慮者支援における自助・共助・公助の役割

(1) 自助の役割（要配慮者自身や家族）

自らの命は自ら守ることを基本とし、可能な限り、自らの確な防災行動の実施に努める。

(2) 共助の役割（地域や自主防災組織）

自分たちの地域は地域みんなで守ることを基本とし、個々人の防災行動を支援する地域防災力の向上に努める。

(3) 公助の役割（市や消防など）

要配慮者の避難支援活動の促進を基本とし、防災情報の伝達等の体制整備に努める。

3 要配慮者への支援

(1) 地域ぐるみの支援協力体制

自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、民生委員・児童委員、民間ボランティア団体等と連携し、在宅の高齢者・障がい者等に対する声かけや安否確認など、平常時から支援・協力体制づくりを行う。

市は、災害時における情報伝達や安全の確認、救助、避難誘導等について、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりに努める。体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けるとともに、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、児童相談員、カウンセラー等の確保など、災害時の支援体制を構築する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害発生時において、要配慮者のうち、避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難な者について名簿を作成し、年1回更新する。

また、避難支援等関係者への名簿の提供に当たっては、本人の同意確認、情報漏えい防止措置等を適切に行った上で、日頃から災害時の対策に備えることで安否確認や避難支援体制を構築する。

ア 避難行動要支援者名簿の対象者

自宅で生活している、以下の要件に該当する者（施設や病院、サービス付き高齢者向け住宅などに長期に入所、入院や居住している者は対象としない。）

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者で要支援1から要介護2の者
 - ② 65歳以上の高齢者のみの世帯で要支援1から要介護2の者
 - ③ 介護保険の要介護3～5の認定を受けている者
 - ④ 身体障害者手帳所持者（1・2級）ただし免疫機能障害を除く。
 - ⑤ 療育手帳所持者（A判定）
 - ⑥ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）
 - ⑦ 難病患者（重症認定患者、筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者）
 - ⑧ 小児慢性特定疾病児童（人工呼吸器装着者）
 - ⑨ その他市長が認めた者
- ・①から⑧に該当しないが、相応の支援を必要とすると認められる者

イ 避難支援等関係者

- ① 行政機関

- ・災害対策本部（市役所）、消防本部、鎌ヶ谷警察署等

② 防災機関・団体

- ・避難支援に関する協定を締結した自主防災組織・自治会等

③ 社会福祉機関

- ・市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、市内の社会福祉施設等

④ その他

- ・民生委員児童委員協議会等

ウ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

次に掲げる通常業務等を通じて情報を把握する。

① ひとり暮らしの高齢者世帯などの情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳の活用等により把握する。

② 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。

③ 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分情報等により把握する。

④ 民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、その他の社会福祉事業者、福祉団体などからの情報収集により把握する。

⑤ 災害時の避難支援を希望し、避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意して提出した申請書により把握する。

また、名簿には次の事項を記載する。

① 氏名

② 生年月日

③ 性別

④ 住所又は居所

⑤ 電話番号その他連絡先

⑥ 避難支援等を必要とする理由（名簿に登載する者の要件）

⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 名簿の提供

① 平常時

名簿は、避難行動要支援者本人や家族の同意を得て避難支援等関係者に示し、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。

② 災害時

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に提供できる。

オ 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿を適正に管理できるよう、次の事項を遵守するよう徹底する。

① 計画に定めた者以外の者に閲覧させ、または伝達しないこと。

② 計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。

③ 紙媒体により管理すること。（市が管理する場合を除く。）

④ 個人情報を含む紙媒体は、原則、施錠可能な場所に保管すること。

⑤ 市が電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講じること。

⑥ 市は、情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要になった個人情報を、市以外の者が保有

するものは返納させ、確実にかつ速やかに廃棄すること。

なお、自治会、自主防災組織等に避難行動要支援者の個人情報を提供するにあたり、使用目的（災害時、日頃の見守り）以外で使用しない旨の協定を結び、その情報管理に万全の注意を払うものとする。

(3) 個別計画の整備

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿情報を基に避難支援等関係者と連携して一人ひとりの避難行動要支援者に対する支援方法や支援主体等を具体化した個別計画（個別支援プラン）の作成に努める。

(4) 要配慮者自身の備え

要配慮者自身においても、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、避難訓練への参加等、出来る範囲での自助の実施に努める。

4 避難体制等の整備

(1) 住宅の安全性向上

高齢者や障がい者等にとって避難は容易でないため、要配慮者の住宅の安全性の向上を目的に、住宅の耐震診断・耐震改修等の制度について周知する。

また、家の中の安全対策として家具転倒防止金具等の設置は有効な手段であることから、金具等の設置について周知する。

(2) 情報伝達・避難誘導

ア 情報の伝達

震災発生直後の避難行動要支援者への情報伝達・安全の確認・避難誘導等は、迅速性が特に重要なので、近隣住民や自主防災組織が担う必要がある。自治会、自主防災組織、民生委員等が中心となり、日頃より避難行動要支援者の保護を優先とした共助意識の向上に努め、確実な情報伝達を行う。

イ 伝達の手段

情報の伝達手段は、電子メールや受信メールを読み上げる携帯電話、フリーハンド用機器を備えた携帯電話等、障がいの状況に応じた手段により伝達する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動支援者宅を直接訪問して、情報を伝達する。

ウ 避難の優先性

避難の実施にあたっては、避難行動要支援者の避難を優先して行うが、特に①歩行や移動の困難な者、②介助が必要な高齢者、障がい者、病弱者、③乳幼児とその母親、妊婦、④高齢者、児童・生徒等といった順位で適宜判断して行う。

エ 避難支援等関係者の安全措置

避難支援等関係者の安全を確保するため、自治会、自主防災組織、民生委員等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性があること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

(3) 防災設備の整備

ひとり暮らしや要介護等的高齢者・障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実に行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努める。

また、在宅での安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知器等の設置、点検の推進に努める。

(4) 避難施設等の整備

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者・障がい者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備などの避難施設への配備に努める。

また、要配慮者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。

さらに、福祉避難所が不足する場合に備え、近隣の宿泊施設に優先的に入ることができるよう、協定の締結を検討するとともに、被災地外へ避難できるような体制を整備する。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施等

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を深められるよう努める。

また、自主防災組織が必要とされる避難行動要支援者のための防災資機材等の充実を図る。

5 被災した要配慮者の生活支援

(1) 被災した要配慮者への支援

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び指定避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行うよう体制づくりを行う。

また、要配慮者は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点が異なるため、それぞれの特性を踏まえた体制づくりを行う。

(2) 指定避難所などでの生活支援

過去の災害から、避難生活が被災者の心身に大きな負担を掛けることが明らかであり、特に要配慮者は、適応力が十分でないことから、特別な配慮が必要となる。

また、避難できない状況があり、在宅での避難生活される場合も想定されることから、要配慮者の避難状況やニーズを的確に把握し、避難生活の支援に努める。

また、要配慮者本人及び介護している家族の要望が、避難所運営や被災者支援に確実に反映される体制を構築する。

■要配慮者のケア

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施 ② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施 |
|---|

(3) 電源の確保

電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受け入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション、医療機器の提供を受けている事業者等と相談するよう周知する。

第2 社会福祉施設等における防災対策

1 施設の安全対策

各社会福祉施設等の管理者は、施設自体の安全確保に努めるとともに、ライフライン等の停止に備え、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。

また、応急復旧や施設入居者等の在宅酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備を整備する。

2 組織体制・計画の整備

各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、市（各施設所管課）への被害・復旧状況報告体制等の防災計画を作成する。特に、災害時には情報が伝わらないことが予想されるため、各施設において自らが情報収集できるような体制づくりを行う。

また、施設相互間、近隣住民等との連携を密にして災害時に協力が得られるような体制づくりを行う。

3 防災教育、防災訓練の充実

各社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者等が災害知識や災害時の行動について、理解や関心を高めるため防災教育を実施する。

また、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にし、施設の構造や入所者等の行動能力等の実態に応じた訓練の実施に努める。

【資料編】

- ・資料-5-5 要配慮者施設等一覧
- ・資料-5-6 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

第3 外国人への対策

1 防災知識の普及・防災訓練の実施

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」として位置づけ、災害時に的確な対応ができるよう次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。

■外国人への対策

- ① 避難所・避難路標識等の多言語表示板の明示
- ② 外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進
- ③ 多言語による簡単な表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れた防災パンフレット等の配布
- ④ 指定避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿絵やふりがなの併記

2 指定避難所等における対応

指定避難所等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳等に関して、市内の通訳者及び派遣ボランティア等の確保、県への語学ボランティアの派遣要請等を行える体制づくりを行う。

また、県の作成した「災害時における避難所運営^等の手引き」及び「避難所運営マニュアル（鎌ヶ谷市）」に基づき、指定避難所等の整備に努める。

第10節 ボランティア活動体制の整備

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第 1 ボランティア 育成体制の整備	1 ボランティア意識の啓発	責 任 者：健康福祉部長 担 当：社会福祉課 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会 日赤千葉県支部
	2 ボランティア受け入れ体制の整備	
第 2 ボランティアの養成		

第1 ボランティア育成体制の整備

1 ボランティア意識の啓発

社会福祉協議会等の関連団体と連携して、住民に対し、ボランティア意識の啓発に努める。
また、防災の日等に行う防災訓練にボランティア等の参加を求める。

2 ボランティア受け入れ体制の整備

(1) マニュアルの作成

社会福祉協議会と連携して、災害時におけるボランティアの活動を支援する活動支援マニュアルを作成する。

(2) ボランティア保険への加入促進

鎌ヶ谷市社会福祉協議会では、災害時のボランティア活動における事故に備え、ボランティア保険への加入促進を図る。

(3) ボランティアの登録

社会福祉協議会と連携してボランティアの登録窓口を社会福祉協議会ボランティアセンターに設置し、災害時にボランティア活動に参加できる団体、個人の登録受付を行う。

なお、専門ボランティアについては、各活動担当が中心となって対応する。

■ボランティアの定義

災害時におけるボランティアは、専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分できる。

■災害時のボランティア活動の例

分野	活動の例
避難所	環境整備、物資、性別による配慮、炊き出し、サロン・傾聴、ペット、アセスメント・運営支援 など
在宅避難者	物資、食事、実態把握調査 など
要配慮者	福祉施設への支援、相談支援、子どもの居場所・学習支援、学用品等の提供、通訳・翻訳 など
被災家屋	重機での土砂撤去等、床・壁・屋根の応急措置、廃棄物の分別・回収、住宅再建の相談・講習会 など
仮設住宅	引っ越し、物資・家電、コミュニティ形成のサポート、見守り など
生業支援	農地からの土砂・廃棄物撤去、商店街の片付け・清掃、資機材の支援 など
その他	物資の提供・運搬・仕分け、法律相談 など

※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、管理栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。

第2 ボランティアの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。

そこで、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターの養成に努める。

(1) 県による研修・講習会

県において実施しているボランティア養成の研修、講習会は、次のとおりである。

■県のボランティアの養成

- ① 災害対策コーディネーター養成講座（県防災危機管理部）
- ② さわやかちば県民プラザにおける研修・情報提供（県教育庁）

(2) 千葉県赤十字社防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加、協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修、訓練を実施する。

■日本赤十字社千葉県支部の防災ボランティアの養成

項 目	対 象	実施内容
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会(本社)	候 補 者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候 補 者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リ ー ダ ー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リ ー ダ ー・ 地 区 リ ー ダ ー	グループワーク、地区研修会の運営等

第11節 帰宅困難者等対策

◆項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 一斉帰宅の抑制	1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工観光課
	2 企業・学校等への要請	
第2 帰宅困難者等への 支援対策	1 駅周辺帰宅困難者等 対策協議会の設立	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長、 健康福祉部長 担 当：安全対策課、生涯学習部全課 社会福祉課、障がい福祉課、 こども支援課、幼児保育課、 高齢者支援課
	2 帰宅困難者等への情報 提供体制の整備	
	3 一時滞在施設の指定	
	4 要配慮者等の視点から の帰宅支援対策	

第1 一斉帰宅の抑制

1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

台風等の暴風雨が続いている場合は、移動行動そのものに困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市広報紙、市ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

2 企業・学校等への要請

風水害時は、一定の予測が可能なことから、気象情報等により鉄道等公共交通機関の停止が予想される場合には、従業員や生徒、訪問者等に早めの帰宅を促すとともに、状況が悪化した場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するよう、企業や学校等に対して要請する。

また、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるため、次の対策に努めるよう要請する。

■企業・学校等での安全対策

- ① 建物の補強、落下防止等の環境整備
- ② 飲料水、食料、毛布などの備蓄
- ③ 帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施（従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など）

第2 帰宅困難者等への支援対策

1 駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立

多くの帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺の帰宅困難者等対策に取り組むため、市が事務局となり、県、警察、鉄道事業者、駅周辺企業等と連携し、駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を検討する。協議会では、次のテーマを中心に対策を検討・実施していく。

(新鎌ヶ谷駅周辺帰宅困難者等対策協議会は平成28年度に設立済み)

■検討・実施事項

- | |
|-----------------|
| ① 情報連絡体制の確立 |
| ② 一時滞在施設の確保 |
| ③ 帰宅困難者等の安全確保 等 |

2 帰宅困難者等への情報提供体制の整備

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼び掛け、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況など情報提供体制を整備する。

3 一時滞在施設の指定

台風や豪雨等による出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止した場合に備え、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を駅周辺の避難所から指定し、周知を図る。

また、駅周辺の避難所において、帰宅困難者の受け入れ可否、施設における情報提供や物資提供のあり方、満員となった場合の対応等について検討し、避難所運営マニュアル等に定める。

【資料編】

資料-2-56 地震災害時における施設等の提供協力に関する協定（大和情報サービス株式会社アクロスモール新鎌ヶ谷）

4 要配慮者等の視点からの帰宅支援対策

帰宅困難者対策においても、要配慮者（特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人）や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

特に駅や大規模集客施設での利用者保護、一時滞在施設の運営、駅前滞留者対策における情報提供や誘導、代替輸送における優先順位などにおいて配慮する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害体制の確立

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日ま で)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 災害警戒本部	1 災害警戒本部の設置			
	2 災害警戒本部の廃止			
	3 災害対策本部への移行			
第2 災害対策本部	1 災害対策本部の設置			
	2 災害対策本部の運営			
	3 災害対策本部の廃止			
第3 災害対策本部事務分掌				
第4 自主防災組織への要請				

◆実施担当

第1 災害警戒本部	責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課
第2 災害対策本部	責 任 者：各部長 担 当：各班
第3 災害対策本部事務分掌	責 任 者：各部長 担 当：各班
第4 自主防災組織への要請	責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局

第1 災害警戒本部

小規模の風水害等が発生した場合、災害警戒本部を設置し、危険箇所の警戒・巡視、被害情報の収集及び関係機関との連絡等に対処する。

1 災害警戒本部の設置

(1) 設置・配備基準

市民生活部長は、次の配備基準に基づき、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部長となる。

本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、災害警戒本部長が指名した者をその代理者とする。

■災害警戒本部の配備基準

配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員
注意配備	① 市に大雨、大雪、 <u>土砂</u> 等の注意報、警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者） ・都市建設部（部長の指示した者） ・消防部（通常勤務者）
警戒配備	① 市に大雨、大雪、 <u>土砂</u> 等の警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員の内、本部長の指示した者） ・本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員の内、本部長の指示した者） ・各現地対策部（災害対策本部組織図1に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね6分の1）） ・都市建設部（部長の指示した者） ・消防部（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者）

(2) 動員方法

災害警戒本部長は、災害の状況を判断し動員を指示する。連絡は、災害警戒本部長が各現地対策部の各部長に連絡し、各部長は必要な人員を動員する。

なお、災害警戒本部長（市民生活部長）は、必要に応じて職員に自宅待機の措置を講ずることができる。

(3) 活動内容

災害警戒本部は、情報収集、連絡を中心とした活動を行う。主な活動はおおむね次のとおりとする。

■災害警戒本部の活動

① 気象情報等の収集・伝達	④ 危険箇所の警戒・巡視
② 被害情報の収集・伝達	⑤ 住民等への情報の伝達
③ 所管施設の点検	⑥ 関係機関等との連絡調整

(4) 指示と伝達

本部員は、災害警戒本部長から指令、連絡等の伝達及び指示、報告、要請等があった場合は、的確かつ誠実な処理に努めなければならない。また、部員が措置した事項及び収集した情報は速やかに災害警戒本部長に伝達しなければならない。

(5) 各部の応援体制

災害警戒本部長は、各区域の災害の状況から判断して、各部相互の応援を各部長に指示することができる。

2 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、災害警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

市長は、災害が拡大したとき、又は拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行する。

【資料編】

- ・資料-4-4 防災関係機関連絡先

第2 災害対策本部

風水害等により被害が発生した場合は、迅速に災害対策本部を立ち上げ、市の総力を挙げて初動活動を実施する。

1 災害対策本部の設置

(1) 設置・配備基準

市長は、風水害等により被害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、本部長となる。

本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、市長が指名した者をその代理者とする。

■災害対策本部の配備基準

配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員
第1配備	① 市域の数地域で風水害による被害が発生したとき ② がけ崩れ等により人家や道路等に被害が発生したとき ③ その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・本部員・本部事務局 ・各現地対策部（災害対策本部組織図1に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね3分の1）） ・都市建設部（部長の指示した者） ・消防部（消防の計画に定める人員）
第2配備	① 第1配備で対処しきれないとき ② その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・本部員・本部事務局 ・各現地対策部（災害対策本部組織図1に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね3分の2）） ・都市建設部（部長の指示した者） ・消防部（消防の計画に定める人員）
第3配備	① 甚大な被害が発生し、第2配備で対処しきれないとき ② その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・全員

(2) 動員方法

職員の動員は、第1・第2配備については、災害警戒本部の動員方法と同様とし、第3配備につ

いては、本部長が災害の状況を判断し動員を指示するが、勤務時間外において配備に該当すると判断される災害情報を入手した場合は、自ら本部に確認をする。

なお、本部長（市長）は、災害状況に応じて、職員に自宅待機の措置を講ずることができる。

(3) 指示と伝達

本部員は、本部長から指令、連絡等の伝達及び指示、報告、要請等があった場合は、的確かつ誠実な処理に努めなければならない。また、部員が措置した事項及び収集した情報は速やかに本部長に伝達しなければならない。

(4) 各部の応援体制

本部長は、各区域の災害の状況から判断して、第1・第2配備体制において現地対策部相互の応援を各部長に指示することができる。

(5) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）は、本部長の指示により市役所に災害対策本部を設置し、その他活動に必要な室を準備する。

総務企画3班は、市庁舎が災害対策本部としての機能が十分であることを点検する。

なお、災害対策本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。

■本部の配置

本 部 室	市役所3階市長応接室
本部会議室	市長応接室又は市役所3階303会議室等

本部長は、市庁舎が災害対策本部としての機能が不十分である場合は、次の施設に災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の移設場所

鎌ヶ谷市民体育館

(6) 災害対策本部設置・廃止の通知

災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次の機関等に電話その他適当な方法によりその旨を通知する。

■本部設置・廃止の通知先

① 県庁及び東葛飾地域振興事務所	⑤ 近隣市
② 防災会議委員	⑥ 報道機関
③ 市民	
④ 鎌ヶ谷警察署	

2 災害対策本部の運営

(1) 組織

本部の組織は、災害対策本部組織図（風－3－6、3－11）のとおりとする。

(2) 指揮

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■災害対策本部の権限の委任

第1・2配備体制	第3配備体制
第1順位 副本部長（副市長）	第1順位 副本部長（副市長）
第2順位 本部員（教育長）	第2順位 副本部長（教育長）
第3順位 本部員（市民生活部長）	第3順位 本部員（市民生活部長）
第4順位 本部員（消防長）	第4順位 本部員（消防長）
第5順位 本部員（総務企画部長）	第5順位 本部員（総務企画部長）
第6順位 本部員（健康福祉部長）	第6順位 本部員（健康福祉部長）
第7順位 本部員（都市建設部長）	第7順位 本部員（都市建設部長）
第8順位 本部員（生涯学習部長）	第8順位 本部員（生涯学習部長）

(3) 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。本部員は、会議の招集の必要がある場合は、市民生活部長に要請する。

■本部会議の概要

構 成	本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員
協 議 事 項	① 本部の配備体制の切替及び廃止 ② 災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定 ③ 応援の要請 ④ その他災害対策に関する重要事項

3 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

【資料編】

- ・資料-1-3 鎌ヶ谷市災害対策本部条例

第3 災害対策本部事務分掌

各班単位に定められた事務分掌に基づいて、災害対策を実施する。

なお、災害の状況によっては、各部各班の間で人員配置等を調整し協力する。

危険な被災宅地が発生し、危険度判定を要すると判断されたとき、被災宅地危険度判定の資格を有する

住宅班以外の職員は、防災拠点施設等の危険度判定が終了するまでの間、住宅班に編入し危険度判定を行う。

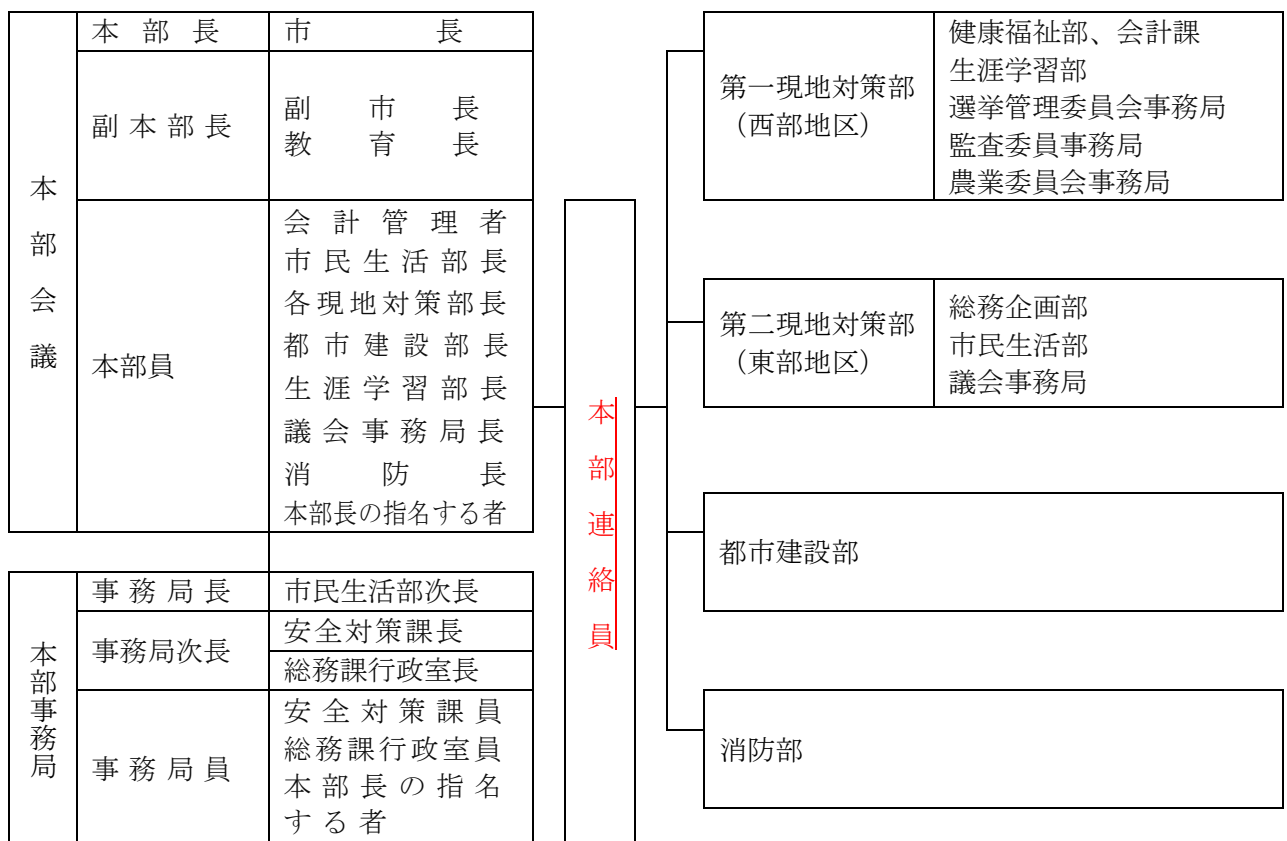
第4 自主防災組織への要請

風水害等により被害が発生するおそれ、又は発生した場合で必要があると認めるときは、自主防災組織に対して災害応急対策業務の協力を要請するものとする。

【資料編】

- ・資料-10-2 鎌ヶ谷市自主防災組織一覧表

災害対策本部(第1・第2配備体制)組織図



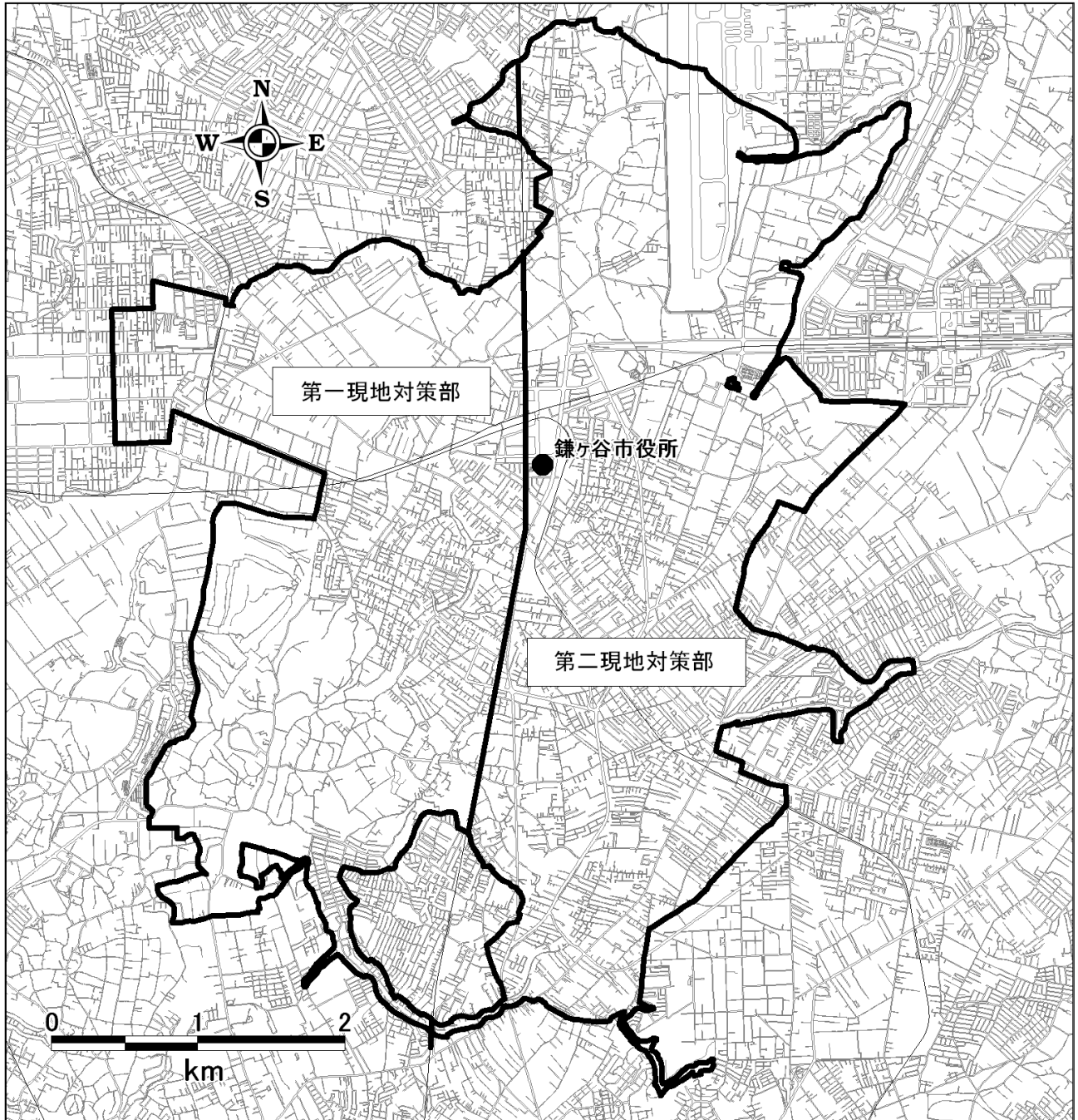
災害対策本部(第1・第2配備体制)事務分掌

災害対策本部の職 (平常時の職名)	主 な 職 務
本部長 (市長)	1 防災会議・本部会議の議長となること 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと 3 国、自衛隊、県、防災関係機関、他市町村、市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと 4 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 5 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること 6 事務局に在席又は所在を明らかにしておくこと
副本部長 (副市長) (教育長)	1 本部長が不在又は本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること 2 情報を常に把握し、本部長に対し適切なアドバイスを行うこと 3 本部長が適宜休養をとれるよう、本部長の交替要員となること 4 事務局に在席又は所在を明らかにしておくこと
本部長 (会計管理者、市民生活部長、各現地対策部長、都市建設部長、生涯学習部長、議会事務局長、消防長、本部長の指名する者)	1 部長として、担当部の職員を指揮監督すること 2 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 3 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める 4 事務局に在席又は所在を明らかにしておくこと

市域を2地区に分割（区域は別図1のとおり）し、各部の構成は、次のとおりとする。都市建設部、消防部は市内全域を担当する。

部 名	部 長	副 部 長	本部連絡員	班長及び部員	
第一現地対策部 (西部地区)	健康福祉部長	生涯学習部長	第一現地対策部長 の 指 名 し た 者	1 班	第一現地対策部長 の 指 名 し た 者
				2 班	
				3 班	
第二現地対策部 (東部地区)	総務企画部長	議会事務局長	第二現地対策部長 の 指 名 し た 者	1 班	第二現地対策部長 の 指 名 し た 者
				2 班	
				3 班	
都 市 建 設 部	都市建設部長	都 市 建 設 部 参 事	都 市 建 設 部 長 の 指 名 し た 者	1 班	都 市 建 設 部 長 の 指 名 し た 者
				2 班	
消 防 部	消 防 長	消 防 本 部 長	消防部長(消防長) の 指 名 し た 者	別途消防の計画による	

■別図1（市域分割図）



別図1の区分けは次のとおりとする。

東武野田線を境に、西部地区を第一現地対策部、東部地区を第二現地対策部とする。
都市建設部及び消防部については、市全域を活動区域とする。

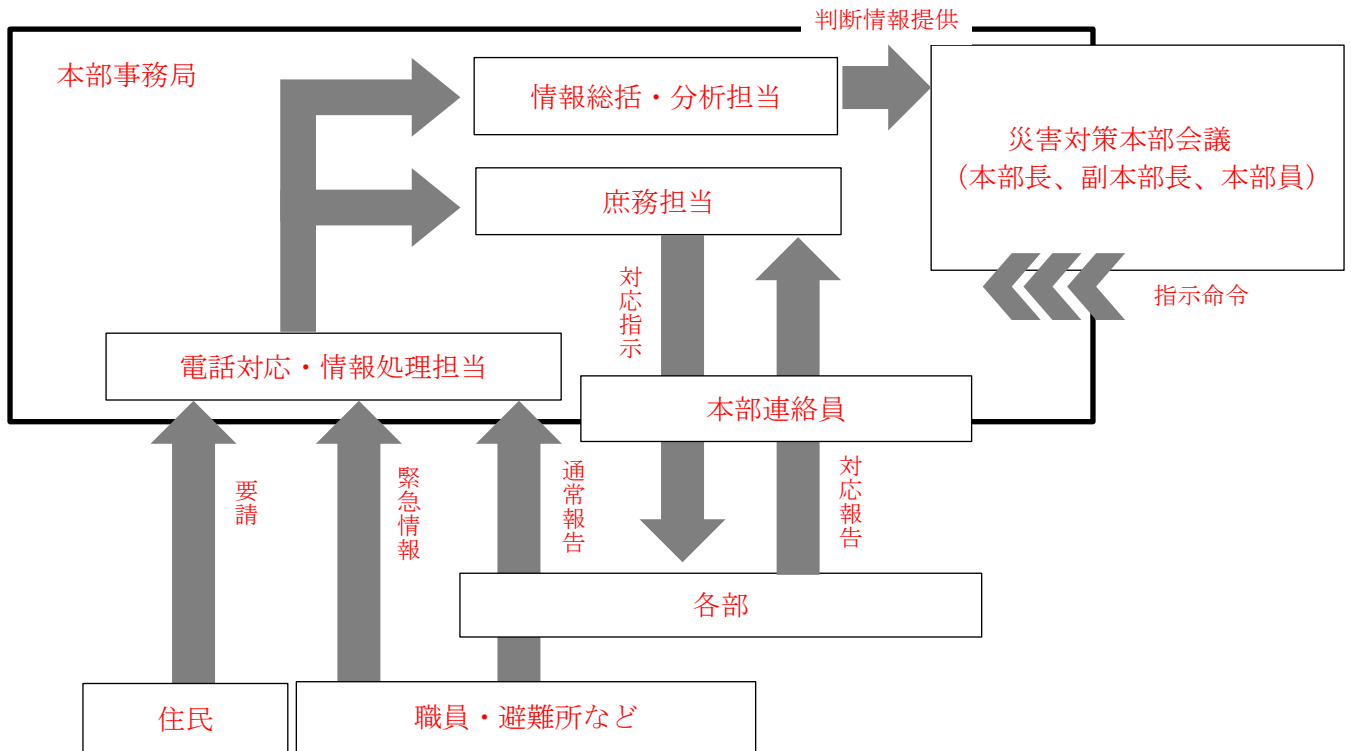
■ 本部事務局の構成

本部の運営を迅速かつ適切に行うため、本部事務局を置く。本部事務局員は安全対策課員、総務課行政室員のほかに、元安全対策課職員や関係各部、各課から本部事務局員を指名して充てる。

担 当	事 務 分 掌
<u>情報統括・分析担当</u>	<u>1 情報の収集に関すること</u> <u>2 情報整理、被害の取りまとめに関すること</u> <u>3 情報の分析に関すること</u>
<u>電話対応・ 情報処理・庶務担当</u>	<u>1 電話対応に関すること</u> <u>2 命令の伝達及び情報の連絡に関すること</u> <u>3 各部・各現地対策部との調整に関すること</u> <u>4 防災関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>5 避難所の開設に関すること</u> <u>6 罹災証明書等の発行に関すること</u> <u>7 その他庶務に関すること</u>
<u>施設・車両調整担当</u>	<u>1 庁舎等の施設使用に関すること</u> <u>2 車両の確保に関すること</u>
救護 <u>調整</u> 担当	1 救護に関すること
廃棄物処理 <u>調整</u> 担当	1 廃棄物処理に関すること 2 し尿処理に関すること
調達 <u>調整</u> 担当	1 避難者の応急食料、飲料水、寝具、日用品及び生活必需品の調達及び配給に関すること 2 <u>職員</u> の応急給食の調達に関すること
広報記録 <u>調整</u> 担当	1 広報活動に関すること <u>2 記録写真の撮影及び収集に関すること</u>

本部事務局員は、事務局の事務分掌を遂行するとともに、体制構築までの間に迅速な対応が必要と思われる要請に対して本部事務局長の指示により可能な範囲で対応するものとする。

■ 事務局の情報伝達系統

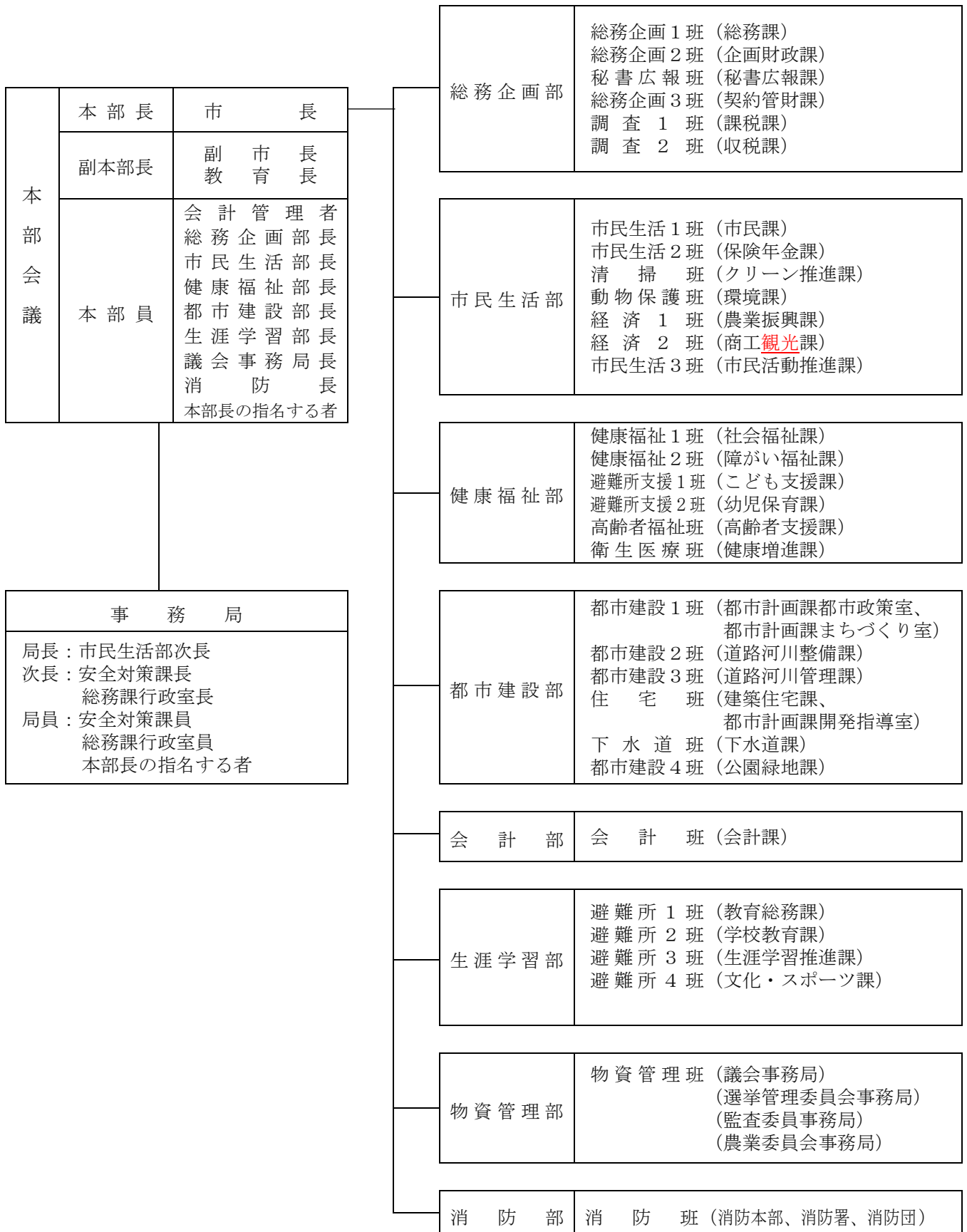


■部の構成

部員は、各部を構成する部室局等に所属する職員の中から部長が指名した職員をもって充てる。但し、本部事務局員及び本部長より指名された者を除く。

部	事 務 分 掌
本 部 連 絡 員	本部事務局に参集し、本部事務局及び各部との連絡調整及び報告を行う
各現地対策部	1 部員の動員その他部内庶務 2 水害の予防 3 被害の軽減その他危険防止等の応急処理 4 被災者の避難誘導 5 排水作業 6 防疫及び廃棄物の処理（ゴミ・し尿） 7 他部の応援 8 被害調査及び活動報告 9 避難所の開設及び運営 10 その他応急対策上必要な事項
都 市 建 設 部	1 部員の動員その他庶務 2 道路、水路、河川、橋梁、公園及び崖地の警戒、点検 3 道路、水路、河川、橋梁、公園及び崖地の応急処理 4 道路封鎖の決定及び管理 5 崖地付近世帯の避難誘導 6 担当工事現場の警戒、点検及び応急処理 7 他部の応援 8 被害調査及び活動報告 9 その他応急対策上必要な事項
消 防 部	1 雨量等の観測及び報告 2 広報活動 3 危険防止等応急処理 4 <u>他部の応援</u> 5 <u>活動報告</u> 6 <u>その他応急対策上必要な事項</u>

災害対策本部 (第3 配備体制) 組織図



災害対策本部 (第3配備体制) 事務分掌

災害対策本部の職 (平常時の職名)	主 な 職 務
本部長 (市長)	1 防災会議、本部会議の議長となること 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと 3 国、自衛隊、県、防災関係機関、他市町村、市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと 4 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 5 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること 6 事務局に在席又は所在を明らかにしておくこと
副本部長 (副市長) (教育長)	1 本部長が不在又は本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること 2 情報を常に把握し、本部長に対し適切なアドバイスを行うこと 3 本部長が適宜休養をとれるよう、本部長の交替要員となること 4 事務局に在席又は所在を明らかにしておくこと
本 部 員 (会計管理者、総務企画部長、市民生活部長、健康福祉部長、都市建設部長、生涯学習部長、議会事務局長、消防長、本部長の指名する者)	1 部長として、担当部の職員を指揮監督すること 2 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 3 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める 4 事務局に在席又は所在を明らかにしておくこと

事務局	事 務 分 掌
局長 (市民生活部次長) 次長 (安全対策課長) (総務課行政室長) 局員 (安全対策課員) (総務課行政室員) (本部長の指名する者)	1 本部の設置及び廃止に関すること 2 本部会議に関すること 3 本部長の指示命令の伝達に関すること 4 気象情報等の収集に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること 6 県への被害報告に関すること 7 自衛隊への災害派遣要請に関すること 8 千葉県防災行政無線及び鎌ヶ谷市防災行政無線（移動系）の運用に関すること 9 被害情報、応急対策情報の収集及びとりまとめに関すること 10 災害情報の一元管理、共有化に関すること 11 警戒区域の設定及び避難指示に関すること 12 避難所開設の指示に関すること 13 防災行政無線（固定系）に関すること 14 災害救助法に関すること 15 その他、災害対策全体の総括に関すること

市域を6地区に分割（区域は別図2のとおり）し、被害状況に応じた対応を実施する。

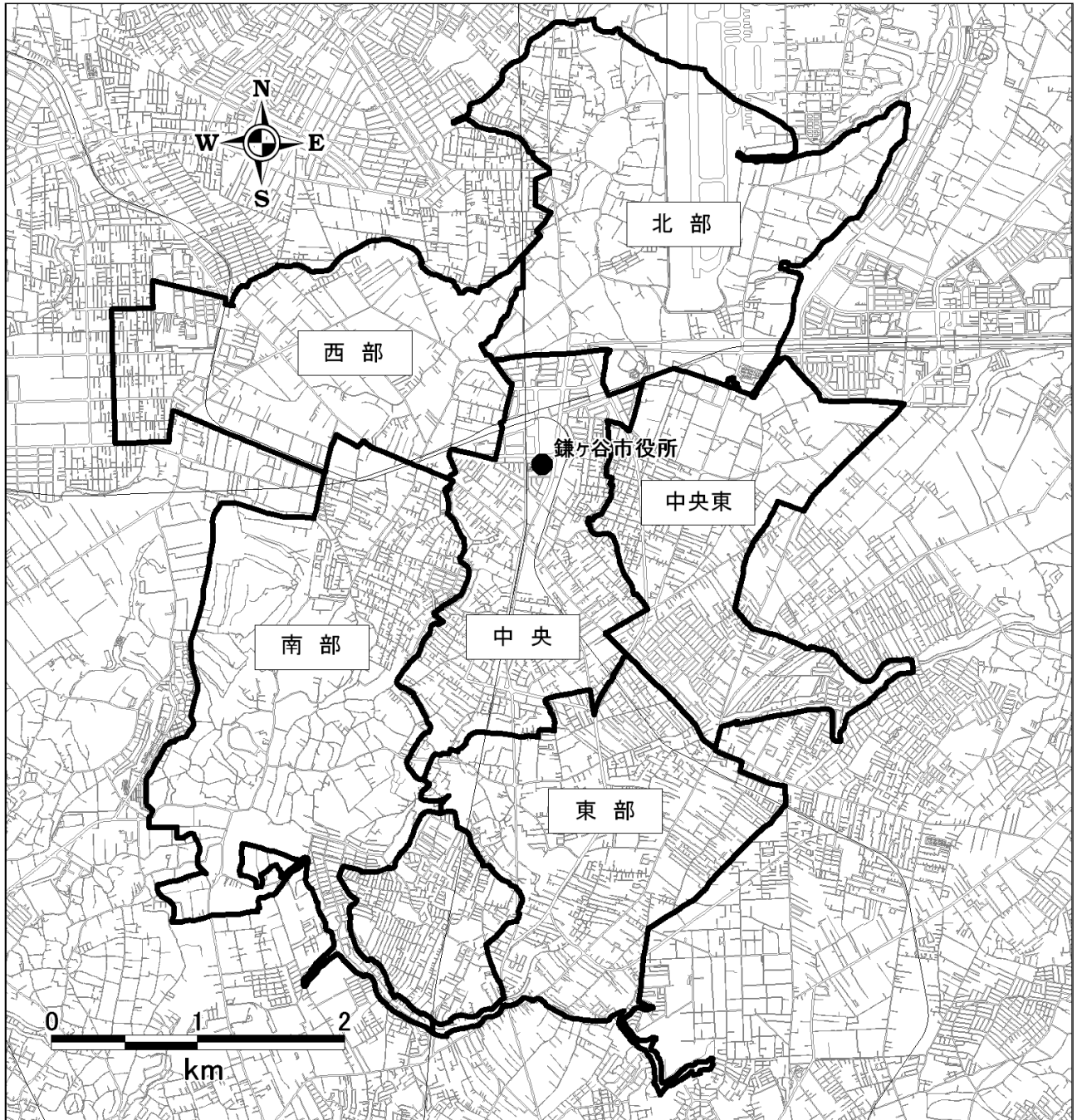
部（部長）	班（班長）	事 務 分 掌
総務企画部 (総務企画部長)	総務企画1班 (総務課長)	1 職員の動員状況の把握に関する事 2 災害対策従事者の給食、物資の支給に関する事
	総務企画2班 (企画財政課長)	3 応援派遣団体等の受け入れ、連絡に関する事 4 応援活動団体等の宿泊、活動支援に関する事 5 ボランティア活動の支援に関する事 6 災害時の応急財政措置に関する事 7 国、県等の補助金に関する事 8 食料、物資、飲料水の調達、管理、輸送に関する事 9 その他部内外の応援に関する事
	秘書広報班 (秘書広報課長)	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害見舞い及び視察者の接遇に関する事 3 報道機関への対応に関する事 4 災害記録写真の撮影収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 その他部内外の応援に関する事
	総務企画3班 (契約管財課長)	1 庁舎の保全管理に関する事 2 庁舎の機能確保に関する事 3 庁用車の管理及び配車に関する事 4 車両の確保に関する事 5 燃料の確保に関する事 6 その他部内外の応援に関する事
	調査1班 (課税課長)	1 被害状況の調査・把握に関する事 2 被災住家の調査及びとりまとめに関する事
	調査2班 (収税課長)	3 罹災証明書等の発行に関する事 4 その他部内外の応援に関する事
市民生活部 (市民生活部長)	市民生活1班 (市民課長)	1 災害時の市民相談窓口の開設に関する事 2 被災者相談、各種申請等に関する事
	市民生活2班 (保険年金課長)	3 被災者の意見、要望等の聴取に関する事 4 その他部内外の応援に関する事
	清掃班 (クリーン推進課長)	1 被災地及び避難所の廃棄物（ごみ・し尿）の収集運搬、処理に関する事 2 収集運搬委託業者の指導及び連絡調整に関する事 3 清掃施設の被害状況調査及び保全管理に関する事 4 死亡獣畜に関する事 5 その他部内外の応援に関する事
	動物保護班 (環境課長)	1 放浪動物の保護に関する事 2 死亡獣畜の対策支援に関する事 3 その他部内外の応援に関する事

部（部長）	班（班長）	事 務 分 掌
市民生活部 （市民生活部長）	経済1班 （農業振興課長）	1 救援物資の受け入れ、管理の支援に関する事 2 災害対策における農業関係者への協力要請等、連絡、調整に関する事 3 農業関係の被害状況調査及び報告に関する事 4 農業関係の応急対策に関する事 5 その他部内外の応援に関する事
	経済2班 （商工・観光課長）	1 救援物資の受け入れ、管理の支援に関する事 2 災害対策における商工・観光関係者への協力要請等、連絡、調整に関する事 3 商工・観光業関係の被害状況調査及び保安全管理に関する事 4 被災商工業・観光業者に対する災害資金の貸付けに関する事 5 その他部内外の応援に関する事
	市民生活3班 （市民活動推進課長）	1 自治会への対応に関する事 2 コミュニティセンターの被害状況調査及び保安全管理に関する事 3 女性相談窓口の設置及び避難所等における女性への支援に関する事 4 その他部内外の応援に関する事
健康福祉部 （健康福祉部長）	健康福祉1班 （社会福祉課長）	1 行方不明者の情報収集、照会に関する事 2 遺体の収容、処理、埋葬に関する事 3 日本赤十字社との連絡調整に関する事 4 被災者生活再建支援法に関する事 5 災害見舞金等の支給に関する事 6 被災者の応急仮設住宅の入居の選考に関する事 7 要配慮者の支援に関する事 8 その他部内外の応援に関する事
	健康福祉2班 （障がい福祉課長）	1 福祉施設入所者の安全確保に関する事 2 要配慮者の支援に関する事 3 福祉施設の被害状況調査及び保安全管理に関する事 4 福祉避難所の開設に関する事 5 その他部内外の応援に関する事
	避難所支援1班 （こども支援課長）	1 園児・児童の安全確保に関する事 2 児童施設の被害状況調査及び保安全管理に関する事 3 避難所における食料、飲料水、物資の供給に関する事 4 避難所における要配慮者等の支援に関する事 5 その他部内外の応援に関する事
	避難所支援2班 （幼児保育課長）	1 園児の安全確保に関する事 2 保育施設の被害状況調査及び保安全管理に関する事 3 避難所における食料、飲料水、物資の供給に関する事 4 避難所における要配慮者等の支援に関する事 5 その他部内外の応援に関する事
	高齢者福祉班 （高齢者支援課長）	1 福祉施設入所者の安全確保に関する事 2 福祉施設の被害状況調査及び保安全管理に関する事 3 要配慮者の支援に関する事 4 福祉避難所の開設に関する事 5 その他部内外の応援に関する事

部（部長）	班（班長）	事 務 分 掌
	衛生医療班 (健康増進課長)	1 応急医療及び助産に関すること 2 医薬品、医療用資機材の調達に関すること 3 医師会、医療機関等との連絡調整に関すること 4 被災地及び避難所の防疫活動に関すること 5 被災者の健康管理及び精神ケアに関すること 6 医療情報の収集及び提供に関すること 7 食の栄養管理に関すること 8 その他部内外の応援に関すること
都市建設部 (都市建設部長)	都市建設1班 (都市計画課長)	1 救出活動の支援に関すること 2 その他部内外の応援に関すること
	都市建設2班 (道路河川整備課長)	1 道路、水路、河川、橋梁、公園施設等の被害状況の調査及び危険防止措置、応急復旧に関すること 2 障害物の除去に関すること
	都市建設3班 (道路河川管理課長)	3 交通規制に関すること 4 建設業者の協力要請に関すること 5 救出活動の支援に関すること 6 その他部内外の応援に関すること
	住宅班 (建築住宅課長)	1 被災宅地危険度判定に関すること 2 応急仮設住宅に関すること 3 被災住宅の応急修理に関すること 4 市営住宅の被害状況調査及び応急修理に関すること 5 急傾斜地の被害状況調査及び安全対策に関すること 6 擁壁等危険箇所の安全確保に関すること 7 被災者の市営住宅の入居に関すること 8 その他被災者の住宅対策に関すること 9 その他部内外の応援に関すること
	下水道班 (下水道課長)	1 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 その他部内外の応援に関すること
	都市建設4班 (公園緑地課長)	1 道路、水路、河川、橋梁、公園施設等の被害状況の調査及び危険防止措置、応急復旧に関すること 2 障害物の除去に関すること 3 交通規制に関すること 4 建設業者の協力要請に関すること 5 救出活動の支援に関すること 6 その他部内外の応援に関すること
会計部 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	1 災害関係経費の経理に関すること 2 その他部外の応援に関すること

部（部長）	班（班長）	事 務 分 掌
生涯学習部 (生涯学習部長)	避難所1班 (教育総務課長)	1 避難所の開設、運営に関すること 2 園児、児童、生徒の安全確保に関すること 3 応急教育に関すること 4 学用品の給与に関すること
	避難所2班 (学校教育課長)	5 教育施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 6 学校給食施設の被害状況調査に関すること 7 炊き出しに関すること 8 その他部内外の応援に関すること
生涯学習部 (生涯学習部長)	避難所3班 (生涯学習推進課長)	1 避難所の開設、運営に関すること 2 生涯学習推進センター及び学習センターの被害状況調査及び保全管理に関すること
	避難所4班 (文化・スポーツ課長)	3 図書館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 市民会館施設の被害状況調査及び保全管理に関すること 5 文化財の被害状況調査及び保護に関すること 6 体育施設の被害状況調査及び保護に関すること 7 郷土資料館の被害状況調査及び保全管理に関すること 8 救援物資の受け入れ、管理に関すること 9 その他部内外の応援に関すること
物資管理部 (議会事務局長)	物資管理班 (議会事務局次長)	1 救援物資の受け入れ、管理に関すること 2 議員、委員の対応に関すること 3 その他部外の応援に関すること
消防部 (消防長)	消防班 (警防課長)	1 消防通信の運用及び通信統制に関すること 2 消防職員、消防団員の招集及び参集状況の確認に関すること 3 災害警戒及び災害の危険防止措置に関すること 4 警戒区域、避難指示の伝達及び広報に関すること 5 消火・救急・救助の活動に関すること 6 災害情報の収集に関すること 7 消防相互応援に関すること 8 消防用資機材の調達、補給及び管理に関すること 9 その他部外の応援に関すること

■別図2（市域分割図）



第2節 情報の収集・伝達

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以 降)
第1 気象に関する情報の 伝達	1 気象情報等の発表			
	2 気象情報等の収集・伝達			
第2 被害情報の収集・ 調査・報告	1 災害情報等の収集・整理			
	2 被害調査			
	3 災害報告			
	4 情報の一元管理及び共有化			
第3 通信機能が使用不 能となった場合の 措置	1 通信手段			

◆実施担当

第1 気象に関する情報の 伝達	責 任 者：市民生活部次長、消防長、総務企画部長、都市建設部長 担 当：事務局、消防班、秘書広報班、都市建設2班・3班 関係機関：防災関係機関
第2 被害情報の収集・ 調査・報告	責 任 者：総務企画部長、市民生活部長、市民生活部次長 担 当：調査1班・2班、事務局、各調査担当班 関係機関：防災関係機関
第3 通信機能が使用不 能となった場合の 措置	責 任 者：市民生活部次長、消防長、総務企画部長 担 当：事務局、消防班、秘書広報班 関係機関：防災関係機関

第1 気象に関する情報の伝達

2 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象注意報・警報

銚子地方気象台は、気象注意報・警報・**危険警報**・特別警報を発表する。

注意報	警報	危険警報	特別警報
レベル2 大雨注意報	レベル3 大雨警報	レベル4 大雨危険警報	レベル5 大雨特別警報
レベル2 土砂災害注意報	レベル3 土砂災害警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル5 土砂災害特別警報
レベル2 氾濫注意報	レベル3 氾濫警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル5 氾濫特別警報
レベル2 高潮注意報	レベル3 高潮警報	レベル4 高潮危険警報	レベル5 高潮特別警報

(2) 気象情報

銚子地方気象台は、気象等の予報に関係のある台風、記録的短時間大雨情報、その他の気象現象等についての情報を、市民及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表する。

■記録的短時間大雨情報の発表

大雨警報発表中にキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ、1時間雨量が100mm以上を観測又は解析した場合。

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により、次のような気象状況のときは、知事に対し火災気象通報を行う。

市長は、知事からこの通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

■火災気象通報の基準

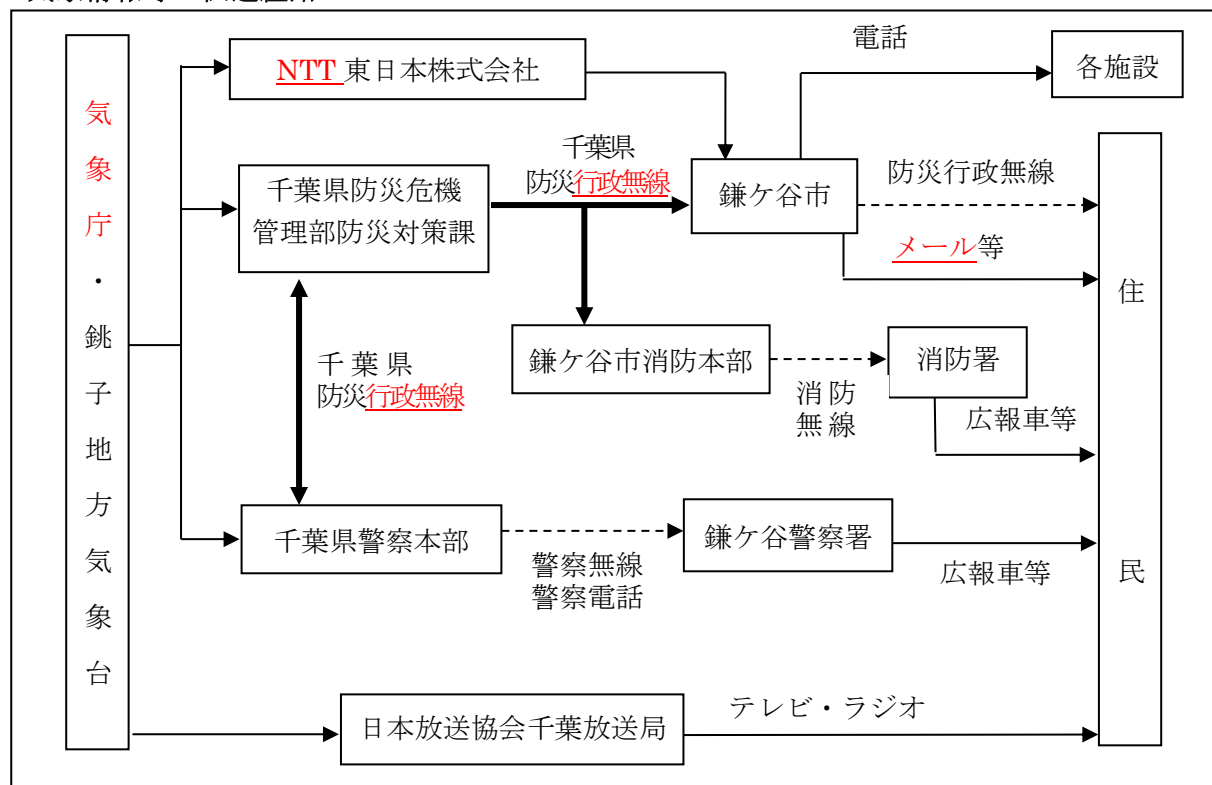
「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

2 気象情報等の収集・伝達

気象情報等の伝達系統及び方法は、次のとおりである。

■気象情報等の伝達経路



【資料編】

- ・資料-7-1 気象情報の種類と発表基準

第2 被害情報の収集・調査・報告

1 災害情報等の収集・整理

(1) 被害情報の通報受理

災害対策本部（災害警戒本部）は、浸水被害、火災の発生、要救出者を発見した者、又は通報を受けた警察官等からの通報を受理する。

(2) 被害の概要把握

被害が発生した場合、調査1班・2班は市域を巡回し、被害状況を地区住民から聴取し、総務企画部長に伝達する。

(3) 被害情報の整理

事務局は、通報を受けた情報、職員の収集した情報等を集約し整理する。

(4) 関係機関への通報

事務局は、千葉県防災情報システムにより県に災害情報を通報する。緊急報告は、防災電話・FAXにより通報する。また、必要に応じて災害情報を次の機関に通報する。

■災害情報等の通報先・方法

千葉県	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX
東葛飾地域振興事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX
東葛飾土木事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX
鎌ヶ谷警察署	<u>IP無線</u> 、一般加入電話・FAX、使送

2 被害調査

(1) 被害の調査

各調査担当班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

各調査担当班及び調査対象は、次のとおりとする。

なお、被害調査は、「被害状況判定基準」による。

【資料編】

- ・資料-2-46 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）

■部門別調査の担当及び対象

調査担当班	調査対象
市民生活3班	コミュニティセンター被害
調査1班、調査2班	住家被害、人的被害
経済1班、経済2班	農業作物被害、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害
都市建設2班、都市建設3班	河川被害、道路被害、橋梁被害
住宅班	急傾斜地被害、市営住宅被害
都市建設4班	公園施設被害
下水道班	下水道施設被害
衛生医療班	医療施設被害
清掃班	廃棄物処理施設被害
健康福祉1班、健康福祉2班、 避難所支援1班、避難所支援2班、 高齢者福祉班	総合福祉保健センター被害、福祉施設被害
避難所1班、避難所2班	教育施設被害
避難所3班・4班	社会教育施設被害

(2) 被害調査の提出

各被害調査担当班は、調査した結果をまとめ、事務局に提出する。

3 災害報告

(1) 報告の区分

災害報告は、事務局がとりまとめ、千葉県防災情報システム等に入力し報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

■県への報告区分

区 分		内 容	報告時期[方法]
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の開設状況等について報告	○覚知後直ちに ○第1報の後、詳細が判明の都度直ちに [電話・FAX]
災害 総 括 報 告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況	○原則として1日2回、9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ○県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。 1 被害情報 市内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年 報	4月1日現在で明らかになった1月1日～12月31日までの災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
部門別被害額 総括報告		各部の所管する施設等の被害額・産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細報告		総括報告で報告した被害状況の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	○原則として1日2回、9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ○県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力又はFAX]

(2) 報告先

事務局は、災害報告を千葉県防災情報システムにより千葉県庁防災危機管理部**防災対策**課に対して行う。なお、人・住家の被害、土木、農地、林野、農作物等の被害状況は、関係する県出先機関全てに報告する。

通信の途絶等により、県へ報告できない場合は、直接消防庁へ報告し、事後速やかに県に報告する。また、同時多発火災等により消防機関へ通報が殺到したときには、その旨を消防庁及び県に報告する。

① 千葉県庁連絡先

勤務時間内	防災危機管理部防災対策課災害対策室 T E L 043-223-2175、043-223-2150 F A X 043-222-1127 防災行政無線 T E L 500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系） 防災行政無線 F A X 500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）
勤務時間外	防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者 T E L <u>043-223-2178</u> F A X 043-222-5219 防災行政無線 T E L 500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系） 防災行政無線 F A X 500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）

② 総務省消防庁連絡先

消防庁連絡先		N T T 電話	消防防災無線（県防災行政無線を使用）
勤務時間内	<u>応急対策室</u>	T E L 03(5253)7527 F A X 03(5253)7537	T E L 048-500-90-49013（衛星系） F A X 048-500-90-49033（衛星系）
勤務時間外	宿 直 室	T E L 03(5253)7777 F A X 03(5253)7553	T E L 048-500-90-49102（衛星系） F A X 048-500-90-49036（衛星系）

③ 地域振興事務所連絡先

東葛飾地域振興事務所	地域防災課
	T E L 047(361)2111
	F A X 047(367)4348
	防災行政無線 T E L 502-721 防災行政無線 F A X 502-722

4 情報の一元管理及び共有化

事務局は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理を図る。また、最新の情報や災害対策本部会議で決定した事項については、常に庁内 L A N 等に掲載し、情報の共有化を図る。

各部長は、災害対策本部会議での決定事項等を部内（所管施設含む）の職員に伝達するものとし、通信機能が使用不能となった場合や庁内 L A N 等が確認できない施設へも情報が伝達され、全庁で情報が共有されるようにする。

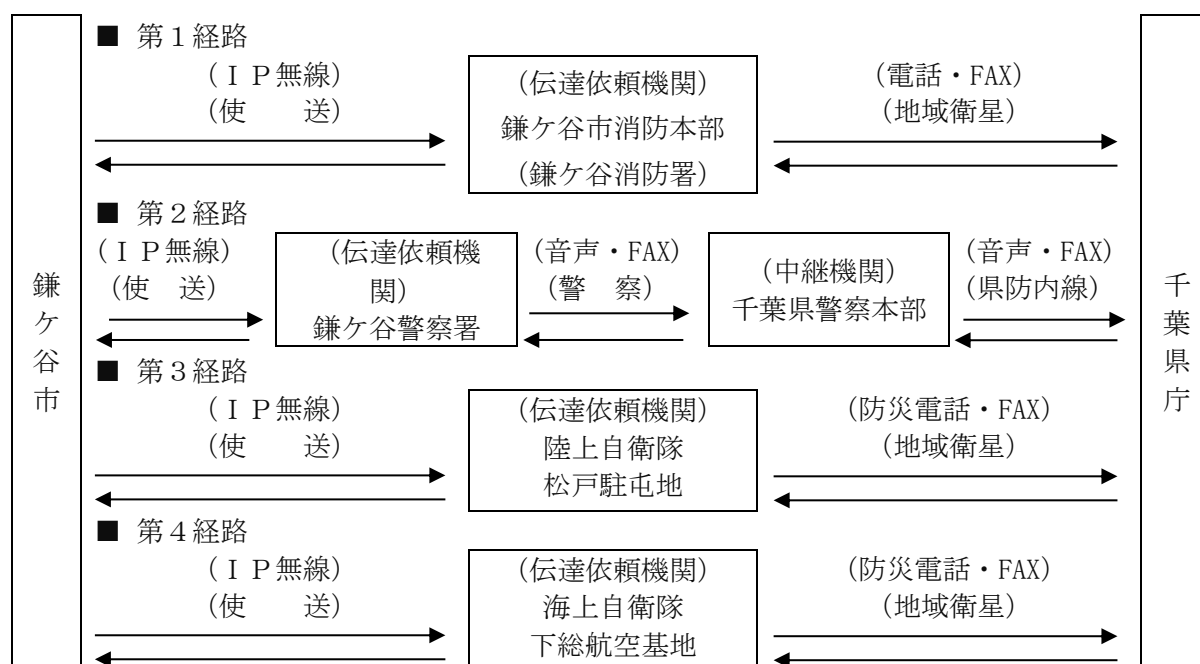
【資料編】

- ・資料-4-4 防災関係機関連絡先
- ・資料-9-1 被害の認定基準（災害総括報告）
- ・資料-10-9 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

第3 通信機能が使用不能となった場合の措置

事務局は、災害時において、それぞれの通信系が被災し、不通となった場合、又は通信が著しく困難となった場合は、非常通信ルートを使用し千葉県庁との通信の確保を図るほか、次に挙げる関東地方非常通信協議会の構成機関に所属する無線局を利用し、災害に係る通信の確保を図る。

■非常通信ルート



■関東地方非常通信協議会構成機関（※印は市内機関）

- ① 警察通信施設※
- ② 国土交通省関係機関通信施設
- ③ 気象官署
- ④ 日本赤十字社千葉県支部通信施設
- ⑤ NTT 東日本(株) 千葉支店通信施設
- ⑥ 東京電力パワーグリッド(株)通信施設
- ⑦ 県無線通信施設(防災行政無線を除く)
- ⑧ その他の機関又は個人の無線局

【資料編】

・資料-4-3 通信施設

第3節 災害広報・広聴活動

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 災害広報活動	1 災害時の広報			
	2 避難所における広報			
第2 報道機関への対応	1 報道機関への要請			
	2 記者発表			
第3 被災者相談・広聴 活動	1 災害相談窓口の設置			
	2 被災者相談・広聴活動			

◆実施担当

第1 災害広報活動	責 任 者：総務企画部長、消防長、生涯学習部長 担 当：秘書広報班、総務企画1班～3班、消防班、避難所1班～4班 関係機関：報道機関
第2 報道機関への対応	責 任 者：総務企画部長 担 当：秘書広報班 関係機関：報道機関
第3 被災者相談・広聴 活動	責 任 者：市民生活部長 担 当：市民生活1班～3班

第1 災害広報活動

1 災害時の広報

(1) 災害発生直後の広報活動

災害発生直後には、事務局は、防災行政無線（固定系）で避難等の広報を行う。
消防班は、広報車、消防車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。
また、インターネットを利用した広報を行う。

■インターネットを利用した広報

担 当	広報手段
秘書広報班	市ホームページ (https://www.city.kamagaya.chiba.jp)
事 務 局	かまがや安心eメール
事 務 局	緊急速報エリアメール・緊急速報メール
秘書広報班	S N S

(2) 応急活動期の広報

応急対策活動時における広報は、防災行政無線、市ホームページ、かまがや安心eメール、S N

S、テレビ、ラジオ、災害広報紙等にて行う。

秘書広報班は総務企画3班と協力して、各班からの広報内容を受付け、報道機関への要請及び災害広報紙、チラシ等を作成する。

また、市ホームページに災害の状況や救援物資やボランティア等の要請を記載し、全国に発信するとともに、住民からの被害状況等の情報を電子メールにより受け入れる。

■広報の手段と内容

時 期	手 段	内 容
災 害 発 生 直 後	防災行政無線 広報車 消防車 現場 インターネット	① 避難指示 ② 被害の状況 ③ 電話自粛 ④ 住民のとりべき措置 ⑤ 自主防災活動の要請
応急対策活動時	防災行政無線 広報車 消防車 テレビ ラジオ 災害広報紙 チラシ	① 被害の状況 ② 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ③ 応急対策の概況、復旧の見通し ④ 住民の取るべき対策 ⑤ 食料・飲料水の供給等に関する情報 ⑥ その他必要な事項
	市ホームページ	① 市域の被災状況 ② 救援物資の要請 ③ ボランティアの要請

■住民からの被害状況等受付メールアドレス

kouchou@city.kamagaya.chiba.jp

2 避難所における広報

避難所1班～4班は、避難所にて避難者への広報を行う。広報に当たっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

また、総務企画1班・2班に、手話通訳や外国語通訳等のボランティアを要請し、障がい者や外国人等情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行う。

■避難所における広報

- ① 災害広報紙の配布
- ② 避難所広報板の設置
- ③ 避難所運営組織による口頭伝達

【資料編】

- ・資料-4-1 防災行政無線広報文例

第2 報道機関への対応

1 記者発表

秘書広報班は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供して広報を要請する。

記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。また、記者会見場の設置にあたっては、必要な設備を準備する。

■記者発表の方法

記者発表場所	庁舎1階ロビー
発表者	総務企画部長
発表内容	① 被害の状況 ② 市における避難に関する情報 ③ 市が実施する応急対策の内容 ④ 住民その他への要請

■報道機関一覧

報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail
日本放送協会 千葉放送局	放送部ニュース	電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396	m10801-saigai@li.nhk.or.jp
千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com
(株)ジェイコム千葉	※協定書に基づく。		
市川記者クラブ**	市川市役所内	電話 047-336-1000 FAX 047-712-8797	-----
船橋記者クラブ*◆	船橋市役所内	電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759	-----
松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	-----

*朝日、毎日、読売、産経、東京、千葉日報の新聞社 ★共同通信 ◆時事通信

- (その他)
- ・ 報道機関からの照会、その他の取材等に対しては、秘書広報班を窓口とし、必要に応じ災害対策本部に近接してプレスセンターを設置し、統一した情報を提供する。
 - ・ 速やかに報道機関へ情報提供を行うため、プレスセンターには広報担当者1名を常駐させる。

2 報道機関への要請

(1) 放送要請

秘書広報班は、災害のため、電気通信設備、有線電気通信設備、無線通信設備等により通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合においては、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、県を通じて放送を要請する。

■報道機関への対応方法

- ① 日本放送協会等の報道機関への放送要請のための県への要請
- ② 千葉テレビ、ジェイコム千葉への放送要請
- ③ 外国人、聴覚障がい者向け放送枠の確保の要請

(2) 取材自粛の要請

秘書広報班は、避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

【資料編】

- ・資料-2-35 災害時における放送等に関する協定書（株式会社ジェイコム千葉）

第3 被害者相談・広聴活動

1 災害相談窓口の設置

市民生活1班～3班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、市役所内に災害相談窓口を設置する。

また、住民の相談に対し迅速に対応するため、災害相談窓口には各部各班の担当者を置く。

なお、災害の規模によっては、災害相談窓口を自治会館などへの設置も検討する。

2 被災者相談・広聴活動

災害相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

■相談窓口の内容

設置場所	庁舎1階ロビー
災害相談窓口 で扱う事項	① 搜索依頼の受付 ② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 ③ <u>罹災証明書等</u>の発行 ④ 埋火葬許可書の発行 ⑤ 各種証明書の発行 ⑥ 仮設住宅の申し込み ⑦ 住宅の応急修理の<u>申込み</u> ⑧ 災害見舞金、義援金の<u>申込み</u> ⑨ 生活資金等の相談等 ⑩ 健康に関する相談等 ⑪ 中小企業・農業関係相談 ⑫ 要配慮者相談窓口 ⑬ 女性のための相談窓口 ⑭ <u>各種相談窓口の案内</u>

【資料編】

- ・資料-2-40 災害時における支援協力に関する協定書（千葉県行政書士会）

第4節 応援派遣

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 自衛隊の災害派遣	1 災害派遣要請依頼			
	2 自主派遣			
	3 自衛隊の即応態勢			
	4 自衛隊の受け入れ			
	5 撤収要請依頼			
第2 広域応援派遣要請	1 国、県への要請			
	2 市町村への要請			
	3 消防広域応援要請			
	4 応援隊の受け入れ・活動 支援			
	5 応援隊の撤収要請			
	6 他市町村への応援・派遣			
	7 広域避難者の受け入れ・ 支援			

◆実施担当

第1 自衛隊の災害派遣	責 任 者：市民生活部次長、総務企画部長 担 当：事務局、総務企画1班・2班 関係機関：自衛隊
第2 広域応援派遣要請	責 任 者：市民生活部次長、消防長、総務企画部長 担 当：事務局、消防班、総務企画1班・2班 関係機関：協定先市町村

第1 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣要請依頼

(1) 派遣要請依頼の手続き

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。

災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉県災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方總監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。ただし、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき又は通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを行う。

事務局は、これらの災害派遣要請依頼の**手続**を行う。

■災害派遣要請依頼手続き

提出（連絡）先	千葉県防災危機管理部防災対策課
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	① 災害の状況及び派遣を要請依頼する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となる事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先

区 分	部 隊 名 (駐屯地等名)		<u>連絡窓口</u>	電 話 番 号 () は時間外	県 防 災 行政無線 <u>(防災電話)</u>
県 内	陸上自衛隊	<u>後方支援学校需品科部</u> (松 戸)	<u>後方支援学校 需品科部</u> <u>(企画室)</u>	047-387-2171 内 線 <u>471 (当直302)</u>	636-721 636-723当
		第 1 空 挺 団 (習 志 野)	<u>第 1 空挺団長</u> <u>(第 3 科)</u> <u>【千葉県災害隊区長】</u>	047-466-2141 内 線 <u>236 (当直301)</u>	632-721 <u>632-725当</u>
	海上自衛隊	教育航空集団 司 令 部 (下 総)	<u>教育航空集団司令官</u> <u>(運用幕僚部)</u>	04-7191-2321 内 線 2424	635-723
		下総教育航空群 (下 総)	<u>下総教育航空群司令</u> <u>(司令部)</u>	04-7191-2321 内 線 2213(<u>当直2220</u>)	635-721
県 外	航空自衛隊	<u>中部航空方面隊</u> <u>司 令 部</u> <u>(入 間)</u>	<u>中部航空方面隊司令</u> <u>官 (防衛部)</u>	<u>04-2953-6131</u> 内 線 <u>2233 (当直2204)</u>	638-721 638-723当
	海上自衛隊	横 須 賀 地 方 総 監 部 (横 須 賀)	<u>横須賀地方総監</u> <u>(第 3 幕僚室)</u>	046-822-3500 内 線 2543 (<u>当直 2222</u>)	637-721 637-723

(2) 派遣活動

自衛隊の災害派遣時における支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の活動内容

要請依頼の範囲	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水の支援	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救護活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

2 自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項の規定により部隊等を自主派遣することができることとなっている。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ④ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合

3 自衛隊の即応態勢

自衛隊は、次のような即応態勢を維持している。

■自衛隊の即応態勢

情 報 収 集	震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。
初動対処態勢	陸上自衛隊各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。 また、緊急時の人命救助のため、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。 ・陸上自衛隊第1師団第1飛行隊（東京都立川市） ・海上自衛隊第21航空群（千葉県館山市）

4 自衛隊の受け入れ

事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

また、総務企画1班・2班は、市営陸上競技場に集結した自衛隊部隊を作業現地に案内するなど、派遣された自衛隊の活動を支援する。

■自衛隊の受入体制

項 目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容（捜索、救助、救急、緊急輸送） ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資 機 材 準 備	必要な資機材の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自 衛 隊 集 結 地	市営陸上競技場
交 渉 窓 口	① 事務局に連絡窓口を一本化する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

■ヘリコプター発着場の必要地積

機 種		搭乗可能 人数	必要地積
<u>TH-480</u>	<u>練習ヘリコプター</u>	<u>2人</u>	約 30m×30m
OH- <u>1</u>	観測ヘリコプター	<u>0人</u>	約 <u>35m</u> × <u>35m</u>
UH-1J・ <u>2</u>	多用途ヘリコプター	<u>11人</u>	約 36m×36m
<u>AH-1S</u>	<u>戦闘ヘリコプター</u>	<u>0人</u>	<u>約 36m×36m</u>
UH-60JA	多用途ヘリコプター	11人	約 50m×50m
<u>AH-64D</u>	<u>戦闘ヘリコプター</u>	<u>0人</u>	<u>約 50m×50m</u>
CH-47 (<u>V-22</u>)	輸送ヘリコプター	<u>55人 (24人)</u>	約100m×100m
<u>EC-225</u>	<u>要人輸送ヘリコプター</u>	<u>20人</u>	<u>約 48m×48m</u>

※四方向に障害物のない広場のとき（勾配制限あり）

5 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

【資料編】

- ・資料-3-8 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧
- ・資料-10-4 自衛隊の災害派遣要請依頼（依頼1）
- ・資料-10-5 自衛隊の災害派遣撤収要請依頼（様式2）

第2 広域応援派遣要請

1 国、県への要請

(1) 国に対する要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。それでも十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援を要請する。

(2) 県に対する要請

本部長は、知事に対し、応援の要請又は職員派遣・あっせんの要請を行う。県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため市は、情報連絡員の受け入れ、連携、情報連絡体制を強化する。

(3) 受援体制

ア 行政機能チェックリストの報告

震度6弱以上の地震を観測した場合、原則として発災後12時間以内に、千葉県総務部市町村班に対し、千葉県防災情報システムを通じて、トップマネジメントが機能しているかなどについて、市町村行政機能チェックリストにより、報告することとなっている。

なお、千葉県防災情報システムが使用できない場合には、防災FAX、防災電話等により報告する。また、報告した内容に異動が生じた場合には、千葉県総務部市町村班に速やかに報告する。

イ 応援要請

本部長は、千葉県に応援要請をする際は、受援担当等（総務企画1班及び2班）を設置し、各対象業務の担当部署から報告される受援ニーズを把握し、取りまとめ、千葉県受援計画様式7により応援を要請する。

なお、文書にて要請するいとまがない場合は、電話等により要請することができる。

県が想定する対象業務は、以下のとおりであり応急対策期（おおむね3ヶ月）における人的応援とされている。

【対象業務】

A 市町村災害対策本部運営（担当部署：事務局）

B 避難所運営（担当部署：避難所1班～4班）

C 物資仕分け・荷卸し（担当部署：物資管理班）

D 住家被害認定調査・罹災証明書交付（担当部署：調査1班及び2班）

■ 県への応援要請手続き

要 請 先	千葉県防災危機管理部防災対策課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応 援 の 要 求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	
職 員 派 遣 ・ あっせん要請	① 派遣の要請・あっせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他必要な事項	派 遣：災害対策基本法 第68条 あっせん：災害対策基本法 第30条第1項及び第2項 地方自治法252条の17

ウ 本市の行政機能が低下した場合

また、県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うため、市は円滑な受入れを行う。

また、県では、大規模な災害が発生し、広域防災拠点を開設する必要が生じた場合には、施設管理者と協議、調整を行い、当該施設を広域防災拠点として利用することとなる。

本市の属する東葛・葛南ゾーンの広域防災拠点は次のとおりとなる。なお、県災害対策本部は、広域防災拠点を開設するときは、施設管理者に対して口頭または電話でその旨を伝達の上、メール、FAX、文書等により要請があるため、速やかに「千葉県広域防災拠点開設要請書」を返送する。

※千葉県受援計画P18 表4 広域防災拠点一覧（救援部隊）

千葉県カルテ No.	施設名称	所在地	施設管理者	活動部隊
自-1	陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実17	陸上自衛隊	自衛隊
自-2	海上自衛隊下総航空基地	柏市藤ヶ谷1614-1	陸上自衛隊	自衛隊

<u>広-1</u>	<u>鎌ヶ谷市営陸上競技場</u>	<u>鎌ヶ谷市初富924-283</u>	<u>鎌ヶ谷市</u>	<u>消防・警察</u>
<u>広-2</u>	<u>大津川防災レクリエーション公園</u>	<u>柏市篠籠田57</u>	<u>柏市</u>	<u>消防</u>
<u>広-3</u>	<u>県立柏の葉公園</u>	<u>柏市柏の葉4-1</u>	<u>千葉県</u>	<u>警察</u>

また、広域防災拠点の利用機関等は次のとおりとなる。

※千葉県受援計画P6 表1 広域防災拠点一覧（救援部隊）

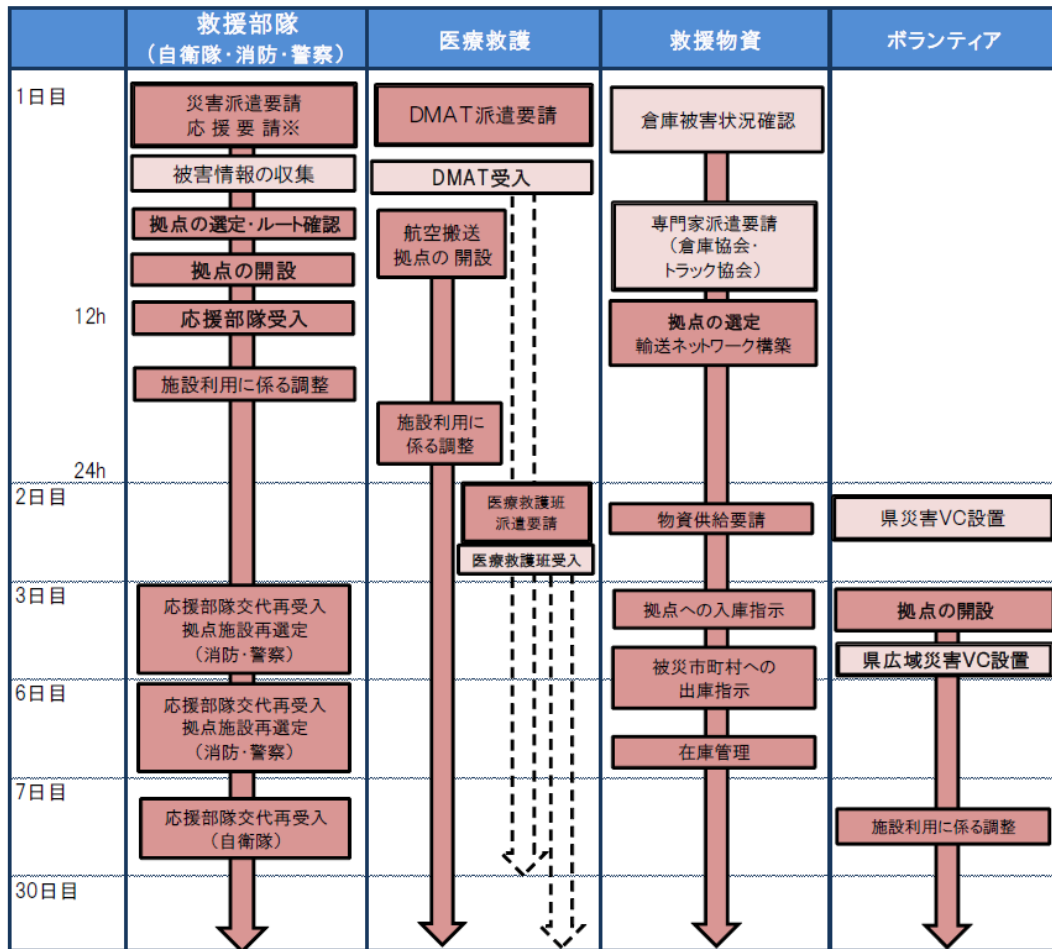
表1 広域防災拠点と利用機関

広域防災拠点の利用機関		広域防災拠点の機能
救援部隊	自衛隊	・後方支援機能 ・ベースキャンプ機能
	消防【緊急消防援助隊】	
	警察【警察災害派遣隊】	
医療救護【DMAT】		・後方支援機能 ・ドクターヘリ活動支援機能
救援物資		・県物資集積拠点（一次物資拠点）
ボランティア		・広域災害ボランティアセンター（市町村災害ボランティアセンターの機能代替及び支援）

※ 救援部隊及びボランティアの広域防災拠点については、同一の施設に開設する場合がある。

また、県のタイムラインは次のとおりとなるため、受援体制を整備する。

※千葉県受援計画P5 図2 全体タイムライン



※警察の災害派遣隊の援助の要求は県公安委員会から実施される。

2 市町村への要請

(1) 県内市町村への要請

本部長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内の他市町村との間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づいて応援要請を行う。

事務局は、応援の要請にあたっては、把握できた範囲で次の事項を明らかにして電話、無線等により行い、事後速やかに文書を提出する。

なお、各市町村長は被災市町村又は知事からの要請がない場合においても、被害の状況に応じて自主的に応援を行うことができる。

■ 県内市町村への要請事項

- ① 被害の状況
- ② 応援の種類
- ③ 応援の具体的な内容及び必要量
- ④ 応援を希望する期間
- ⑤ 応援場所及び応援場所への経路
- ⑥ その他必要な事項

■ 県内市町村の応援の内容

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ⑥ 被災傷病者の受け入れ
- ⑦ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
- ⑨ ボランティアの受付及び活動調整
- ⑩ その他特に要請のあった事項

(2) 全国への応援要請

本部長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内外の市との間で締結した「全国青年市長会災害相互応援に関する要綱」に基づいて応援要請を行う。

3 消防広域応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救出活動等が発生した場合は、速やかに消防広域応援隊の応援要請を行うものとする。

(1) 千葉県消防広域応援隊

消防長は、県内の消防部隊等の応援を受ける必要が生じた場合、「千葉県広域消防相互応援協定」、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援総括消防機関（千葉市消防局）に対して応援要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊

本部長及び消防長は、本市消防力及び県内消防力では対処しきれない規模の災害が発生した場合

は、千葉県知事に対し、千葉県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊の応援要請を行う。

■応援要請時の被害状況の把握

- | |
|-------------------|
| ① 災害の発生日時・場所 |
| ② 災害の状況（現況、拡大の予測） |
| ③ 人的・物的被害の状況 |
| ④ 気象・地形・市街地の状況 |
| ⑤ その他必要事項 |

(3) 活動拠点（野営場所）の整備

消防班は、消防広域応援隊の派遣要請をした場合は、別に定める「災害時における施設の使用に関する協定書」に基づき、応援隊の受け入れと活動支援等を行う。

■活動拠点（野営場所）

名 称
北海道日本ハムファイターズタウン鎌ヶ谷

4 応援隊の受け入れ・活動支援

(1) 受入体制の準備

総務企画1班・2班は、応援隊の活動拠点施設、宿泊先、食料、資機材等の手配を行う。

(2) 現場への案内

総務企画1班・2班は、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、担当班が応援者の業務について対応する。

■応援受入施設

宿 泊 施 設	総合福祉保健センター
活動支援拠点	総合福祉保健センター

5 応援隊の撤収要請

本部長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。事務局は、これらの[手続](#)を行う。

6 他市町村への応援・派遣

他市町村において地震による大規模な災害が発生した場合には、他市町村や県からの要請に応じ、支援体制を速やかに発足し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の調整を行う。

7 広域避難の協議・受け入れ・支援

災害発生のおそれがあり、市民等を安全な他の市町村に避難させる必要がある場合には、災害対策基本法に基づき、自治体間で広域避難の協議を行う。

(1) 同一都道府県内の市町村への避難（法第61条の4）

市長は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、避難指示を発令した場合におけるその立退き先を、市内の指定緊急避難場所等とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、居住者等の受け入れについて、県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

協議を受けた市町村長は、居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所等を提供しなければならない。

(2) 緊急時以外における他の都道府県の市町村への避難（法第61条の5）

市長は、要避難者を一定期間県外の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、知事に対し、当該他の都道府県の知事と要避難者の受け入れについて協議することを求めることができる。

協議を受けた都道府県知事は、要避難者の受け入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所等を提供しなければならない。

(3) 緊急時の他の都道府県の市町村への避難（法第61条の6）

市長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受け入れについて、県外の市町村の市町村長に協議することができる。

協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

(4) 住宅等の滞在施設の提供

広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(5) 全国避難者情報システムへの登録依頼

広域避難者の所在地等の情報把握のため、受け入れた広域避難者に対して、全国避難者情報システムの登録依頼を行う。

避難者個人から所在地情報等の提供があった場合、市は全国避難者情報システムへ登録を行い、県を通じて避難者情報を避難元の県や市町村へ提供する。

■全国避難者情報システム

- ①避難者個人が所在地情報等を避難先の市町村へ任意に提供する。
- ②避難先市町村が県を通じて避難者情報を避難元の県や市町村へ提供する。
- ③避難者情報に基づき避難元の県や市町村が避難者個人へ各種通知や情報提供等を行う。

【資料編】

- ・資料-2-1 災害時応援協定等一覧表
- ・資料-2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
- ・資料-2-3 災害時における東葛飾地域市町村間の相互応援に関する協定
- ・資料-2-4 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定
- ・資料-3-1 千葉県消防広域応援基本計画
- ・資料-3-2 千葉県広域消防相互応援協定書

- ・資料-3-3 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱
- ・資料-3-4 航空特別応援実施要綱に基づく回転翼航空機による救急活動運用要領
- ・資料-3-5 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱
- ・資料-3-6 千葉県緊急消防援助隊受援計画
- ・資料-3-7 大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱

第5節 消防・救助・救急

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 <u>消防活動</u>	1 <u>情報の収集</u>			
	2 <u>消火活動</u>			
第2 <u>救助・救急活動</u>	1 <u>救助情報の収集</u>			
	2 <u>救助活動</u>			
	3 <u>救急活動</u>			
第3 水防活動	1 活動体制の確立			
	2 危険箇所の巡視			
	3 はん濫警戒情報の伝達			
第4 惨事ストレス対策				

◆実施担当

第1 <u>消防活動</u>	責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所
第2 <u>救助・救急活動</u>	責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設1班～4班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所
第3 水防活動	責 任 者：消防長、都市建設部長 担 当：消防班、都市建設1班～4班 関係機関：消防団
第4 惨事ストレス対策	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班 関係機関：消防庁等

第1 消防活動

1 情報の収集

消防班は、住民、鎌ヶ谷警察署等から火災発生等の情報を収集する。収集すべき情報は、次のとおりとする。

■収集する情報の種類

- ① 火災の発生状況
- ② 自治会、自主防災組織等の活動状況
- ③ 通行可能な道路の状況
- ④ 無線通信の状況
- ⑤ 使用可能な消防水利の状況

2 消火活動

(1) 消火活動

消防班は、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。なお、消防活動の実施にあたっては、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。

■消火活動の基本事項

- ① 避難場所、避難路確保の優先
延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。
- ② 重要地域の優先
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。
- ③ 消火の可能性の高い火災の優先
同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。
- ④ 市街地火災の優先
大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。
- ⑤ 重要対象物の優先
重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(2) 消防広域応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救出活動等が発生した場合は、速やかに消防広域応援隊の応援要請を行うものとする。

① 千葉県消防広域応援隊

消防長は、県内の消防部隊等の応援を受ける必要が生じた場合、「千葉県広域消防相互応援協定」、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援総括消防機関（千葉市消防局）に対して応援要請を行う。

② 緊急消防援助隊

本部長及び消防長は、本市消防力及び県内消防力では対処しきれない規模の災害が発生した場合は、千葉県知事に対し、千葉県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊の応援要請を行う。

■応援要請時の被害状況の把握

- ① 災害の発生日時・場所
- ② 災害の状況（現況、拡大の予測）
- ③ 人的・物的被害の状況
- ④ 気象・地形・市街地の状況
- ⑤ その他必要事項

③ 活動拠点（野営場所）の整備

消防班は、消防広域応援隊の派遣要請をした場合は、別に定める「災害時における施設の使用に関する協定書」に基づき、応援隊の受け入れと活動支援等を行う。

■活動拠点（野営場所）

名 称
北海道日本ハムファイターズタウン鎌ケ谷

(3) 消防団の活動

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

また、常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して実施する。

(4) 住民・自主防災組織の活動

住民・自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(5) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ③ 従業員、顧客等の避難
- ④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- ⑤ 立入禁止措置等の実施

【資料編】

- ・資料-3-1 千葉県消防広域応援基本計画
- ・資料-3-3 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱
- ・資料-3-4 航空特別応援実施要綱に基づく回転翼航空機による救急活動運用要領
- ・資料-3-5 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱
- ・資料-3-6 千葉県緊急消防援助隊受援計画
- ・資料-3-7 大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱

第2 救助・救急活動

1 救助情報の収集

(1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、鎌ケ谷市災害対策本部、消防本部又は鎌ケ谷警察署等へ通報する。

(2) 要救助情報の収集

消防班は、災害対策本部及び鎌ケ谷警察署等に通報された情報を収集し管理する。

2 救助活動

(1) 救助活動

消防班は、消防班、消防団、都市建設1班～4班から救助チームを編成し、救助情報を基に救助チームの出動等を指揮する。

■救助活動の原則

- ① 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 応援要請

消防班は、被害状況等に応じて自衛隊、警察署、隣接消防機関、DMAT（災害派遣医療チーム）等の応援を要請する。

また、鎌ヶ谷市建設業協会に重機、資機材等の供給を要請する。

(3) 住民・自主防災組織・事業所の救出活動

住民・自主防災組織・事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救出を行う。

3 救急活動

(1) 救護所への搬送

消防班は、救出現場から救護所まで傷病者を担架、各車両等で搬送する。住民、自主防災組織等は、自家用車又は担架等により自らの手で搬送する。

(2) 後方医療施設への搬送

消防班は、救護所で医師が到着するまでの間、傷病等の緊急度と重傷度の評価を行い治療の優先順位を決定（トリアージ）し、順位に従い災害拠点病院及び市内病院へ搬送する。

事務局は、道路の被害等で陸路による搬送ができない場合は、県を通じて千葉市消防局や自衛隊のヘリコプター、ドクターヘリの出動を要請して空路により搬送する。

第3 水防活動

1 活動体制の確立

水防活動は、本章「第1節 災害体制の確立」の配備基準及び配備体制に従って実施する。

2 危険箇所の巡視

都市建設3班は、危険箇所を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに東葛飾土木事務所に連絡するとともに、避難のための立ち退き等必要な措置を行う。避難活動

については、本章「第7節 避難」に基づいて実施する。

■伝達系統（水防指令情報）



3 はん濫警戒情報の伝達

県知事は、基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき、はん濫警戒情報を発令する。

■真間川のはん濫警戒情報

河川	水位観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
真間川	鬼越	2.00m	2.70m	3.23m	3.23m

■伝達系統（真間川（水位観測所：鬼越）のはん濫警戒情報）



第4 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等に従事する職員等は、災害現場等で悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。

そのため、総務企画1班は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請し、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第6節 応急医療救護

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 応急医療活動	1 救護所の設置			
	2 救護班の派遣			
	3 救護所での活動			
	4 医薬品・医療資機材等 の確保			
	5 後方医療体制の確立			
第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動			
	2 心の医療活動			
	3 医療情報の提供			

◆実施担当

第1 応急医療活動	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ケ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ケ谷支部、習志野保健所（習志野健 康福祉センター）
第2 被災者等への医療	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ケ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ケ谷支部

第1 応急医療活動

小規模な災害の場合は、原則として救急指定病院等に負傷者を搬送して、応急医療にあたる。

大規模な災害の場合は、応急救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。

詳細な活動は、市が策定した「衛生医療班対応マニュアル」等に基づき対応にあたる。

1 救護所の設置

(1) 救護所の決定

衛生医療班は、被災情報等に応じ、あらかじめ定めた医師会の推薦を受けた医療機関等の中から、救護所の設置場所を決定する。

(2) 救護所の設置

衛生医療班は、救護所となる施設に応急救護に必要な物資を搬送し、救護所を設置する。

停電のときは、災害対策本部を通じ、東京電力パワーグリッド株式会社に早期復旧を要請する。
断水しているときは、総務企画1班・2班に給水を要請する。

2 救護班の派遣

衛生医療班は、鎌ケ谷市医師会に対し「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき救護班の出動を要請し、鎌ケ谷総合病院に対しては、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき救護班の設置を要請する。

また、船橋歯科医師会に対し「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」、千葉県柔道整復師会船橋鎌ケ谷支部に対し「災害時における接骨師会の協力に関する協定」、船橋薬剤師会に対し「災害時における薬剤師会の協力に関する協定」に基づき、救護所への派遣、協力を要請する。

有線通信が途絶した場合には、無線を活用する。

傷病者が多数発生した場合は、千葉県災害医療本部（DMAT調整本部）へDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣を要請する。

■ 県への医療救護班派遣の要請事項

- ① 派遣を必要とする人員(内科、外科、助産等別の医師、看護師数)
- ② 必要とする医療救護班数
- ③ 派遣期間
- ④ 派遣場所
- ⑤ 災害の種類、原因等その他の事項

3 救護所での活動

救護所では、原則として次のような活動を行う。

■ 救護所での活動

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 軽症患者等に対する医療
- ④ 避難所等での医療
- ⑤ 助産救護

4 医薬品・医療資機材等の確保

(1) 医薬品・医療資機材等の確保

衛生医療班は、災害時における備蓄医薬品等に関する協定に基づき、鎌ケ谷市医師会が選定した医療機関から医療品を確保する。不足する場合は、鎌ケ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会が保有する医薬品、医療用資機材を使用する。

入手が困難なときは、千葉県災害医療本部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、医薬品業者、他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤等の確保

衛生医療班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼び掛けを行う。

5 後方医療体制の確立

(1) 医療情報の収集

衛生医療班は、鎌ケ谷市医師会等との連携のもとに、後方医療施設について、次の医療情報を収集する。また、必要に応じて、医療情報の広域災害救急医療情報システム (EMIS) への代行入力を行う。

■収集する医療情報

- | |
|-------------------|
| ① 医療施設の被害状況 |
| ② 診療機能の確保状況 |
| ③ 空きベッド数、受け入れ可能数 |
| ④ 医薬品、医療資機材等の需給状況 |
| ⑤ その他参考となる事項 |

(2) 後方医療施設の確保

衛生医療班は、医療情報をもとに重症者を収容する後方医療施設を確保する。市内の後方医療施設で収容困難なときは、近隣の災害拠点病院又は県に収容を要請する。

(3) 後方医療施設への搬送

救護所から市内搬送先病院へは、消防班の救急車又は市有車両等で搬送する。

交通の状況により災害拠点病院への搬送が救急車では困難な場合は、県、自衛隊等にヘリコプター、ドクターヘリでの搬送を要請する。

■後方医療施設

市 内 病 院			初富保健病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、第2北総病院 鎌ケ谷総合病院
災 害 拠 点 病 院	基幹災害医療センター		日本医科大学千葉北総病院
	地域災害医療 センター	東葛南部	船橋市立医療センター、東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院、 東京女子医科大学付属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター、 千葉県済生会習志野病院
		東葛北部	松戸市立総合医療センター、 東京慈恵会医科大学附属柏病院、 千葉西総合病院

【資料編】

- ・資料-2-28 災害時の医療救護活動に関する協定書（社団法人鎌ケ谷市医師会（現：一般社団法人鎌ケ谷市医師会））
- ・資料-2-29 災害時における接骨師会の協力に関する協定書（社団法人千葉県接骨師会船橋支部（現：公益社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ケ谷支部））
- ・資料-2-30 災害時における歯科医師会の協力に関する協定書（社団法人船橋歯科医師会（現：公益社団法人船橋歯科医師会））

- ・資料-2-31 災害時における薬剤師会の協力に関する協定書（社団法人船橋薬剤師会（現：一般社団法人船橋薬剤師会））
- ・資料-2-32 災害時の医療救護活動に関する協定書（社団法人医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院（現：医療法人徳州会 鎌ヶ谷総合病院））
- ・資料-3-9 医療機関等一覧
- ・資料-3-10 救護班の班編成一覧

第2 被災者等への医療

1 医療救護活動の実施

衛生医療班は、被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、必要に応じて、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部等に活動の要請を行い、応急救護所等において、医療救護活動を行う。

2 心の医療活動

衛生医療班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

また、必要に応じて被災地の巡回活動を行う。

なお、心のケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等に対しても必要となるため、メンタルケアを実施する。

3 医療情報の提供

衛生医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

第7節 避難

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 避難活動	1 避難指示			
	2 避難誘導			
	3 警戒区域の設定			
第2 避難所の開設	1 避難所の開設			
	2 避難者の受け入れ			
第3 避難所の運営	1 避難所運営体制			
	2 食料・物資の供給			
	3 避難設備の整備			
	4 要配慮者への配慮			
	5 女性への配慮			
	6 避難所の警備			
	7 中・長期にわたる避難 生活への対応			
	8 ペット対策			
第4 避難所外避難者の 把握及び支援	1 避難所外にいる市内 避難者への対応			
	2 市外避難者への対応			

◆実施担当

第1 避難活動	責 任 者：市民生活部次長、総務企画部長、消防長、健康福祉部長 担 当：事務局、秘書広報班、消防班、健康福祉1班・2班、 高齢者福祉班 関係機関：鎌ヶ谷警察署、施設管理者
第2 避難所の開設	責 任 者：市民生活部次長、生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：事務局、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班
第3 避難所の運営	責 任 者：生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：市民生活3班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、 健康福祉2班、高齢者福祉班
第4 避難所外避難者の 把握及び支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：市民生活1班・2班

第1 避難活動

1 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保

(1) 高齢者等避難の発令

避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者の避難が必要な状況。

(2) 避難指示の発令

災害の前兆現象が確認された場合や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態又は、人的被害が発生した状況。

(3) 緊急安全確保の発令

既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動が必要な状況。

(4) 避難指示等の発令基準

本部長は、別に定める基準に則し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

■ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令する場合のめやす

- ① 強い降雨を伴う台風等が接近、通過することが予想される場合
- ② 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- ③ 急激に水位が上昇しやすい河川・水路沿いの避難経路が通行不能になる可能性がある場合
- ④ がけ崩れにより建物等に影響するおそれがあるとき
- ⑤ その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

■ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令権者及び内容

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
本 部 長 (市 長)	① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
知 事	① 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第5項
警 察 官	① 市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ② 市長から要求があったとき ③ 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	① 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条 第1項
知事及び知事の命を受けた県職員	① 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ② 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法 第25条
水 防 管 理 者	① 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(5) 避難指示等の伝達

事務局は、関係各班に避難指示等を伝達する。各班は次の方法で、避難指示等を住民等に伝達する。

■避難指示等の伝達方法及び伝達事項

担当・方法	秘書広報班	広報車、市ホームページ、SNS
	事務局	防災行政無線（固定系） 緊急速報エリアメール、緊急速報メール かまがや安心eメール
	消防班	広報車、ハンドスピーカー、サイレン、警鐘
	各施設管理者	口頭、ハンドスピーカー
伝達事項	① 避難対象地域 ④ 避難指示等の発令理由 ② 避難先 ⑤ 注意事項（戸締まり、携行品）等 ③ 避難経路	

(6) 県への報告

事務局は、避難指示等が発令された場合は、県にその旨を報告する。

(7) 関係機関への連絡

事務局は、避難指示等が発令された場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。

■連絡先

東葛飾地域振興事務所 鎌ヶ谷警察署	協力要請
避難施設管理者	避難所開設要請
近 隣 市	地域住民の避難所利用の要請

(8) 解除

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除する。

2 避難誘導

(1) 避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も近い避難場所まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。できるだけ自主防災組織ごとの集団避難を行うものとし、要配慮者の避難を優先する。この時、避難誘導者（災害応急対策従事者）の安全確保を十分に図る。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
住民	消防班、警察官、自主防災組織等
教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等

交通施設

施設管理者及び乗務員

(2) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

(3) 要配慮者の誘導

在宅の要配慮者の避難は、原則として地区の自治会、自主防災組織等が行うが、地域で避難支援が困難な場合は、高齢者福祉班が車両等を用いて輸送する。

施設入所者は、施設の管理者が車両等を用いて輸送する。健康福祉1班・2班は、車両等の手配など支援を行う。

【資料編】

・資料-2-73 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書（一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部）

3 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定する。

本部長は、警戒区域の設定に伴い、立退き指示等を警察等の協力を得て実施する。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内 容	根拠法令
本 部 長 (市 長)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条第1項
水防団長、水防団員 又は消防機関 に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条 第1項
消防吏員 又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。	消防法第28条 第1項
警 察 官	市職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。	災害対策基本法 第63条第2項 水防法第21条 第2項
災害の派遣を 命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、市長又は市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災害対策基本法 第63条第3項

【資料編】

・資料-5-2 土砂災害警戒区域の避難基準等

第2 避難所の開設

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

原則として本部長が災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。

勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が、勤務時間外の場合には、避難所1班～4班が、開設する避難所に職員を派遣し施設の安全性を確認したうえで開設する。

なお、災害の状況により、直接、避難所へ職員を派遣することができる。

(2) 避難所開設の広報

避難所1班は、避難所の開設後は、速やかに住民に対して避難所開設を広報する。

2 避難者の受け入れ

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、職員を避難所に派遣し、施設管理者と協力して避難者の受け入れを行う。

■避難者の受け入れ事項

- ① 体育館など収容スペースへの案内
- ② 避難者の把握（居住地域、避難者数等）
- ③ 災害情報等の収集及び本部への伝達

【資料編】

- ・資料-2-18 被災者の応急救助等に係る防災活動協力に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）
- ・資料-2-36 災害時における施設の使用に関する協定書（株式会社鎌ヶ谷カントリー倶楽部）
- ・資料-2-39 避難場所使用に関する協定書（陸上自衛隊松戸駐屯地）
- ・資料-2-40 災害時における避難場所の使用に関する協定書（海上自衛隊下総教育航空群）
- ・資料-2-41 臨時門設置及び維持管理に関する覚書（陸上自衛隊松戸駐屯地）
- ・資料-2-42 災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書（千葉県立鎌ヶ谷高等学校）
- ・資料-2-43 災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書（千葉県立鎌ヶ谷西高等学校）
- ・資料-5-1 避難場所一覧

第3 避難所の運営

浸水や土砂災害等により家屋等が被災し、避難生活が長期化する場合は、避難者による自主的な運営組織を確立し避難所を運営する。

1 避難所運営体制

(1) 避難所運営組織

避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき実施するものとし、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自主運営組織を作り、自主的な運営を行う。その際、男女それぞれの要望や意見を反映させるため、男女双方が避難所自主運営組織に入るようにする。また、役割分担は、男女問わず出来る人が担当し、清掃や食事の準備等の役割において女性のみあるいは男性のみに負担を集中させないようにする。

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所自主運営組織を確立し、自主防災組織やボランティア等との協議・調整を行う。

■避難所運営担当者の役割

☐ 避難所自主運営組織 ① 運営方法等の決定 ② 生活ルールの作成 ③ 避難者カード・名簿の作成 ④ 市からの連絡事項の伝達 ⑤ 食料・物資の配給 ⑥ ボランティア等との調整 ⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	☐ 職員 ① 災害対策本部との連絡 ② 広報 ③ 施設管理者、ボランティア等との調整 ④ 避難所運営記録
---	---

■避難所における課題

① プライバシーの確保（パーティション、間仕切りによる） ② 安全の確保、衛生管理 ③ 要配慮者への支援 ④ 女性への配慮 ⑤ ペット対策（同行避難に備えてペットの収容場所の確保やルールの作成） ⑥ 季節対策（寒さ暑さ対策） 等

(2) 避難者の把握

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。避難者名簿の取扱いについては、個人情報に配慮する。（例：DV被害者等で本人が希望する場合には、避難者名簿を貼りだす場合に名前を載せない、外部からの問合せに応じない。）

(3) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請し、避難所において、ボランティアリーダーとの調整を行う。

(4) 避難所事務所の開設

避難所1班～4班は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(5) 避難所運営記録の作成

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、避難所1班から災害対策本部へ報告する。

また、病人発生等、特別な事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。

2 食料・物資の供給

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。食料、物資等を受け取ったときは、避難所自主運営組織、ボランティア等との協力により避難者に配給する。

3 避難設備の整備

避難所には、季節の特性に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、必要な設備を本部に要請する。

■避難所で必要な設備

- | | | |
|----------------|------------|---------------|
| ① 暖房・冷房器具 | ⑤ 入浴施設 | ⑨ 救急車用の駐車スペース |
| ② 仮設・マンホールトイレ等 | ⑥ ゴミ集積所 | ⑩ 物資保管場所 |
| ③ 給水施設 | ⑦ 喫煙所 | ⑪ その他必要なもの |
| ④ 掲示板 | ⑧ 公衆（衛星）電話 | |

4 要配慮者への配慮

(1) 避難所での配慮

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、要配慮者専用設備の整備や介護ボランティア支援要請など行い、できる限り生活に支障とならないよう配慮する。また、要配慮者の支援にあたっては、女性に配慮して行うとともに、当事者、家族、支援者の意見を取り入れて支援を進める。

■避難所での要配慮者支援

- | |
|-------------------------|
| ① 要配慮者用専用スペースや椅子等の設置 |
| ② バリアフリー化（段差の解消や通路確保など） |
| ③ 間仕切り |
| ④ 多目的トイレの設置 |
| ⑤ 介護ボランティアの支援要請 |
| ⑥ 手話通訳、外国語通訳の要請 |
| ⑦ 情報伝達方法の検討 |
| ⑧ 要配慮者の個別ニーズ、意見の把握体制の整備 |
| ⑨ 要配慮者相談窓口の設置 |

(2) 福祉避難所の開設

健康福祉2班及び高齢者福祉班は、要配慮者等の避難状況等により必要な場合は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、要配慮者等を収容する。

【資料編】

- ・資料-2-69 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人南台五光福祉協会）
- ・資料-2-66 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人創誠会）
- ・資料-2-61 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人長寿の里）
- ・資料-2-60 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人高嶺福祉会）
- ・資料-2-59 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人弘成会）
- ・資料-2-57 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人あわの会）
- ・資料-2-58 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人慶美会）

5 女性や子どもへの配慮

市民生活3班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所における男女のニーズの違いに応じた支援や女性や子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、避難所運営において女性や子どもへの配慮に努める。また、避難所の警察官等による巡回や暴力防止のための啓発や広報に努めるとともに、女性や子どもを対象とした巡回相談支援の早期開始に努める。

■避難所での女性への配慮

- ① 授乳室(緊急的には女性用更衣室と兼ねてもよい)、男女別の更衣室・トイレ・物干し場
- ② 女性スタッフの配置
- ③ 避難所運営組織や被災者グループにおける女性責任者・女性リーダーの参画
- ④ 女性用物資の女性による配布等の体制づくり
- ⑤ 女性と子どもの安全確保のための、防犯ブザーやホイッスルの配布、巡回、環境改善
- ⑥ 女性相談窓口の設置（プライバシーに配慮）、相談情報の周知

6 避難所の警備

避難所1班～4班は、鎌ヶ谷警察署、避難所自主運営組織と連携して、避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保する。

7 中・長期にわたる避難所生活への対応

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、衛生医療班は、避難所生活が長期化する場合、必要な設備等を協定締結団体等から調達するとともに、必要なスペースの確保や支援を実施する。

■中・長期化への対応

- ① 生活用品等の確保（衣類、炊事設備、洗濯機、テレビ、冷暖房器具、カーペット等）
- ② 入浴・洗濯支援
- ③ プライバシーの保護
- ④ 健康相談の実施（体調や持病の悪化、エコノミークラス症候群、インフルエンザ等の感染症）
- ⑤ 特に高齢者の身体機能低下の防止（簡易ベッドの導入、移動やトイレ等の生活環境改善、運動指導等）
- ⑥ 食の栄養指導による避難者の健康管理及びアレルギーや糖尿病、高血圧等食事制限のある方への指導や支援の実施（管理栄養士等の避難所巡回により実施）
- ⑦ 交流スペース等の確保（避難者の交流スペース、子どもの遊戯・学習スペース）等

【資料編】

- ・資料2-64 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定（千葉県理容生活衛生同業組合船橋支部）

8 ペット対策

避難所でのペットの受入は、避難所運営マニュアルに基づき実施する。

また、各避難所のニーズを把握した上で、必要に応じて災害時のペット対策を専門とするNPO団体等に支援を要請する。

なお、要配慮者を支援する補助犬については、受け入れを前提として、避難所での生活環境に配慮する。

【資料編】

- ・資料-2-68 災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書（株式会社ケーヨー）

■避難所でのペット対策（要配慮者が必要とする補助犬は除外する。）

- ① ペットは室内に入れない。
- ② 避難所のペットの管理責任は飼育責任者にあることを原則とする。
- ③ 避難所内にペットを連れてきた避難者に対して、窓口に届けるよう呼び掛け、「避難所ペット登録台帳」に記載する。
- ④ 大型動物や特定動物の避難所への同伴は断る。
- ⑤ ペットの飼育場所を決定し、ペットの飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知徹底する。
- ⑥ ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。

【資料編】

- ・資料 10－7 避難所運営のための様式
- ・資料 2－37 災害時における施設の使用に関する協定書（鎌ヶ谷浴場）

第4 避難所外避難者の把握及び支援

1 避難所外にいる市内避難者、車中泊避難者への対応

自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する避難者の発生が予想される。そのため、自主防災組織等の協力を得て、自主防災組織が自主運営する避難所外避難者への支援拠点を中心に避難所外にいる避難者（安否、場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努め、必要な支援を行う。特に、避難所外避難者のうち、自力で食料等を受け取りに行けない人、専門支援が必要な人などの把握・支援方法について、関係部署、自治会・自主防災組織、福祉事業所、ボランティア団体などと連携し協議して必要な支援を行う。

■避難外避難者への支援

- ① 情報提供
- ② 食料・物資等の提供
- ③ 健康対策

2 市外避難者への対応

市外へ避難した住民の安否確認及び情報提供等については、全国避難者情報システムを利用して行う。市外避難者に対して、避難先の市町村へご自身の情報を提供するよう市ホームページ等を通じて呼び掛けを実施する。

第8節 生活救援

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 給水活動	1 優先給水			
	2 給水活動			
第2 食料の供給	1 備蓄食料の供給			
	2 食料の確保			
	3 食料の供給			
	4 炊き出し			
	5 <u>栄養・食生活の支援</u>			
第3 物資の供給	1 備蓄品の供給			
	2 物資の確保			
	3 物資の供給			
第4 救援物資の供給	1 物資拠点の設置			
	2 物資の受け入れ・管理・供給			

◆実施担当

第1 給水活動	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班・2班 関係機関：県企業局船橋水道事務所
第2 食料の供給	責 任 者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班、衛生医療班 関係機関：農林水産省政策統括官
第3 物資の供給	責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担 当：市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班、総務企画1班・2班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班
第4 救援物資の供給	責 任 者：議会事務局長、市民生活部長 担 当：物資管理班、経済1班・2班

第1 給水活動

1 優先給水

(1) 井戸付耐震性貯水槽の開設

総務企画1班・2班は、水道施設の破損等により断水した場合は、井戸付耐震性貯水槽を開設し、飲料水を供給する。

(2) 優先給水

総務企画1班・2班は、救護所、病院等の重要施設に優先的に給水を行う。

■優先給水先

- | | |
|-----------|----------|
| ① 救護所 | ③ その他の病院 |
| ② 市内搬送先病院 | ④ 社会福祉施設 |

2 給水活動

(1) 需要の把握

総務企画1班・2班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため県企業局船橋水道事務所と連携して需要の把握を行う。

■把握する内容

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 断水地区の範囲 | ③ 避難所及び避難者数 |
| ② 断水地区の人口、世帯数 | ④ 給水所の設置場所 |

(2) 給水活動の準備

総務企画1班・2班は、県企業局船橋水道事務所と連携して、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

給水拠点の設定	避難所
活動計画作成	給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法、水質検査等
応援要請	自衛隊、他水道事業者
給水資機材の確保	① 給水車は、自衛隊、他水道事業者からの支援受けによる ② 備蓄品（不足するときは業者から確保）

(3) 給水活動

災害当初の給水は、避難所を給水拠点として井戸付耐震性貯水槽から供給する。

また、協定に基づき食品製造会社等の井戸からも給水する。

県企業局による給水活動が実施される場合は、交通や復旧の状況を考慮して給水拠点を設定し、県企業局船橋水道事務所と連携して給水活動を行う。

また、給水活動（給水時間、場所、方法等）について、広報車等により住民に広報する。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の基準

1人1日3リットル（給水体制の復旧に応じて給水量を増加する。）

【資料編】

- ・資料-2-17 災害時における井戸の使用に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）
- ・資料-2-20 災害時における井戸の使用に関する協定書（山屋食品株式会社）
- ・資料-2-21 災害時における井戸の使用に関する協定書（有限会社皆川石油）
- ・資料-2-22 災害時における井戸の使用に関する協定書（コスモ石油販売株式会社）
- ・資料-2-23 災害時における井戸の使用に関する協定書（私市醸造株式会社）
- ・資料-2-33 災害時の井戸の使用に関する協定書（社団医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院
（現：医療法人徳州会 鎌ヶ谷総合病院））
- ・資料-5-3 井戸付耐震性貯水槽設置箇所一覧

第2 食料の供給

1 備蓄食料の供給

災害直後は、原則として、市民、事業所の備蓄食料を用いる。

市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班は、被災直後に避難所等へ備蓄食料を搬送し、食料を有しない被災者に供給する。

2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき避難所に避難された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
- ④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑤ 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人
- ⑥ 災害応急活動従事者※

※基本的には災害救助法の実費弁償の対象外である。

(2) 需要の把握

総務企画1班・2班は、避難所等の被災者、職員、応援部隊等に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。次の各班は、食料等の必要量を把握し、総務企画1班・2班に請求する。

■需要の把握

避難所1班～4班、 避難所支援1班・2班	避難所等の被災者
総務企画1班・2班	職員、応援者（各担当班からの請求を一括）

(3) 食料の確保

総務企画1班・2班は、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」等に基づ

き、食品販売業者及び製造業者に食料を発注する。

なお、業者だけでは不足するときは、県又は県内市町村に対して食料の供給を要請する。

■供給する食料

備蓄食料	サバイバルフーズ（主食・副食）
業者調達	弁当、パン、牛乳等
炊き出し	米飯、みそ汁等

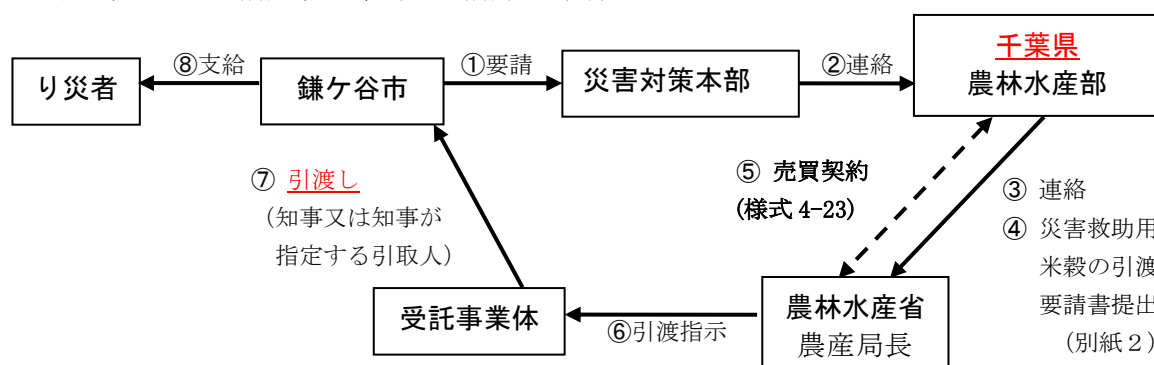
(4) 政府所有米穀の調達

本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等給食に必要な政府所有米穀の数量を知事に申請する。知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行い、農産局長と売買契約を締結している受託事業体から当該米穀の引渡しを受ける。

また、知事と連絡がつかない場合は、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて、直接農林水産省農産局長に政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

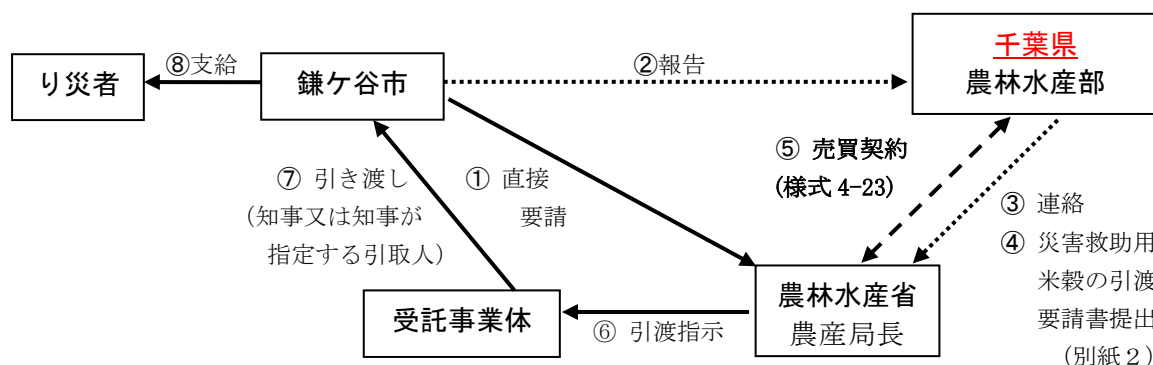
なお、政府から直接売却を受けて調達する場合は玄米引渡しであるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

1 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



2 市町村が直接要請する場合

市町村が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



【資料編】

- ・資料-10-6 米穀等調達関係書類の様式

3 食料の供給

(1) 食料の輸送

総務企画1班・2班は、食料の輸送を、食料を発注した業者に依頼する。食料を発注した業者に輸送困難なときは、輸送業者に要請する。

(2) 食料の分配

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等を通じて分配する。

4 炊き出し

避難所1班・2班は、必要に応じて炊き出しを行う。炊き出しに必要な食材は、総務企画1班・2班が協定に基づき業者に要請する。

避難所にて炊き出しを行う場合は、自衛隊、ボランティア等と協力して行う。総務企画1班・2班は、炊き出しに使用する調理器具、燃料、食材を準備する。

5 栄養・食生活の支援

衛生医療班は、炊き出し、弁当、支援物資からの適切な栄養量の確保支援、避難者の食の自立に向けた支援（自助による栄養量の確保）、避難所の食事の衛生管理状況の把握と衛生助言を行う。また、必要に応じて、千葉県栄養士会へ「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）」の派遣を要請し、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を展開する。

【資料編】

- ・資料2-8 災害時における物品の供給に関する協定書(株式会社東武ストア)
- ・資料2-10 災害時における物品の供給に関する協定書(茂野製麺株式会社)
- ・資料2-12 災害時における物品の供給に関する協定書(松戸市農業協同組合(現:とうかつ中央農業協同組合))
- ・資料2-14 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(生活協同組合ちばコープ(現:生活協同組合コープ みらい))
- ・資料2-16 災害時における物品の供給に関する協定書(イオン株式会社関東カンパニー)
- ・資料2-19 災害時の避難所における協力及び店舗のトイレ開放に関する協定書(鎌ヶ谷市料飲組合)
- ・資料-2-55 災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書(株式会社学校給食サービス)
- ・資料-2-63 災害時における物資の供給協力に関する協定(株式会社マツモトキヨシ)
- ・資料-2-62 災害時における物資の供給協力に関する協定(株式会社くすりの福太郎)
- ・資料-2-77 災害時における物資供給に関する協定書(株式会社トヨーカ堂)
- ・資料-5-4 防災備蓄倉庫・備蓄物資一覧
- ・資料-10-6 米穀等調達関係書類の様式

第3 物資の供給

1 備蓄品の供給

市民生活1班・2班、経済1班・2班、会計班は、災害直後に避難所へ備蓄物資を搬送し、被災者

に供給する。

2 物資の確保

(1) 物資供給の対象者

物資供給の対象者は、次のとおりとする。本部長は、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■物資供給の対象者

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

(2) 需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行い、総務企画1班・2班が総括する。

(3) 物資の調達

総務企画1班・2班は、協定に基づき、販売業者に物資を発注する。なお、業者だけでは不足するときは、県又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

3 物資の供給

(1) 物資の輸送

総務企画1班・2班は物資の輸送を、物資調達業者に依頼する。物資調達業者が輸送困難なときは、輸送業者に要請する。

(2) 物資の保管

調達した物資の保管が必要なときは、総合福祉保健センターに保管する。

(3) 物資の分配

避難所1班～4班、避難所支援1班・2班は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力の下に分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等が分配する。

なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、女性専用の物資（生理用品、女性用下着等）は、女性による配布とするよう努める。

【資料編】

- ・資料-2-14 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合ちばコープ(現：生活協同組合コープみらい)）
- ・資料-2-15 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（社団法人千葉県LPガス協会船橋支部）
- ・資料-2-18 災害時における物品の供給に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）
- ・資料-2-19 災害時の避難所における協力及び店舗のトイレ開放に関する協定書（鎌ヶ谷市料飲組合）

- ・資料-5-4 防災備蓄倉庫・備蓄物資一覧

第4 救援物資の供給

1 物資拠点の設置

物資管理班、経済1班・2班は、救援物資を保管・管理するために、総合福祉保健センターに物資管理センターを開設する。

2 物資の受入・管理・供給

物資管理班、経済1班・2班は、ボランティア等の協力により、物資を受け入れ、在庫を管理する。物資供給の請求があった場合は、総務企画1班・2班を通じて供給する。

第9節 交通対策・緊急輸送

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日ま で)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 交通対策	1 交通情報の収集			
	2 交通規制			
	3 緊急通行車両等の確認			
	4 緊急輸送路の確保			
第2 緊急輸送	1 車両・燃料の確保			
	2 緊急輸送			
	3 ヘリコプター発着場の 設置			

◆実施担当

第1 交通対策	責 任 者：都市建設部長、総務企画部長 担 当：都市建設2班～4班、総務企画3班 関係機関：鎌ヶ谷警察署
第2 緊急輸送	責 任 者：総務企画部長、市民生活部次長 担 当：総務企画1班～3班、事務局 関係機関：自衛隊

第1 交通対策

1 交通情報の収集

都市建設2班～4班は、鎌ヶ谷警察署及び道路管理者と連絡を取り、交通情報の収集、整理を行う。

■収集する交通情報

- ① 主要道路等の被害状況及び復旧の見通し
- ② 交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
- ③ 特に危険と認められた道路及び橋梁の位置
- ④ その他必要な事項

2 交通規制

鎌ヶ谷警察署は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

都市建設2班・3班は、道路管理者の指示により、市管理の道路が、浸水、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なときは、通行禁止又は制限等の措置をとる。

■交通規制等の実施者と内容

実施期間	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	県内又は近接都県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条及び第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき、必要な限度において、車両通行禁止、若しくは制限又は後退させることができる。	道路交通法第6条第4項及び第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3第1項
自衛官・消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	道路の破損、欠損、その他の理由により通行が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行の禁止又は制限を行うことができる。	道路法第46条第1項

3 緊急通行車両等の確認

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、総務企画3班は、災害応急対策を実施するために必要な車両について標章及び確認証明書の交付を受ける。

(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付

- ① 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- ② 知事又は公安委員会は、前記①により確認したときは、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

- ③ 車両の使用者は、前記②により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。
また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両等の災害発生前の確認申出について

- ① 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- ② 公安委員会は、前記①により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。
- ③ 標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。
- ④ 事前届出に関する事務手続きは、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長を経由し、公安委員会に申請する。

4 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の確保

都市建設2班・3班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、鎌ケ谷警察署と密接な連絡をとる。

(2) 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内道路を緊急輸送道路1次路線、2次路線、3次路線に分類し、交通規制の対象とする緊急輸送ネットワークを構築している。

なお、市内の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。

■県の緊急輸送ネットワーク

路線区分	目 的	市内の路線
1次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ケ谷松戸線（初富以北）
2次路線	1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等	主要地方道千葉鎌ケ谷松戸線（初富以南） <u>ほか2路線</u>
<u>3次路線</u>	<u>その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路</u>	<u>該当なし</u>

【資料編】

- ・資料-6-1 緊急通行車両等の確認及び規制除外車両及び事前届出事務手続き等
- ・資料-6-8 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画
- ・資料-6-10 千葉県緊急輸送ネットワーク（鎌ヶ谷市付近）

第2 緊急輸送

1 車両・燃料の確保

(1) 市有車両の確保・配車

総務企画3班は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

(2) 陸上輸送の確保

総務企画1班・2班は、トラック、バス等による輸送が必要な場合は、輸送業者に応援を要請する。

総務企画1班・2班は、鉄道輸送が必要な場合は、東武鉄道株式会社、[京成電鉄株式会社](#)及び北総鉄道株式会社各駅長に要請する。

(3) ヘリコプター輸送

事務局は、広域輸送や緊急的な輸送が必要な場合は、県及び自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請する。

(4) 燃料の確保

総務企画3班は、市有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

2 緊急輸送

(1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

■緊急輸送の範囲

- ① 消防、救助救急、医療、救護のための要員、資機材
- ② 医療救護を必要とする人（傷病者等）
- ③ 災害対策要員
- ④ 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資
- ⑤ 応急復旧用資機材
- ⑥ 避難を要する要配慮者

(2) 緊急輸送の手配

総務企画1班・2班は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、緊急輸送を手配する。

【資料編】

資料-2-73 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書（一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部）

3 ヘリコプター発着場の設置

総務企画1班・2班は、予定地にヘリコプター発着場を開設する。

【資料編】

- ・資料-2-13 災害時における物品の供給に関する協定書（千葉県石油商業協同組合鎌ヶ谷支部）
- ・資料-3-8 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

第10節 災害警備

◆項目と活動時期				
項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 警察の災害警備	1 災害警備体制の確立			
	2 災害警備活動要領			
◆実施担当				
第1 警察の災害警備	責 任 者：鎌ヶ谷警察署長 担 当：鎌ヶ谷警察署			

第1 警察の災害警備

1 災害警備体制の確立

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため、市民の生命、身体、財産の保護を図り各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期すものとする。

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災機関との連携の下、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

(2) 警備体制

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

- ① 鎌ヶ谷警察署災害警備本部
大規模災害が発生した場合、又は県警本部が災害警備本部を設置した場合
- ② 鎌ヶ谷警察署災害警備対策室
各種警報(波浪を除く。)+に加えて、土砂災害警戒情報等が発表された場合
- ③ 鎌ヶ谷警察署災害警備連絡室
鎌ヶ谷市に大雨・洪水・暴風警報が発表された場合

2 災害警備活動要領

- ① 要員の参集又は招集
- ② 気象情報及び災害情報の収集及び伝達、報告、連絡
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 警戒線の設定
- ⑦ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 行方不明者の搜索及び迷子等の保護
- ⑩ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑪ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑫ 地域安全対策（犯罪の予防、取締り、相談活動）
- ⑬ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑭ その他必要な応急措置

【資料編】

- ・資料-2-36 災害時における相互協力に関する協定書（鎌ヶ谷警察署）

第11節 土地・建物対策

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 被災宅地危険度判定	1 被災宅地危険度 判定の準備			
	2 被災宅地危険度 判定の実施			
第2 応急仮設住宅等の設置	1 仮設住宅の建設			
	2 対象者の選考			
	3 管理			
第3 住宅の応急修理	1 住宅の応急修理			
	2 対象者の選考			

◆実施担当

第1 被災宅地危険度判定	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班
第2 応急仮設住宅等の設置	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉1班
第3 住宅の応急修理	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉1班

第1 被災宅地危険度判定

大規模な地震又は降雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地の危険度判定を行う。

1 被災宅地危険度判定の準備

住宅班は、鎌ヶ谷市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地危険度判定体制を確立する。

2 被災宅地危険度判定の実施

(1) 被災宅地危険度判定実施要否の判断

住宅班は、市内に相当程度の被害があり、危険な被災宅地が発生していると予測されるときは、判定の要否に必要な被害情報を収集し、判定を要すると認めたときは、本部長に判断の実施を具申する。

(2) 被災宅地危険度判定実施の決定

本部長は、判定を要すると判断したときは、ただちに、千葉県災害対策本部長に連絡するとともに、市民へ判定実施の周知に努める。

(3) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

住宅班は、本部長が判定実施を決定したときは、本部長の命を受け、市役所内に判定実施本部を設置し、次の業務を行う。

(4) 被災宅地危険度判定実施本部の業務

- ① 宅地に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 宅地判定士・判定調査員の受け入れ
- ④ 宅地判定士・判定調査員の組織編成
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の現地表示
- ⑥ 判定結果の調整及び集計並びに災害対策本部長への報告
- ⑦ 判定結果に対する住民等からの相談
- ⑧ その他

(5) 被災宅地危険度判定の実施

判定は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアルに則り、市庁舎、避難所等の防災拠点施設や病院等を優先的に行う。

第2 応急仮設住宅等の設置

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

応急仮設住宅の建設は、市長が行うが、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

1 仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

住宅班は、災害直後に被害の程度から仮設住宅の概数を把握する。

また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申込みを受け付ける。

(2) 仮設住宅の建設

本部長は、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、適当な土地を選定し、「応急仮設住宅建設マニュアル」（千葉県県土整備部住宅課）に基づき、仮設住宅の建設を要請する。仮設住宅の仕様は、原則として「応急仮設住宅仕様」による。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

また、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等の事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を、福祉仮設住宅として建設する。

■応急仮設住宅の建設予定地

	候補地の名称（通称）	所在地（地名地番）	建設可能区域面積（㎡）	建設可能戸数（戸）
①	市制記念公園	初富924-6他	7,870	100
②	第一新田公園	東初富3-744-857	1,050	13
③	東初富公園	東初富3-783-1	650	10
④	新鎌ふれあい公園	新鎌ケ谷2-20-1	2,270	25
⑤	くぬぎ山公園	くぬぎ山4-18-67他	1,125	12
⑥	井草橋公園	東鎌ケ谷3-644-14	725	12
⑦	第二新田公園	東初富4-744-848	915	20
⑧	新鎌ケ谷三丁目第一公園	新鎌ケ谷3-100	830	12
⑨	藤台中央公園	西道野辺4-16-121	930	10
⑩	横下第1、第2公園	道野辺字横下1031, 1040	1,245	17
⑪	道野辺本町公園	道野辺本町1-106	384	8
⑫	川慈公園	丸山1-503-10他	1,247	18
⑬	東野少年野球場	東野806-15他	9,093	90
⑭	西本田公園	鎌ケ谷8-448-43	525	8
⑮	貝柄山公園	初富本町2-1476-2他	800	12
⑯	民有地		3,650	38
⑰	鎌ケ谷小学校	中央2-648-28	4,794	36
⑱	東部小学校	鎌ケ谷8-392-1	2,520	20
⑲	北部小学校	栗野735-1他	3,300	24
⑳	南部小学校	中沢726-2他	2,597	16
㉑	西部小学校	初富110-1	2,244	20
㉒	中部小学校	道野辺中央3-982-1	1,840	16
㉓	初富小学校	東初富1-808-13他	2,340	24
㉔	道野辺小学校	東道野辺5-563	2,365	20
㉕	五本松小学校	南初富1-924-185、-187	2,109	12
㉖	鎌ケ谷中学校	富岡1-617-1他	1,305	12
㉗	第二中学校	東道野辺4-522-8	4,650	30

(3) 公営住宅等の確保

住宅班は、被災者の一時入居施設確保のために、市営住宅をはじめ、他の市町村等の公営住宅等の空き室の情報提供を行い、既存住宅を迅速に確保する。

また、公営住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない場合は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

2 対象者の選考

(1) 対象者

応急仮設住宅の対象者は、災害時に市に居住していることが明らかであり、次の全ての条件に該当する者とする。

■ 応急仮設住宅の対象者

- ① 住宅が全壊、全焼又は流出した者
 - ② 居住する住家がない者
 - ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない経済弱者で次に該当する者
 - ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等
- なお、災害地における住民登録の有無は問わない。

(2) 対象者の選考

住宅班は、健康福祉1班等と連携して対象者の選考委員会を組織して、対象者の選考を行う。

3 管理

住宅班は、入居者の要望等に応じて、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

また、仮設住宅の戸数が約50戸以上になる場所には、集会所等を設置する。

■ 応急仮設住宅の運営管理における配慮

- ① 安心・安全の確保
- ② 孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営
- ③ 女性をはじめとする生活者の多様な意見の反映
- ④ ペットの受入
- ⑤ 生活インフラの整備・支援

【資料編】

- ・資料-2-7 災害時における物品の供給に関する協定書（松戸・鎌ヶ谷木材同業組合）

第3 住宅の応急修理

災害により、住家が半焼、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、日常生活に欠くことができない部分を、応急的に修理する。

住宅の応急修理は、市長が行うが、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

1 住宅の応急修理

(1) 需要の把握

住宅班は、相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申し込みを受け付ける。

(2) 応急修理

住宅班は、応急修理を行う。応急修理の内容は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くこと

のできない部分で必要最小限とし、建築業者に委託する。

2 対象者の選考

(1) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

■ 応急修理の対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者③ 自らの資力では応急修理ができない者 |
|---|

(2) 対象者の選考

対象者の選考は、応急仮設住宅の対象者と同様に行う。

第12節 防疫・清掃

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日ま で)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 防疫活動	1 防疫活動			
	<u>2</u> 避難所における衛生 管理			
	<u>3</u> 保健活動			
第2 し尿の処理	1 仮設トイレの設置			
	2 し尿の処理			
第3 清掃	1 ごみの処理			
	2 災害廃棄物の処理			
第4 障害物の除去	1 住宅関係の障害物の 除去			
	2 河川関係の障害物の 除去			
	3 道路上の障害物の除去			
	4 環境汚染の防止対策			
第5 動物対策	1 死亡獣畜の処理			
	2 逸走動物への対応			

◆実施担当

第1 防疫活動	責 任 者：健康福祉部長、生涯学習部長 担 当：衛生医療班、避難所1班～4班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、県企業局船橋水道 事務所、 鎌ケ谷市医師会
第2 し尿の処理	責 任 者：市民生活部長 担 当：清掃班 関係機関：柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合
第3 清掃	責 任 者：市民生活部長 担 当：清掃班 関係機関：柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合
第4 障害物の除去	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設2班・3班、動物保護班 関係機関：鎌ケ谷市建設業協会
第5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター <u>東葛飾支所</u> 、(公社)千葉県獣医師会

第1 防疫活動

1 防疫活動

(1) 防疫チームの編成

衛生医療班は、職員による防疫チームを編成し、防疫活動を実施する。被災状況によっては、衛生業者に委託して防疫チームを複数編成する。不足する場合は、県に応援を要請する。

■防疫チームの編成

チームの編成	衛生技術者1名、作業員4名
--------	---------------

(2) 防疫用資機材・医薬品の調達

防疫用資機材・薬剤は、原則として一般社団法人千葉県ペストコントロール協会から調達する。不足する場合は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）を経由して県に要請し供給を受ける。

(3) 消毒の実施

防疫チームは、次の地域の消毒を行う。
また、自治会を通じて薬品を配布する。

■防疫対象地域

- ① 浸水区域
- ② 感染症患者が多く発生している地域
- ③ 避難所
- ④ その他衛生状況が良好でない地域

(4) 広報活動の実施

地域住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(5) 報告

患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時習志野保健所（習志野健康福祉センター）に報告する。
避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

2 避難所における衛生管理

避難所1班～4班は、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- | | |
|----------------|----------------|
| ① トイレの清掃・消毒 | ④ 手洗い、うがい等の励行 |
| ② 避難所居住スペースの清掃 | ⑤ 同行避難したペットの管理 |
| ③ ごみ置場の清掃・消毒 | |

3 保健活動

衛生医療班は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、鎌ヶ谷市医師会等関係団体と協力して、被災者の健康が損なわれることのないよう保健活動を行う。また、住民の健康情報や県からの保健師等の派遣の必要性について、習志野保健所（習志野健康福祉センター）に報告する。

■保健活動

- ① 習志野保健所（習志野健康福祉センター）と連携して保健活動チームを編成し、被災者の健康の回復、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。
- ② 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設等に関する情報の提供を行う。
- ③ 食中毒等の予防のため、被災者等及び避難所等に対し、食品衛生指導の徹底を図る。

【資料編】

- ・資料-2-27 災害時における消毒作業に関する協定書（鎌ヶ谷市建設業協会）

第2 し尿の処理

1 仮設トイレの設置

清掃班は、避難者数等に応じて備蓄してある仮設トイレを避難所に設置する。市の備蓄で不足する場合は、県等を通じて仮設トイレを確保する。

2 し尿の処理

清掃班は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して、仮設トイレ等の災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物業者等に協力を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県循環型社会推進課に連絡し、他市町村あるいは「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

【資料編】

- ・資料-2-5 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（県内各市町村）
- ・資料-2-6 一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定（東葛飾地域各市及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

第3 清掃

1 ごみの処理

(1) 収集・処理の実施

清掃班は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して、災害廃棄物処理実行計画を作成し、委託業者に協力を要請する。

また、道路の被災、避難所の開設状況等を勘案し集積所及び仮置場を設置する。

(2) 収集の広報

清掃班は、災害廃棄物処理計画に基づき、災害広報紙等でごみ収集広報やごみ捨てのルールを守るよう協力を呼び掛ける。

(3) 仮置き場の確保

清掃班は、道路交通の遮断、渋滞による収集の遅れや処理施設の被災による機能が低下したときは、仮置場を設置する。

(4) 避難所におけるごみ対策

避難所では、一般のごみと同じように分別を行い収集する。

また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等一時に大量発生するものについては、個別に収集し、リサイクルの方針に合わせて処理する。

2 災害廃棄物の処理

清掃班は、災害により生じたがれき等の災害廃棄物を、一時的に一般廃棄物最終処分場等仮置き場に運搬し、県の処理方針及び災害廃棄物処理計画によって適切な方法で処理する。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

市が甚大な被害を受けた場合で自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、市が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

環境大臣が本市の地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

【資料編】

- ・資料-2-5 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（県内各市町村）
- ・資料-2-6 一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定（東葛飾地域各市及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合）

第4 障害物の除去

1 住宅関係の障害物の除去

(1) 除去の対象

住宅班は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりとする。

■障害物除去の対象者

- | |
|---|
| ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

(2) 除去の方法

住宅班は、市所有の資機材を用いて除去作業を行う。市のみでは除去できないときは、「災害時における応急措置等に関する協定書」に基づき、鎌ケ谷市建設業協会に応援を要請する。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

除去した障害物は、遊休地等に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

2 河川関係の障害物の除去

都市建設2班・3班は、河川、水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

3 道路上の障害物の除去

都市建設2班・3班は、市管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。

また、市管理道路以外でも、交通に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

4 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去に伴うアスベストの飛散や危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対して注意喚起や被害防止のための指導を行う。

【資料編】

- ・資料-2-26 災害時における応急措置等に関する協定書（鎌ケ谷市建設業協会）

第5 動物対策

1 死亡獣畜の処理

動物保護班は清掃班、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合と連携し、死亡した家畜、野鳥等を焼却処分する。処理ができない場合は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）又は西部家畜保健衛生所の指導により適切な措置をとる。

2 逸走動物への対応

動物保護班は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター東葛飾支所、（公社）千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。特定動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。

県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物本部及び動物救護センターを設置して動物救護活動を実施する。

【資料編】

- ・資料-2-48 災害時における動物救護活動に関する協定書（千葉県獣医師会京葉地域獣医師会）

第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日ま で)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 行方不明者の捜索	1 行方不明者情報の収集			
	2 捜索活動			
第2 遺体の処理	1 遺体の処理			
	2 遺体の身元確認			
	3 遺体の安置			
第3 遺体の埋火葬	1 遺体の埋火葬			
	2 遺骨の保管			

◆実施担当

第1 行方不明者の捜索	責 任 者：健康福祉部長、消防長 担 当：健康福祉1班、消防班 関係機関：鎌ケ谷警察署
第2 遺体の処理	責 任 者：健康福祉部長 担 当：健康福祉1班 関係機関：鎌ケ谷市医師会、船橋歯科医師会、鎌ケ谷総合病院、 日赤千葉県支部、鎌ケ谷警察署
第3 遺体の埋火葬	責 任 者：市民部長、健康福祉部長 担 当：市民生活1班・2班、健康福祉1班

第1 行方不明者の捜索

1 行方不明者情報の収集

行方不明者の捜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。

健康福祉1班は、相談窓口で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、鎌ケ谷警察署に提出し、連携をとる。

2 捜索活動

消防班は、鎌ケ谷警察署、自衛隊等と協力して捜索チームを編成し、行方不明者リストに基づき捜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

第2 遺体の処理

1 遺体の処理

(1) 遺体の処理

警察による検視（見分）を受けた遺体は、医師の検案を受けた後、身元が明らかになった場合は着衣等とともに遺族に引き渡す。身元が明らかではなく遺族等への引渡しができない場合は、警察とともにその身元確認に努める。

健康福祉1班は、鎌ケ谷市医師会、船橋歯科医師会、鎌ケ谷総合病院及び日赤千葉県支部に対し、検案医師等の出動を要請する。

災害救助法が適用された場合は、遺体の処理は県が行い、市はこれを補助する。

■遺体の処理

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案（遺体の死因その他の医学的検査をすること）

(2) 検案所の設置

健康福祉1班は、被災地に近い公共施設に遺体検案所を設置する。

■遺体検案所

東 部 地 区	鎌ケ谷コミュニティセンター、東部学習センター
南 部 地 区	南児童センター、南部公民館
西 部 地 区	北中沢コミュニティセンター
北 部 地 区	北部公民館、栗野コミュニティセンター
中央東地区	東初富公民館、南初富コミュニティセンター
中 央 地 区	道野辺中央コミュニティセンター

2 遺体の身元確認

健康福祉1班は、鎌ケ谷警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問合せ等に対応する。

鎌ケ谷警察署長は、市長と緊密に連絡し、市の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

3 遺体の安置

(1) 遺体安置所の設置

健康福祉1班は、被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設し、処理した遺体を遺体安置所に搬送する。身元が判明した遺体は、遺族に引き渡す。

(2) 納棺用品等の調達

健康福祉1班は、葬儀業者にドライアイス、納棺用品等の供給及び遺体の納棺等を要請する。

■遺体安置所

東 部 地 区	鎌ヶ谷コミュニティセンター、東部学習センター
南 部 地 区	南児童センター、南部公民館
西 部 地 区	北中沢コミュニティセンター
北 部 地 区	北部公民館、栗野コミュニティセンター
中央東地区	東初富公民館、南初富コミュニティセンター
中 央 地 区	道野辺中央コミュニティセンター

第3 遺体の埋火葬

1 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民生活1班・2班は、災害相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

遺体は馬込斎場等にて火葬する。健康福祉1班は、遺体が多数のため、馬込斎場等で処理できないときは、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市、県、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

2 遺骨の保管

健康福祉1班は、引取手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取手がないときは、市が委託する葬祭業者において一定期間遺骨を保管する。

第14節 公共施設等の応急復旧対策

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 ライフライン施設等	1 上水施設			
	2 下水道施設			
	3 電力施設			
	4 ガス施設			
	5 通信施設			
	6 郵便局			
	7 放送施設			
第2 交通施設等	1 道路、橋梁			
	2 河川施設			
	3 公共施設			
	4 鉄道施設			

◆実施担当

第1 ライフライン施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、 <u>NTT</u> 東日本株式会社、 <u>日本郵便株式会 社</u>
第2 交通施設等	責 任 者：都市建設部長、都市部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、 <u>京成電鉄株式会社</u> 、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター

第1 ライフライン施設等

1 上水施設

県企業局は、応急復旧計画に基づき、被害状況を把握し、早期復旧を図る。

なお、県企業局のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

(1) 被害発生の把握及び緊急措置

発災後の緊急措置体制、被害状況の把握方法、被害の拡大防止等について定める。

(2) 応急復旧

復旧期間の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を実施する。

① 復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。

② 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は、仮配管等による仮復旧とする。

- ③ 施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。
- ④ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。
- ⑤ 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認の上速やかに通水する。

(3) 応急復旧資機材の確保

県企業局の備蓄資機材で対処することとするが、不足する場合は、災害時等の応援協定を締結している製造会社及び水道用資機材供給会社等から調達する。

(4) 市の対応

秘書広報班は総務企画3班と協力して、水道の断水状況、復旧予定等の情報を県企業局船橋水道事務所から得て、被災者に広報する。また、応急給水について調整を図る。

2 下水道施設

(1) 応急活動体制の確立

下水道班は、災害により被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

(2) 応急活動

浸水等により被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下二次災害の防止等の応急活動を行う。

(3) 下水道の復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を行う。

■下水道施設の復旧作業

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 資機材の確保 ② 復旧に必要な人員の確保 ③ 被害状況、復旧の見込み等の広報 ④ 他下水道事業体への応援要請 |
|---|

3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響が大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。

(1) 災害時の活動体制

災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本部を本社に設置、また支部を各支社に設置し、電力設備の応急対策が実施できる体制をとる。

(2) 災害時の応急措置

- ① 資機材の調達
予備品、貯蔵品を常に把握し、必要な資機材の確保に努める。
- ② 人員の動員、連絡の徹底
- ③ 災害時における危険予防措置

災害発生時、原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により送電が危険であり、事故を誘発するおそれがあると判断した場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

① 被害状況の早期把握

迅速な応急措置を行うため、被害状況の早期把握に努める。

② 感電事故及び漏電による出火を防止するため、広報車等により広報を行うほか、「鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書」に基づき、停電広報を依頼する。

③ 電力施設の被害状況、復旧状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

4 ガス施設

京葉瓦斯株式会社は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、安全確認の上、ライフライン施設としての機能を維持するよう努める。

(1) 動員・配備体制

非常災害発生時におけるガス施設の応急対策は、住民一般に及ぼす影響が大であり、迅速かつ適切に実施する必要がある。京葉瓦斯株式会社では、社内規定に基づき日常保安の確保を基本に、非常災害対策を次のとおり行う。

① 日常は、ガスの製造・供給に関しては、24時間監視、出動体制をとっている。非常災害発生時には、本体制で遠方監視制御システムや緊急連絡網による初動措置及び緊急動員が可能である。

② 非常災害発生時には、その種類、規模に応じて第1次より第3次までの非常災害組織を編成し、二次災害の防止や消費者の安全確保に努める。

(2) 情報収集、連絡体制

非常災害時には、本社、各事業所及び供給所等が被害情報収集の拠点となる。これらの拠点は、有線、衛星携帯電話、災害時優先電話、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも十分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害情報や復旧状況についても把握に努める。

(3) 応急対策

非常災害時における広報は、その種類、規模等に応じて、広報車により広報を行うとともに、防災関係機関にも広報を依頼する。さらに、広範囲の広報が必要な場合には、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を要請する。

また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、ガスの供給状況、災害復旧の現状と見通しについて適宜報告連絡を行う。

5 通信施設

(1) NTT東日本株式会社

NTT東日本株式会社は、災害が発生した場合は、その状況により、各支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、通信施設の応急対策が実施できる体制をとる。

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

② 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

イ 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。

ウ 災害時の広報

通信が途絶、又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

■ **NTT**東日本株式会社の広報

- ① 通信途絶、利用制限の理由と内容
- ② 災害復旧措置と復旧見込時期
- ③ 通信利用者に協力を要請する事項
- ④ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

③ 通信施設の復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備を応急的に復旧する工事

イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、設備工事

(2) 株式会社**NTT**ドコモ

① 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

② 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

■株式会社NTTドコモの応急措置

- ① 通信の利用制限
- ② 非常通話、緊急通話の優先、確保
- ③ 可搬型無線基地局装置の設置
- ④ 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- ⑤ 回線の応急復旧

③ 災害時の広報

災害のため通信が途絶又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

■株式会社NTTドコモの広報

- ① 通信途絶、利用制限の理由と内容
- ② 災害復旧措置と復旧見込時期
- ③ 通信利用者に協力を要請する事項

(3) KDDI株式会社

KDDI株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般市民を対象に災害伝言版サービスによる安否情報の伝達に協力する。

6 日本郵便株式会社

郵便局における応急復旧対策及び被災者への援護対策は、「鎌ヶ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」及び「災害発生時における鎌ヶ谷市と鎌ヶ谷市内郵便局の協力に関する覚書」に基づいて行われる。

(1) 集配機能の維持

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の状況に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時集配便の開設等の応急措置をとる。

(2) 窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置をとる。

(3) 援護対策

被災者（被災地）に対して、郵便物の料金免除や郵便葉書等の無償交付の援護に努める。

7 放送施設

災害が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、災害情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市町村の要請による防災情報の伝達にあたる。

【資料編】

- ・資料-2-75 鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社）
- ・資料-2-77 災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書（日本郵便株式会社）
- ・資料-2-24 鎌ケ谷市防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力パワーグリッド株式会社）
- ・資料-2-25 鎌ケ谷市防災行政無線の活用に関する協定書（京葉瓦斯株式会社船橋支社）
- ・資料-4-5 NTTの災害用伝言ダイヤルサービス
- ・資料-4-6 災害用伝言板（サービス）

第2 交通施設等

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

都市建設2班～4班は、市所管道路について、警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁については、応急措置を行う。

(1) 被災状況の把握

都市建設2班～4班は、災害が発生したときは、所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路及び占用物の被災状況を把握する。

(2) 道路上の障害物の除去

都市建設2班～4班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、建設業者に出勤を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(3) 緊急車両の通行ルートの確保

都市建設2班～4班は、道路上に放置車両や立ち往生した車両が発生した場合に災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急車両の通行を確保するために緊急の必要があると認められるときは、災害対策基本法に基づき、次の事項を実施する。

① 放置車両対策

あらかじめ区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転手等に対して移動を命令。
- ・運転者不在時等は、道路管理者が自ら車両を移動。（やむを得ない限度で破損することができる。）

② 土地の一時使用

①の措置のためやむを得ない場合、道路管理者は沿道等の他人の土地の一時使用、及び、竹木その他の障害物の処分ができる。

③ 国・県との連携・調整

災害対策基本法に基づき、国・県からの指示を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ道路管理者等に対し道路啓開を要請する。

(4) 道路の復旧対策

都市建設2班～4班は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討の上、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

2 河川施設

(1) 被災状況の把握

都市建設2班・3班は、所管の河川施設を点検する。

(2) 応急対策

都市建設2班・3班は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討の上、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

3 公共施設

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

4 鉄道施設

災害が発生した場合、東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社は、旅客の安全確保と迅速な運行再開を目指して、応急復旧対策を行う。

(1) 活動体制

災害が発生した場合、全機能を挙げて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 乗客の避難誘導

■乗客の避難誘導

駅における 避難誘導	大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全確認を行う。 また、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を可能な範囲内で施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内するよう努める。
列車乗務員が 行う避難誘導	① 列車が駅に停止している場合は、運輸司令又は運転指令の指示による。 ② 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、長時間復旧の見込みがたたない場合や火災その他により、やむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 イ 特に支援が必要となる者に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(3) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、社員一丸となり救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

【資料編】

- ・資料-2-34 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

第15節 文教・保育対策

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日ま で)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 応急保育	1 園児の安全確保			
	2 園児の安否確認			
	3 放課後児童クラブでの 対応			
	4 応急保育等の実施			
第2 応急教育	1 児童・生徒の安全確保			
	2 児童・生徒の安否確認			
	3 避難所開設への協力			
	4 応急教育活動			
第3 社会教育施設等の 対策	1 社会教育施設の応急 措置			
	2 文化財に対する措置			

◆実施担当

第1 応急保育	責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援1班・2班
第2 応急教育	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所1班・2班
第3 社会教育施設等の 対策	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所3班・4班

第1 応急保育

1 園児の安全確保

各保育園では、災害等が発生した場合、園児、職員の安全を確保する。園児は災害が発生後又はそのおそれがある場合、保護者に引き渡すが、迎えのない園児は一時的に保護する。

2 園児の安否確認

保育時間以外に災害等が発生した場合は、避難所支援2班は、N T T災害伝言ダイヤル（「1 7 1」）等により、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

3 放課後児童クラブでの対応

各放課後児童クラブでは、災害が発生した場合、児童の安全を確保し、施設に危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。

児童は、災害発生後、保護者に引き渡すが、迎えのない児童は一時的に保護するとともに、保護

者との連絡に努める。

4 応急保育等の実施

避難所支援2班は、施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、応急保育等を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育することができるよう体制の構築を図る。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努める。

第2 応急教育

1 児童・生徒の安全確保

(1) 安全の確保

各学校等では、各学校の危機管理マニュアルに基づき、災害が発生した場合、児童・生徒の安全を確保する。学校等施設に被害を受けた場合やガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。

(2) 保護者への引き渡し

児童・生徒は、災害発生後又は発生するおそれのある場合、各学校の危機管理マニュアルに基づき、学校にて保護者に引き渡す。保護者への引渡しができる、又は帰宅経路の安全が確保できない場合は、学校待機等を行う。

(3) 帰宅困難児童・生徒への対応

各学校等では、帰宅困難児童・生徒に対して、次の対応を行う。

■児童・生徒への対応

- ① 健康・精神面のケア
- ② 食料、飲料水、毛布等対応
- ③ 季節により、暖房器具対応
- ④ トイレ対応

2 児童・生徒の安否確認

災害が夜間・休日等に発生した場合、避難所1班・2班は、学校長を通じて、NTT災害伝言ダイヤル（「171」）等の活用により、児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

3 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、災害があった場合は、避難所を開設し、避難者を体育館等へ案内する。

また、施設の職員等は、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班と連携して避難所の運営に協力する。

4 応急教育活動

(1) 場所の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、避難所1班・2班と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。

■応急教育の場所

被害の程度	応急教育のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	① 被害を免れた学校内施設
校舎の全体が被害を受けた場合	① 公民館等の公共施設 ② 隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	① 最も近い被災のない地域の学校、公共施設 ② 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

避難所1班・2班及び学校長は、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の活動要領

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっては、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防止する。

■応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を指導する。
生活指導	① 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(4) 衛生

学校内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。各学校では、児童・生徒の健康診断、衛生指導等を行う。

(5) 学校給食

災害復旧又は社会の混乱が沈静化するに従い、学校給食を再開するものとする。物資等が不足する場合には、市教育委員会より、千葉県学校給食会に対し需要の申請を行う。

(6) 避難所との区分

避難所1班・2班、学校長及び教職員は、校舎が避難所として使用されることになったときには、避難所のスペースの他に応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

(7) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

避難所1班・2班は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。教科書、文房具、学用品は、市内の業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

第3 社会教育施設等の対策

1 社会教育施設の応急措置

避難所3班～4班は、災害によって所管する施設等に被害が発生した場合は、避難誘導措置を取り、利用者の安全の確保に努める。

また、被災した社会教育施設を避難所、物資拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、応急的な修理を行い、安全を確認の上使用する。

2 文化財に対する措置

指定・登録文化財に被害が発生したときには、その所有者、管理者は直ちに119番通報し、災害の拡大防止に努める。

避難所4班は、指定・登録文化財に被害が発生したときには、県教育委員会へ報告し、必要な応急措置を講ずる。

災害により、民間等所有の歴史・民俗資料等が被災した場合は、廃棄や散逸を防ぐため、迅速・的確な情報収集をはかり、関係機関と連携したうえで救出する。

第16節 要配慮者対策

◆項目と活動時期		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以 降)
第1 要配慮者への対応	1 在宅要配慮者の安全確認			
	2 避難所等での支援			
	3 要配慮者への在宅での支援			
	4 仮設住宅での支援			
第2 社会福祉施設入所者 への対策	1 災害発生時の安全確保			
	2 施設における生活の確保			
第3 外国人への対応	1 外国人への広報			
	2 外国人への援助			
◆実施担当				
第1 要配慮者への対応	責 任 者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担 当：健康福祉1班、健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、 衛生医療班、秘書広報班、総務企画1班・2班、 避難所1班～4班 関係機関：社会福祉協議会			
第2 社会福祉施設入所者 への対策	責 任 者：健康福祉部長 担 当：健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、 衛生医療班 関係機関：社会福祉協議会、社会福祉施設			
第3 外国人への対応	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班・2班、秘書広報班 関係機関：多文化共生連絡協議会			

第1 要配慮者への対応

1 在宅要配慮者の安全確認

(1) 安否確認

健康福祉1班、健康福祉2班、高齢者福祉班は、自治会、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、浸水や土砂災害等の災害危険被災地区の要配慮者の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の要否等を検討する。

(2) 避難誘導

在宅要配慮者の避難は、家族、近隣住民及び地区の自治会、自主防災組織等が誘導する。

健康福祉2班、高齢者福祉班は、要配慮者等が避難困難な状況にある場合、市有車両等で輸送す

る。

(3) 被災した要配慮者への支援

市は県及び関係機関等と協力し、被災した要配慮者について速やかに適切な支援を実施する。

ア 市内での対応が困難な場合、国、県又は近隣市の施設等へ緊急入所等の要請

イ 身内による引取り等の対応

ウ 介護ボランティアを活用したケア体制の確保と実施

2 避難所等での支援

(1) 避難所における援護対策

健康福祉2班、避難所支援1班・2班は、避難所において、避難所1班～4班と連携し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	① 必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ② その他介護に必要な状況
必要な設備の確保・設置	① 踏み板等、段差の解消 ② 簡易ベッド ③ パーティション（間仕切り） ④ 椅子の設置
要配慮者専用スペースの確保	① 可能な限り少人数部屋 ② 専用トイレ

(2) 広報活動への配慮

秘書広報班は、総務企画1班・2班に対し手話ボランティアや移動等介助ボランティア等の派遣を要請し、避難所にて視聴覚障がい者に対し手話等で広報活動を行う。

また、避難所運営組織やボランティア等を介して、直接、要配慮者等に情報を伝達するなど配慮する。

(3) 巡回ケアサービス等の実施

健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班は、避難所の要配慮者に対して、医師や保健師等による巡回ケアサービスを行うとともに、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等を行う。

(4) 相談窓口の設置

健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班、衛生医療班は、要配慮者のための相談窓口を設置し、保健、福祉等総合的な相談に応じる。

(5) 社会福祉施設等への入所

健康福祉2班、高齢者福祉班は、社会福祉施設等を福祉避難所に指定し、避難所で介護等が困難な要配慮者を可能な限り入所させる。

(6) 要配慮者の特性を踏まえた支援の実施

要配慮者は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点が異なる。集団で生活を営むことが困難な要配慮者に対しては空き教室を利用する等の対応をとり、新生児・乳児・妊産婦へは保健師の巡回によるきめ細やかな支援を行う等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行う。

また、必要に応じて、千葉県災害リハビリテーション支援関連団体協議会へ「日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）」の派遣を要請し、被災者・要配慮者等の生活不活発病や災害関連死を防ぐため避難所や施設でのリハビリテーション支援活動を展開する。

3 在宅での支援

健康福祉2班、高齢者福祉班は、災害によるショック及び被災生活の長期化に対応するため、要配慮者に対し、ケースワーカー、ケアマネージャー、ホームヘルパー等による居宅生活支援による巡回相談等に努める。

4 仮設住宅での支援

健康福祉2班、避難所支援1班・2班、高齢者福祉班は、仮設住宅においても、巡回ケアサービス、広報活動等を行い、要配慮者の生活を支援する。

また、仮設住宅にサポートセンターを併設し、交流スペースの確保や孤独死を防ぐための見守り体制を構築し、支援に努める。

■仮設住宅へのサポート拠点の併設（例）

- ① デイサービス、情報支援等
- ② 居宅サービス（介護支援、訪問支援、訪問介護等）
- ③ 配食サービス等の生活支援
- ④ 地域交流スペースの確保
- ⑤ 心の相談窓口の設置

第2 社会福祉施設入所者等への対策

1 災害発生時の安全確保

社会福祉施設の管理者及び健康福祉2班、高齢者福祉班は、入所者等の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、社会福祉施設の職員は消防署に通報するとともに初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

2 施設における生活の確保

健康福祉2班、高齢者福祉班は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、必要とする品目、数量等の情報を収集し、関係する班に供給を要請する。

第3 外国人への対応

1 外国人への広報

秘書広報班は、外国語や簡単な表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れて広報紙を作成し、災害情報、安否情報、被災情報等を提供するとともに、ボランティア等の協力により災害時の広報を行う。

2 外国人への援助

総務企画1班・2班は、外国語の通訳・翻訳ができるボランティアを確保し、外国人に対する援助策や情報提供を実施する。

また、「避難所運営マニュアル」に基づき、外国人に配慮した避難所運営に努める。

第17節 災害ボランティアへの協力

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 ボランティア の <u>受入れ</u>	1 活動拠点の設置			
	2 災害時における参加の呼び かけ			
	3 ボランティアへの協力要請			
第2 ボランティア への活動支援	1 ボランティア活動			
	2 ボランティアへの対応			

◆実施担当

第1 ボランティア の受け入れ	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班・2班 関係機関：社会福祉協議会
第2 ボランティア への活動支援	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班・2班 関係機関：社会福祉協議会

第1 ボランティアの受入れ

1 活動拠点の設置

総務企画1班・2班は、社会福祉協議会と協力して、総合福祉保健センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け付け、登録を行う。

また、市又は県で登録をせずに、直接、避難所で申し出のあるボランティアは、災害ボランティアセンターに誘導する。

なお、専門ボランティアについては、各活動担当が中心となって対応する。

■災害ボランティアセンター

設置場所	総合福祉保健センター
準備事項	① 活動場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室） ② 資機材（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）

2 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ボランティア団体、NPO法人や日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼び掛ける。

このとき、市及び関係機関は、ボランティアに依頼する業務内容を被災者からの情報により把握し、そのニーズに適合した支援を提供できるボランティアの参加を呼び掛ける。

3 ボランティアへの協力要請

総務企画1班・2班は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を各班の要請に基づき調査する。

市で登録したボランティアだけで不足する場合は、県災害ボランティアセンターで登録したボランティアの派遣を要請する。

第2 ボランティアへの活動支援

1 ボランティア活動

災害時のボランティア活動は表のとおり多岐にわたる。また、特定の資格・技能を持った専門職ボランティアと、特定の資格・技能、経験もない一般ボランティアのほかに、災害救援に特化した専門性の高い支援者・団体もある。たとえば、避難所運営でも、運営の補助に当たるボランティアだけでなく、健康被害等を出さないよう環境・運営面で全般的なアドバイスができる専門性を有するボランティアが存在する。また、個人で活動するボランティアと、団体として活動するボランティアがある。

災害ボランティアの専門性や活動の形態に応じて効果的に活動ができるよう、協働して調整を行う。

■災害時のボランティア活動の例

分野	活動の例
避難所	環境整備、物資、性別による配慮、炊き出し、サロン・傾聴、ペット、アセスメント・運営支援 など
在宅避難者	物資、食事、実態把握調査など
要配慮者	福祉施設への支援、相談支援、子どもの居場所・学習支援、学用品等の提供、通訳・翻訳 など
被災家屋	重機での土砂撤去等、床・壁・屋根の応急措置、廃棄物の分別・回収、住宅再建の相談・講習会 など
仮設住宅	引っ越し、物資・家電、コミュニティ形成のサポート、見守り など
生業支援	農地からの土砂・廃棄物撤去、商店街の片付け・清掃、資機材の支援 など
その他	物資の提供・運搬・仕分け、法律相談 など

※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、管理栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。

2 ボランティアへの対応

(1) ボランティア保険への加入

ボランティアの活動は災害時用ボランティア保険への加入を活動の条件とし、総務企画1班・2班は、社会福祉協議会と協力して、登録したボランティアのボランティア保険加入手続を行う。

なお、県外及び市外からのボランティアを受け入れる場合は、出発地の社会福祉協議会においてボランティア保険に加入することを原則とする。

(2) ボランティアとの連携体制づくり

総務企画1班・2班は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等に対し、ボランティアを必要としている活動へ振り分けるよう要請する。社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターとともにボランティアを各活動に配置する。

各班は、各活動場所においてボランティアの対応を行う。

第18節 帰宅困難者等対策

◆項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 徒歩帰宅者の 発生抑制対策	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ			
	2 企業、学校など関係機関における施設内待機			
	3 大規模集客施設や駅等における利用者保護			
第2 帰宅困難者等 に対する支援	1 帰宅困難者等の把握と 情報提供			
	2 一時滞在施設への誘導			
	3 要配慮者等の視点からの 対策			

◆実施担当

第1 徒歩帰宅者の 発生抑制対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局、避難所1班・2班、経済2班 関係機関：防災関係機関
第2 帰宅困難者等 に対する支援	責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：事務局、秘書広報班、避難所1班～4班、避難所支援1班・2班 関係機関：防災関係機関

第1 徒歩帰宅者の発生抑制対策

1 一斉帰宅抑制の呼び掛け

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、事務局は、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合、市民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に とどまる よう市ホームページ等で 呼び掛け を行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かがや安心eメール、SNS等を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施する。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全確認を行うとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を可能な範囲内で施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内するよう努める。

第2 帰宅困難者等に対する支援

1 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や都内から幹線道路などを通して徒歩により市内に移動してくる徒歩帰宅者について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

気象情報や災害に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送や市ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

また、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、かまがや安心eメール、SNS等を活用した情報提供についても検討・実施する。

2 一時滞在施設への誘導

(1) 一時滞在施設への誘導

事務局は、駅周辺の避難所について、被災状況や安全性を確認した後、帰宅困難者等の一時滞在施設として開設し、警察等関係機関の協力を得て誘導する。また、帰宅困難者等が多数で避難所に収容できない場合は、民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

一時滞在施設の開設状況について県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者等、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設の運営

避難所1～4班、避難所支援1班・2班は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。

帰宅困難者等の一時滞在施設は、市の指定避難所が含まれるため、スペースの割当てや物資提供についてあらかじめ「避難所運営マニュアル」に位置づけ、女性や子どもの安全確保や避難した市民とのトラブルが発生しないよう配慮する。

また、帰宅困難者等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

3 要配慮者等の視点からの対策

帰宅困難者対策においても、特に要配慮者や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

また、女性や子~~ども~~を狙った犯罪を防ぐための防犯啓発・パトロールを実施する。

第19節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本市における具体的適用は次のいずれか一つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
① 市内の住家が滅失した世帯の数	市100世帯以上	第1項第1号
② 県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県2,500世帯以上、かつ市50世帯以上	第1項第2号
③ 県内の住家が滅失した世帯の数又は 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	県12,000世帯以上又は被害状況が特に援助を必要とする状態にあると認められた場合※	第1項第3号 (注2)
④ 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号 (注3)

(注) ※印の場合は、内閣府令で定める特別の事情による

(注2) 上記(3)に係る事例

ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

(注3) 上記(4)に係る事例

住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

ア 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合

イ 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

ウ 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合

エ 山崩れ、がけ崩れ等により、多数の住家に被害の発生や多数の者が死傷した場合

2 被害状況の判断基準

本市における被害程度の判断は、被害状況判定基準によって行うものとする。

第2 滅失世帯の算定基準

1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家 1世帯	住家被害状況	算定根拠
	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	3世帯

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う場合、おおよその基準は次のとおりである。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼 （全流失）	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもの。
住家の半壊 （半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、住家の損壊又は焼失した部分がその床面積が住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの。具体的には、住家の損壊又は焼失した部分がその床面積が住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価40%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

【資料編】

- ・資料-9-1 被害の認定基準（災害総括報告）

第3 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用要請

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長はその旨を県知事（県本部事務局）に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

■災害救助法の申請事項

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする機関
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第4 救助の実施者及び救助の内容等

1 救助の実施者

災害救助法が適用された場合に次に掲げる救助の種類及び救助の業務は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

■救助の種類

救助の種類	
① 避難所の設置及び収容	⑧ 被災者の救出
② 応急仮設住宅の設置	⑨ 住宅の応急修理
③ 炊き出しその他による給食の給与	⑩ 学用品の給与
④ 飲料水の供給	⑪ 埋葬
⑤ 被服、寝具等の給（貸）与	⑫ 遺体の搜索
⑥ 医療	⑬ 遺体の処理
⑦ 助産	⑭ 障害物の除去

2 救助の内容等

救助の内容等については、資料編に示す災害救助法による救助の種類、方法、期間等によるものとする。

【資料編】

- ・資料-9-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について並びに実費弁償について

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置

◆項目と実施担当		
	項 目	実施担当
第1 被災者への支援	1 災害弔慰金等の支給	責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部 <u>予防課</u> 、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工 <u>観光課</u> 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会
	2 災害援護資金等の貸付け	
	3 住宅復興資金の融資	
	4 <u>罹災証明書等</u> の発行	
	5 災害公営住宅の建設等	
	6 租税の減免等	
	7 職業の斡旋	
第2 地域経済の復旧 支援	1 農林業者への支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工 <u>観光課</u>
	2 中小企業者への融資	
第3 義援金及び義援品 の <u>受付</u> ・配分	1 義援金の <u>受付</u> ・配分	責 任 者：健康福祉部長、議会事務局長、 総務企画部長 担 当：社会福祉課、議会事務局、 選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局、 農業委員会事務局、 企画財政課、契約管財課 関係機関：日赤千葉県支部
	2 義援品の <u>受付</u> ・配分	

第1 被災者への支援

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

社会福祉課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

社会福祉課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「千葉県市町村弔慰金の支給等に関する条例」に従って、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 住宅復旧融資金利子補給

建築住宅課は、「鎌ヶ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例」に従って災害により被害を受けた住宅の所有者が融資を受けた住宅復旧資金への利子補給を行う。

(4) 被災者生活再建支援金

社会福祉課は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。

(5) 千葉県被災者生活再建支援金

社会福祉課は、同一の災害による住宅の全壊被害が10世帯に満たないなど、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない場合で、一定の要件に該当する被害が発生した際は、被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。

支援金の内容は、(4) 被災者生活再建支援金に準ずる。

■被災者生活再建支援金の内容

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、その自立した生活の開始を支援する。

(2) 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(3) 対象世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が「半壊」、又は「住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体」した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を 行わなければ 居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全 壊 ((3)①に該当)	解 体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	中規模半壊 ((3)⑤に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	住宅の被害程度	建設・購入	補 修	賃 借 (公営住宅以外)
支給額	全壊、解体、 長期避難、大規模半壊 ((3)①～④に該当)	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊 ((3)⑤に該当)	100万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

(5) 支援金支給の申請手続き

社会福祉課は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。

2 災害援護資金等の貸付け

(1) 災害援護資金

社会福祉課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世

帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

■災害援護資金の内容

対象となる災害		ア 市に災害救助法が適用された場合の自然災害 イ 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある自然災害
貸付対象		上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主。ただし、その世帯の前年の総年間所得が次の額未満の世帯に限る。 ① 世帯構成人数 1 人の場合 … 220 万円 ② “ 2 人 … 430 万円 ③ “ 3 人 … 620 万円 ④ “ 4 人 … 730 万円 ⑤ “ 5 人以上 … 730 万円に加えて (世帯構成人数 - 4 人) × 30 万円 (注) 住居が滅失した場合は、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が 1,270 万円に満たない世帯の世帯主
貸付金額 (限度額)		ア 世帯主の療養期間がおおむね 1 か月以上である負傷かつ次のいずれかに該当する場合 ① 家財の 1/3 以上の損害及び住居の損害がない場合 150 万円 ② 家財の 1/3 以上の損害があり、かつ住居の損害が無い場合 250 万円 ③ 住居が半壊した場合 270 万円 ④ “ 全壊した場合 350 万円 イ 世帯主の負傷がない場合かつ次のいずれかに該当する場合 ① 家財の 1/3 以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150 万円 ② 住居の半壊した場合 170 万円 ③ “ 全壊した場合 (④の場合を除く) 250 万円 ④ 住居全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等 350 万円 と認められる特例の事情があった場合
貸付条件	据置期間	3 年 (特別の事情がある場合 5 年)
	償還期間	10 年
	償還方法	元利均等、年賦又は半年賦
	貸付利率	年 3 % (据置期間中は無利子)
	延滞利息	年 10.75 %
	保証人	連帯保証人になること

(2) 生活福祉資金

社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸し付ける。

なお「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

■生活福祉資金の内容

貸付対象		ア 低所得者世帯 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度） イ 原則として、千葉県内に居住する 65 歳未満の方で、保証能力（返済能力）を有している方
貸付金額		一世帯 150 万円以内
貸付条件	措置期間	6 月以内
	償還期間	据置期間経過後 7 年以内
	利子	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5%
	保証人	ア 原則、連帯保証人が必要 ※連帯保証人を立てない場合も貸付可能 イ 原則として、借受人と同じ市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 ウ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦

3 住宅復興資金の融資

住宅金融支援機構は、「住宅金融支援機構法」に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

4 罹災証明書等の発行

課税課、収税課、商工観光課、消防本部は、家屋の被害調査の結果から「被災台帳」を作成し、被災者の罹災証明書等の発行申請に対し、被災台帳で確認のうえ、発行する。

なお、被災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは罹災証明書等を発行する。

証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

■罹災証明書等の担当及び証明の範囲

担 当	証 明 の 範 囲
課税課、収税課	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u> 、床上浸水、床浸水、 <u>浸水</u>
商工観光課	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u> 、床上浸水、床浸水、 <u>浸水</u>
消防本部 予防課	火災による焼損等

5 災害公営住宅の建設等

大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な物に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

市は、災害公営住宅の低所得被災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。建築住宅課は、県の指導のもと、災害公営住宅の建設等を行う。

6 市税の減免等

課税課、収税課は、災害によって被害を受けた納税義務者等に対して市税の期限の延長、徴収猶予及び減免を行う。

■市税の期限の延長、徴収猶予及び減免

期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。
徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、 <u>更に</u> 1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)
減免	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

被災した納税義務者等に対し、該当する税目等について、次により減免を行う。

■税の減免の内容

税目	減免の内容
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

7 職業の斡旋

千葉公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

商工観光課は、市民にこれらの情報を提供する。

■職業安定所の職業の斡旋等

- ① 雇用調整助成金等の活用による事業主への支援
- ② 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ③ 千葉公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- ④ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

【資料編】

- ・資料-1-4 鎌ヶ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例

- ・資料-1-5 鎌ヶ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例施行規則
- ・資料-9-1 被害の認定基準（災害総括報告）
- ・資料-10-8 [鎌ヶ谷市罹災証明書等交付要綱](#)・関係様式

第2 地域経済の復旧支援

1 農林業者への支援

農業振興課は、災害により被害を受けた農林業者に対し、県、JAとうかつ中央等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

■貸付金の種類

③ 天災融資法
天災融資制度
千葉県
天災融資資金
(株)日本政策金融公庫
農林漁業セーフティネット資金
農林漁業施設資金

2 中小企業者への融資

商工観光課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、市制度融資の活用を促進するとともに、復旧に必要な資金及び事業用融資の周知・啓発を図る。

■中小企業への融資制度

- ① 一般金融機関、政府系金融機関の融資
- ② 災害復旧高度化資金等の貸付
- ③ 信用保証協会による融資の保証
- ④ 災害対策緊急融資資金
- ⑤ 市中小企業資金融資制度

第3 義援金及び義援品の受付・配分

1 義援金の受け付け・配分

社会福祉課は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

保管した義援金及び県又は日赤、共同募金会から送付された義援金は、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。その際配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

2 義援品の受付・配分

議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局は、県から配分された義援品又は市が直接受け付けた義援品について、一般救援物資と同様に受け入れ、総合福祉保健センター（物資管理センター）に保管し、企画財政課及び契約管財課を通して配分する。

なお、個人等からの小口の義援品については、原則受け入れないこととし、その方針について市ホームページ等で周知する。

第2節 災害復旧事業の推進

第1 災害復旧事業の推進

県及び市は、災害復旧事業の推進にあたっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、法律に基づいて、次にあげる復旧事業を迅速に実施する。

■公共施設の災害復旧事業の種類

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 下水道災害復旧事業計画
 - ケ 公園施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上、下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他の災害復旧事業計画

第2 激甚法による災害復旧事業

県及び市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

1 激甚災害に関する調査

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続き等

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

「激甚法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ⑧ 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑨ 障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 堆積土砂排除事業 ⑭ <u>たん水</u> 排除事業
農林水産業に関する特別の助成	① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ⑦ 共同利用小型船の建造費の補助 ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ⑤ 水防資機材の補助の特例 ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

【資料編】

- ・資料 9－3 激甚災害指定基準
- ・資料 9－4 局地激甚災害指定基準

第3節 災害復興

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携することなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、障がい者等要配慮者の参画を促進する。

また、復興に当っては、単なる原状回復である「復旧」とどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組み、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 想定される復興準備計画

復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要であるとともに、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要である。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備える。

1 くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

2 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心掛ける。

3 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

4 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

第3 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、災害後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

1 防災・危機管理体制の強化

- (1) 防災対策の充実・強化
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 地域コミュニティの活性化

2 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- (1) 医療提供体制の整備
- (2) 福祉サービス提供体制の整備
- (3) 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- (4) 子育て支援サービスの提供体制の整備

3 教育分野における防災体制の充実

- (1) 教育施設の早期耐震化推進
- (2) 防災教育の一層の充実
- (3) 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

4 農林水産業の再生と発展

- (1) 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- (2) 千葉県産農林水産物の魅力発信
- (3) 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- (4) 自然災害対策の推進

5 商工業・観光業等の再生と発展

- (1) 商工業の再生及び成長支援
- (2) 観光業の再生
- (3) 就労支援及び雇用創出の推進

6 災害に強いまちづくり

- (1) 安全なまちづくりの推進
- (2) 公共土木施設の防災機能の強化
- (3) 交通ネットワークの機能強化
- (4) 上下水道施設等ライフラインの機能強化

第4編 大規模事故編

第1章 総論

第4節 基本的考え方

第1 計画の目的

1 計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地震災害、風水害等の自然災害に備えて必要な防災活動を定めたものである。しかし、近年、社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、社会的要因による大規模な事故による被害に対しても、防災対策を一層充実、強化することが求められるようになってきた。

本市においても、交通災害や危険物災害等、大規模事故災害に対する潜在的危険性がある。そこで、大規模な事故に対する応急対策を充実強化するために大規模事故編を策定する。

2 対象とする災害

大規模事故として対象となる災害は、災害対策基本法第2条第1号及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する大規模な事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものである。

なお、下記に想定されてない災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画に定められた規定を準用する。

■対象とする災害の種類

- ① 大規模火災等対策
 - ア 大規模火災
 - イ 危険物等災害
- ② 公共交通等事故対策
 - ア 航空機災害
 - イ 鉄道災害
 - ウ 道路災害
- ③ 放射性物質事故対策

第2 計画の基本方針

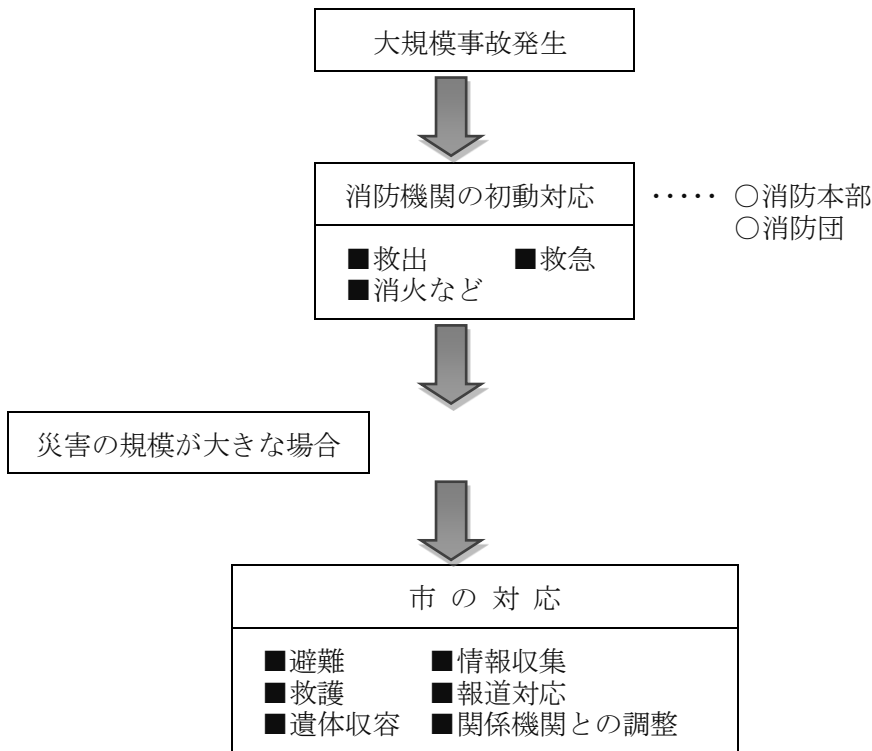
1 大規模火災等、公共交通等事故

大規模事故のうち、大規模火災等や公共交通等事故は、地震災害及び風水害と異なり、発生原因となる事象及び災害が影響する範囲が局地的であり、市域全体に甚大な被害が発生することはないといえる。

大規模事故等が発生した場合、必要となることは、一刻も早く人命を救助し二次災害を防ぐこと

である。

これらの対応については、初動対応として、消防本部及び消防団があたることとなっているが、事故の規模や影響が大きな場合、災害警戒本部（注意配備～警戒配備）又は災害対策本部（第1配備～第2配備）を設置し、必要な対策を実施する。それらの対策は、原則として、第2編 地震編 第3章 応急対策計画に準ずるものとする。



2 放射性物質事故

放射性物質事故による災害は、原子力事業所の事故や核燃料物質の運搬に伴う事故等による影響が想定される。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限、市民の生活、社会経済活動など様々な影響が及んだことから、本編に予防対策、応急対策及び復旧対策について本編「第4章 放射性物質事故対策」に定めるものとする。

第2章 大規模火災等対策

第1節 大規模火災対策

第1 基本方針

大規模な火災による多数の死傷者等の発生といった災害の対策について、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

第2 予防計画

1 火災に強い都市づくり

(1) 建築物不燃化の促進

建築物の不燃化を促進するために、次の対策を行う。

なお、詳細は、地震編 第2章災害予防計画第1節「災害に強い都市づくり」参照。

- ① 建築物の防火規制
 - ア 防火地域及び準防火地域の指定
 - イ 屋根・外壁不燃区域の指定
- ② 都市防災不燃化促進事業

(2) 防災空間の整備・拡大

延焼を防止するためのオープンスペース等、防災空間の整備・拡大をするために次の対策を行う。

なお、詳細は、地震編 第2章災害予防計画第1節「災害に強い都市づくり」参照。

- ① 良好な緑地の保全
- ② 都市公園への防災施設の整備、火災に強い樹木の植栽
- ③ 街路の整備

(3) 市街地の整備

防災上安全性の高い市街地の形成を推進するため、土地区画整理事業等を推進する。

なお、詳細は、地震編 第2章災害予防計画第1節「災害に強い都市づくり」参照。

2 消防体制の充実

(1) 火災の予防査察

火災を未然に防止するため、消防法、火災予防条例等に基づき予防査察を行う。

なお、詳細は、地震編 第2章災害予防計画第5節「消防体制の整備」参照。

(2) 建築物への防火対策

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ① 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動を実施するよう指導する。
- ② 消火、通報、避難等の実践的かつ定期的な訓練を実施するよう指導する。
- ③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備を実施するよう指導する。
- ④ 収容人員及び火気使用等に関する防火管理監督業務を実施するよう指導する。
- ⑤ 従業員等に対する防火教育を実施するよう指導する。

(3) 消防組織及び施設充実

消防職員及び消防団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

なお、詳細は、地震編 第2章災害予防計画第5節「消防体制の整備」参照。

第3 応急対策計画

事務局は、災害の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第1節「災害体制の確立」参照。

1 情報収集・伝達体制

事務局、消防班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。

2 消火・救助・救急活動

消防班は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

消防班は、救助活動及び負傷者等を救急指定病院に搬送する。事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「消防・救助・救急」参照。

3 交通規制

鎌ヶ谷警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を図る。

4 避難

事務局は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難所開設を指示する。

避難所1班～4班は、指定避難所に職員を派遣して開設する。

消防班は、避難誘導に当たっては、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第7節「避難」参照。

5 救援・救護

総務企画1班・2班は、被災者に対して食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第8節「生活救援」参照。

第4 復旧計画

それぞれの原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震編 第4章「災害復旧計画」に準ずるものとする。

第3章 危険物災害対策

第1 基本方針

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」、その他危害を生ずるおそれのある物品等をいう。

第2 予防計画

1 危険物

(1) 事業所等

消防法別表第一により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

- ① 危険物保安監督者
- ② 危険物保安統括管理者
- ③ 危険物施設保安員

(2) 市、消防本部及び県

- ① 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修等をさせるなど、危険物の規制を実施する。
- ② 監督行政庁の立場から次の予防対策を実施する。

ア 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

イ 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させるとともに、事故防止等に関する安全化について指導を実施する。

ウ 消防体制の強化

消防本部は、事業所ごとの火災防災計画を作成する。

エ 防災教育

危険物関係者及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

第3 応急対策計画

事務局は、災害の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第1節「災害体制の確立」参照。

1 情報収集・伝達体制

消防班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

事務局は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。

2 消火・救助・救急活動

消防班、消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防班は、救助活動を行い負傷者等を医療機関に搬送する。

事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「消防・救助・救急」参照。

3 交通規制

鎌ヶ谷警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

4 避難

事務局は、危険物災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。

避難所1班～4班は、指定避難所に職員を派遣して開設する。

消防班は、避難誘導にあたっては、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第7節「避難」参照。

5 危険物等による環境汚染の防止

危険物等漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第4 復旧計画

それぞれの原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震編 第4章「災害復旧計画」に準ずるものとする。

第4章 公共交通等事故対策

第2節 航空機災害対策

第1 基本方針

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して遭難者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

第2 予防計画

関係機関と連携して、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

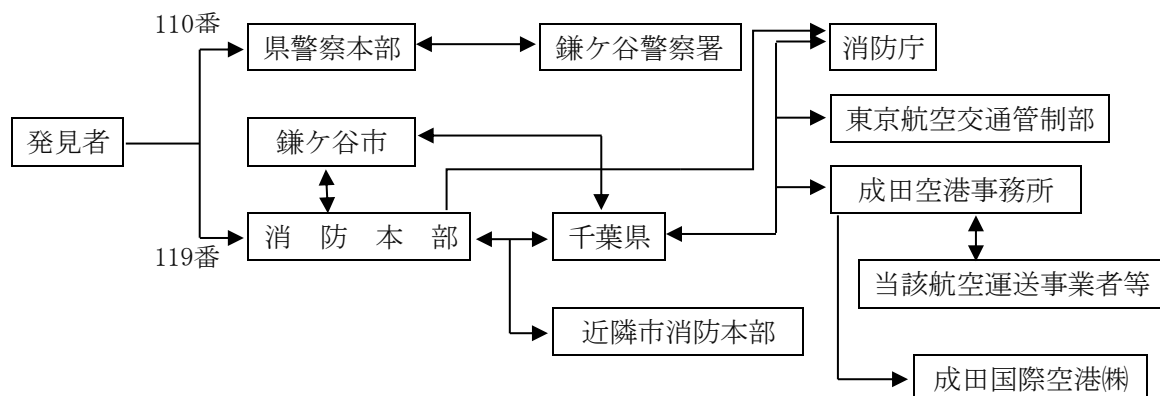
第3 応急対策計画

1 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合は、消防班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

事務局は、事故の発生について、県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。



2 消火・救助・救急活動

消防班は、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防班は、乗客、地域住民救出のため、救出班を編成し、担架等必要な資機材を投入して救出に

当てる。

衛生医療班は、災害現場に救護所を設置する。

負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部、県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームが実施するが、緊急を要する場合又は不足する場合は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院に応援を要請する。

消防班は、応急措置を施した負傷者を救急指定病院等に搬送する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「消防・救助・救急」、第6節「応急医療救護」参照。

3 遺体の収容

健康福祉1班は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第13節「行方不明者の捜索・遺体の処理」参照。

4 交通規制

鎌ヶ谷警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。

5 避難

事務局は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。

避難所1班～4班は、所管する指定避難所に職員を派遣して開設する。

なお詳細は、地震編 第3章応急対策計画第7節「避難」参照。

6 防疫・清掃

衛生医療班は、遭難機が国際線である場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃は、当該航空運送事業者等と協議し行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第12節「防疫・清掃」参照。

7 広報

秘書広報班は、広報車、防災行政無線又は報道機関等を通じて、住民等に対し次の内容の広報を行う。

■広報内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市及び関係機関が実施する応急対策の概要② 避難指示及び避難先の指示③ 地域住民等への協力依頼④ その他必要な事項 |
|---|

8 その他の支援

事務局は、県、原因者等関係機関の要請により、次のような施設の使用に協力する。

また、必要に応じて物資等の供給を行う。

- ① 関係機関の現地対策本部
- ② 被災家族の待機所
- ③ 報道機関の集合場所

第4 復旧計画

それぞれの原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震編 第4章「災害復旧計画」に準ずるものとする。

第3節 鉄道災害対策

第1 基本方針

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

第2 予防計画

1 連絡体制の整備

東武鉄道株式会社、[京成電鉄株式会社](#)及び北総鉄道株式会社と連携をとり、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

2 道路施設等の整備

道路管理者、鉄道事業者と連携して、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切の統廃合の促進等、踏切の改良に努める。

第3 応急対策計画

事務局は、災害の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

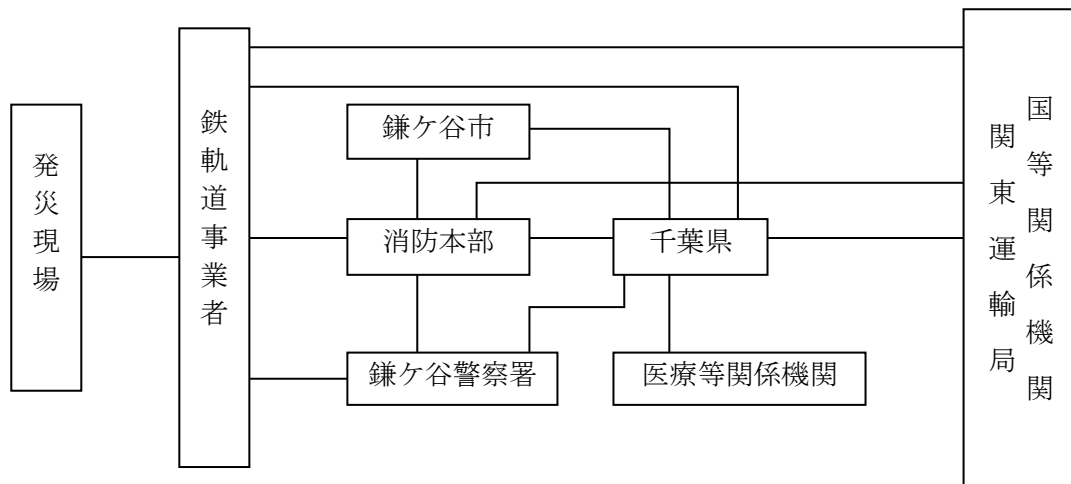
なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第1節「災害体制の確立」参照。

1 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合、消防班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

事務局は、事故の発生について、県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。



2 消火・救助・救急活動

消防班は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防班は、救助活動を行い、負傷者等を救急指定病院に搬送する。事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「[消防・救助・救急](#)」参照。

3 交通規制

鎌ケ谷警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

4 避難

事務局は、鉄道災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。

避難所1班～4班は、所管する指定避難所に職員を派遣して開設する。また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い避難所を開設する。

消防班等は、避難誘導にあたっては、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第7節「避難」参照。

第4 復旧計画

それぞれの原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震編 第4章「災害復旧計画」に準ずるものとする。

第4節 道路災害対策

第1 基本方針

市域の道路において、斜面及び擁壁の崩落、車両の衝突、車両火災及び危険物の流出により多数の死傷者を伴う道路災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

第2 予防計画

1 危険箇所の把握・改修

災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

2 資機材の保有

被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できるような体制をとる。

第3 応急対策計画

事務局は、災害の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

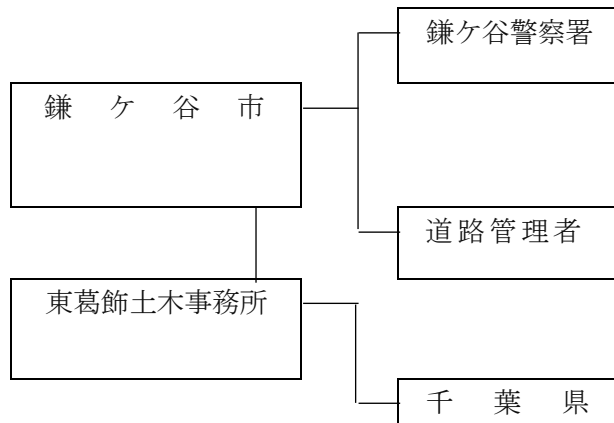
なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第1節「災害体制の確立」参照。

1 情報収集・伝達体制

消防班、都市建設2班・3班は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察、東葛飾土木事務所へ通報する。

事務局は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。



2 救助・救急

消防班は、救助活動を行い負傷者等を救急指定病院に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「消防・救助・救急」参照。

3 流出危険物等の拡散防止及び除去

原因者及び道路管理者は、流出した危険物の防除活動を行う。

4 交通規制

鎌ヶ谷警察署は、被害の拡大を防止するため交通規制を行う。

5 避難

事務局は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。避難所1班～4は、指定避難所に職員を派遣して開設する。

消防班等は、避難誘導にあたっては、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第7節「避難」参照。

6 広報

秘書広報班は、地域住民等に対し、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

第4 復旧計画

それぞれの原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震編 第4章「災害復旧計画」に準ずるものとする。

第5章 放射性物質事故対策

第1節 基本方針

核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項となっており、市及び千葉県では、放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質事故対策の経験から、放射性物質事故による影響の甚大性に鑑み、本計画に放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定めることとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとする。

また、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もこれらの動向を踏まえることとする。

第2節 放射性物質事故の想定

(1) 市内の放射性物質取扱い事業所における事故の想定

市内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はない。

(2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

(3) 県外の原子力事業所や原子力艦における事故の想定

茨城県等に立地している原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

また、原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第3節 予防対策

1 県内の放射性物質取扱事業所の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にする。

3 通信手段の確保

市は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備を図る。

4 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

(2) 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

(3) 防護資器材等の整備

市は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする化学防護服や防塵マスクなどの防護資器材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

5 退避誘導体制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。

また、特に放射線の影響を受けやすい、乳幼児、妊産婦、子ども、また、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

6 広報相談活動体制の整備

市は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに市民等からの問い合わせに係る窓口の設置や報道機関を通じ、市民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備する。

7 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

(2) 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

(3) 訓練の実施

市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

第4節 応急対策

1 災害体制の確立

市は、災害の状況に応じて災害警戒本部（注意配備～警戒配備）又は災害対策本部（第1配備～第2配備）を設置し、必要な対策を実施する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第1節「災害体制の確立」参照。

2 情報の収集・伝達体制

市は、放射性物質取扱事業所の事業者や発見者から、放射性物質取扱事業所の周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故、又は、放射性物質の事業所外運搬中の事故の通報があった場合、事故の発生について県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。

3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行う。また、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握を行い、市は、必要な協力を行う。

■緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目

- | |
|----------------------|
| ① 空間放射線量調査 |
| ② 地下水調査 |
| ③ 土壌汚染調査 |
| ④ 農林水産物への影響調査 |
| ⑤ 食物の流通状況調査 |
| ⑥ 市場流通食品検査 |
| ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査 |
| ⑧ 工業製品調査 |
| ⑨ 廃棄物調査 |

市においても必要に応じて放射線量の測定や放射線量測定器の貸出しを実施するものとし、市有施設等における測定結果については、速やかに市ホームページ等で公表する。

4 避難等の防護対策

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、国や県の指示等に基づき、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

なお、特に放射線の影響を受けやすい、乳幼児、妊産婦、子どもへの配慮（放射線の影響の少ない避難施設や避難環境の優先提供、安全な水・食料の優先提供など）が必要である。

■防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量	
	① 放射性ヨウ素による小	

	児甲状腺の等価線量 ② ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ③ プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

5 緊急輸送

県は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携のうえ、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じ、航空応援の要請を行う。

6 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、独立行政法人放射線医学総合研究所等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。市は、あらかじめ、県と連携し、医療機関との連携体制を整備しておく。

7 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部は、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、活動方針を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

8 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、県が実施したモニタリング結果などの情報を把握し、迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

(1) 広報活動

情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、市ホームページ、かがや安心eメール、SNS等により行う。

(2) 市民からの問い合わせに対する対応

市民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。

9 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は、住民の内部被ばくに対処するため、県及び国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛 乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

10 広域避難者の協議・受け入れ

災害発生のおそれがあり、市民等を安全な他の市町村に避難させる必要がある場合には、災害対策基本法に基づき、自治体間で広域避難の協議を行う。

(1) 同一都道府県内の市町村への避難（法第61条の4）

市長は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、避難指示を発令した場合におけるその立退き先を、市内の指定緊急避難場所等とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、居住者等の受け入れについて、県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

協議を受けた市町村長は、居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所等を提供しなければならない。

(2) 緊急時以外における他の都道府県の市町村への避難（法第61条の5）

市長は、要避難者を一定期間県外の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、知事に対し、当該他の都道府県の知事と要避難者の受け入れについて協議することを求めることができる。

協議を受けた都道府県知事は、要避難者の受け入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所等を提供しなければならない。

(3) 緊急時の他の都道府県の市町村への避難（法第61条の6）

市長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受け入れについて、県外の市町村の市町村長に協議することができる。

協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

第5節 復旧対策

1 汚染された土壌等の除染等の措置

県と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

2 各種制限措置等の解除

県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 被災住民の健康管理

県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 避難者への支援

市内外避難者の、子育て家庭への支援を重点的に行う。

5 風評被害対策

国や県等と連携し、各種モニタリング結果や放射性物質に関する正しい知識を、広く正確に分かりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

6 廃棄物等の適正な処理

国や県等と連携し、放射線により、汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。